博士学位申請論文

デジタル・ネットワーク社会におけるコミュニティを 支援する図書館経営

Library management to support community in the digital network society

2016年1月7日

桃山学院大学大学院経営学研究科博士後期課程

13D3101

家禰 淳一

デジタル・ネットワーク社会におけるコミュニティを支援する図書館経営

目次

1.	研	究の	背景と意義	9
	1.1	本研	开究の目的	9
	1.2	先行	亍研究レビュー1	1
	1.2	2.1	情報弱者及びデジタル・ディバイドに関する研究1	1
	1.2	2.2	デジタル・ネットワーク環境における図書館情報資源に関する研究1	4
	1.2	2.3	電子書籍に関する研究1	4
	1.2	2.4	双方向及び能動的図書館サービスに関する研究1	9
	1.2	2.5	司書育成に関する研究2	3
	1.2	2.6	図書館経営に関わる管理運営に関する研究2	3
2.	デ	ジタ	ル・ディバイドと情報弱者へのサービス2	5
	2.1	貧团	困層のデジタル・ディバイド解消2	6
	2.1	1.1	日本の貧困層に強いられる情報格差を解消する必要性2	6
	2.1	1.2	子どもの貧困と情報格差の社会問題化	3
	2.1	1.3	学校教育における学力格差の問題3	6
	2.1	1.4	貧困層の子どもに対する支援	8
	2.1	1.5	公共図書館における学習支援4	0
	2.1	1.6	子ども・子育て支援新制度による放課後支援4	4
	2.1	1.7	シティズンシップ教育4	9
	2.1	1.8	無料学習サイトの利用	1

	4	2.1.9	貧困層への図書館サービスのまとめ	52
	2.2	2 公3	立図書館における情報リテラシー	54
	2	2.2.1	情報リテラシーについて	54
	2	2.2.2	米国における情報リテラシー	55
	2	2.2.3	公共図書館における情報リテラシーの取り組み	57
3.		デジタ	ル・ネットワーク環境における図書館情報資源	59
	3.1	1 公3	立図書館での電子ジャーナル,オンラインデータベースの必要性	59
	é	3.1.1	大学図書館における電子ジャーナル	59
	ć	3.1.2	公共図書館におけるオンラインデータベース	63
	3.2	2 公美	共図書館におけるデジタル資源の利活用:地域資料のデジタルアーカイプ	pi'
	•••			64
	ć	3.2.1	デジタルアーカイブに関わる国の政策	65
	é	3.2.2	公共図書館におけるデジタルアーカイブと API	66
	ę	3.2.3	デジタル化に関する調査研究	69
4	. ′.	公共区	書館における電子書籍の利活用	71
	4.1	L 公	共図書館における電子書籍提供サービス	72
	4	4.1.1	日本における公共図書館の電子書籍提供サービス	74
	4	4.1.2	米国における公共図書館の電子書籍提供サービス	76
	4.2	2 公美	共図書館における電子書籍提供ルートの現状	78
	4.3	3 公美	共図書館の電子書籍利用実態	79
	4.4	4 DN	IP・CHI グループの図書館向けプラットフォームの分析	81
	4.5	5 電	子書籍提供サービスとコストパフォーマンス	84

	4.6	ク	ラウドコンピューティングにおける問題点	. 86
5.	Н	出版市	「場における電子書籍の動向	. 88
	5.1	市場	昜の日米比較	. 88
	5.2	米[国における垂直統合型のプラットフォーム	. 89
	5.3	米[国における読書専用端末利用の動機分析	. 96
	5.4	日々	本型の水平分業型・合従連衡型と独立型のプラットフォーム	. 98
	5.5	電-	子書籍の一般認知度と利用状況	103
6.	訇		資料と著作権及び公共貸与権の問題 	108
	6.1	米国	国におけるデジタル資料の著作権問題	108
	6.2	ク	リエイティブ・コモンズの可能性	112
	6	.2.1	CC ライセンスの特徴	113
	6	.2.2	CC ライセンスの付与状況	114
	6.3	公分	資権制度導入による可能性	116
	6	.3.1	公貸権について	116
	6	.3.2	公貸権制度導入の国際的評価	117
	6	.3.3	公貸権制度の管理	118
	6	.3.4	公貸権制度の問題点	119
7.	玉	立国	会図書館の電子図書館構想と公共図書館	122
	7.1	ノペノ	イロット電子図書館実証実験以降の成果	122
	7.2	国	立国会図書館の電子図書館構築の流れ	124
	7.3	長月	尾構想の分析	127

8.	電-	子書籍の利活用における日本政府の政策的動向	131
	8.1	電子書籍流通に関わる国の施策	131
	8.2	日本の電子書籍流通に関わる IT 戦略の停滞	133
	8.3	通信規制の問題	136
	8.4	国立図書館の日米比較	137
	8.5	各国の国立図書館の蔵書デジタル化政策	138
	8.6	電子書籍の規格フォーマットの問題	139
	8.7	電子書籍流通に関する会議での利害調整の問題点	140
9.	電-	子書籍流通に関わる図書館の課題と展望	142
	9.1	電子書籍流通の問題点整理	142
	9.1	1 電子書籍の流通が内包する問題点	142
	9.1	2 電子書籍利活用の課題とその対応のセグメント化	144
	9.2	公立図書館での電子書籍提供拡大の可能性	148
10). デ	デジタル・ネットワーク環境を活用した双方向の図書館サービスへの転換	150
	10.1	公立図書館の"learning web"事業	150
	10.2	ICT 活用に伴う就業形態の変化と図書館	152
11	. 能	活動的図書館サービスの展開(図書館 2.0)と地域産業の活性化	154
	11.1	地域産業活性化のための図書館の役割	154
	11.2	公立図書館のメイカー・スペース	155
	11.3	ビッグデータの利活用	162
	11.	.3.1 ビッグデータについて	162

	3.2 データサイエンティストと公共図書館	163
11.4	地域の活性化に役立つオープンデータの利活用	165
11.4	.1 オープンデータの日米の政策比較	166
11.4	2 オープンデータの身近な取り組み	168
11.5	デジタル・ネットワーク社会におけるオープンアクセス化の進展	168
11.5	5.1 米国におけるオープンアクセス化	168
11.5	5.2 日本におけるオープンアクセス化	170
11.5	5.3 学術情報のオープンアクセス化の実情	171
11.6	エンベディッド・ライブラリアン	173
11.7	Connected Learning	175
12. 21	世紀にふさわしい構造的コミュニティ・サービスをになう司書育成の課題	į
		176
12.1	公立図書館の業務マニュアル化と職員のスキル	176
	A 型 B B B B B B B B B B B B B B B B B B	
12.2	職員研修の限界とスキルアップの横断的取組	
		176
	職員研修の限界とスキルアップの横断的取組	176 179
13. 地方	職員研修の限界とスキルアップの横断的取組	176 179 179
13. 地方 13.1	職員研修の限界とスキルアップの横断的取組 方自治体行政と図書館行政の将来シナリオ 図書館経営の転換点	176 179 179 180
13. 地方 13.1 13.2	職員研修の限界とスキルアップの横断的取組 方自治体行政と図書館行政の将来シナリオ 図書館経営の転換点 自治体の図書館政策と評価システム	176 179 179 180 182
13. 地方 13.1 13.2 13.3	職員研修の限界とスキルアップの横断的取組	176 179 179 180 182
13. 地方 13.1 13.2 13.3 13.4	職員研修の限界とスキルアップの横断的取組 方自治体行政と図書館行政の将来シナリオ 図書館経営の転換点 自治体の図書館政策と評価システム 政令指定都市立図書館が実施した調査研究委託 図書館行政の意思決定に関わる教育委員会制度と地方自治の問題 指定管理者制度導入に伴う問題	176 179 179 180 182 183

13.	5.3 指定管理者制度導入の実態とその問題点	189
13.6	地方自治行政として地域コミュニティに寄り添う公立図書館	191
参考文献	肰	194

2011 年 1 月に筆者が勤務する堺市立図書館において、電子書籍貸出サービスがスタートした。その前年、2010 年のいわゆる電子書籍元年といわれるほど、過熱気味な電子書籍市場にいち早く参入しようと躍起になっていた出版業界の報道を数多く目にすることになる。この時点でも、日本の図書館は、紙の本を中心にしたサービスを提供してきており、電子書籍を含めた資料の電子化がこれほど急速に進むとは、ほとんど予想していなかったほどである。特に、Google ブックスの衝撃は大きく、その問題をきっかけに出版業界の現状や、学術論文のフリーアクセス化が進むアクセシビリティの利便性向上などによって、デジタル資料が、紙資料に切り替わるのはそう遠くないことを認識させられた。

この論稿執筆時の 2015 年現在,筆者は,堺市立中央図書館で勤務する中で,今の日本の公共図書館の抱える問題,その原因を探り,現在の社会状況も含め,10年後の社会状況を洞察した中で,図書館の機能として何が求められるのか,図書館が,コミュニティで生活する人たちの生活をより良い方向に変えていくことがどうすればできるのかということを,司書が真剣に取り組んでいかなければならないと痛感している。

デジタル・ネットワーク社会の進展の背景の中、日本の図書館界は、さまざまなコミュニティで生活する市民の課題解決に役立つ図書館としてのサービスの方向性を模索している状況が続いていた。

戦後日本の公共図書館は、米国型の図書館の影響を受けながら、高度経済成長期に出版業界によって形成された都市型市民の読書ニーズによって、公共図書館の蔵書構成やサービスにも反映し、労働力の集中した都市部の図書館建設と、貸出サービス、児童サービスの伸展をもたらした。ひるがえって、日本の社会状況は格差社会が進み、昨今では、貧困の連鎖の問題、子どもの貧困の問題がクローズアップされ、改めて、社会的な歪の中で、無料で情報を得ることができる図書館は、社会的に排除されてきた情報弱者に対して、何ができるのかを問われ、その解決のための専門的職員としての司書の役目について、改めて考えさせられた。

デジタル・ネットワークが進展する社会状況にあって、図書館がさまざまな連携を制度 設計し、サービスを実践していくことで、情報弱者を社会的に包摂し、コミュニティの中 で貧困の連鎖を食い止めることができるのではないか、そのことによって、コミュニティ が発展すると考え, さらに, 地域経済の活性化にもつながっていくのではないかということを論証し, 今後の日本の公共図書館の方向性を示していくことが本研究に課せられた課題である。

なお、本稿においては、第2章の情報弱者を対象にした図書館サービスに重点を置いて おり、そこに大幅な文字数を割き、そのために必要なデジタル情報資源については、章を 分割してあてている。したがって、各章において分量の差が出ていることを前置きしてお く。

1. 研究の背景と意義

1.1 本研究の目的

日本経済は、1990 年以降のいわゆるバブル経済崩壊による構造的デフレスパイラルに入っていった。政府の構造改革に伴う規制緩和、地方分権政策による地方への権限移譲などは、自治体運営にも必然的に影響を及ぼした。こうした社会状況の中で、日本の公共図書館は、管理運営形態、サービス方針等様々な変革に迫られることとなった。1970 年代以降の高度経済成長期における市民の身近にあり、気軽に貸出利用できるという図書館機能は利用を増やし、一定の成果を得たとされている1。しかし、米国における、公共図書館に求める第二の学校的な機能や、産業振興のための情報拠点という点や、連邦政府等による補助金制度2の予算的な面などの違いがある中で、ニューヨーク公共図書館をはじめ、米国の公共図書館サービスなどを参考にして、日本の公立図書館は、課題解決型サービスなどに重点を置いた図書館サービスの転換を図っていこうとした3。

米国では、出版市場の電子書籍化が進み、公共図書館でも電子書籍を含むデジタル視聴提供サービスが進む一方で、日本の資料のデジタル化は、国立国会図書館における 2009 年の大規模デジタル化とこれまでの近代デジタルライブラリー4の事業がすすめられた。同館の近代デジタルライブラリー及びデジタル化した資料の内、インターネット公開しているものは、Web からだれでもアクセスできる。後者のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料(それ以外は国立国会図書館で館内閲覧ができる)については、2014年1月1日から、申請した公立図書館でも閲覧が可能5となっている。日本における現行の

^{1 1970} 年発行の『市民の図書館』日本図書館協会 1970. により、大衆消費社会のニーズとともに、公共図書館の貸出冊数が増加し、公共図書館の館数も増えていった。貸出機能に軸足が置かれ、一定それは市民に定着していったが、多様な機能の再構築が、2000 年前後から求められることになる。

 $^{^2}$ 「図書館サービス技術法(Library Services and Technology Act)」また,博物館も含めた,「博物館図書館サービス法(Museum and Library Services Act of 2003)」がある。http://www.ala.org/advocacy/advleg/federallegislation/lsta. [引用日:2014-11-27] 3 このサービスの転換について,政策的な提言のはじめとして,日本図書館協会町村図書館活動推進委員会『図書館による町村ルネサンス L プラン 21:21 世紀の町村図書館振興をめざす政策提言』日本図書館協会,2001. が出されている。その中で,IT 活用における図書館を中心にしたまちづくりという地域と図書館の関係について言及している。このことは,根本も『理想の図書館とは何か:知の公共性をめぐって』ミネルヴァ書房,2011,p.112. において,指摘している。

⁴ 近代デジタルライブラリー .[引用日:2014-11-27">11-27]

⁵ 図書館向けデジタル化資料送信サービスについて

.[引用日:2014-11-27]

著作権法上,公共図書館での貸出用の著作権処理済ではない市場の電子書籍を購入しても, 当然のことながら,公共図書館では,利用者に貸出ができない。公共図書館が利用者に貸 出(公衆送信)するためには,図書館サーバーへの保存と図書館利用者がダウンロード(閲 覧もしくは貸出,ハードコピー)のための著作権者の許可が必要である。後述するが,本 稿執筆時の日本の公共図書館のデジタル情報を利用者に提供していくサービス,特に電子 書籍提供サービスは,ほとんど進展していない。しかし,今後,先行の導入事例と同じよ うな公共図書館の電子書籍提供システムは,導入検討中も含めて,意識的には拡大傾向に あると思われるが,さまざまな阻害要因があると考えられる。

本研究の仮説は、デジタル・ネットワーク環境の普及を背景として、公立図書館がデジタル情報の利用と提供、ソーシャルメディアの活用を通じて、コミュニティが活性化され、地域経済に好影響を及ぼすということである。検討課題となるのは、行財政が逼迫するなかで、逆に行政需要が拡大傾向にあり、所要資金の調達、タイムリーな事業実施に不可欠とされる、業務の効率化、高度な知識とスキルを備えた専門的司書をどう確保するかである。

堺市立図書館の図書館経営のあり方をケーススタディとして、うえに述べた検討課題の 実施方策を明らかにし、関係する調査、統計データ等の分析、将来推計にもとづき、仮説 の合理的成立可能性を示したい。

なお、本稿の標題や本文に頻繁に出てくるコミュニティ(community)の定義をしておかなければならない。コミュニティ(community)の訳語としては「共同社会」、「地域社会」、「地域共同社会」、「近隣社会」などがあるが、定義や概念が定まっているわけではない。「地域コミュニティ」といった場合も同様であり、一般的には地縁に基づくコミュニティのことであるが、その集団のことであったり、その社会であったりする。地域の意味や範囲も、中身があいまいに使われているところがある。『新社会学事典』(有斐閣、1993)によると、「コミュニティ:地域性と共同性という二つの要件を中心に構成されている社会をいう。」6としている。『広辞苑』(岩波書店、2008)では、「コミュニティー:①一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。共同体。②アメリカの社会学者マキーヴァー(Robert M MacIver 1882-1970)の設定した社会集団の類型。個人を全面的に吸

^{6 『}新社会学事典』有斐閣,1993,pp.478-479.

収する社会集団。家族・村落など。」7としている。また、『日本国語大辞典』(小学館,2001)「コミュニティ:村落、都市、地方など、地域性と共同性という二つの要件を中心に構成されている社会のこと。特に地縁によって自然発生的に成立した基礎社会をいう。住民は同一の地域に居住して共通の社会観念、生活様式、伝統を持ち、強い共同体意識がみられる。地域社会。共同体」8としている。国が使っている定義・概念を調べてみると、総務省(コミュニティ研究会)の未定稿9では、「「コミュニティ」を、「(生活地域、特定の目標、特定の趣味など)何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団(人々や団体)」」として用いているが、これもあくまで、この研究会の資料の中での定義である。しかし、この定義及び補足の説明を用いることで、本稿で使う「コミュニティ」もほぼ説明がつくであろう。ただし、各章で出てくるコミュニティは、地縁(地域コミュニティは少なくとも地縁に基づく)に基づくものであるのか、個別の目的を持ったものであるのか、現実のものであるのか、バーチャルなものであるのか、または、それらの複数の要素を持つのかは、文脈から個別に判断する必要がある。

1.2 先行研究レビュー

1.2.1 情報弱者及びデジタル・ディバイドに関する研究

第2章の「情報弱者へのサービス」の先行研究を見てみたい。阿部は、貧困層の子どもについて、統計分析から、貧困の連鎖解消のためのプログラムの提言、法制定に至るまでを社会政策的観点から総合的に論じている¹⁰。ただし、これは、図書館が関わった貧困の連鎖を食い止めるプログラムについて、具体的に示しているものではない。『現代の図書館』 (2012.9.) 誌上において、「特集:マイノリティサービス:社会的包摂と多様性」の特集

⁷ 新村出『広辞苑』第 6 版,岩波書店,2008,p.1055

⁸ 小学館国語辞典編集部『日本国語大辞典』第5巻(第2版),2001,p.1066

⁹ 総務省コミュニティ研究会第一回参考資料『地域コミュニティの現状と問題』(平成 19 年 2 月 7 日)

<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/community/pdf/070207_1_sa.pd>.[引用日:2014-11-27] では、つづけて、「この中で、共通の生活地域(通学地域、勤務地域を含む)の集団によるコミュニティを特に「地域コミュニティ」と呼ぶ。「地域コミュニティ」の中にも、明確な特定の目的をもっているものと、地域内の諸事項に幅広くかかわるものとがある。また、コミュニケーションの場としては、現実空間でのものと、SNS や電子掲示板などのバーチャル空間でのものがある。」としている。

¹⁰ 阿部彩『子どもの貧困』(岩波新書 1157) 岩波書店,2008. [同著者]『子どもの貧困 2:解決策を考える』(岩波新書 1467) 岩波書店,2014.

が組まれており、その中で、岩田は、1990年半ば以降の日本社会の変質に言及し、社会的 排除は、複合的な問題が絡み合い、複合的な不利の連鎖であるとし、そのプロセスとして 把握する必要があるとしている。また、米国やヨーロッパでの社会的排除から包摂に至る 手法を比較分析し、公共施設における公共空間の管理者という立場からの社会的包摂の必 要性を説いている11。小黒は、明治期以降、当時差別待遇されていた女性の図書館利用と 図書館職という職場進出について、及び、下層労働者の東京キリスト教青年会館や工場閲 覧室の実態について,さらに現代の非正規職員の問題などについて言及し,被差別部落に おける図書館の自由の問題など、差別待遇にあった人たちの図書館利用について論じてい る。須賀は、英国のブレア政権時代の社会的包摂に関連した政策を取り上げ、文化・メデ ィア・スポーツ省の公共図書館での取り組みと、職員や財源の不足の問題、その評価の困 難さについて論究し,社会的包摂と格差社会の問題に公共図書館が果たすべき役割につい て述べている12。山口は,生活が不安定で貧困状態にある山谷・釜ヶ崎の労働者の実態と, その地区の周辺住民との図書館利用を巡る問題から、福祉との関連、福祉施設内の読書コ ーナーの実態、釜ヶ崎の新今宮文庫の活動を通して見えてくる貧困労働者の図書館施設の 必要性について論じている13。本多も被差別部落と図書館について取り上げ、被差別部落 における社会的排除の実態と非識字者の社会的包摂の必要性,マイノリティに対する専門 図書館の日々の実践と努力,同和対策における図書館施設の必要性について論じている14。 情報弱者へのがん情報提供サービスについては、『図書館雑誌』(2011.1)誌上で「特集: 医療・健康情報を市民へ」という特集が組まれている。その中で、柚木は公共図書館で医 療・健康情報サービスを始めるにあたっての蔵書の構築、選書から、職員の研修体制、関 連機関との連携など、留意すべき事項をまとめ、特に外部専門機関との連携・協力関係の 必要性について論じている¹⁵。JLA 健康情報委員会では,「がんに関する冊子」の利用アン

_

ケート調査結果報告を出している16。

¹¹ 岩田正美「社会的包摂と公共施設」『現代の図書館』50(3),2012.9,pp.143-156.

¹² 須賀千絵「英国の公共図書館における社会的包摂」『現代の図書館』 50

^{(3) ,2012.9,}pp.157-162.

¹³ 山口真也「貧困と図書館」『現代の図書館』50 (3),2012.9,pp.163-174.

¹⁴ 本多和明「被差別部落(同和地区)における図書館関係施設のサービス実践例と課題」『現代の図書館』50 (3),2012.9,pp.192-198.

¹⁵ 柚木聖「医療・健康情報提供の第一歩を踏み出すために」『図書館雑誌』 105(1),2011.1,pp.17-19

^{16 「}健康情報サービスの実態および「がんに関する冊子」の利用アンケート調査結果報告」(第1報)『図書館雑誌』104(6)2010.6, pp.386-389.「同」(第2報)『図書館雑

公立図書館の情報リテラシー教育では、日本図書館協会から『情報リテラシー教育の実 践: すべての図書館で利用教育を』が出版されている17。この資料には、図書館におけるイ ンターネット利用講座、批判的リテラシーの育成、情報活用能力の育成、図書館利用教育 の方法、情報検索指導と、指導サービスの日米の比較、市民向けの情報リテラシー講座の 運営について書かれている。廣田は、米国のインターネット利用指導の状況から、日本で の可能性を探っている18。青野と余野は都立中央図書館での利用者教育の実践事例を紹介 している19。『現代の図書館』(2007.12) 誌上で「特集:情報リテラシーの育成と図書館サ ービス」が組まれており、その中で、大城は、情報リテラシーの定義を明確にして、主に アメリカの学校図書館における情報リテラシー教育を紹介し、欧米の情報リテラシー論を 引用しながら、日本の情報リテラシー教育と比較している。その上で、公共図書館の情報 リテラシー教育の必要性について論じている²⁰。小松は,大学における e ラーニングの学 習に、情報リテラシー科目を取り入れた実践例について紹介し、それによって、司書の学 習支援として、個別支援に当たるレファレンスサービス的アプローチが可能となったこと を指摘している。また、情報リテラシー科目の e ラーニングの学習について、その課題と 効果を論じている21。小林,網浜,松田は鳥取県立図書館における行政及び学校の職員へ の情報リテラシー教育による支援の実践について論じている22。高田は,情報リテラシー 教育の現状把握のため、都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館への調査を実施し、 その結果を基に、公共図書館の情報リテラシー教育の実践状況を説明し、図書館の実施に 向けた意識と利用者ニーズの高まりを指摘している23。大谷は、東京学芸大学における付

- I

誌』105(1),2011.1,pp.20-23.

¹⁷ 日本図書館協会図書館利用教育委員会『情報リテラシー教育の実践:すべての図書館で利用教育を』(JLA 図書館実践シリーズ 14), 日本図書館協会,2010.

¹⁸ 廣田慈子「公共図書館と情報リテラシー教育」『現代の図書館』37 (2),1999.6.pp.72-77.

¹⁹ 青野正太,余野桃子「都立中央図書館における利用者サポートの実践」『情報の科学と技術』61(12),2011. 12,pp. 495-500.

²⁰ 大城善盛 「情報リテラシーと図書館サービス」 『現代の図書館』45(4), 2007.12, pp. 183-189

 $^{^{21}}$ 小松泰信「情報リテラシー科目の e ラーニング化に伴う学習支援体制」 『現代の図書館』 45(4), 2007.12, pp. 190-197.

²² 小林隆志,網浜聖子,松田啓代 「図書館の活用法を伝授します!!:鳥取県立図書館の実践から 図書館は公務員・教職員の情報リテラシー向上に寄与できるか?」『現代の図書館』 45(4), 2007.12, pp. 198-204.

²³ 高田淳子「公共図書館における情報リテラシー教育の現状」『現代の図書館』 45(4),2007.12, pp.205-212.

属図書館職員による情報リテラシー教育の取り組みと、その変遷を紹介し、大学での早い時期の「学術情報の検索と活用」の習得が、学生生活にプラスになること結論付けている²⁴。鎌田は、小学生の学力低下の問題から、子ども自身の知りたい意欲を持った時に調べる技術を身に付ける必要があり、学校図書館における情報リテラシー教育の必要性を論じている²⁵。上岡と古市は、慶應義塾大学の図書館員による情報リテラシー教育の変遷と、日吉メディアセンターにおける、情報リテラシー教育の展開と、湘南藤沢キャンパスにおける情報探索法の評価と今後の課題を論じている²⁶。

1.2.2 デジタル・ネットワーク環境における図書館情報資源に関する研究

第3章の「デジタル・ネットワーク環境における図書館情報資源」に関するテーマでは、 デジタルアーカイブについては、渡邉がその作り方とデジタル化により、情報を継承して いく社会的重要性について²⁷、また、NPO 知的資源イニシアティブが「文化資源」「文化 財」についてのデジタル保存の重要性と、その理論と実際の構築から活用まで²⁸を論じて いる。MLA連携の観点から、馬場と研谷は、デジタルアーカイブの現状、課題と展望につ いて論じている²⁹。

1.2.3 電子書籍に関する研究

第4章から第9章は、公共図書館における電子書籍の利活用に関連した研究である。公立図書館での電子書籍貸出については、2010年以降、活発に議論されるようになってきた。電子書籍の市場拡大と社会的注目の高まりを背景に、2008年度、国立国会図書館は、電子書籍の動向を把握する調査研究事業を実施し、日本の電子書籍の流通から保存に関す

²⁴ 大谷朱美「教員との連携による情報リテラシー教育支援:東京学芸大学附属図書館事例報告」『現代の図書館』 45(4), 2007.12, pp. 213-219.

 $^{^{25}}$ 鎌田和宏「小学生に情報リテラシーを育てる」『現代の図書館』45(4), 2007.12, pp. 220-225.

²⁶ 上岡真紀子,市古みどり「図書館員による情報リテラシー教育:現在・過去・未来」 『現代の図書館』45(4), 2007.12, pp.226-233.

 $^{^{27}}$ 渡邉英徳『データを紡いで社会につなぐ デジタルアーカイブのつくり方』(講談社現代新書)講談社, 2013 .

²⁸ NPO 知的資源イニシアティブ『デジタル文化資源の活用 地域の記憶とアーカイブ』 勉誠出版,2011. 同編集『アーカイブの作り方 構築と活用入門』勉誠出版,2012.

²⁹ 馬場章,研谷紀夫「デジタルアーカイブから知識化複合体へ」『つながる図書館・博物館・文書館:デジタル化時代の知の基盤づくりへ』石川徹也[ほか],東京大学出版会,2011,pp.169-200.

ることまでを,アンケート調査を実施して,その結果分析に基づいて,今後の展望を模索 した『図書館調査研究リポート No.11』を出している30。その中の公共図書館と電子書籍 に関わる論旨を概観してみたい。それによると、公共図書館における電子書籍提供を2種 類に分けている。一つは所蔵資料の電子化とネットワーク公開である。この場合は,貴重 書、文庫(コレクション)等が一般的とし、これは、過去の蔵書のデジタル化であり、電 子展示物にとどまっていることを指摘している。公共図書館では、郷土資料類の電子化へ の取り組みが顕著であり、例として、岡山県立図書館の「デジタル岡山大百科」を挙げて いる。また、大学図書館では、震災記録のコレクションとして、神戸大学付属図書館の「震 災文庫」を挙げている。2 つ目は、外部提供の電子書籍の導入・提供であり、商業ベース での電子書籍提供システムである。一般的には,コンテンツの一括契約(出版社・または アグリゲーターのコンテンツサーバーへのアクセス契約)であり,例外として千代田区立 図書館による電子書籍貸出システムのケースもあるとしている。この契約は、図書館間相 互貸借とネットワーク公開ができないことを指摘している。2012年に American Library Association (ALA)は、公共図書館におけるビジネスモデルを提示した"EBook Business Models for Public Library" (August 8, 2012) を出している³¹。間柴は、公立図書館の電 子書籍貸出に関わる著作権法等の論点とその対応についてまとめている32。間部は、公立 図書館における電子書籍の導入状況を概観したうえで、その導入が進まない背景をまとめ ている。時実は,米国の公立図書館での電子書籍提供の現状を,図書館と出版社との対立 から、歩み寄りまでを、出版社の今後の条件設定等がキーポイントとなってくるであろう と予測する33。杉田は、障害者の立場からの電子書籍利用のアクセシビリティについて論

^{30 『}電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究』(図書館調査研究リポート No.11) 国立国会図書館,2009.

.[引用日:2014-11-27]

³¹ EBook Business Models for Public Library

http://connect.ala.org/files/80755/EbookBusinessModelsPublicLibs.pdf >.[引用日:2015-03-10]

³² 間柴泰治「電子書籍を活用した図書館サービスに係る法的論点の整理」カレントアウェアネス NO.319 (2014.3)

.[月|用日:2014-11-27]">1 日:2014-11-27

³³ 時実象一「米国公共図書館の電子書籍利用事情」『図書館雑誌』,107(12), 2013.12,pp. 766-768.同著者「公共図書館に電子書籍を配信する OverDrive 社」『図書館雑誌』,106(2), 2012.2,pp.108-110.同著者「米国公共図書館における電子書籍の利用」『図書館雑誌』,105(1), 2011.1,pp.46-48.

じ、また、国立国会図書館の資料デジタル化についてのアクセシビリティの問題点にも触 れている34。山崎らは日本の電子書籍市場の現状と問題点、図書館での電子書籍提供の意 義,現状,課題をまとめている35。電子書籍の国立国会図書館,都道府県立図書館,市町村 立図書館での流通システムに関わって、岡本真が一つの知のエコシステムの提唱をしてい る36。岡本が考えるのは、国立国会図書館をオペレーティングシステムとしての機能、都 道府県立図書館,政令指定都市図書館の中央館,旧帝大系大学図書館,有力市立大学図書 館をミドルウエア、市町村立図書館、新進・中堅の総合大学図書館、学校図書館をアプリ ケーションの機能として,コンピュータの仕組みに置き換えて論じている。また,国立国 会図書館の役割は、①情報・知識に関わるあらゆるデータの共通基盤をつくること、②書 誌データの一元的な作成・提供することの 2 つの機能を求めている。ミドルウエアとして の図書館は、オペレーションシステムとアプリケーションをつなぐ機能として、紙媒体資 料の保存、図書館間での貸出、専門的な調査・研究支援という3点を挙げている。アプリ ケーションとしての図書館は、社会で最も身近な情報知識への窓口としての機能を持ち、 最も重要であるとする。また、もうひとつの機能として、地域の実情に応じた情報・知識 の収集と保存、そしてその情報・知識が市民に活用され、問題解決の支援となることとし ている。岡本の言う知のエコシステムは,国立国会図書館の大規模資料デジタル化による デジタル情報資源を活用できる長尾構想のような基盤形成を考えているが,具体的な方法 論は論じられていない。さらに都道府県立図書館の役割も現在の第2線図書館としての役 割をコンピュータシステムに置き換えたものである。市町村立図書館の機能も現在のサー ビス形態と変わっているわけではない。この論理は、デジタル情報が増えることによる各 レイヤーの役割を論じたものであり、国立国会図書館のデジタル情報資源の配信と流通に 触れている。しかし,図書館について大枠の機能分化を示しているが,現在の公共図書館 の機能とほとんど変わっていない論旨である。

公共図書館と電子書籍について研究を重ねている湯浅、村上、北による「電子書籍の諸相、図書館の立ち位置」³⁷で示された論旨を見てみる。ここで示された図書館の立ち位置

³⁴ 杉田正幸「視覚障害者の電子書籍アクセスの現状と課題」『図書館雑誌』,107(12), 2013.12,pp.769-771.

³⁵ 山崎博樹[ほか]『図書館と電子書籍』教育出版センター,2012.

³⁶ 岡本真「未来の図書館のためのグランドデザイン」『ブックビジネス 2.0:ウェブ時代の新しい本の生態系』岡本真,仲俣暁生編,実業之日本社,2010.7,pp.79-102.

³⁷ 湯浅俊彦, 村上泰子, 北克一「電子書籍の諸相, 図書館の立ち位置」『図書館界』63

として、まず、電子化の波の中で図書館サービスを実践してきた大学図書館界の動向を見たうえで、次に国立国会図書館電子化事業と「長尾構想」について分析している。デジタル納本が加わることについては、著者、出版社等の権利者側へのインセンティブ付与策の必要性を指摘している。そのインセンティブについては、出版社側への税制優遇措置が必要であろうとする。保存に関しては、世界電子図書館プロジェクトなどの連携を望むとしている。流通に関しては、国立国会図書館での館内閲覧について、同時アクセス制限数が問題であるとし、市場流通への対応として、電子出版流通センターにおけるグランドデザインと持続可能性モデルの試算提示が必要であるとしている。全国図書館へのネットワーク貸出については、サンプリング方式の導入、または、配信プラットフォームと課金徴収プラットフォームを兼ねた「民業モデル」へ、国立国会図書館が移行する必要性を論じている。また、公立図書館の電子資料提供について、堺市立図書館における電子書籍貸出サービスを分析している。問題点として、①図書館間相互貸借制度の適用外となること、②汎用 PC ベースのユーザインターフェースの問題、③電子書籍のタイトル数が、書籍の流通可能な流通点数と比較した場合、あまりにも少ないことを挙げている。

湯浅は、日本における電子書籍市場の拡大と、電子書籍提供のために公共図書館の果たすべき役割を「千代田 Web 図書館」におけるモデルと長尾私案について、論じている38。 千代田の例では、『TOEIC 問題集』など、紙媒体では収集提供しにくかった書籍について、電子では、提供できることなどを挙げ、また、長尾私案の変遷も示している。そして、電子書籍の公共図書館での提供については、著作権者と出版社の激しい反発が予想されるため慎重な対応が求められるとしている。また、ボーン・デジタルと呼ばれる出版コンテンツが増えてきているにもかかわらず、その収集・保存は全く行われていないと指摘し、今後、このような出版コンテンツをどのように収集、提供していくかということが、公共図書館の大きな課題であるとしている。

公共図書館におけるオンライン資料,特に電子書籍の取り扱いに関して,湯浅は4つの選択肢に整理した39。その選択肢は,①出版社が提供する電子書籍を,それぞれの契約で,

^{(2) (}通号 359) 2011.7, pp.124-133.

³⁸ 湯浅俊彦「日本における電子書籍の動向と公共図書館の役割」

.[引用日:2011-12-23]

³⁹ 湯浅俊彦「電子資料の流通:図書館での取り扱いをめぐって」(特集・2010年度図書館学セミナー「読書・情報メディアの多様化と図書館サービス」, 開催:2010年11月21

個々の図書館が契約し、提供、②ベンダーが各出版社に働きかけ、コレクションを形成し、 それを図書館が購入して提供、③図書館がコンソーシアムを形成し、安価に電子書籍を購入して提供、④電子書籍リーダーの図書館での貸出の4点である。このうち、②は、後述する堺市立図書館のモデルであり、ベンダーのコンテンツ販売方式について、「月額固定方式」や「従量課金方式」などが検討されているとしている。ここで例示された選択肢は、 それぞれにモデルケースがあり、いずれも、現状のオンライン資料提供方法を整理したものであるため、今後の具体的な提供モデルを示したものではない。

長尾構想(長尾私案)40については、後述する。国立国会図書館のデジタル化資料の利活用については、この長尾構想における公共図書館への配信、各家庭への配信についてもモデルを提示している。

2013年12月に『現代の図書館』誌上で、「特集:電子書籍・デジタル化の課題と展望」 41が組まれている。その中で、植村は、2013年時点での、電子書籍市場の拡大傾向と、米 国市場と日本市場の比較、政策的課題と図書館の電子書籍動向を示し、図書館では、日常 利用しない人の利用促進効果を考えるべきであるとしている。また、電子図書館化は、急 務であるとしている42。福井、北沢は、電子書籍と著作権問題を取り上げ、Google Books の動向を踏まえ、フェアユース43判断の正否について、図書館での電子書籍提供に伴う著 作権問題の分析を行っている44。渡辺、石川は、電子書籍化の技術的側面から、ブックスキャナの技術動向を論じている45。井上は、米国の学校図書館の事例を基に、'Common Core State Standers'と学校図書館の関係性、米国学校図書館での電子書籍普及の実態を分析

日,会場:神戸女子大学教育センター,発表1)『図書館界』62(6),2011.3,pp.412-418.

⁴⁰ 長尾構想は、「日本出版学会 2008 年度 春季研究発表会」(2008 年 4 月 26 日、日本大学法学部)特別シンポジウム、基調講演「ディジタル図書館サービスと出版界」において、長尾真(国立国会図書館長)が示した「公共図書館の新しいビジネスモデル」が端緒である。http://www.shuppan.jp/happyokiroku/390--2010-.html . [引用日:2011-12-23]

^{41 「}特集:電子書籍・デジタル化の課題と展望」『現代の図書館』51 (4),2013.12. 42 植村八潮「電子書籍の市場動向と図書館」『現代の図書館』51 (4),2013.12,pp.197-

⁴³ 米国の著作権法 107 条が、フェアユース規定に当たる。

⁴⁴ 福井健策,北澤尚登「「電子書籍」時代における著作権の法と契約」『現代の図書館』51 (4),2013.12,pp.203-209.

⁴⁵ 渡辺義浩,石川正俊「書籍電子化技術の新展開」『現代の図書館』51

^{(4) ,2013.12,}pp.210-216.

している⁴⁶。後藤は、歴史資料のデジタル文献発見について、セマンティックウエブ、オントロジの概念から分析している⁴⁷。藤原は、国立国会図書館のオンライン資料収集制度の経緯と法改正及び現状を分析している⁴⁸。本稿執筆時の 2014 年時点での公共図書館における電子書籍導入に関して、電子出版制作・流通協議会が、日本図書館協会と国立国会図書館の協力で、2014 年 2 月から 4 月にかけて、全国自治体の中央図書館に「公共図書館の電子図書館・電子書籍サービス」調査を実施している。その中で、電子書籍サービスについて、アクセシビリティへの期待は高いが、導入予定がない図書館が多いことや、ヒト・カネの問題が大きいというような結果を明らかにしている。また、この調査をまとめ、日本の先進事例を紹介した『電子図書館・電子書籍貸出サービス:調査報告 2014』⁴⁹を出版している。その中で、電子図書館システム提供の事業者の報告と、国立国会図書館、慶應義塾大学、札幌市立図書館などの取組レポートを紹介している。この内容分析については部分的に後述する。

1.2.4 双方向及び能動的図書館サービスに関する研究

第 10 章の「デジタル・ネットワーク環境を活用した双方向の図書館サービスへの転換」 に関わっては、南が、Library2.0 の観点から、利用者が互恵的に支援し合う互助ネットワークの概念について論じている50。

第 11 章の能動的図書館サービスの展開と地域産業の活性化については、AVCC (Advanced Visual Communication Center) のライブラリーレポートに公立図書館のビジネス支援の取組51、課題解決支援サービスの動向52が考察されている。『現代の図書館』

⁴⁶ 井上靖代「米国の学校図書館と電子書籍: Common Core State Standers が与える影響の可能性」『現代の図書館』 51 (4) ,2013.12,pp.223-229.

⁴⁷ 後藤真「コンテンツの電子化がもたらす新たな情報発見の可能性:歴史資料を用いた事例を題材に」『現代の図書館』51 (4),2013.12,pp.217-222.

⁴⁸ 藤原誠「国立国会図書館におけるオンライン資料収集制度について」『現代の図書館』 51 (4),2013.12,pp.230-236.

⁴⁹ 植村八潮, 野口武悟 編著,電子出版制作・流通協議会『電子図書館・電子書籍貸出サービス:調査報告 2014』ポット出版,2014.

⁵⁰ 南俊朗「互助ネットワーク仮想図書館への構想 -Library2.0 のその先を目指して-」 『九州情報大学研究論集』九州情報大学, 11, 2009, pp.27-43,

^{52 『}地域を支える公共図書館 図書館による課題解決支援サービスの動向』高度映像情

(41(2),2003.6.) では「特集:地域に根ざしたビジネス支援事業」が組まれている。山崎は、日本における公共図書館のビジネス支援の必要性と、資源の活用実例、課題として職員の研修体制と著作権法改正の問題を取り上げている53。白沢は、浦安市立図書館におけるビジネス支援事業の詳細を論じている54。新谷は、モニター事業として SDI(Selective Dissemination of Information)サービスについて報告している55。竹田は、「札幌市図書館ビジョン」の具体化からビジネス支援の取組、資料リスト等の活用について説明している56。松本は、公共図書館におけるビジネス支援サービスの意義と必要性について論じている57。

薬袋は、地域活性化のための課題解決支援サービス、デジタル情報の活用、図書館経営について論じている58。鎌田が米国におけるコミュニティの中に組み込まれたエンベディッド・ライブラリアンについて論じている59。古橋は、米国における大学図書館のエンベディット・ライブラリアンについて紹介している60。嶋田は地域の活性化のために、東近江市立図書館の実践を踏まえた、政策的な提言を行っている61。国立国会図書館が実施した「図書館調査研究リポート No.15」で、地域活性化のための国内の図書館の取り組み、ピッツバーグ・カーネギー図書館(Carnegie Library of Pittsburgh)の取り組みなどが調査報告されている62。

報センター,2007.

⁵³ 山崎博樹「公共図書館におけるビジネス支援サービスの実際と可能性」『現代の図書館』 41(2),2003.6,pp.55-62.

⁵⁴ 白沢靖知「浦安市立図書館におけるビジネス支援事業について」『現代の図書館』 41(2),2003.6,pp.63-74.

⁵⁵ 新谷良文「SDI(選択的情報提供):北広島市図書館におけるモニター事業の報告」『現代の図書館』41(2),2003.6,pp.75-81.

⁵⁶ 武田雅史「札幌市中央図書館におけるビジネス支援: ビジネス支援資料リスト等の作成事例」『現代の図書館』 41(2),2003.6,pp.82-94.

⁵⁷ 松本功「ビジネス支援と図書館」『現代の図書館』41(2),2003.6,pp.95-100.

⁵⁸ 薬袋秀樹「地域の活性化における公共図書館の役割 」(特集 自治体図

書館とまちづくりの可能性)『地域政策研究』(52),地方自治研究機構,2010.9,pp.6-11

⁵⁹ 鎌田均「「エンベディッド・ライブラリアン」: 図書館サービスモデルの米国における動向」 http://current.ndl.go.jp/files/ca/ca1751.pdf>.[引用日:2014-11-27]

^{60 「}米国大学図書館におけるエンベディッド・ライブラリアンの調査報告」『大学図書館研究 (Journal of college and university libraries)』 (99),学術文献普及会 ,2013.12, pp.40-47.

⁶¹ 嶋田学「地域を活性化させる図書館活動とは:公共図書館政策と東近江市立図書館の実践」『図書館界』日本図書館研究会,63(1),2011.5,pp.16-23,

^{62 『}地域活性化志向の公共図書館における経営に関する調査研究』(図書館調査研究リポート No.15) 国立国会図書館, 2014.

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8649952_po_lis_rr_15.pdf?contentNo=1&a

オープンデータに関して、佐藤は、研究データの共有や再利用によるオープンアクセス 化の必要性を示し、欧米図書館における研究データサービス(Research Data Services) の関心の高まりの中, 公的資金を受けた研究データのオープンデータ化が進み, 天文学や ゲノム科学などのビッグデータを扱う比較的少数の分野においては一般的になっているが, それ以外の分野では、なかなか進まない研究データ共有についての障害要因について論じ ている63。大向は、オープンデータと図書館との関わりで、欧米のオープンデータ化の動 向や、図書館コミュニティにおける書誌データ・典拠データのオープン化が進んでいるこ とを紹介し、今後の図書館の利用支援として、「複数の情報源を組み合わせて新たな知識を 作り出すことや、利用者の情報発信を支援することが図書館のミッションになるだろう。」 と結論付けている64。佐藤は,オープンアクセスに関する政策的な動向として,国が資金 提供した研究のオープンアクセス化や NII の機関リポジトリの取り組み, JST の助成研究 のオープンアクセスの義務化などについて論じている65。オープンアクセスに関しては, 『情報の科学と技術、』60巻4号で「特集:オープンアクセス」が組まれている。その中 で、倉田は、オープンアクセスの定義、それを実現するための手段の概略を示し、実現の ためには、インターネット技術が前提となることや、機関リポジトリや、学術雑誌だけに とどまらないオープンアクセスのシステム作りによる研究,教育活動の連鎖が最終的な目 的であることを論じている66。栗山は、オープンアクセスの起源、定義、リポジトリ、OA 方針・義務化の4点に焦点を当て、関連文献をレビューしている67。佐藤と逸村は、機関 リポジトリとオープンアクセス雑誌の現状, BOAI の理念と持続可能性, 法の壁や技術の 壁への対応の問題性について論じている68。渡辺と野口は,オープンアクセスに関わって,

lternativeNo=>.[引用日:2014-11-27]

⁶³ 佐藤義則「e-Science と大学図書館:研究データサービスへの対応」『情報の科学と技術』63(9), 2013.9,pp.377-384. http://ci.nii.ac.jp/naid/110009636227>. [引用日:2014-11-27]

⁶⁴ 大向一輝「オープンデータと図書館」『カレントアウェアネス』(320), 2014.6,pp.14-16

 $^{^{65}}$ 佐藤翔「オープンアクセス政策の最近の動向」『図書館雑誌』 $108(8),\,201.8,\,pp.521-523.$

⁶⁶ 倉田敬子「オープンアクセスとは何か」『情報の科学と技術』60(4), 2010.4,pp.132-137

⁶⁷ 栗山正光「オープンアクセス関連文献レビュー:「破壊的提案」から最近の議論まで」 『情報の科学と技術』60(4), 2010.4,pp. 138-143.

 $^{^{68}}$ 佐藤翔,逸村裕「機関リポジトリとオープンアクセス雑誌:オープンアクセスの理念は 実現しているか」『情報の科学と技術』60(4),2010.4,pp.~144-150.

著作権の利用許諾の果たす役割について論じ、ライセンスの標準化や互換性の確保が重要であるとしている⁶⁹。 三根は、オープンアクセス関連の情報を効率的に収集するための重要な 10 大ツールとして、人、イベント・学会・各種委員会、Twitter、メーリングリスト・メールマガジン、ブログ、Web サイト、ソーシャルブックマーク、ニュースレター、雑誌、図書を紹介している⁷⁰。

この第 10 章と 11 章に関わって、公共図書館におけるソーシャルメディア、ソーシャルネットワークシステム (SNS) 活用については、『現代の図書館』 (2012.6.) 誌上で「特集:ソーシャルメディアが広げる図書館の『輪』と『場』」が組まれており、その中で本稿に関わるところを抜粋すると、小田は、東日本大震災でソーシャルメディアが非常に役立ったことを受け、ソーシャルメディアを「情報発信タイプ」「コミュニケーションタイプ」「情報収集タイプ」の3つに分けて、分析し、公共施設でのソーシャルメディア活用の有効性を論じている71。和知は、米国などの事例から、公共図書館でのソーシャルメディアを活用した新たなコミュニケーションのあり方を提言している72。和知は、「図書館はメッセージ」であるという概念から、図書館に対して「与えられる」メディア環境から、図書館が自ら取捨選択し「構築する」メディア環境が求められるとしている73。長谷川は、読書体験を共有するソーシャルリーディングという概念、SNSを利用した学習環境の整備について論じている74。三浦は、「アド・ミュージアム東京」(マーケティングと広告の専門図書館を設ける)の SNS の実験的導入の実践例と今後の展望について述べている75。

⁶⁹ 渡辺智暁,野口祐子「オープンアクセスの法的課題:ライセンスとその標準化・互換性を中心に」『情報の科学と技術』60(4), 2010.4,pp. 151-155.

 $^{^{70}}$ 三根慎二「オープンアクセスをウォッチする 10 大ツール」『情報の科学と技術』 60(4), 2010.4, pp. 156-161.

⁷¹ 小田順子「公共機関のソーシャルメディア活用:情報発信から情報共有・共感へ」『現代の図書館』50(2),2012.6,pp.63-71.

⁷² 田邊稔「学術コミュニケーションにおけるソーシャルメディアの活用:最新技術の動向と適用可能性」

[『]現代の図書館』 50(2),2012.6,6pp.72-83.

⁷³ 和知剛「図書館はメッセージである:図書館とソーシャルメディアのつながりを考える」『現代の図書館』50(2),2012.6,pp.84-90.

⁷⁴ 長谷川聡「ソーシャルリーディングとソーシャルラーニング」『現代の図書館』 50(2)2012.6,pp.114-120.

⁷⁵ 三浦善太郎「アド・ミュージアム東京におけるソーシャルメディアの活用事例」『現代の図書館』50(2),2012.6,pp.91-97.

1.2.5 司書育成に関する研究

第 12 章の司書育成の課題については、『情報の科学と技術』(63 巻 4 号, 2013.)で、「特集:インフォプロの自己研鑽」という特集が組まれている。井上は、インフォプロの情報の取り扱い技術と読解法、クライアントとのコミュニケーションと協調の重要性を論じている76。長島は、「ジェトロ・ビジネスライブラリー」における、実践を踏まえたビジネス情報の提供者としての、心構えとスキルを論じている77。藤井は、法情報を取り扱うにあたり、リサーチに必要な基礎知識、リサーチカを身につけるためのステップを説明している78。前田は、情報システム担当職員がその情報システムへの対応直強化と、職場抵抗についての実践的提案を行っている79。江上は、海外研修による持続的な海外のライブラリアン・専門家との人的ネットワーク形成の重要性を論じている80。秋本は日本図書館協会が実施する体系的な図書館員研修の中で、中堅職員ステップアップ研修(LIST1、LIST2)について、その効果を論じている81。

1.2.6 図書館経営に関わる管理運営に関する研究

第 13 章における図書館経営の転換点、図書館評価については、日本図書館情報学会編『図書館の経営評価:パフォーマンス指標による新たな図書館評価の可能性』中で、荻原が、ニュー・パブリック・マネジメントと図書館経営の変革について、永田が大学図書館経営と顧客評価について、池内が図書館の経済的側面からの評価について、須賀がサービスの質の評価で、SERVQUALの適用について、糸賀が図書館パフォーマンス指標とアウトカムについて、岸田が図書館パフォーマンス測定の統計的技法について、山崎は自己点検・評価のための公共図書館基準の作成と課題について、戸田は大学図書館における利用者満足度とアウトカム指標について論じている82。

76 井上真「「インフォプロ」の自己トレーニングを考える」『情報の科学と技術』63 (4),2013,pp.130-136.

⁷⁷ 長島麻子「ビジネス情報のプロフェッショナルに求められる知識と心構え」『情報の科学と技術』63 (4),2013,pp.137-140.

⁷⁸ 藤井康子「法情報リサーチの習得術」『情報の科学と技術』63(4),2013,pp.145-148.

⁷⁹ 前田朗「図書館業務で使える情報システム対応力」『情報の科学と技術』63 (4),2013,pp.149-153.

⁸⁰ 江上敏哲「海外研修のすすめ」『情報の科学と技術』 63 (4),2013,pp.154-157.

⁸¹ 秋本敏「ワンランク上をめざす司書のためのステップアップ研修:研修事業委員会の紹介」『情報の科学と技術』63 (4),2013,pp.158-159.

⁸² 日本図書館情報学会研究委員会『図書館の経営評価:パフォーマンス指標による新た

指定管理者制度については、『図書館雑誌』(2004年6月号)に特集が組まれており、その中で、倉沢は、指定管理者制度と教育基本法、図書館法との関係についてと、この制度の影響と評価について論じている83。日高は、図書館建設管理運営に関わる民間資本活用の PFI と指定管理者制度の可能性を示している84。座間は、図書館長として、委託する背景を論じ、指定管理者制度を一つの選択肢としてとらえて結論付けている85。汐崎は、委託問題について、大田区の事例から述べている86。柳は、指定管理者制度の反対論・賛成論など様々な角度からの論点を整理し、課題を洗い出し制度の改善を提示している87。小池は、2008年までの公立図書館の委託、指定管理者制度の状況を概観し、10年間の動向を調べている88。山本は、公立図書館の,業務委託、PFI、指定管理者制度などの多様なアウトソーシングについて論じ、特に指定管理者制度の問題点を洗い出している89。

な図書館評価の可能性』東京、勉誠出版,2003. 荻原幸子「ニュー・パブリック・マネジメント論と公共図書館経営論」、永田治樹「大学図書館の経営計画と「顧客評価」」、池内淳「図書館の経済価値の測定について」、須賀千絵「サービスの質を評価する方法:図書館への SERVQUAL の適用」、糸賀雅児「アウトカム指標を中心とした図書館パフォーマンス指標の類型と活用」、岸田和明「図書館パフォーマンス測定のための統計的技術」、山崎博樹「公共図書館基準の作成の取り組みと図書館評価の課題」、戸田あきら「顧客満足度及びアウトカム測定の試み:文教大学越谷図書館における利用者アンケート調査」83 倉澤生雄「公立図書館と指定管理者制度:公立図書館の設置目的から指定管理者制度

を考える」『図書館雑誌』98(6), 2004.6,pp.368-371.

⁸⁴ 日高昇治「指定管理者制度と PFI」『図書館雑誌』 98(6), 2004.6, pp.372-375.

⁸⁵ 座間直壯「図書館運営と指定管理者制度:図書館長の想うこと」『図書館雑誌』98(6), 2004.6, pp. 376-378.

⁸⁶ 汐崎順子「公立図書館の委託:大田区の事例から考える」『図書館雑誌』98(6), 2004.6, pp. 379-381.

⁸⁷ 柳与志夫「社会教育施設への指定管理者制度導入に関わる問題点と今後の課題:図書館および博物館を事例として」『レファレンス』国立国会図書館調査及び立法考査局,62(2),2012.2,pp. 79-91.

⁸⁸ 小池信彦「図書館経営とアウトソーシング」『図書館界』 61(5),2010.9, pp.400-405. 89 山本宏義「公立図書館と指定管理者制度,アウトソーシング」図書館界 60(4), 2008.11,pp.246-252.

2. デジタル・ディバイドと情報弱者へのサービス

デジタル・ディバイド (Digital Divide:情報格差) が社会的な問題となったのは,米国 商務省電気通信情報局 (National Telecommunications and Information Administration: NTIA)から出された"Falling Through the Net: Defining the Digital Divide"90(「ネット からこぼれ落ちる:デジタル・ディバイドの定義」1999年7月8日)という情報格差の拡 大についての報告書が最初であると伝えられている。デジタル・ディバイドとは、平成16 (2004)年の情報通信白書によると「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用 できる者と利用できない者との間に生じる格差」のこととされている。また,外務省の説 明では「デジタル・ディバイドとは、我が国国内法令上用いられている概念ではないが、 一般に,情報通信技術 (IT) (特にインターネット) の恩恵を受けることのできる人とでき ない人の間に生じる経済格差を指し,通常「情報格差」と訳される。」91としている。「著作 権法の一部を改正する法律案(内閣提出第73号)」92が,2014年4月4日の第10回衆議 院文部科学委員会で可決された。その時の衆議院、参議院の附帯決議に「障害者の情報ア クセス権を保障し、情報格差を是正していく観点から、障害者権利条約をはじめとする国 際条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、障害の種類にかかわらず全ての障害者が それぞれの障害に応じた形態の出版物を容易に入手できるよう,第三十七条第三項の改正 に向け、速やかに結論を得ること。」93と示された。ここでも、情報格差の解消が取り上げ られている。

情報弱者の定義として,何らかの理由で,パソコンを利用できない,デジタル情報に触れることができない人たちのことであるが,分類すると,情報入手の手段(情報機器)を

^{90 &}quot;Falling Through the Net: Defining the Digital Divide"http://www.ntia.doc.gov/legacy/ntiahome/fttn99/FTTN.pdf.[引用日:2014-11-

⁹¹ 外務省「IT 情報技術 デジタル・ディバイド」

.[号|用日:2014-11-27]

^{92 「}著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第73号)」

<http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1345237.htm>.[引用日:2014-11-27] この「著作権法の一部を改正する法律」は、第 186 回通常国会において、2014 年 4 月 25 日に成立し、同年 5 月 14 日に 2014 年法律第 35 号として公布され、2015 年 1 月 1 日施行である。

^{93 「}著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka994C
D59BF86D1E8C49257CB4002483AD.htm>.[引用日:2014-11-27] (衆議院)
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/186/f068_042401.pdf>.[引用日:2014-11-27] (参議院)

持っていない、または、通信手段を持っていないか、情報資源の入手ができない状態の人たちのことである。一般的には、低所得者層と、高齢者、障害者がこれに当たるとしている。また、情報インフラが未整備の地域の住民もこれにあたる。もう一つは、情報を得る手段を持っている、いないに関わらず、母国語が日本語でない、あるいは日本語の理解が困難な人なども必要な情報理解に難があるということで情報弱者といえるかもしれない。

2.1 貧困層のデジタル・ディバイド解消

生活困窮者や子どもの貧困の救済が喫緊の政策課題となっているように思われる。日本の公共図書館は、この社会総体にかかわる難題と真剣に向き合おうとしているだろうか。どれだけの、どのような取り組みが実施され、あるいは実施されようとしているのであろうか。さまざまな情報を得るために、公共図書館に無料で使えるパソコンの台数は、充分足りているのか。学校が終わった子どもたちの中で貧困層の子どもたちの学習をどれだけ公共図書館が支援しているのか。現状を見る限り、かなりの疑問を持たざるを得ない。

今,図書館業務のアウトソースが進み,指定管理者制度を取り入れていく地方公共団体が増える中で,経済的な圧迫から日常生活に苦しんでいる,あるいは家庭崩壊している状況に追い込まれている子どもの貧困問題について,せっかく情報を無料で得ることができる公共図書館において,行政の関連部局と連携して,真剣に取り組んでいるであろうか。

確かに、貧困層の救済は、しかるべき首長部局の所管課が対応すればいいもので、公立 図書館の守備範囲の外と涼しい顔をして許されるのかもしれない。しかし、筆者は、'コミュニティ・アンカー'たるべき公立図書館('Library as community anchor'⁹⁴)は、独自固有の立場から、この貧困問題、貧困の連鎖の解消に向けて立ち上がるべきだと考える。

2.1.1 日本の貧困層に強いられる情報格差を解消する必要性

被保護世帯数(図表 2.1.1-1) は,2012 年度統計で1,558,510 世帯となり,2008 年度からこの5年間で約1.36 倍の増加となっており,この直近5年間の推移で,その割合(図

⁹⁴ 'Library as Community Anchor'について、'The New Jersey Library Cooperative'のホームページ上で、"Libraries are safe, nurturing and inspiring places for people to meet, work, learn, grow and exchange ideas together."(ライブラリーは、人々が会い、働き、学び、成長し、アイデアを共有する、安全で、子どもを育て、人々を元気にする場所である。)としている。

表 2.1.1-2)を見ると、「傷病による(総数)」が減少傾向にあるのに対して、「働きによる収入の減少・喪失」と「貯金等の減少・喪失」が合わせて約 5 割と依然と高割合状況である。2008 年 9 月 15 日のリーマンショック以降の世界的金融危機に伴う経済不況による影響が現れている95。

生活困窮者自立支援法(平成25年12月13日法律第105号)96が成立し、2015年4月1日から施行される。同法でいう生活困窮者とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」としている。この生活困窮者に対して実施する事業(生活困窮者就労準備支援事業等)として、同法第6条に「都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。」とし、その事業として、「①生活困窮者就労準備支援事業②生活困窮者一時生活支援事業③生活困窮者家計相談支援事業④生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業⑤その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」と規定されている。生活保護費を削減した分の予算がこの事業に割り振られることになる。

また、同法の制定に先立って、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」97が、2013年度から実施されている。「生活困窮者自立促進支援モデル事業」をまとめると、図表 2.1.1-3 のとおりである。254 の地方公共団体の内、学習支援に取り組んでいるのが 5 分の 1 の 50自治体だけである。なお、2015年4月1日からは、福祉事務所設置自治体、900自治体で自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付けされることになる。自立相談支援モデル事業は必須事業であり、包括的な支援が継続的に受けられるよう、関係機関との連絡調整を実施し、各任意事業が努力義務として課せられている。

子どもの貧困に関わる内閣府の会議が、平成26年4月4日に立ち上げられ、平成27年8月で3回の会議が開催されている。その中で、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(施策の方向性)」について議題として進められているが、その会議の資料の中に

 $^{^{95}}$ 図表 2.1.1-1 及び図表 2.1.1-2 の出典は「平成 24(2012)年度被保護者調査」の統計表一覧の結果概要データ <http://www.e-

 $stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_\&listID=000001119498\&disp=Other&requestSender=search>.[引用日:2014-11-27]$

⁹⁶ 生活困窮者自立支援法<http://law.e-gov.go.jp/announce/H25HO105.html>.[引用日:2014-11-27]

⁹⁷ 平成 26 (2014) 年度生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体(2014 年 9 月 9 日現在) http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/20140909_2_26modeljichitai_1.pdf>.[引用日:2014-11-27]

'図書館'の文字が全くない。生活、学習、仕事、住まいを応援するとなっているが、そのための情報拠点として、図書館が存在していないというのが、少なくともこの会議の構成閣僚及びその事務方の認識であろう。この第 3 回会議で示された 2013 年度の母子・父子自立支援員の相談実績(図表 2.1.1-4)98を見てみると、大半が経済的支援・生活援護(59.7%)についての相談であり、就労や配偶者の暴力などを含む生活一般をはるかに上回っているのが現実である。すなわち、今目の前にある経済的な困窮状態が、彼らにとっては喫緊の問題ということになる。

子どもの貧困については後述するが、貧困の連鎖を断ち切るための事業として、子ども・若年者層を対象にした「学習支援事業」がある。これについては、平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書(2014 年 3 月)99が出されており、各事業の概要が紹介されている。子どもの貧困状況も、児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)など、重篤な環境に置かれている子どもも増えてきている。100子どもの貧困率の増加と児童虐待の増加は、密接な相関関係にある。 学習支援の参考例として、生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等を対象にした民間委託事業として、教員 OB などの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う「埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業」、福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とし、就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う「高知市高知チャレンジ塾」が紹介されている。101こうした事業は、支援

98 子どもの貧困対策会議 (第 3 回) (2015 年 8 月 28) 資料「3/13 (PDF 形式:

⁴⁷⁷KB)」 http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_3/pdf/s1-1-3.pdf>.[引用日:2015-10-21]

⁹⁹ 平成 25 (2013) 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/dl/sankoushiryou_h260630-01.pdf>.[引用日:2014-11-27]

^{100 「}全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の 平成 11 年度に比べ、平成 24 年度は 5.7 倍に増加。」(厚生労働省『児童虐待の現状』より)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf>.[引用日:2014-11-27]

¹⁰¹ 生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議資料「新たな生活困窮者支援制度 の創設」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp140520-01.pdf>.[号|用日:2014-11-27]

員(教員免許保持者)が、直接支援を要する中学生に支援するという事業である。事業主体は福祉部局と教育委員会の連携となるが、学校教育の延長線上で、こうした事業が展開される。福祉部局と教育委員会の連携であれば、社会教育、特に図書館との連携による学習支援も考えられる。支援員による図書館活用と、司書による支援活動の2通りの方法があると考えられる。堺市のこの事業の主管課は健康福祉局生活福祉部生活援護管理課である。モデル事業として堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を、生活援護管理課と社会福祉協議会を窓口にして2014年6月16日に開設し、生活困窮者など、生活や就労に困っている市民の支援にあたっている。

生活困窮者が自立するための情報収集方法として、インターネット利用環境の有無は非常に重要な鍵となる。しかし、平成 25 (2013) 年 通信利用動向調査¹⁰²によると、低所得者層のインターネット利用が少ないことが、図表 2.1.2-5 によって、明らかであり、また、情報通信機器(スマートフォン・タブレット端末・パソコンに限定)保有状況(図表 2.1.2-6)も年収 200 万円未満の低所得者層では、全体の半分近くに落ち込んでいる状況である。では、無料で使える公共図書館のインターネット接続端末の設置状況はどうであろうか。平成 25 年度の指定都市立図書館長会議での照会回答の統計(図表 2.1.2-7)では、政令指定都市全 20 市、302 館のうち、利用者閲覧用インターネット端末設置館・台数は、151 館、453 台であり、全館数の 1 館あたり平均 1.5 台(設置館 1 館あたり平均 3 台)である¹⁰³。しかし、この数値では、到底、米国の比ではない¹⁰⁴。

これまでの図書館の貧困・困窮者支援として、「図書館海援隊」プロジェクト¹⁰⁵の取り組みがある。高橋は、「労働者の直面する問題と図書館のできること:離職から再就職まで」 (作成:鳥取県立図書館 司書 高橋真太郎) ¹⁰⁶において、労働者の直面する問題に、図書

^{102 「}平成 25 (2013) 年 通信利用動向調査」

.[引用 日:2014-11-27]

¹⁰³ この統計で、「設置していない」と回答している大阪市立図書館 24 館中 1 館、神戸市立図書館 11 館中 2 館は、公衆無線 LAN サービス(横浜市、川崎市、浜松市、広島市、北九州市、熊本市も実施)を実施している。

¹⁰⁴ 米国の博物館・図書館情報サービス機構 (IMLS) が,2007 財政年度のプレスリリースで公表された米国公共図書館に関する統計によるとインターネット端末は208,000 台 (5000 人当たり3.6 台)。政令指定都市立図書館の奉仕人口が2012 年度末で約

^{26,550,000} 人, インターネット端末 453 台 (5,000 人当たり約 0.085 台) である。

^{105 「}図書館海援隊」プロジェクトについて(図書館による貧困・困窮者支援)

<http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kaientai/1288360.htm>.[引用日:2014-11-27]
106 「労働者の直面する問題と図書館のできること:離職から再就職まで」

館が離職から再就職に至る各段階でどのような支援ができるかというところを示している。 課題解決型サービスの特徴として、資料・情報の提供と、セミナーの開催が例示されている。

貧困対策として先進的な米国の状況はどうであろうか。「米国大統領経済報告 2014 年版」の「第 6 章:貧困との闘いから 50 年:進捗状況の報告」によると 1967 年以降,貧困率は 40%近く下落した要因として,「税額控除及び社会保障,栄養補助,失業保険等の政府プログラムの成果に起因する。(中略) 勤労所得税控除(EITC)及び還付可能な児童税控除(CTC)の拡張が,3,000 万人の子供を含む 1,600 万世帯が恩恵を受け,140 万人のアメリカ人が貧困に陥ることを回避した。」 107とし,税制措置が貧困対策に有効に働いていることが示されている。しかし,米国が貧困対策として実施しているのは,税制措置によるものだけではない。貧困の連鎖を断ち切るプログラムとして,各年齢層の段階に応じた,学習プログラムが組まれている。例えば,映画として知られるスティーヴ・ジェイムス監督の『スティーヴィー』で描かれたような,ビッグブラザー・ビッグシスター制度108というものが古くからあり,ビッグブラザー,ビッグシスターになる資格要件は特になく,リスクを抱えた子どもたちは,リトル・ブラザー,リトル・シスターとなる。リスクの中には,不登校や,虐待,貧困などが挙げられるが,これは,そうした子どもたちの相談相手となったり,寄り添ったりする制度のことである。その活動は,リスクを抱えた子どもたちの生活を正しく導いていくという効果を上げている。

日本では、2009年に「子ども・若者育成支援推進法」(平成二十一年七月八日法律第七十一号)が制定され、社会的に排除された青少年に対しての支援が法制化され、2014年7月「子ども・若者育成支援推進大綱(「子ども・若者ビジョン」)の総点検」報告書¹⁰⁹が「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」から出されている。この大綱を受けて、子ども・若者育成支援を各自治体が計画を立て、事業を実施していくことになるが、堺市の場合は、委託事業として NPO 法人が「ユースサポートセンター(子ども・若者総合相談センター)」

<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2010/01/05/1288525_1.pdf>.[引用日:2014-11-27]

^{107 「}米国大統領経済報告 2014 年版」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page3_000695.html

^{108 &}quot;Big Brothers Big sisters of America"

http://www.bbbs.org/site/c.9iILI3NGKhK6F/b.5962335/k.BE16/Home.htm

^{109 「}子ども・若者育成支援推進大綱(「子ども・若者ビジョン」)の総点検」報告書

http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/pdf/soutenken.pdf>. [引用日:2014-11-27]

110 (子ども家庭課)を開設している。本来は、こうした子ども・若者が社会的に包摂されるためには、学校でのターゲティングが効果的であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携と相談員による直接的できめこまかな支援が必要である。

図表 2.1.2-1:世帯類型別被保護世帯数 (1 か月平均)

出典:平成24年度被保護者調査(平成23(2011)年度までは「福祉行政報告例」)

単位:世

帯

年次	♦ 公米4-	高齢者	D. フ·Ш·Ш·	障害・傷	その他の
十次	総数	世帯	母子世帯	病者世帯	世帯
2008	1,148,766	523,840	93,408	407,095	121,570
2009	1,274,231	563,061	99,592	435,956	171,978
2010	1,410,049	603,540	108,794	465,540	227,407
2011	1,498,375	636,469	113,323	488,864	253,740
2012	1,558,510	677,577	114,122	475,106	284,902

- 注 1):総数には保護停止中の世帯も含む。(各世帯類型別の世帯数は保護停止中が含まれていない。)
 - 2) 一部自治体において集計システムの不備を修正したため、平成24年度報告分より、「障害・傷病者世帯」に含まれる「傷病者世帯」及び「その他の世帯」の数値に変動がある。

図表 2.1.2-2: 保護開始の主な理由別世帯数の構成割合

出典:平成24(2012)年度被保護者調査

(%)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
傷病による(総数)	41.9	30.2	28	27.6	26.7
急迫保護で医療扶助単給	9.8	6.4	5.2	5.2	5.1
要介護状態	0.5	0.4	0.5	0.6	0.5
働きによる収入の減少・喪失	19.7	31.6	29.6	27.8	25.7
社会保障給付金・仕送りの減少・喪失	4.5	5	5.1	4.9	4.7
貯金等の減少・喪失	17.4	20.1	24	25.4	27.6
その他	6	6.4	7.6	8.4	9.7

図表 2.1.2-3: 平成 26(2014)年度生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体の合計数(2014 年 9 月 9 日現在)

	白去杉道	任意事業					
自立指導		就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他	
地方公共団体数	254	100	38	80	50	15	

¹¹⁰ 堺市ユースサポートセンター http://www.sakaiyouth.net/>.[引用日:2014-11-27]が「15 歳から概ね 39 歳のニート状態の若者とその保護者・家族などが対象で、面接相談をもとに、利用者のニーズや状態に合わせて支援プランを策定し、必要に応じてネットワーク機関(就労支援機関、保健・医療関係機関、教育機関、地域団体等)と連携した、各機関の紹介・誘導や情報提供を行っています。」として事業を実施。

図表 2.1.2-4: 母子・父子自立支援員相談実績(平成 25 年度)

出典:子どもの貧困対策会議(第3回)(2015年8月28) 資料「3/13 (PDF形式:477KB)」

				再掲				再	曷		
		生活一般	うち 就労	うち 配偶者等 の暴力	うち 養育費	児童	経済的 支援	うち 母子寡婦 福祉資金	うち 児童扶 養 手当	その他	合計
母子	件数	201,130	71,821		7,132	70,648	440,570	291,671	92,135	22,693	735,041
寡婦	割合	27.4%	9.8%	0.0%	1.0%	9.6%	59.9%	39.7%	12.5%	3.1%	100.0%
45.7	件数	3,826	735	78	147	2,665	5,790	-	4,019	292	12,573
父子	割合	30.4%	5.8%	0.6%	1.2%	21.2%	46.1%	-	32.0%	2.3%	100.0%
合計	件数	204,956	72,556	78	7,279	73,313	446,360	291,671	96,154	22,985	747,614
行計	割合	27.4%	9.7%	0.0%	1.0%	9.8%	59.7%	39.0%	12.9%	3.1%	100.0%

図表 2.1.2-5: 所得世帯年収別インターネット利用率

出典: 平成25 (2013) 年 通信利用動向調査

(単位:%)

200	200~400	400~600	600~800	800~1000	1000
万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円以上
65.3	75.9	83.5	88.1	87.2	89.9

図表 2.1.2-6: 情報通信機器 (スマートフォン・タブレット端末・パソコンに限定) 保有状況

出典:平成25(2013)年通信利用動向調査 世帯編

<i>F</i> → 1 →	スマート	タブレット型端	パソコン
年収	フォン(%)	末 (%)	(%)
[全体]	62.6	21.9	81.7
200 万円未満	30.2	8.7	48.9
200~400 万円未満	48.6	13.9	73.6
400~600 万円未満	70.7	22	88.7
600~800 万円未満	76.1	27.9	94.8
800~1,000 万円未満	82.6	33.8	97
1,000~1,500 万円未満	86.4	38.5	98.1
1,500~2,000 万円未満	91.4	59.5	96.6
2,000 万円以上	70.7	38.4	94
不明	48.6	14.1	66.7

図表 2.1.2-7: 政令指定都市立図書館「利用者閲覧用インターネット端末設置状況」 出典: 平成 25 年度 指定都市立図書館長会議 照会回答資料 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

(/3/220 4	7,110	設置館数	設置台数	1館平均	設置館1
	館数				館
				台数	平均台数
札幌市	11	1	8	0.7	8
仙台市	7	0	0	0	0
さいたま市	23	24	65	2.8	2.7
千葉市	14	0	0	0	0
横浜市	18	18	38	2.1	2.1
川崎市	14	7	24	1.7	3.4
相模原市	4	4	28	7	7
新潟市	19	10	44	2.3	4.4
静岡市	12	12	42	3.5	3.5
浜松市	22	6	26	1.2	4.3
名古屋市	21	21	25	1.2	1.2
京都市	20	1	30	1.5	30
大阪市	24	0	0	0	0
堺市	12	8	16	1.3	2
神戸市	11	0	0	0	0
岡山市	10	4	8	0.8	2
広島市	11	12	19	1.7	1.6
北九州市	17	18	52	3.1	2.9
福岡市	11	2	6	0.5	3
熊本市	21	3	22	1	7.3
合計	302	151	453	1.5	3

2.1.2 子どもの貧困と情報格差の社会問題化

「平成 25 (2013) 年 国民生活基礎調査の概況」によると、2012 年度の子どもの貧困率が、16.3%と過去最悪となった。また、文部科学省平成 25 年度報道発表(平成 25 年 2 月 12 日)「平成 24 年度要保護及び準要保護児童生徒数について」¹¹¹によると、就学援助制度¹¹²による援助を受けている要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数は、1,552,023人、援助率(要保護・準要保護児童生徒)は 15.64%(図表 2.1.2-1)とこの 10 年間で、1.24 倍近くに悪化している。子どもの貧困対策としては、「貧困の連鎖」が社会問題とな

^{111 「}平成 24 年度要保護及び準要保護児童生徒数について 」

<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/02/1344115.htm>.[引用日:2014-11-27] 112 就学援助制度は学校教育法第 19条「経済的理由によって,就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては,市町村は,必要な援助を与えなければならない。」とされ,その対象者は,「(1)要保護者:生活保護法第 6条第 2 項に規定する要保護者。(2) 準要保護者:市町村教育委員会が生活保護法第 6条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。」とされている。

り、それを止めるために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が 2013 年 5 月に制定された。さらに 2014 年 8 月 29 日には「子供の貧困対策に関する大綱:全ての子供たちが夢と希望を持って 成長していける社会の実現を目指して」 113が閣議決定された。その大綱には都道府県はじめ地方公共団体に、子供の貧困対策についての計画の策定をすすめている。この大綱が出される 6 年前の 2008 年は、子どもの貧困元年といわれるほど、これまでほとんど取り組んでこられなかった子どもの貧困の現状がクローズアップされ、社会問題として、大きく取り扱われた年であった。しかしその救済の具体的な方策は、この大綱が出てから以降にゆだねられている。国と地方公共団体の施策として、経済的問題を常に抱えている片親家庭にあって、こうした、貧困家庭の子どもの実質的な教育の機会均等を、学校教育から離れた時間帯にどのように救済するかということが学力格差を解消していくための課題である。また、高度な教育機会を受けるためには、情報格差の解消が前提であり、そこから、貧困の連鎖を断ち切る糸口としていかなければならない。

2014年4月17日に開催された「子どもの貧困対策に関する検討会第1回議事録」によると、「構成員のお一人でもいらっしゃいます道中先生が大阪府堺市で調査した結果によりますと、この生活保護世帯で育った子どもが大人になって生活保護を受ける、いわゆる貧困の連鎖という問題が25.1%の発生率、実に4人に1人が子ども時代に生活保護を受けていたという衝撃的な調査結果がございます。」114(大山典宏氏の発言。発言の中の道中隆氏は関西国際大学教育学部教授である。)という発言が記録されている。この調査の出典は、「「子どもの貧困」最前線」(『週刊東洋経済』2008年5月17日号)115に掲載されている。こうした実態からもわかるように、貧困の連鎖が喫緊の課題であり、国と地方自治体は、計画的に具体的方策をとることが求められている。

2007年に実施された「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月) ¹¹⁶の調査に基づき,「高校生の進路と親の年収の関連について」(東京大学大学院教育学研究科大学

^{113 「}子供の貧困対策に関する大綱について」 2014 年 8 月 29

.[号]用日:2014-11-27]

¹¹⁴ 子どもの貧困対策に関する検討会」第1回議事録

^{「&}lt;a href="http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kentoukai/k_1/pdf/gijiroku.pdf">http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kentoukai/k_1/pdf/gijiroku.pdf.[引用日:2014-11-27]

^{115 「「}子どもの貧困」最前線」『週刊東洋経済』(6142), 2008.5.17, pp.46-63.

¹¹⁶ 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第 1 次報告書」(2007 年 9 月) http://ump.p.u-

tokyo.ac.jp/crump/resource/crumphsts.pdf>.[引用日:2014-11-27]

経営・政策研究センター 2009年7月31日) 117で、親の年収と高校生の進路の関係が明らかにされた。両親の年収と4年制大学の進学率は比例している(図表2.1.2-2)。また、「全国的な学力調査に関する専門家会議(第2回)」「平成25年度に実施予定の「きめ細かい調査」において、重点を置く内容について検討を行うことが必要。」とされ、「「学力に影響を与える要因」の把握・分析」を行うことが示されている。118前章でも述べたように、低所得者層のインターネット利用環境が少ないということから、低所得者層の子どもの学力向上を図るために、個人でインターネットができない子どもたちに対して、図書館では、ネット端末利用、商用データベースの利用などについて、情報リテラシーを果たしていかなければならないと考える。

図表 2.1.2-1: 要保護及び準要保護児童生徒数の推移

(2003年度~2012年度)

出典: 文部科学省平成 25 (2013) 年度報道発表 (2013 年 2 月 12 日) 資料「平成 24 年度要保護及び準要保護児童生徒数について」

年度	要保護児童生徒	準要保護児童生徒	合計 (a+b)	合計
	数(a) (人)	数(b) (人)	(\mathcal{N})	(%) *
2003	123,055	1,132,543	1,255,598	11.85
2004	130,635	1,206,192	1,336,827	12.76
2005	132,104	1,244,759	1,376,863	13.2
2006	133,705	1,277,367	1,411,072	13.58
2007	132,372	1,290,110	1,422,482	13.75
2008	131,033	1,305,128	1,436,161	13.93
2009	136,648	1,351,465	1,488,113	14.51
2010	147,755	1,403,328	1,551,083	15.28
2011	152,060	1,415,771	1,567,831	15.58
2012	152,947	1,399,076	1,552,023	15.64

^{*}公立学校児童生徒数に占める割合

^{117 「}高校生の進路と親の年収の関連について」(東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター 2009年7月31日) http://ump.p.u-

tokyo.ac.jp/crump/resource/crump090731.pdf>.[引用日:2014-11-27]

¹¹⁸ 全国的な学力調査に関する専門家会議(第2回)配付資料 資料 6:平成 25 (2013) 年度「きめ細かい調査」の検討について

 . [引用日:2014-11-27]

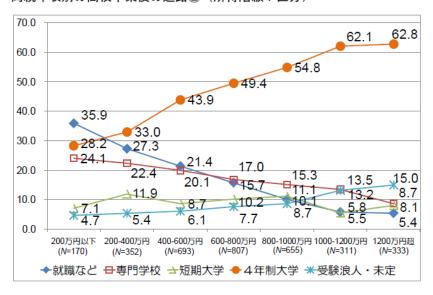
図表 2.1.2-2: 両親年収別高校卒業後の進路

出典:「高校生の進路と親の年収の関連について」(東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター 2009年7月31日)

単位%

両親年収	N	就職など	専門学校	短期大学	4年制大学	受験浪人•未定
200 万円以下	(N=170)	35.9	24.1	7.1	28.2	4.7
200万円~400万円	(N=352)	27.3	22.4	11.9	33	5.4
400万円~600万円	(N=695)	21.4	20.1	8.7	43.9	6.1
600万円~800万年	(N=807)	15.7	17	10.2	49.4	7.7
800万円~1000万円	(N=655)	10.1	15.3	10.1	54.8	8.7
1000万円~1200万円	(N=311)	5.8	13.5	5.5	62.1	13.2
1200 万円超	(N=333)	5.4	8.7	8.1	62.8	15

両親年収別の高校卒業後の進路② (所得階級7区分)



2.1.3 学校教育における学力格差の問題

日本の学校教育を'ゆとり教育'に転換させた学習指導要領は、1976年に中央教育審議会において、学習内容を削減する提言がなされ、それを受けて、小中学校が 1977年、高等学校が 1978年に告示され、全部改正されたものである。そして、小学校は 1980年度、中学校は 1981年度、高等学校は 1982年度からこの学習指導要領が施行された。この時の改正から 1971年の濃密な学習指導要領から変わって、ゆとり教育が開始された。時間的にも内容的にも、物理的に学校で教えるべき内容は、かなり軽減される一方で、学力の相対的な国際比較からの低下を招いてしまった119。しかし、1980年にカリキュラムが改正

_

¹¹⁹ 日本の教育における学力低下の問題については、この'ゆとり教育'に起因すると考えるだけではなく、批判的思考(クリティカル・シンキング: critical thinking)の今後の導入の必要性も示唆されている。例えば、楠見による「批判的思考について:これから

されるとわかると、入手できる統計である『子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告』(文部科学省 2008 年 8 月) 120 (図表 2.1.3·1) でも明らかなように、通塾率が昭和 60 (1985) 年から 10 年間の伸び率が各学年とも高くなっていることがわかる。この改正から、一斉に学習塾の業界は学校のカリキュラムを補えるビジネスチャンスとなり、学力は、学校教育ではなく、学習塾が保証するような社会状況の歪みを招いてしまった。また、通信添削の経年比較(図表 2.1.3·2) も、全体の合計で 1993 年が 11.7%、2007 年が18.7%と 7 ポイント上昇している。学習塾は、それなりに経済的なゆとりがないと通うことができない。通信添削ももちろん経費がかかる。その結果、貧困層は、学校教育で学習権が保証されず、ますます親の経済格差が、子どもの学力の格差、進学率の格差へとつながっていった。このゆとり教育は、2008 年、学習指導要領の全部改正で、小学校が 2011年度、中学校が 2012年度、高等学校が 2013年度から施行され、ゆとり教育は終焉したとされている。しかし、この格差については、何ら解消する施策を打ち出せなかったことで、今日の貧困の連鎖の問題へとつながっていると考えられる。

_

の教育の方向性の提言」(中央教育審議会高等学校教育部会平成 24 年 9 月 7 日) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/siryo/_icsFiles/afieldfile/2012/09/20/1325670_03.pdf. [引用日:2014-11-02]などが資料として出されている。

^{120 『}子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告』文部科学省 2008 年 8 月

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/__icsFiles/afieldfile/2009/03/23/1196664.pdf>.[引用日:2014-11-27]

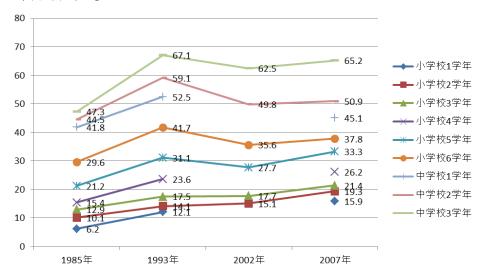
図表 2.1.3-1: 学年別にみた通塾率の経年比較

出典: 『子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告』 文部科学省 2008 年8月

(単位:%)

調査年			小堂		中学生				
	1学年	2 学年	3学年	4 学年	5 学年	6学年	1学年	2 学年	3学年
1985年	6.2	10.1	12.9	15.4	21.2	29.6	41.8	44.5	47.3
1993年	12.1	14.1	17.5	23.6	31.1	41.7	52.5	59.1	67.1
2002年		15.1	17.7		27.7	35.6		49.8	62.5
2007年	15.9	19.3	21.4	26.2	33.3	37.8	45.1	50.9	65.2

※平成 14 年の調査は、調査対象学年が限られているため、小学 $1\cdot 4$ 年生、中学 1 年生の通塾率は表示されない。



図表 2.1.3-2: 通信添削の経比較

出典: 『子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告』 文部科学省 2008 年 8 月 (単位:%)

			, , , ,
調査	至年	1993年	2007年
合	計	11.7	18.7
	計	11.7	19.5
	1学年	10.1	22.6
	2 学年	12.6	22.1
小学生	3 学年	11.2	22.4
	4 学年	12.3	19.3
	5学年	12.5	16.2
	6学年	11.4	15.2
	計	11.8	17.1
山学生	1 学年	12.2	19.4
中学生	2 学年	12	16.7
	3 学年	11.2	15

2.1.4 貧困層の子どもに対する支援

前述したとおり、学校教育における学力格差の拡大と貧困層の学力向上の保証施策が実

施されない状況で、子どもの貧困対策において、公共図書館が取り上げるべき問題は、貧困の連鎖を止めるための学習支援であり、インターネットを利用した情報格差の解消である。貧困の連鎖とは、貧困層の子どもは、成人しても同じく貧困層である確率が高いということである。学校の勉強についていけないことで、低学歴となり、そのために就職困難、収入減という貧困のスパイラルに陥ることになる。彼らは、働いてはいるが、低収入であるいわゆるワーキングプアが多く、そのため、経済的な影響として、地方公共団体の税収減ということにつながっていく。市民の収入を上げ、地方の経済を底上げし、税収を上げていくためには、こうした貧困の連鎖に何らかの対策を講じて、貧困の連鎖を断ち切らなくてはならない。そのために投入した予算は、いずれ、税収増という効果につながっていくと考えられている。

公共図書館の利用は、基本的に利用者の自由意思にゆだねられており、経済的に逼迫した、家庭的に問題を抱えていることの多い貧困層の子どもが自主的に図書館に来館するとは考えにくい。そのため、図書館に来館してもらう方法と、子どもの生活のどこかで図書館がかかわっていく方法の2通りを考えていかなければならない。

来館してもらうためには、貧困層の子どもが何に興味があるのか、何を生活の中で求めているのかを探り、それを図書館で提供していくことが最も必要であろう。

では、後者ではどの場面で子どもの貧困対策に切り込んでいくのか。まず直接かかわっている教育現場から、貧困層の子どもの実態を把握する必要がある。しかし、ただでさえ繁忙な教師が、個別に貧困層の子どもの支援に携わることは困難であり、現場に配置されているスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー121との連携によって、貧困層の子どもに焦点を絞る方法が考えられる。もう一つは放課後子ども支援における連携である。また、乳幼児サービスの取り組みとして、公立図書館で実施されるケースが多い乳幼児の定期検診、予防接種時におけるブックスタートとしての取り組みの時である。放課後子ども支援は、就学児童が対象であり、ブックスタートは、乳幼児とその保護者が対象となる。より貧困層の子どもにターゲットを絞れるのは、スクールソーシャルワーカー(ボ

^{121 「}スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」(文部科学省)

<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1312714.htm>.[引用日:2014-11-02] NPO 法人としては、「日本スクールソーシャルワーク協会」がある。その協会の定義では、スクールソーシャルワークは「子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、子どもの側に立って解決するためのサポートシステムです。」としている。
<http://www.sswaj.org/index2.html>.[引用日:2014-11-02]

ランティアと思われる方が、毎日、発達障害の児童に対して、放課後、図書館で読み聞かせをしているというケースも見受けられる。)との連携であろう。普通の生活が破たんしている、あるいは、学校教育についていけないなどさまざまな問題を抱える子どもの貧困層にとって、文部科学省が2008年度より開始した「スクールソーシャルワーカー活用事業」122があり、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在として、教育現場におけるスクール・ソーシャルワーカー(SSW)が、今後、重要な役割を果たしていくと考えられる。その活動と、図書館利用における学習活動も連携して組み込むことで、貧困層の自立のための情報格差解消の可能性がある。

2.1.5 公共図書館における学習支援

貧困層の子どもの学習支援のためには、まず、図書館に来館してもらう方法と、図書館の web サイトを利用した支援が考えられる。しかし、前述したように、貧困層の子どもたちが公共図書館に立ち寄る確率はかなり低い。まして、インターネット接続環境が家庭にないケースでは、図書館のweb サイト利用は、無料のインターネット環境を使う以外にない。後者は、図書館の利用者閲覧用インターネット端末である。

では、貧困層の子どもが来館するためには、何が必要か。彼らが求めているものを調査したものに、2011年度「親と子の生活意識に関する調査」¹²³(①母集団:全国の1996年4月2日~1997年4月1日生まれの男女(中学3年生)及びその保護者、②標本数:子調査4,000人、保護者調査4,000人)があるが、その中で、「楽しさを感じるとき」という質問(子調査)に、「学校で友だちと一緒に過ごしているとき」87.4%、「家族と一緒に過ごしているとき」53.7%、「パソコンや携帯電話をつかっているとき」48.5%となっている。公共図書館での支援として取り組む要素があるとすれば、この2位は要素が少ないが、1位は、図書館でコミュニティルームのような場の提供ができることと、特に3位の「パソコン、携帯電話」については、少なくともパソコンは図書館で用意できるサービスである。

¹²² スクールソーシャルワーカー活用事業

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/08032502/003/010. htm>.[引用日:2014-11-27]

^{123 「}親と子の生活意識に関する調査」内閣府

.[引用日:2014-11-27]

中学生のインターネット利用の興味を考えた場合、公共図書館におけるインターネット端末利用で、果たして、ゲーム使用を禁じていないところがあるだろうか。おそらく、このパソコン、携帯電話は、一つは友達とのコミュニケーションの道具、もう一つはゲームであろう。統計的な裏付けが見つからないため、推測の域を出ないが、中学生が公共図書館でインターネット端末を利用する 9割以上は、YouTube とオンラインゲームの利用である。おそらく時間の制限がなければ、一日中独占する可能性がある。

この裏付けとなるものとして、特にこちらも貧困層を対象にしたものではない(高校生の抽出には学校の偏差値を考慮してサンプル抽出している)が、2014年のベネッセ教育総合研究所のアンケート調査結果124(図表 2.1.5·1)がある。それによると、中高生のインターネット利用率が高い内容は、中学生では 1 位が「動画サイト(YouTube など)を見る」93.3%、2 位が、「情報を検索して見る・読む」93.2%、3 位が「ゲームをする」64.2%であり、高校生の 1 位が「情報を検索して見る・読む」97.2%、2 位が「動画サイト(YouTube など)を見る」95.7%、3 位が「チャットをする(LINE など)」90.1%であった。高校生の「ゲームをする」は63.1%でこちらは6 位であった。いずれも動画サイト閲覧と情報検索が上位にあり、中学生は、メールやチャットよりもゲーム、高校生はゲームよりもメールやチャットが上位であった。このことから、インターネットにおける興味は、情報探索以外では、中学生がビジュアルな動画とゲーム、高校生がコミュニケーションである。

しかし、この興味の域を利用してでも、貧困層の子どもを図書館で拾っていき、そこから、図書館で多様な情報を得られる方法のリテラシーへと導いていく方策が、貧困の連鎖を食い止める一つとなるのではないだろうか。公共図書館は、こうした無料動画とゲーム利用の青少年について、一歩働きかけをしているであろうか。その、次の段階が重要な鍵となる。ここで当然問題となるのが、こうした利用者が、すべて貧困層ではないということである。したがって、貧困層の子どもを図書館に向かわせる一つの方法ということで、彼たちも含めての図書館利用支援にならざるを得ない。

では、相対的に貧困層の子どもが利用する確率が高いであろう、放課後子ども支援との

 $^{^{124}}$ ベネッセ教育総合研究所『中高生の ICT 利用実態調査 2014 』調査テーマ:中・高校生の ICT メディアの利用実態と意識,調査方法:学校通しの質問紙による自記式調査,調査時期: 2014 年2月 2 7月、調査対象:中学 2 7年生~高校 2 7年生 合計 2 9,468人(有効回答数)中学生 2 3,203 名(2 37日、高校生 2 56年(2 57日)

-[引用日:2015-1-13]

連携を考えてみたい。放課後子ども支援の前に、地域コーディネーターによる、学校・家庭・地域の連携協力推進事業がある。そこで多様な教育支援が実施され、その一環として、放課後子ども総合プランが位置づけられる。「放課後子ども総合プラン」125に盛り込まれている"放課後児童クラブ"と"放課後子ども教室"の一体的な実施は、地域の実情に応じてとされているが、特に、放課後子ども教室は、学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等を活用した様々な活動とされており、活動の場所は、多様な設定ができる。もちろん、学習支援・宿題支援として、学校図書館、公立図書館は十分活用できる。ここで、中心的な役割を果たすのが、教育活動推進員である。この教育活動推進員が学習や活動のプログラムを実施するのであるが、例えば、放課後子ども教室に登録した人たちの活動の場として、図書館の一室を使ったパソコンルームで、情報リテラシー教育を実施したり、図書館の資料を使った調べ学習を実施したりするプログラム作りに対して、図書館も企画作りに携わることが可能であろう。

ただし、よくこうした放課後子ども支援で問題にされるのが、いわゆる「小1の壁」 126 といわれるものであろう。「小1の壁」とは、小学校1年生になれば、学童保育などで預かってもらえる時間が限られてしまい、働いていて夜遅くにしか家に帰れない保護者にとっては、その間、どこにも預けることができないため、子どもの安全に問題があるというものである。学童保育の補助金は夜 19 時までとなっており、その補助金設定で時間が組まれるということになる。小学1年生の場合は、学校が終わる時間も早いため、民間の学童保育に預けるとなると、かなり高額(週5日で月額約5万円前後が一般的)となる。しかも19時を超えると基本料金外になる。もちろん、行政の手も回らず待機児童が多いことも問題となっている。貧困層にとって、民間の保育に預けることは、まず費用面から困難

[「]放課後子ども総合プラン」 http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyouka/0000054031.pdf.[引用日:2014-11-27]

^{126「}日本再興戦略:未来への挑戦」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)の中で、「放課後児童クラブ等の拡充」として、「いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019 年度末までに 30 万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。」とうたわれている。また、「「小1の壁」打破へ、学童保育変わらなきゃ」(日本経済新聞 2014 年12 月 10 日夕刊)の記事に、子ども・子育て支援新制度で、自治体の責任が明確になり、先行する地域の保育充実の実態が掲載されている。また、「くらしと政治: 2014 衆院選3 子育て新制度の財源確保に暗雲」(毎日新聞 2014 年 12 月 11 日朝刊)の記事で、政府の消費税 10%の先送りにより、子ども・子育て支援新制度の財源確保が難しくなっている状況が掲載された。

であり、学習の保障以前に子どもの安全すら保障されない現実がある。そのため、子ども・ 子育て支援新制度による行政の責任と、それと連携した、図書館での子どもの学習保障を 具体的に実践していかなければならないのである。

放課後学習に直結した事業との連携以外にも、日々の貧困生活に追われている人にとっては、子育でに関する悩みや情報を得る手立てすらわからない場合が多い。行政では、子育で支援に関わる事業がいくつか用意されており、図書館でも子育で支援コーナーの設置や講座を開催しているところがある。また、これも、放課後子ども総合プランの一環であるが、学校支援に必要なボランティアをコーディネートし、派遣する組織として、'学校支援地域本部127'がある。そこで、図書館ボランティアも対象となる。しかし、筆者の知る限りでは、この連携で、退職した図書館司書が、ボランティアとして学校での放課後学習支援のために学校図書館で活動しているケースの情報がない。図書館と関係するステークホルダーとしてのボランティアは、児童サービスにかかわるボランティアと、図書館サポーターといわれる方で、それぞれに活躍されていることは事実であるが、学習支援や、情報リテラシー支援の活動はケースとして少ないのではないだろうか。

^{127 「}学校支援地域本部に関すること」 (文部科学省)

<http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/004.htm>.[引用日:2014-11-02] 平成 18年に改正された教育基本法の、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定を具体化する方策の一つ。

図表 2.1.5·1: インターネットの利用内容と頻度 (「利用している」割合) 出典: ベネッセ教育総合研究所 『中高生の ICT 利用実態調査 2014』

単位%

								甲位%
		中学	生			高校	生	
	ほぼ	週に1~4回	月に1~	合計	ほぼ	週に1~4回	月に1~	合計
	毎日	ぐらい	2回以下	一計	毎日	ぐらい	2回以下	行訂
メールをする(LINE は含めない)	15.4	29.0	18.8	63.2	11.2	32.2	36.6	80.0
チャットをする(LINE など)	45.7	13.2	3.3	62.2	67.3	20.4	2.4	90.1
Twitter をする	15.3	8.4	4.4	28.1	40.7	12.3	3.9	56.9
SNS	7.7	7.5	7.2	22.4	4.6	7.1	8.7	20.4
SNS(mixi・Facebook など)をする	1.8	3.1	5.7	10.6	1.4	2.5	5.6	9.5
自分のブログやホームページを作成・	20.0	49.5	100	02.2	97.5	E9.7	155	05.7
更新する	32.9	43.5	16.9	93.3	27.5	52.7	15.5	95.7
動画サイト(YouTube など)を見る	31.4	44.6	17.2	93.2	39.9	48.4	8.9	97.2
情報を検索して、見る・読む	20.8	30.8	16.8	68.4	33.4	42.3	13.2	88.9
関心のあるサイトに	4.1	7.8	0.0	90.0	7.0	11 1	0.4	97 F
直接アクセス(接続)して見る・読む	4.1	1.8	9.0	20.9	7.0	11.1	9.4	27.5
匿名掲示板(2 ちゃんねるなど)を見	26.9	00.7	140	64.2	27.2	99.7	12.2	63.1
る・書きこむ	26.9	22.7	14.6	64.2	21.2	23.7	12.2	65.1
ゲームをする(オンラインゲーム・ソー	8.7	11.6	14.2	34.5	7.8	10 5	13.6	34.9
シャルゲーム)	8.7	11.6	14.2	34.3	1.0	13.5	13.6	34.9
電子書籍(小説など)や電子コミック(マ	16.6	99.9	20.9	60.8	13.7	21.4	20.1	55.2
ンガ)を読む	16.6	23.3	20.9	60.8	13.7	21.4	20.1	99.2
インターネットで商品を買う(有料のダ	1.9	2.5	25 5	39.9	1.9	2.5	44.7	49.1
ウンロードも含む)	1.9	2.5	35.5	39.9	1.9	2.5	44.7	49.1

2.1.6 子ども・子育て支援新制度による放課後支援

2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」128が本格稼働すると喧伝されている。このれは、2012年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことである。ポイントとして、「1.認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設2.認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)3.地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実」129があげられている。この3番目のポイントについて、「地域子ども・子育て支援事業」と公立図書

^{128 「}子ども・子育て支援新制度」

.[引用日:2014-11-27]

^{129 「}子ども・子育て支援新制度 制度の概要」

.[月]用日:2014-11-27]

館,学校図書館との連携が考えられる。堺市の所管課は子ども育成課,保育運営課,保育推進課,学校環境整備室である。堺市は 2014 年度から地域子育て支援拠点事業として,高島屋・株式会社ボーネルンド・厚生労働省大阪労働局と 4 者で基本協定書を締結し,「キッズサポートセンターさかい」130として堺タカシマヤ 9 階において官民共同の事業を展開している。堺市立図書館は,「つどい・交流の広場」の中の「えほんの森」の児童書の選定と購入(予算は子ども育成課)を支援し,読み聞かせは,地元のボランティアグループが活動している。図書館は,今後もこの事業と連携していくことで,地域の子育て支援に貢献できる。

子どもの放課後の健全な生活を送れるような支援と学習支援131については、堺市の場合、 放課後子ども支援課が主管課となる「放課後児童対策」132として,「のびのびルーム」(負 担金:月額8,000円(減免制度あり)),「堺っ子くらぶ(放課後子ども総合プランモデル事 業)」(負担金:のびのびコース・月額 8,000円(減免制度あり) すくすくコース・月額 4,000円(減免制度あり)),「美原放課後児童健全育成児童会(美原区の児童対象)」(負担 金:月額4,000円)「放課後ルーム」(負担金:月額4,000円)を実施している。それぞれ、 月額有料であるが、別途間食代、保険料が発生するところもあり、減免制度もある。堺市 立図書館は、のびのびルームなどに団体貸出を実施し、おはなしボランティア、読み聞か せボランティアもこれと連携して活動している。特に「放課後ルーム」は、堺市放課後子 ども支援課によると「小学校の図書室、体育館、多目的室等を共用利用して、放課後等に 学習アドバイザーや指導員による基礎的・基本的な知識や技能の習得を支援する」として いる。この事業は、学校図書館を使っての宿題支援などが含まれておりこれまでの放課後 児童対策から一歩進んだ感があるが、小中一貫校 2 校を含めて、小学校全 93 校のうち、 2013 年度は 15 校, 2014 年度は 14 校(「堺っ子くらぶ」 1 校を除く)で,実施は 15%の 小学校区であり、また、対象は4年生から6年生の児童となっており、生活や学習の習慣 づけが最も重要な時期である幼児から低学年の支援が課題であったが、2015年度からの

¹³⁰ キッズサポートセンターさかい tml>.[引用日:2014-11-27]

¹³¹ 文部科学省と厚生労働省が, "School Home community" (<http://manabimirai.mext.go.jp/>.[引用日:2014-11-27]) を立ち上げ, 放課後子ども支援事業の調査研究, 各地の取組, ボランティア活動の紹介をしている。

^{132 「}放課後児童対策」

http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/kakushu/houkago_taisaku/houkago.htm l>.[引用日:2014-11-27]

びのびルームの対象は、「小学校1年生から6年生までの留守家庭児童優先」とされた。

堺市における「子ども・子育て支援新制度」に対応した計画策定のために、2013 年 10 月 (就学前児童) と 2014 年 2 月 (就学児童) に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」¹³³を実施している。その中で、「子育てをする上で、周囲からあれば良いサポート/就学児童」(図表 2.1.6·1)についての質問で、ひとり親家庭で最も多いのが「相談体制について」24.1%、次いで「一時預かりや病児・病後児預かりについて」が 22.4%であり、ここは核家族世帯とほぼ同じような結果であるが、特徴的なところが「経済的な負担の軽減」 13.8%が核家族の 2 倍、「市への要望について(安全確保、放課後支援)」12.1%が核家族に比べて多い。この調査から、ひとり親家庭において、経済的な負担軽減は上位であることが予測できるが、「放課後児童クラブやのびのびルームやすくすく教室について」が相対的に少ない。それにもかかわらず、放課後支援の要望が多い。これはその支援についての経済的負担が問題であるのか、または、そのサービスの認知度が低いかのどちらかではないかと想定される。ひとり親家庭は、経済的に困窮しているケースが多く、子どもを安全に預けられるところが必要である。最も、望まれるのは、無料で、放課後預かってくれるところであろう。さらにその支援サービスに加えて、学習支援も付加価値としてあれば、貧困の連鎖をくい止める可能性があるのではないだろうか。

放課後児童健全育成事業は、「児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が 労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童 (放課後 児童) に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、そ の健全な育成を図る」¹³⁴とされている。この事業の指導員の資格要件も定まっておらず、 各自治体により様々な呼称で、要件についても様々である。この事業に基づく放課後子ど も支援は、2007 年度から始まっている国の施策の「放課後子ども総合プラン」によって、 補助金交付対象事業となっている。しかし、最も問題となるのは、こうした有料のサービ

^{133 「}子ども・子育て支援に関するニーズ調査」調査地域 : 堺市全域, 調査対象: 堺市内在住の「未就学児」がいる世帯・保護者(就学前児童調査) 3,500 人。堺市内在住の「小学生」がいる世帯・保護者(就学児童調査) 3,000 人。調査期間: 平成 25 年 10 月 11 日~31 日(就学前児童), 平成 26 年 2 月 3 日~17 日(就学児童) <調査方法>就学前児童調査:住民基本台帳を基に就学前児童がいる世帯を無作為抽出し, 郵送配布・郵送回収。就学児童調査:住民基本台帳を基に就学児童がいる世帯を無作為抽出し, 郵送配布・郵送回収。

¹³⁴ 厚生労働省「放課後児童健全育成事業について」

.[引用日:2014-11-27]

スを受けることができない、あるいは、そうした行政サービス、手続きを知ることができ ないほど経済的に逼迫した家庭であり,そのきめ細かな政策提言が望まれるところである。 文部科学省がお茶の水女子大学に委託した調査研究,「平成25年度 全国学力・学習状況 調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」 (2013年3月28日) 135 によると、図表 2.1.6-2 でも明らかなように、低所得、両親(あ るいは片親)が低学歴の層の教育的関心の低さと,子どもの学力との相関関係が明らかと なっている。また、図表 2.1.6-3 でも示されているように、低所得者層の中で、図書館をよ く利用する子どもの学力が高くなっている。無料で利用できる公立図書館が直接こうした 子どもの貧困層を対象に放課後の学力対策、情報リテラシー教育を担うことで、貧困層の 学力格差を少なくしていくことができる。しかし、小学校、中学校の場合、校区に公立図 書館がないというケースがほとんどであるということが、課題として残る。したがって、 最も有効な放課後の児童の学力保障は、学校図書館の効率的な活用と公立図書館の連携で あろう。こうした、連携のためには、学校図書館には学校司書が必置であり、少なくとも、 指導的立場にある司書教諭の資格保有者か、司書資格を持った教育委員会の正規職員でな ければ、おそらく有効な活用はできないであろう。さらに、放課後子ども対策として、学 校図書館が核になる必要がある。公立図書館の司書が、資料的、人的バックアップを図る 必要があり、横断的に学校司書と連携できるためには、放課後カリキュラムを組める制度 作りが必要である。

これらのサービスを展開するため、既存の公立図書館に常駐の職員だけでは、外に出て行って実施するには、人的な配置の面で困難である。しかし、経験が豊富な退職した司書や司書教諭の再任用制度¹³⁶による人材活用により補完できると考える。

^{135 「}平成 25 年度 全国学力・学習状況調査 (きめ細かい調査) の結果を活用した学力 に影響を与える要因分析に関する調査研究 |

http://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren_chousa/pdf/hogosha_factorial_experiment.pdf.[引用日:2014-11-27]

¹³⁶ 定年退職等により、一旦退職した者を1年以内の任期を定めて改めて、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができる制度(地方公務員法第28条の4,第28条の5,各地方自治体の再任用に関する条例)。(「再任用制度と「雇用と年金の接続」の概要」より

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/084/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2012/06/28/13229081.pdf>.[引用日:2014-11-27])

図表 2.1.6-1: 子育てをする上で、周囲からあれば良いサポート/就学児童(堺市調査)

単位:%

	全体 [N=417]	三世代 [N=3]	核家族 [N=354]	ひとり親 家庭 [N=58]	不明・ 無回答 [N=2]
学校に関すること (学習能力, 教員の質)	7.0	0.0	7.3	5.2	0.0
経済的負担の軽減	7.7	33.3	6.5	13.8	0.0
子どもの遊び場(公園など室外)	5.5	0.0	6.5	0.0	0.0
子どもの遊び場 (室内)	4.1	0.0	4.8	0.0	0.0
仕事と子育ての両立支援	4.6	33.3	4.0	6.9	0.0
放課後児童クラブやのびのびルームやすくす く教室について	11.5	33.3	12.1	6.9	0.0
一時預かりや病児・病後児預かりについて	25.2	0.0	26.0	22.4	0.0
相談体制について	23.7	0.0	24.0	24.1	0.0
市への要望について(安全確保、放課後支援)	7.7	0.0	7.1	12.1	0.0
ファミリーサポートや見守り等地域との関わりについて	7.9	0.0	7.9	6.9	50.0
その他	28.1	0.0	26.8	36.2	50.0

図表 2.1.6-2:家庭の社会経済的背景(SES)と子どもの学力

出典:「平成25年度 全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」より

※家庭の社会経済的背景(SES): 保護者に対する調査結果から、家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した指標。当該指標を四等分し、Highest SES、Upper middle SES、Lower middle SES 、Lower middle Middle

単位%

	国語A	国語 B	算数A	算数 B	国語A	国語 B	数学A	数学B
Lowest SES	53.9	39.9	68.6	47.7	70.7	59.8	54.4	31.5
Lower middle SES	60.1	46.1	75.2	55.1	75.2	66	62	38.8
Upper middle SES	63.9	51.4	79.2	60.3	78.6	70.3	67.5	44.9
Highest SES	72.7	60	85.4	70.3	83.6	76.7	75.5	55.4

図表 2.1.6-3: 「子どもと一緒に図書館にどれくらい行くか」と学力の関係 (Lowest SES のみ) 出典: 「平成 25 年度 全国学力・学習状況調査 (きめ細かい調査) の結果を活用した学力に影響を与える 要因分析に関する調査研究」 ※A 層は高学力層

単位%

		算数				数学	≱B	
	A層	B層	C層	D層	A層	B層	C層	D層
月に1回以上	8.7	8.4	6.9	4.4	3.5	3.5	1.9	2.1
2~3カ月に1回程度	10.6	10.0	8.1	9.3	5.2	4.4	4.2	3.8
半年に1回程度	15.6	13.0	12.6	9.7	8.3	7.7	6.2	4.9
1年に1回程度	15.2	14.1	13.9	13.0	13.5	9.4	8.4	7.4
2~3年に1回程度	4.6	5.4	5.3	5.5	6.1	6.4	5.9	4.9
ほとんど行かない	31.0	33.6	34.6	36.9	46.4	50.1	49.3	48.7
行ったことがない	11.2	14.1	15.4	17.0	14.4	15.9	21.7	24.7
近隣に図書館がないため 行くことができない	3.0	1.3	3.2	4.3	2.5	2.7	2.4	3.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2.1.7 シティズンシップ教育

市民社会の中で、生活していく上でのスキルを身に着ける教育としいて、シティズンシップ教育¹³⁷⁾が挙げられる。シティズンシップ教育の定義は、「社会の構成員としての『市民』(citizen)が備えるべき『市民性』(citizenship)を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参画に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得させる教育」¹³⁸であるとされている。1980年代以降のグローバル化の進展の中で、多民族が共生して暮らす社会へと変わってきている。市民社会の構成員が変わってきた社会状況を受け、コミュニティに包摂されるための新たな構成員教育が必要となってきている。そうした、課題解決のための教育がシティズンシップ教育であり、英国の市民教育(Citizenship Education)が特に有名である。貧困層の子どもたちにとって、特に学校での排除の問題が深刻である。学力的なことだけではなく、生活習慣としても、排他的な位置にさらされるケースが多い。こうした貧困層の子どもたちの社会的包摂を目的とした場合、市民社会の構成員としてその必

 $^{^{137)}}$ もともと,2002年のイギリスにおけるシティズンシップ教育が始まりとされるが,1998年 9 月 22 日に発表された「シティズンシップ教育のための諮問委員会」最終報告 'Education for citizenship and the teaching of democracy in schools'(通称:クリック・レポート) http://dera.ioe.ac.uk/4385/1/crickreport1998.pdf>.[引用日:2014-11-02] にその定義を見ることができる。日本のサイトとしてシティズンシップ教育推進ネットがある。 .[引用日:2014-11-02]

¹³⁸ 今野喜清,新井郁男,児島邦宏『学校教育辞典』(新版)教育出版, 2003, pp.367-368.

要な資質,スキルを身に着けさせることがシティズンシップ教育に課せられている。この 社会的包摂は、日本の学校教育の公民教育で十分とは言い難い面がある。学校教育の中で はなく,むしろ,社会教育として,公共図書館が積極的なシティズンシップ教育の担い手 とならなければならないのではないだろうか。貧困層の子どもが、学校やコミュニティに 包摂されるために、図書館のwebサイトを使って、あるいは、館内において、シティズン シップ教育ができるのではないだろうか。実際に米国の公共図書館では、移民や難民など 市民権を得る試験のためのクラスとして、シティズンシップ教育が実施されている。139

国連識字の 10 年(United Nations Literacy Decade - 2003~2012)の中で,2008 年に 国際連合教育科学文化機関(UNESCO),UNESCO 生涯学習研究所(UNESCO Institute for Lifelong Learning: UIL)から,"literacy and the promotion of citizenship: discourses and effective practices"(「リテラシーとシティズンシップの促進:言説と効果的な実践」翻訳:2010 年 2 月 26 日) 140 が出されている。一般成人に対するリテラシーを中心にヨーロッパの事例を研究した市民教育論である。特に,市民生活への包摂にリスクを抱えた人たちへのシティズンシップのリテラシーが論じられている。その中でも,「すでに,コンピュータを利用する活動に参加することがほとんどできない人は,そのような活動ができる人から分離され,デジタルデバイドが生じている。」 141 とされ,労働における情報弱者へのインターネットリテラシーの必要性を論じている。

日本におけるシティズンシップ教育の必要性142は、経済産業省が「シティズンシップ教

¹³⁹ ピマカウンティライブラリーでは、シティズンシップクラスで、教育が実施されている。Pima County Public Library "Citizenship Class"

.[引用日:2014-11-02],山本順一「フリー・シティズンシップ・クラス(Free Citizenship class)びついて」『法苑』(173),新日本法規出版,2014.9,pp.6-9.

¹⁴⁰ 国際連合教育科学文化機関(UNESCO),UNESCO 生涯学習研究所(UNESCO Institute for Lifelong Learning: UIL),国立教育政策研究所,国際研究・協力部翻訳「リテラシーとシティズンシップの促進:言説と効果的な実践」(UNESCO Institute for Lifelong Learning: UIL "literacy and the promotion of citizenship: discourses and effective practices",2008.) 2010 年 2 月 26 日

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/pdf/UILliteracyCitizenship.pdf>.[引用日:2014-11-02]

¹⁴¹ 「非リテラシー者のためのオンライン:インターネットで読み書きの学習」(Ralf Kellershohn, APOLL / Deutscher, ドイツ市民大学連盟 (Volkshochschul-Verband e.V.))

¹⁴² 日本のシティズンシップ教育の最近の動向は、水山光春「日本におけるシティズンシップ教育実践の動向と課題」『教育実践研究紀要』(10), 2010.3,pp.23-33. 橋本将志「日本におけるシティズンシップ教育のゆくえ」『早稲田政治公法研究』 (101), 2013,pp.63-

育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書」(2006年3月)を出しており、143 それに基づいて「シティズンシップ教育宣言」144というパンフレットを公表し、「自立・自 律した市民を育てるため」のシティズンシップ教育を推奨している。しかし、具体的施策 の展開に至らず、現在、この報告書と宣言は、経済産業省のホームページからは削除され、 国立国会図書館のWARPでしか、見ることができない。

こうした、シティズンシップ教育においては、情報リテラシー教育も同じく重要な位置を占めている。シティズンシップ教育は、図書館をポータルにして、来館によるインターネットの利用の仕方であるとか、デジタル情報の探し方であるとかも教育していく必要がある。

2.1.8 無料学習サイトの利用

子どもの学習支援として、無料の学習支援サイト・教材提供サイト (図表 2.1.8-1) がいくつか開設されている。著作権については、作成者の著作権を保持しながらも、個人使用、学校での必要部数配布を許可している。また、貧困の子どもたち向けにぜひ使ってほしいという趣旨が掲載されているサイトもある。こうしたサイトの存在や、その利用方法について、どれだけの子どもたちが知っているであろうか。まして、自宅にインターネット接続環境がない場合は、せっかく無料で使えるにもかかわらず、全く無駄に終わってしまう。公立図書館では、インターネット利用端末が用意されているところもあるが、大学図書館や、一部都道府県立図書館に比べると、市町村立図書館では、圧倒的にその台数が少ない。また、こうした学習サイトをインターネット利用端末ですぐにわかるようにしているというところも少ない。さらに、ネット情報を無料でプリントアウトできる環境も整っていないと考えられる。インターネットを利用した図書館での学習支援は、こうした無料学習サ

^{76.}

https://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/39571/1/SeijiKohoKenkyu_101_Hashimoto.pdf>.[引用日:2014-11-02] を参照。

^{143 「}シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書」

²⁰⁰⁶年3月,経済産業省(委託先:株式会社三菱総合研究所)

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/281883/www.meti.go.jp/press/20060330003/citizenship-houkokusho,honpen-set.pdf.[引用日:2014-11-02],「同報告書別冊」

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/281883/www.meti.go.jp/press/20060330003/citizenship-houkokusho,bessatsu-set.pdf.[引用日:2014-11-02]

^{144 「}シティズンシップ教育宣言」

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/281883/www.meti.go.jp/press/20060330003/citizenship-sengen-set.pdf

イトの利用によっても情報格差, 学力格差の解消になる。

社会人向けの無料教養講座も JMOOC (Japan Massive Open Online Courses) 145や ShareWis (シェアウィズ) 146を活用すれば、大学教養程度の講座を学習できる。

図表 2.1.8-1 無料学習サイト [引用日:2014-11-27]

オンライン無料塾「ターン ナップ」	http://www.school-turnup.com/
学習支援サイト向日葵	http://www.geocities.jp/mutasanjp/print/06nensei/index_kokugo.html
小学生の無料学習プリント 【ちびむすドリル】	http://happylilac.net/syogaku.html
ドリル・出来杉君	http://dorilu.net/
読み書きを中心とした 子 供の学習素材や実践例	http://happylilac.net/index.htm
eboard	http://www.eboard.jp/
塾教材ナビ	http://jukukyozai.web.fc2.com/print.html
britishcouncil 無料英語学 習サイト	http://www.britishcouncil.jp/english/learn-online/websites
中学・学習サイト	http://study.005net.com/
フリーアカデミー	http://free-academy.jp/
manavee	http://manavee.com/

2.1.9 貧困層への図書館サービスのまとめ

日本科学技術振興機構では「戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)」における研究の一つとして、社会が抱える様々な課題を、多世代・多様な人々が創造性を発揮して持続可能な社会をデザインすることを目的に、平成 26 年度 新規研究開発領域「持続可能な多世代共創社会のデザイン」の募集を行った¹⁴⁷。これに関連して考えられることは、高齢

¹⁴⁵日本における MOOC は、日本オープンオンライン教育推進協議会の JMOOC .[引用日:2014-11-27]があり、gacco、OpenLearning、Japan、OUJ MOOC は JMOOC 公認の配信プラットフォームで、gacco は NTT ドコモ社と NTT ナレッジ・スクウェア社が提供、OpenLearning、Japan はネットラーニング社が提供、OUJ MOOC は放送大学が提供。JMOOC は複数の講座配信プラットフォームをまとめるポータルサイト。

¹⁴⁶ ShareWis .[引用日:2014-11-27">-27]

^{147 「}平成 26 年度戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)提案募集のご案内 [募集要項] 持続可能な多世代共創社会のデザイン研究開発領域」(独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター

<http://www.ristex.jp/examin/pdf/suggestion_boshu_20140703.pdf>.[引用日:2014-11-27]) 募集の概要では「人口減少、少子高齢化、財政縮小などの課題を抱えつつある都市・地域を、環境、社会、経済の各側面から持続可能とするため、これまで有効に活用されてこなかった地域の多様な資源や新技術・適用可能な技術を活用し、環境と調和しなが

者の世代間交流、外国人との国際交流などに、図書館が連携して、司書があらゆる場でエンベッドして、様々な情報を提供する中で、持続可能な社会をデザインできるのではないかということである。図書館がコミュニティの中で関連した機関、団体と連携をとることで、貧困層、高齢者層、障害者、外国人などの情報を得るのにリスクを抱えているいわゆる情報弱者に対して、情報格差を解消していくことにより、コミュニティの経済効果を上げ、持続可能な社会を創生していくことになるのではないだろうか。また、生活困窮者に対しては、インターネット利用端末の提供と情報リテラシーをサービスの中で組み込み、子どもの貧困対策や、生活困窮者対策の取り組みとの連携によって、情報格差を解消し、貧困の連鎖を断つことが、知の情報基盤としての図書館の使命でもある。

図書館は、久野の論じた「第三の場」148としての社会的な機能を持っており、貧困層の子どもの居場所としては、最も適したところである。しかし、図書館の姿勢は、そうした利用者の来館を利用者の判断にゆだねており、果たして、現実的に生活の困窮にさらされ、学習習慣の身についていない貧困層の子どもが、自主的に図書館を利用するとは考えにくい。貧困層の子どもを図書館利用に向かわせるためには、スクールソーシャルワーカーや、放課後子ども支援、放課後ルームなどと連携し、図書館司書がその場に出向いて行って、貧困層の子どもたちが、学習支援として図書館を利用する習慣づけを図ることと、図書館での相談できる支援員の活動が必要不可欠である。

図書館単独ではできないか、または、効果が上がらないサービスであっても、関連部局と連携、協力することで、新たな付加価値が双方で生み出されることになり、新たな効果が創造される可能性がある。専門の担当課と、情報のワンストップサービスの図書館との連携が今後のデジタル・ディバイド解消には不可欠の要素となる。しかし、現実問題では、縦割行政の中で、さらに、実態がまだ不確定な支援要素がある中で、こうした連携の実現は、非常に障害要因が多く、困難を極めるであろう。 そのため、司書には何度も本庁に足を運び、関連する部局と連絡調整していく能力が求められる。

ら、子供から高齢者まで年齢、国籍、性別、障害の有無によらず多世代・多様な人々が、 就労や社会参画などを通じて地域とのつながりを得て包摂され、創造性を発揮して活躍す ることができる社会をデザインします。」としている。

¹⁴⁸ 久野和子「「第三の場」(third places)としての図書館(発表 1,シンポジウム「人と人,人と資料が出会う場としての図書館」,<特集>第 55 回研究大会)」『図書館界』日本図書館研究会、

^{66(2),2014.7,}pp.98-103.

2.2 公立図書館における情報リテラシー

日本において、平成 25 年度末統計で人口普及率が 82.8% (図表 2.2-1) ¹⁴⁹とインターネット利用が増加したにもかかわらず、公立図書館の利用者用のインターネット端末の設置状況が少ない現状は、デジタル・ネットワーク社会の市民ニーズに応えているとは言い難い。高齢者や障害者、低所得者層といった、これまで指摘してきた情報弱者(Information Poor)といわれる人たちにとって、インターネットは、情報を得るために非常に重要なツールになる。さらに使い慣れていない人たちにとっては、いくら図書館にインターネット端末があっても、そこからどのように求める情報を得るかという方法が、わからないのが現状である。

図表 2.2-1: インターネットの人口普及率の推移

出典:平成25(2013)年 通信利用動向調査

(単位:万人,%)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013 年末
利用者数	7,730	7,948	8,529	8,754	8,811	9,091	9,408	9,462	9,610	9,652	10,044
人口普及率	64.3	66.0	70.8	72.6	73.0	75.3	78.0	78.2	79.1	79.5	82.8

2.2.1 情報リテラシーについて

情報リテラシー(Information Literacy)は、狭義の意味では「コンピュータリテラシー」といわれるものであるが、コンピュータやパソコンなど、高度情報通信機器の使い方の技術である。しかし、ここでいう、情報リテラシーとは、もっと広範な意味を持ち、「情報」の読み書き能力のことであり、情報へのたどり着き方のことである。情報を求める人がどういったコミュニティに属し、そこで生活するためにどういった情報が必要かによって、この「情報」の傾向が違ってくる。図書館利用者教育と重なるところもあるが、「情報」をキーワードにした教育に絞るべきである。

UNESCO は 2014 年 4 月 3 日に"Media and Information Literacy: Policy and Strategy Guidelines" ¹⁵⁰を出している。このガイドラインでは、メディア情報リテラシー(MIL)

^{149『}平成 26(2014)年版情報通信白書』「第 2 部 情報通信の現況・政策の動向」 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/html/nc253120.html.[引用日:2014-11-27]

^{150 &}quot;Media and Information Literacy: Policy and Strategy Guidelines"

教育が、情報や知識への公平なアクセスを促進して、自由で、独立した多元的なメディアと情報システムの理解を促進するために重要であるとし、人々が、日常生活の中で、情報とメディアの主要な役割であるメディア情報リテラシーを理解し、そのことが、表現と情報の自由の中核に位置するとしている。

2.2.2 米国における情報リテラシー

情報リテラシーについて、米国の変遷をたどってみたい。ALA 会長の情報リテラシーに関する諮問委員会の最終報告として 1989 年に "Presidential Committee on Information Literacy: Final Report" ¹⁵¹が出された。その中で、「情報化社会のすべての人々が自分たちの生活を向上させることができ、情報への権利を持っている必要がある。 入手可能な膨大な情報から、人々は、個人やビジネスの幅広いニーズを満たすために特定の情報を取得できるようにする必要がある。」とし、そのための情報リテラシーの重要性が報告され諮問委員会として情報リテラシーへの取り組みについて 6 項目の勧告を提言¹⁵²している。

最終報告の提言に基づいて、10年後の1998年に、その進捗状況が「リテラシーに関する進捗報告: ALA 会長の情報リテラシーに関する諮問委員会更新:最終報告書」"A Progress Report on Information Literacy: An Update on the American Library Association Presidential Committee on Information Literacy: Final Report" 153で報告されている。

<http://www.ala.org/acrl/publications/whitepapers/presidential>.[引用日:2014-11-27] 152 6 項目の勧告(提言)「1. 我々は、すべて私たちが制度的な情報を整理している方法を再考する、構造化された情報へのアクセス、およびコミュニティで、職場で、家庭で私たちの生活の中での情報の役割を定義しなければならない。2. 情報リテラシーのための連合は、情報リテラシーを促進するため、他の国の団体や機関と連携して、アメリカ図書館協会の指導の下で形成されるべきである。3. 情報およびその使用に関連する研究や実証プロジェクト着手する必要がある。4. 州教育の部門、高等教育委員会、学術理事ボードは、学生が担ってきた情報リテラシーに資する気候はそれらの状態にし、そのキャンパス上に存在することを確実にするために責任を負うべきである。5. 教師教育とパフォーマンスの期待は情報リテラシーの問題を含むように変更する必要がある。6. 図書館情報サービスに関するホワイトハウス会議のテーマに情報リテラシーの関係の理解が促進されるべきである。」

[&]quot;A Progress Report on Information Literacy: An Update on the American Library Association Presidential Committee on Information Literacy: Final Report" http://www.ala.org/acrl/publications/whitepapers/progressreport.[引用日:2014-11-27]

最終報告の翌年、その報告の中の「他の国の団体や機関と連携して、アメリカ図書館協会の指導の下で形成しなければならない」という提言 2 に基づいて、ALA 会長諮問委員会は、1990年に「情報リテラシー全米フォーラム」(National Forum on Information Literacy: NFIL) 154を組織した。この組織は、米国の人々の経済や社会福祉に関わる団体や企業と協力し、米国社会のあらゆるセクター全体で、情報リテラシーの理念と実践に関する全国フォーラムを開催し、国内外で情報リテラシーを促進することを使命としている。

2000 年には、「高等教育のための情報リテラシー能力基準」"Information Literacy Competency Standards for Higher Education"を ACRL と ALA が認定している¹⁵⁵。ドラフトの第 3 版「情報リテラシーと研究実践」"Information Literacy and Research Practices" ¹⁵⁶が 2014 年 11 月 12 日に公開された。この基準は、「情報リテラシーを身につけた個人を評価するための枠組みを提供するもの」としている。

さらに、2003 年 6 月に ACRL 理事会に承認された「ベストプラクティスを説明する情報リテラシーのプログラムの特徴:ガイドライン」"Characteristics of Programs of Information Literacy that Illustrate Best Practices: A Guideline" ¹⁵⁷によって、情報リテラシープログラムのガイドラインが示された。このプログラムの特徴は、主に情報リテラシー プログラムを開発、評価し、その改善に携わる人を支援するものとしている。また、大学図書館における情報リテラシーについては、同年に ACRL 理事会に承認された「大学図書館における指導プログラムのためのガイドライン」("Guidelines for Instruction Programs in Academic Libraries") ¹⁵⁸が示されており、大学教育においてはこのガイドラ

[&]quot;Information Literacy Competency Standards for Higher Education"

<http://www.ala.org/acrl/sites/ala.org.acrl/files/content/standards/standards.pdf>.[引用日:2014-11-27] 日本語訳は、野末俊比古訳、魚住英子,小島勢子改訳「高等教育のための情報リテラシー能力基準」

http://www.ala.org/acrl/sites/ala.org.acrl/files/content/standards/InfoLiteracy-Japanese.pdf>.[引用日:2014-11-27]

¹⁵⁶ "Information Literacy and Research Practices"

http://www.sr.ithaka.org/sites/default/files/files/SR_Briefing_Information_Literacy_Research_Practices_20141113.pdf>. [引用日:2014-11-27]

¹⁵⁷ "Characteristics of Programs of Information Literacy that Illustrate Best Practices: A Guideline"

.[引用日:2014-11-27] (2003年6月ACRL理事会承認,2012年1月改訂)

[&]quot;Guidelines for Instruction Programs in Academic Libraries"

.[号]用日:2014-11-27]

インを参考にするとしている。

2013 年 9 月から米国図書館協会(ALA)とメリーランド大学が公共図書館におけるデジタル・インクルージョン調査 "Digital Inclusion Survey" ¹⁵⁹を実施した。これは、公共図書館におけるデジタル・リテラシーとトレーニング、およびデジタル資源にアクセスすることについての、ユーザーを補助するための図書館のサービス計画について調査するものである。米国の公共図書館が、コミュニティのデジタル・インクルージョンに役立っているかという調査であり、結果を注視したい。また、2013 年、国際教育到達度評価学会(The International Association for the Evaluation of Educational Achievement: IEA)は中学 2 年生を対象として、国全体で生徒のコンピュータと情報リテラシー(Computer and Information literacy: CIL)の成果を検証した。その報告として「デジタル時代の生活準備をする: IEA 国際的コンピュータと情報リテラシー研究国際リポート」(ICILS: Preparing for Life in a Digital Age: The IEA International Computer and Information Literacy Study International Report) ¹⁶⁰が出されている。この調査に日本は不参加である。

2.2.3 公共図書館における情報リテラシーの取り組み

公共図書館の情報リテラシーの例として、宮原はシンガポール国立図書館庁(NLB: National Library Board Singapore)による図書館情報政策 Libraries for Life(Library 2020)の情報リテラシーについて論じている。シンガポールのこの政策では、情報リテラシーの概念と読書推進とを結びつけている。さらに、「基本的なコンピュータースキル習得への支援は中高齢者を対象に行われている。たとえばジュロン地域図書館では、50歳以上の国民・永住者向けのパソコン講習会(Silver Infocomm Junction)を開催している。これらのシルバー世代は、図書館で毎日1時間無料でインターネットを利用できるなどの特典もある」としている。ここで紹介されているジュロン地域図書館では、年代別にプログ

⁽²⁰⁰³年6月ACRL 理事会承認, 2011年11月改訂)

[&]quot;Digital Inclusion Survey" .[引用日:2014-11-27]

[&]quot;ICILS: Preparing for Life in a Digital Age: The IEA International Computer and Information Literacy Study International Report"

LICILS_201 International Report.pdf>.[引用日:2014-11-27]

ラムが組まれており、そのホームページの"Programmers for Seniors"にパソコン講習会の様子が掲載されている。

日本において、大学図書館では、こうした情報リテラシー教育が図書館ガイダンス、または、ラーニングコモンズ、あるいは論文指導の中で、実践されてきたが161、公立図書館においては、あくまでも利用者教育の一つとしてしかとらえられていない面があった。しかし、近年、オンラインデータベースや、インターネット端末の設置、課題解決型サービスの実施によって、利用者への情報リテラシー教育の必要性が高まってきているといえるだろう。よく、実施される講座では、利用者向けにインターネット利用講座や、オンラインデータベース利用講座がある。また、図書館職員向けにも、オンラインデータベース利用講座がある。また、図書館職員向けにも、オンラインデータベース利用講座も開催されている。例えば、市民向けには、大阪府立中央図書館でも「情報検索講座 オンラインデータベースを使いこなそう」という講座で、それぞれテーマを決めて開催されている。162しかし、こうした情報リテラシー教育は、図書館での定期的な、例えばパソコン教室など、ボランティアとの連携で実施することが必要であろう。

¹⁶¹ 大学の司書課程における情報リテラシー教育の必要性については、川崎千加「司書課程における情報リテラシー教育への期待」(共同研究:桃山学院大学における図書館情報学教育方法論の再検討『図書館情報学教育のフィロソフィーの検討と教育サービスのあり方に関する再考』)『桃山学院大学総合研究所紀要』38(1),2012,pp.86-91.

<http://www.andrew.ac.jp/soken/pdf_3-1/sokenk203-2.pdf>.[引用日:2014-11-27]参照。 162 「大阪府立中央図書館 情報検索講座 オンラインデータベースを使いこなそう」 <http://www.library.pref.osaka.jp/site/central/dblecture.html>.[引用日:2014-11-27]

- 3. デジタル・ネットワーク環境における図書館情報資源
- 3.1 公立図書館での電子ジャーナル,オンラインデータベースの必要性

電子書籍の利用を公立図書館の資料面から考えた場合と、大学図書館の資料面から考え た場合では、図書館の機能的な側面から見ると、かなり異なっている。まず、電子書籍の 定義を、ここでしておかなければならないが、その名の通り電子化された書籍ということ であるため、様々な定義はあるが、基本的には図書を電子化したというものにすぎない。 ファイル形式は図書を読むのと同じような形態を電子で見せている。それを読むためには, OS を搭載したデバイスが必要である。電子書籍の交換フォーマットの標準化に向けた取 り組みとして、総務省が実施した 2009 年度「新 ICT 利活用サービス創出支援事業」にお いて、「電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクト」の報告書が出されている163。この 事業は「電子書籍交換フォーマット」を開発・策定し、その実証を行うことで、オープン でフリーな電子書籍の交換フォーマットによって、コストの削減と電子書籍市場の拡大を 目的としていた。また、2012年12月18日に、電子書籍交換フォーマット標準化会議に おいて、「電子書籍交換フォーマット V1.1 仕様書」が出されている。様々な拡張子が混在 する中で、164一定の交換フォーマットによって、汎用的な電子書籍の閲覧を可能にしよう としたものである¹⁶⁵。しかし、英語圏ではすでに EPUB が市場の標準化となってきてお り、電子書籍の国際的標準フォーマットについては後述するが、ここで議論された電子書 籍交換フォーマットは、使われることがなく、この取り組みの効果検証はされていない。

3.1.1 大学図書館における電子ジャーナル

大学図書館では、電子化された学術雑誌である電子ジャーナルと電子書籍の比率を比べ

^{163 「}総務省委託事業 平成 22 年度 新 ICT 利活用サービス創出支援事業 電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクト:調査報告書」(2011 年 3 月 31 日)

.[引用日:2014-11-27] 概要は、.[引用日:2014-11-27]

¹⁶⁴ 「電子書籍交換フォーマット V1.1 仕様書」(2012 年 12 月 18 日) 電子書籍交換フォーマット標準化会議

<http://www.ebformat.jp/dl/koukan_format_1.1_121218.pdf>.[引用日:2014-11-27]
165 電子書籍フォーマットの技術的動向として、EPUB3、HTML5/CSS3 北克一、村上
泰子「電子書籍と公立図書館の今日的意味」『情報学 Journal of Informatics』9 (1)、2012.3,pp.142-162.が詳しい。

http://ojs.info.gscc.osaka-cu.ac.jp/JI/viewarticle.php?id=143>.[引用日:2014-11-27]

た場合、若干電子書籍の国内・国外の合計の方が高いが、ほぼ同程度の種類数となってい る。その内訳は、平成25年(2013)年度「学術情報基盤実態調査」166によると、2012年 度末統計で、電子ジャーナルは、「大学図書館の総利用可能種類数」3,846,668 種類、「1 大 学あたり平均利用可能種類数」4,970種類,「総経費」227億4700万円,「1大学あたり平 均経費」29,389,000 円である(図表 3.1.1-1)。一方、電子書籍は、「大学図書館の総利用可能 種類数」の「「国内出版物」158,665 種類,「国外出版物」3,763,860 種類,「国内・国外合計」 3,921,525 種類,「1 大学あたり平均利用可能種類数」の「「国内出版物」205 種類,「国外 出版物」4,862 種類,「国内・国外合計」5,067 種類である(図表 3.1.1-2)。2010 年から 2012年の電子ジャーナルと電子書籍の種類数の増加率を比較してみると,3年間で,電子 ジャーナルが約1.1倍,電子書籍が約2倍であり、ここ数年は、電子ジャーナルの増加率 が緩やかであるのに対し、電子書籍の増加率が急に高くなっている。ここでも、後述する 2010年以降の電子書籍の市場流通の増加が影響してきている。しかし、電子書籍は、国内 と国外を比較した場合, 国外出版物が圧倒的に多く, 国内出版物の約 24 倍の利用可能種 類数である。この実績は、国内の図書館向け電子書籍が、欧米に比べて相対的に流通して いない実態を表しているのではないだろうか。では、この報告を基に、経年変化を見てみ よう。2008年度から2013年5月1日現在の増加率は、大学数が1.11倍、蔵書冊数が1.65 倍に対して、2007年度から2012年度までの「電子ジャーナル利用可能種類数」の増加 率は,2007年度の指数を100とした場合,2012年度は645となり,6.45倍に増えてい る。さらに、2007 年度を指数 100 にした 2012 年度比較で見ると、資料費は 93、図書受 入冊数は84,雑誌受入種類数は74,洋雑誌購入種類数は52となり,電子ジャーナル以外 は減少している傾向にある。大学総経費に占める図書館資料費が 2012 年度時点で 6 年前 に比べて74%に減少している中で、電子ジャーナルにかかる経費が、相当、図書館費を圧 迫していることがわかる。

電子ジャーナルの契約方法として、パッケージ化した包括契約が一般的となっている。 そのため、単価の上昇が、資料費に占める割合を増やしており、大学としては、自動的に 経費が膨らむ仕組みが問題となっている。大学側は、コスト面からその問題に対処するた

¹⁶⁶ 「Ⅱ 結果の概要 Summary of results 大学図書館編 」『平成 25 年(2013)年度学術情報基盤実態調査』

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhoukiban/kekka/k_detail/__icsFiles/afieldfile/2014/03/25/1345326 2.pdf > [号]用日:2014-11-27]

め、コンソーシアムの形成等でしのいでいる状況である¹⁶⁷。文部科学省はこうした大学の電子ジャーナル経費負担増加の問題について、2009年に「大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について(審議のまとめ):電子ジャーナルの効率的な整備及び学術情報発信・流通の推進」¹⁶⁸を出している。大学の教員、学生にとって特に必要なものは、研究論文であり、電子ジャーナルの閲覧・ダウンロード・複写は重要な部分であり、それに比べて、従来の図書を電子化したものは、学生、院生、教員にとって利用価値が低い。

例えば、この実態は、公共図書館における電子ジャーナル利用を想定した場合も同様で ある。大学と関わりがない市民に、電子ジャーナルの利用を保証していくためには、どう しても公共図書館が電子ジャーナルの高額負担を強いられることになるため、大学との連 携が必要になってくるであろう。公共図書館でこうした学術情報について窓口で要求され た場合、概ね、大学図書館を紹介するか、国立各界図書館の複写サービスを紹介するとい うことが大半ではないだろうか。一般的な市民は、大学等を卒業して離れてしまえば、出 身大学の図書館を利用するということはまれである。そのため、身近な公共図書館を利用 するが、日本の公共図書館と大学図書館とは、特別の連携をとっていない限り ILL におい てシステム上も希薄な関係にあるので,利用者は,直接訪れた公共図書館の窓口で,この ような公共図書館で扱っていない学術情報を得られることがなく、紹介状の決裁を数日待 って、それを取りに再び窓口を訪れ、さらに見知らぬ大学図書館に行かなければならない という手間と時間がかかってしまう。こうしたことは、よくあるケースで、統計的には表 れてこない、そのため表面上は何の問題もないようなことである。しかし、日本の公共図 書館と大学図書館との連携が進み、学術情報機関から直接公共図書館の ILL システムが制 度設計されれば、利用者の利便性と、一般市民への情報提供の幅も広がることになるであ ろう。

_

¹⁶⁷ 電子ジャーナルなどを安定的に大学図書館で活用できるような取り組みを推進している組織に、'大学図書館コンソーシアム連合'(Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources: JUSTICE) http://www.nii.ac.jp/content/justice/. [引用日:2014-11-27]がある。

^{168 「}大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について (審議のまとめ) - 電子ジャーナルの効率的な整備及び学術情報発信・流通の推進 - 」(2009年7月) 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会

.[引用日:2014-11-27]

図表 3.1.1-1 大学における電子ジャーナルの利用可能種類数と経費

出典:「 Π 結果の概要 Summary of results 大学図書館編 」『平成 25 年(2013)年度学術情報基盤実態調査』

 $http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhoukiban/kekka/k_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/25/1345326_2.pdf$

<大学における電子ジャーナル利用可能種類数(年度末現在)>

(単位:種類)

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012
国立大学	340,012	628,877	743,608	821,913	824,060	869,380
公立大学	27,405	143,380	185,812	258,788	259,857	305,355
私立大学	229,129	1,700,657	1,937,282	2,192,014	2,434,732	2,671,933
合計	596,546	2,472,914	2,866,702	3,272,715	3,518,649	3,846,668

1大学における平均電子ジャーナル利用可能種類数(年度末現在)

(単位:種類)

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012
国立大学	3,505	7,313	8,647	9,557	9,582	10,109
公立大学	361	1,862	2,323	3,195	3,169	3,679
私立大学	436	2,849	3,240	3,641	3,991	4,416
合計	853	3,254	3,752	4,256	4,523	4,970

<大学の電子ジャーナルに係る総経費(各年度実績)>

(単位:百万円)

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012
国立大学	7,431	8,324	8,685	8,751	8,818	9,275
公立大学	698	841	908	964	1,032	1,104
私立大学	7,397	9,274	10,570	11,000	11,926	12,368
合計	15,526	18,439	20,163	20,714	21,776	22,747

<1大学あたりの電子ジャーナルに係る平均経費(各年度実績)>

(単位:千円)

						() I =
年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012
国立大学	86,410	96,794	100,990	101,755	102,538	107,845
公立大学	9,307	10,921	11,354	11,898	12,580	13,301
私立大学	12,516	15,535	17,675	18,272	19,551	20,444
合計	20,646	24,262	26,392	26,937	27,989	29,389

図表 3.1.1-2 大学における電子書籍の利用可能種類数

出典:「 Π 結果の概要 Summary of results 大学図書館編 」『平成 25 年(2013)年度学術情報基盤実態調 1

 $http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhoukiban/kekka/k_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/25/1345326_2.pdf$

<大学における電子書籍利用可能種類数(年度末現在)>

(単位:種類)

年度	2010		2011		2012	
	国内出版社	国外出版社	国内出版社	国外出版社	国内出版社	国外出版社
国立大学	17,651	583,532	18,882	665,744	22,698	705,255
公立大学	619	32,448	1,197	51,914	1,970	70,752
私立大学	51,677	1,217,468	67,754	2,166,190	133,997	2,986,853
合計	69,947	1,833,448	87,833	2,883,848	158,665	3,762,860

<1大学における平均電子書籍利用可能種類数(年度末現在)>

(単位:種類)

年度	2010		2011		2012	
	国内出版社	国外出版社	国内出版社	国外出版社	国内出版社	国外出版社
国立大学	205	6,785	220	7,741	244	8,201
公立大学	8	401	15	633	24	852
私立大学	86	2,022	111	3,551	221	4,937
合計	91	2,384	113	3,707	205	4,862

3.1.2 公共図書館におけるオンラインデータベース

公共図書館が、前述した大学教育を受けられなかった、あるいは現在、大学と関わりのない市民に対して、電子ジャーナルを提供していくことは、市民の知識情報基盤として、生涯学習の面からも意義があるのではないだろうか。しかし、このような資料費圧迫の実態からみると、日本における一般社会人のこうした学術情報のニーズの低さなどもあり、現実にはまだいくつものハードルを越える必要がある。このことは、商用データベースの提供を考えた場合、日本と米国の公共図書館の違いは顕著である。例えば、大阪府立図書館で利用できるオンラインデータベースとサンフランシスコ市立図書館(San Francisco Public Library)のオンラインデータベースを比べれば一目瞭然である。さらには、岡部によると1999年時点でのサンフランシスコ市立図書館では、60以上のデータベースを提供していることが報告されている。米国に比べて、日本の公立図書館が提供しているオンラインデータベースの種類がいかに少ない状況であるかがわかる169。また、2014年3月

¹⁶⁹ 大阪府立図書館「ご利用いただけるデータベース」

.[引用日:2014-11-27],サンフランシスコ市立図書館"Articles and"> コールシスコ市立図書館"Articles and

Databases"http://sfpl.org/index.php?pg=2000028601.[引用日:2014-11-27]また、サンフランシスコ市立図書館の 1999 年時点のオンラインデータベースの状況が岡部一朗「ア

の堺市立図書館におけるアンケート調査に基づく「堺市立図書館オンラインデータベース利用状況」(図表 3.1.2-1) 170 を見る限り、利用したことがある人が、25%と非常に少ない数値にとどまっている実態である。

商用データベースは、個人での契約は高価なため、せいぜい、日常読む新聞1紙と日本経済新聞のWeb契約による購読が、個人の一般的な範囲であろう。また、大企業であれば自前で商用デーベースの契約をするとしても、中小企業レベルや、低所得者層を含めた、情報弱者にとっては、公立図書館で商用データベース提供が、唯一のよりどころとなるため、多くのデータベース提供は、公立図書館として重要な情報提供の使命である。

日本の公共図書館では、インターネット上の情報は、'図書館資料'ではないというおよ そ誤った認識が通説のようになっている。等しく世の中に流れる情報は、図書館が取り扱 うべきものであって、現物紙資料だから、ネット情報だからという差別化は、利用者には 存在しない。したがって、オンラインデータベースを含む、インターネット上のデータベ ース情報も、図書館資料として、利用者に提供されるべきものであろう。

図表 3.1.2-1

: 堺市立図書館オンラインデータベース利用状況(2014年3月全館アンケート調査集計より)

出典: 『平成25 (2013) 年度堺市立図書館利用者アンケート調査の結果』

	利用したことがある	利用していない	知らなかった	無回答
オンライン データベース	25.0%	59.7%	14.2%	1.1%

3.2 公共図書館におけるデジタル資源の利活用:地域資料のデジタルアーカイブ

公共図書館の地域資料の資源保存として、まず、地域資料のマイクロフィルム化の作業があり、その後、デジタル技術の進展により、マイクロ化された資料を、デジタル情報へと変換していく作業に変わってきている。また、紙資料から、直接デジタル資料に変換していくこともある。公立図書館では、地域資料の保存という側面から、デジタル化は比較的予算措置されやすい状況にある。このような地域資料のデジタル化によって、一般にweb

メリカ:公共図書館の商業データベース提供」(『現代の図書館』 37(2)1999.6,pp.89-97.)で、1999 年時点でのアメリカの公共図書館の商業データベースの提供状況が記されており、また、「サンフランシスコ市立図書館ネットが提供する主なデータベース」(p.91)も紹介されている。

^{170 『}平成 25 年度堺市立図書館利用者アンケート調査の結果』実施期間:2014年3月 25日(火),調査対象:堺市立図書館12館来館者(小学生以下は除く),調査方法:市内 各図書館入口においてアンケート調査票を配布・回収,回収枚数:2,495枚

公開していくデジタルアーカイブの実施図書館が増えてきている。そのデジタルアーカイブを含めたデジタル資源の公共図書館での利活用について見ていきたい。

3.2.1 デジタルアーカイブに関わる国の政策

デジタルアーカイブに関して、公立図書館のデジタルアーカイブの現状を示した 2009 年度の国立国会図書館の調査研究(委託調査)「文化・学術機関におけるデジタルアーカイ ブ等の運営に関する調査研究」171の報告書で、菅野によって (第1章 第2節 公共図書 館におけるデジタルアーカイブの現状と課題'が論じられている。2012年3月には、総務 省から「知のデジタルアーカイブ:社会知識インフラの拡充に向けて」¹ワ²が出されている。 この内容は、「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」と「「知のデジタ ルアーカイブに関する研究会」提言」である。デジタルアーカイブを構築するために電子 図書館として機能しているのが、UNESCO とアメリカ合衆国のアメリカ議会図書館が運 営するワールド・デジタル・ライブラリー (World Digital Library) 173, また, EU 諸国 の、ユーロピアーナ(Europeana) 174である。日本の国立国会図書館が進めるデジタル事 業は,国立国会図書館デジタルコレクション,近代デジタルライブラリー,歴史的音源(れ きおん) 175, 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP: Web Archiving Project) 176である。 国立国会図書館デジタルコレクションについては, すべてが, web 上、あるいは近くの公共図書館で利用できるというわけではない。この国立国会図書館が デジタル化した資料のうち, 絶版等の理由で入手が困難な資料について, 公共図書館・大 学図書館等で、国立国会図書館の承認を受けた図書館に図書館向けデジタル化資料送信サ ービスとして提供されている177。この'絶版等の理由で入手が困難な資料'というところ

¹⁷¹ 文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究

.[引用日:2014-11-27]

¹⁷² 総務省『地のデジタルアーカイブ:社会の知識インフラの拡充に向けて』 2012 年 3 月 < http://www.soumu.go.jp/main_content/000167508.pdf>.[引用日:2014-11-27]

¹⁷³ World Digital Library .[引用日:2014-11-27">http://www.wdl.org/en/>.[引用日:2014-11-27]

¹⁷⁴ Europeana .[引用日:2014-11-27]

¹⁷⁵ 歴史的音源(れきおん) .[引用日:2014-11-27">http://rekion.dl.ndl.go.jp/>.[引用日:2014-11-27]

¹⁷⁶ WARP: 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業

<http://warp.ndl.go.jp/>.[引用日:2014-11-27]

^{177 「}著作権法の一部を改正する法律」(2012年6月27日公布,2013年1月1日施行) により国立国会図書館がデジタル化した資料のうち,入手困難な資料を図書館等に送信できるようになった。実際の開始は2014年1月21日からである。

http://www.ndl.go.jp/jp/library/service digi/index.html>.[引用日:2014-11-27]

が、著作権者との利害対立の妥協点である。しかし、現状のデジタル化資料を、公共図書館にデジタル送信し、利用者が館内閲覧したことによって、著作権者が損害を受けるということは考えにくい。情報のアクセシビリティと知的創造の側面から、商業的な出版と学術的な出版の区別をすることも含め、この'絶版等の理由で入手が困難な資料'という要件は外すべきである。

3.2.2 公共図書館におけるデジタルアーカイブと API

前述は国家的な施策であり、都道府県立図書館でも、古くは岡山県立図書館の「デジタル岡山大百科」など、地域資料をデジタル化してホームページ上で公開している自治体が増えている178。デジタル化の仕様については、デジタル化のガイドラインである国立国会図書館「国立国会図書館資料デジタル化の手引き 2011 年版」179に則して、実施していくことが望ましいとされている。また、各データベースを利用するため、API(API:Application Programming Interface)180を利用することで、外部データベースの検索機能を利用するための全く初めからのプログラミングの手間を省くことができる。国立国会図書館では外部インタフェース181として、各機関のアプリケーション等から「国立会図書館サーチ」検索が可能であり、メタデータを取得する際に利用するインタフェース仕様として、「国立会図書館サーチ 外部提供インタフェース仕様書」(第 1.15 版)(2015.9.18)182

¹⁷⁸ 前述の「文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究」の報告書では 'デジタルアーカイブ等の提供機関一覧'

<http://current.ndl.go.jp/files/research/2009/digital_archives_list.pdf>.[引用日:2014-11-27]が紹介されている。この報告書で、菅野はデジタル岡山大百科(岡山県立図書館)
<http://www.libnet.pref.okayama.jp/mmhp/>.[引用日:2014-11-27], イーハトーブ岩手電子図書館(岩手県立図書館)

<http://www.library.pref.iwate.jp/ihatov/index/sakuin.html>.[引用日:2014-11-27], デジタルライブラリー(秋田県立図書館) <http://jpg1.apl.pref.akita.jp/>.[引用日:2014-11-27], デジタルアーカイブ岡崎市立中央図書館

.[引用日:2014-11-27],を詳しく紹介している。

^{179 &}lt;a href="http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/digitalguide2011.pdf">.[引用日:2014-11-27]

¹⁸⁰ ソフトウェアが相互にやり取りするために使用するインタフェースの仕様のことである。

¹⁸¹ 国立国会図書館外部インターフェース (API)

<http://iss.ndl.go.jp/information/api/>.[引用日:2011-12-23]また、図書館のAPIとしてよく知られているカーリルが提供する「図書館 API」があるこれは、全国の図書館を対象とした蔵書検索のAPI群を開発者向けに提供するものである。

^{182 「}国立国会図書館サーチ 外部提供インターフェース仕様書」(第 1.15 版)

も公開されている。これは、APIによって、データベースを相互にやり取りできる便利な インタフェース仕様であり、今後この API の普及によって、データベースが全国的に公開 しやすくなる。こうした API によるデータベースの活用実績を見ると, すでに官公庁の統 計類が利用できるようになっている。国立国会図書館も国立国会図書館サーチのデータベ ース検索範囲拡大のため,各図書館のデータベースに API 実装を推奨している¹⁸³。都道府 県立図書館や政令市立図書館は国立国会図書館に自館の蔵書のデータを提供していく必要 がある。通常は手動の FTP (File Transfer Protocol:ファイル転送プロトコル) で定期的 にアップするか API によって自動で提供するかのどちらかになる。しかし、特に歴史の古 い公共図書館では、蔵書のうち古い資料のメタデータが正確に記述されていない場合があ るため、データ提供に非常にデリケートになってしまうところがある。ただし、メンテナ ンスの遡及には,時間と,委託すればそれなりのおカネが必要となる。さらに,公共図書 館は、短絡的に誤った効率化によって書誌コントロールを図書館の機械化とともにアウト ソースし、書誌を今まで取り扱ったことのある職員を数名だけ残した状態で、民間マーク に頼りそのスキルが引き継がれてこなかった公共図書館にとって、自前でデータを直して いくということが、一部地域資料を除いてできないという、致命的な症状を呈することに なっている。

公共図書館が持っているもう一つのデータベースとして、デジタルアーカイブがあり、それを取り上げてみよう。公共図書館がウェブ公開しているデジタルアーカイブは、その地域にしか存在しない情報をデータベース化することによって、地域文化を残し、継承していくという意味からも重要な意味を持つ。しかし、デジタル資料の保存については、ハードウェア、ソフトウェアとも寿命が短いため、紙資料やマイクロフィルムと違い、次の2種類の方法がある。一つは、新しいハードウェア環境にデータ移行を行うマイグレーションであり、これは、デジタル情報を継続的に新しい記録媒体へ移行するものである。もう一つは、古いデジタル情報を利用するために、技術的環境を擬似的に再現するエミュレーションである。エミュレーションを行うためには、その専用アプリケーションであるエ

http://iss.ndl.go.jp/information/wp-

content/uploads/2015/09/ndlsearch_api_20150918_jp.pdf >.[引用日:2015-11-27] 183 日本図書館研究会主催「第 10 回国際図書館学セミナー」(テーマ: '第一線の読者・利用者サービスを考える',日時: 2014年10月18日~2014年10月19日,会場:京都大学)において、小澤(国立国会図書館)がAPI実装の重要性について述べている。

ミュレータが必要である。

堺市が現在実施している地域資料のデジタル化事業は、3種類に分けられる。「中央図書館所蔵貴重資料デジタルアーカイブ及び閲覧コンテンツ追加業務」「堺独自資料電子書籍化業務」「『堺市史』および関連資料の検索・閲覧公開システムの構築および実施委託」184である。『堺市史』第7巻のデジタル化事業の財源は、図書館振興財団の助成事業185「公共図書館のICT 化推進に対する助成」を活用したものである。図書館における資料デジタル化事業は、多くは委託業務であり、デジタル化の分量や内容にもよるが、デジタル化、アーカイブ化、電子書籍化などを合わせると、それなりに高額な予算措置が必要であるため186、これを初めて事業化する場合、一般会計予算から捻出するのは、必然的な理由がない限り、難しいといえよう。したがって、国などのICT 関連等の補助金や助成金の有無が鍵を握る。このデジタルアーカイブ事業を国の方針として進めるのであれば、その情勢に関わる予算的措置が今後の要となるであろう。

デジタルアーカイブを構築するための技術、また、市民への'見せ方'についても、図書館職員の一定の専門的スキルが必要になる。公共図書館におけるデジタルアーカイブは、地域資料のデジタル化とその保存及び公開になってくるであろう。図書館情報システムのリプレースで地域資料デジタルアーカイブの仕様に組み込む方法が一般的であり、元画像データ、サムネイル画像データ、メタデータの入力様式に従って、追加アップしていくことになる。ここでも問題になるのが、メタデータの記述である。一定マニュアルに従うとしても、MARC 作成能力が問われることになる。地域資料の MARC 作成を常に業務の中で組み込まれた図書館でなければ、データ作成の品質保証は難しいであろう。

デジタルアーカイブとして公開した場合,まれに次のようなケースがある。例えば,市 史をデジタル公開した,しかもテキストベースで公開した場合,インターネットの Google 検索でヒットする。そのため、個人の住宅で保存されている歴史的なものが記述されてい

¹⁸⁴ TRC-ADEAC<https://trc-adeac.trc.co.jp/>.[引用日:2014-11-27]

¹⁸⁵ 図書館振興財団(http://www.toshokan.or.jp/) の 2012 年度の「『堺市史』フルテキスト(全文)デジタル化による一般公開システム事業」

.[引用日:2014-11-27]

¹⁸⁶ 堺市立図書館の平成 26 年度当初予算では、'地域資料デジタル化業務(古文書・貴重資料のデジタル化及びデータベース化)'474,000 円、'堺独自資料電子書籍化業務'904,800 円(内訳:電子書籍化:690,400 円、電子書籍変換:210,400 円、電子書籍用書誌データ:4,000 円)となっている。平成 26 年度、実際に堺独自資料を電子書籍化した点数は 8 点である。

た場合,ネットで検索してその個人宅を訪ねていくというケースがある。しかもそれは,一般に公開しているものではないため,そのものを相続した次世代の家族にとっては,迷惑なこととなってしまうのである。紙ベースでは,なかなか遭遇しないケースが,全世界で公開されることによる弊害ともいえる187。

3.2.3 デジタル化に関する調査研究

先行研究でも取り上げた 2014 年 4 月の「公共図書館の電子図書館・電子書籍サービス のアンケート報告」188によるとデジタルアーカイブの課題点として,最も多いのが,「デジ タル化予算措置」の80%,次に「担当者・人材不足」66%,「資料などをデジタル化するた めの環境(情報機材・ネットワーク環境等」が63%となっている。図書館に来館しなくて も見ることができる地域の歴史的な地域資料のデジタル化とインターネット配信による地 域の知名度アップ、観光戦略にも役立ち、そのことで地域経済の活性化に効果も期待でき ることも考えられるが、具体的な効果測定ができない限り、前述したように財政当局の理 解と予算措置は難しいのかもしれない。デジタル・ネットワーク社会の進展にもかかわら ず、その地元の図書館に行かないと閲覧することができないということは、情報が埋もれ てしまっている状況であり、地域資料のデジタル化でも、こうしたヒト・モノ・カネの問 題が壁となっている状況を示している。さらに、この調査で、課題として挙げられている のが、「デジタル化するための十分な知識や経験がない」58%、ということである。これは、 司書養成に関わる問題でもあり、デジタル化の技術等に関わる知識と技術的スキルについ て,大学の司書課程カリキュラムに組み込む必要があるのではないだろうか189。実際に現 場でよく問題にされるのが、次にあげられた課題の「デジタル化するための権利処理問題」 55%である。地域資料におけるパンフレットや写真など権利の所在については、その権利 交渉の窓口、組織の関係、人間関係などで、複雑に絡み合っているケースがめずらしくな い。例えば、地元の自治会が出している祭りのパンフレットなども、その著作権の権利は、

¹⁸⁷ デジタルアーカイブの公開によるこうした問題点を取り上げたものに, 佐野昌己「デジタルアーカイブー般公開の抱える課題」『情報学研究科 IT News Letter』Vol.10, No.1 (2014 年春号) がある。http://open.shonan.bunkyo.ac.jp/gs-info/wp/wp-content/themes/bunkyo/images/top/2015/06/201401-02.pdf>.[引用日:2015-11-27]

^{188 「}資料:公共図書館の電子図書館・電子書籍サービスのアンケート[2014年4月]報告」『電子図書館・電子書籍貸出サービス』ポット出版,2014,pp.171-219.

¹⁸⁹「図書館に関する科目」(2012年4月1日以降)に,この内容を組み込むとすれば,選択科目の'図書館情報資源特論'(1単位)であろうか。

自治会が窓口なのか、祭りの主体である神社等であるのか、また、そこに使われた写真や、 紹介された個人の権利問題など、一筋縄では解決しない権利処理の問題が発生することも 十分想定されることであろう。

デジタル化の技術については、国立国会図書館が、資料デジタル化に関する研修190を実施したり、前述の手引きの活用を促したりしているが、実際の更なる専門的な知識となると、デジタル化に付随するコンピュータの知識も必要になってくる。同じく国立国会図書館などで実施された、デジタル化に伴う権利処理のノウハウも学ぶ必要がある。一方、「電子書籍提供でのぞまれる分野について」という質問項目では、「自治体電子化資料・地域資料」が 66%と最も多い。図書館職員の意識が、やはり地域資料のデジタル化とその提供に向かっていることが窺える。ただし、「提供を検討しているサービスについて」という質問項目では、「図書館独自のデジタルアーカイブ」というのが 30%しかなく、組織的に検討に取り組んでいる割合がかなり低いという問題が存在する。

地域資料のデジタルアーカイブ構築一つをとっても前述のようにこれだけの課題がある。それを一つずつ解決する方策を立てることによって、総務省の「知のデジタルアーカイブ」の促進が図ることができ、そのことで、国政の進める地方創生¹⁹¹につながる可能性が出てくる。さらに、地元図書館でしか持っていない地域の情報を全国的に発信することによって、地域文化の発展と継承という、図書館の使命を果たすことができるのではないだろうか。

^{190 「}平成 26 年度資料デジタル化研修のご案内」

.[引用日:2014-11-27] この研修は、公共図書館等における資料のデジタル化事業の支援を目的に開催されている。

^{191 「}まち・ひと・しごと創生本部」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>.[引用日:2015-9-12]

4. 公共図書館における電子書籍の利活用

この章では、日本の公共図書館ではなかなか進まない電子書籍の提供サービスについて、 今後の公共図書館における電子書籍の利活用の方法を探り、社会的諸相を分析しながら、 「知の拡大再生産」のための電子書籍提供モデルについて考察する。

2010 年は、Apple192(以下:アップルと記述)、Amazon.com193(以下:アマゾンと記述)、(以下:グーグルと記述)が、電子書籍の販売流通システムによって欧米の電子書籍市場を拡大し、その話題が誌(紙)上を賑わしていた。一方、日本における電子書籍の歴史は古く、ガラパゴスと言われた携帯電話が、独自に高度な機能を搭載しながら進化し、国際標準から取り残されていったが194、この携帯電話を中心に、電子書籍分野では、ケータイ小説195、あるいはコミックが、電子書籍市場を拡大していた。しかし、本格的な電子書籍の市場は、米国に大きく後れをとってしまった。Kindle の登場で数千冊が持ち運べ、Google ブックス196によって、デジタル化した資料の全文検索が可能になり、人類の知の蓄積である書籍の全文が、次々にインターネット上で読むことができるようになってきた。まだまだ先の未来の話であろうと思っていたことが、すぐ目の前まで現れてきたのである。学術雑誌の世界では、すでに電子ジャーナル197としてデジタル化が進んでおり、ネットワーク上から、有料で入手できることが一般化していた。公共図書館においては、CD、CD-ROM、DVD という新しいデジタル媒体を収集し提供するといったことまでが精いっぱいの状態(府県立や政令市レベルでは商用データベースの提供もある)であったが、大

¹⁹² Apple .[引用日:2014-11-27">192 Apple .[引用日:2014-11-27">193 Apple .[引用日:2014-11-27">193 Apple .[引用日:2014-11-27">193 Apple .[引用日:2014-11-27"]

¹⁹³ Amazon.com .[引用日:2014-11-27">http://www.amazon.com/>.[引用日:2014-11-27]

¹⁹⁴ GSM (Global System for Mobile Communications) が海外では事実上の世界標準となっていたが、日本は当初、独自の PDC (Personal Digital Cellular) 方式が使われていたため、日本の携帯電話メーカーの国際進出が困難となっていた。

¹⁹⁵ ケータイ小説が書籍化され、ベストセラーになるケースが出てきた。Yoshi『Deep Love アユの物語』スターツ出版、2002、がケータイ小説として初めて書籍化された。参考文献として、本田透『なぜケータイ小説は売れるのか』(ソフトバンク新書 063)ソフトバンククリエイティブ、2008 杉浦由美子『ケータイ小説のリアル』(中公新書ラクレ279)中央公論新社、2008、などがある。

¹⁹⁶ Google Books .[引用日:2014-11-27]

¹⁹⁷ ScienceDirect, Springer-Link, Wiley Interscience, HighWire Press など。 ScienceDirect を運営するエルゼビア (Elsevier B.V. エルゼビア・ベーフェー) は世界最大の医学・科学技術系の電子ジャーナルの出版社である。ファイル形式は PDF, HTML が主流となっている。リード・エルゼビア・グループ (Reed Elsevier N.V. Plc) http://www.reedelsevier.com/Pages/Home.aspx.[引用日:2014-11-27]の 100%子会社。

学図書館においては、書誌ユーティティ¹⁹⁸の形成と電子ジャーナル、機関リポジトリの構築など、学術情報の電子化と総合目録化が早くに進んでいた。一方、公共図書館では、市民ニーズが少ないということから、学術論文のアクセシビリティにそれほど基軸を置いてこなかったこともあり、電子ジャーナルの導入に積極的ではなかった。また、NACSISの総合目録へは、大阪府立図書館のような府県立レベルで参加していたが、市町村立レベルの公立図書館は参加しておらず、民間マークによる納品、装備の一体サービスのシステムを採っていた。さらに、大学図書館の図書館情報システムとは違った、ベンダー提供のパッケージシステムをそのまま導入するケースが多かった。こうした大学図書館との格差が、公共図書館の資料のデジタル化の後れをもたらしている。

本章では、公共図書館における電子書籍提供事例を検証するとともに、国立国会図書館の資料電子化事業に関わる資料提供の動向、市場の動向、電子書籍の流通に関わる国家施策の動向を、背景として捉え、電子書籍における知識の流通について、問題点を明らかにし、公共図書館における電子書籍提供モデルを考察していく。

4.1 公共図書館における電子書籍提供サービス

公共図書館における電子書籍提供サービスは、大手印刷会社などを中心に図書館向けプラットフォームが模索される中、いわゆる「電子書籍元年」といわれた 2010 年以降、活発な動きを見せている。

公共図書館での電子書籍閲覧・貸出サービスは、2002 年 6 月に北海道岩見沢市が、「10daysbooks」¹⁹⁹提供の岩波文庫や東洋文庫、マンガ等の電子コンテンツを閲覧できるサービスを開始したのをはじめ、2005 年 5 月には、生駒市立図書館が、パブリッシングリンク²⁰⁰と提携し、ソニーの電子書籍端末 LIBRIe ²⁰¹を貸出して、電子書籍を閲覧できるサ

¹⁹⁸ 書誌ユーティティとして日本は国立情報学研究所(http://www.nii.ac.jp/[引用日:2011-12-23]), 北米最大の OCLC (Online Computer Library Center, Inc.)

⁽http://www.oclc.org/global/default.htm[引用日:2011-12-23]) などがある。

^{199 「10}daysbooks」<http://www.ebookjapan.jp/ebj/>.[引用日:2011-12-23] 電子書籍販売サイト ebookjapan を運営する株式会社イーブックイニシアティブジャパンに移行し,マンガを中心に5万冊以上をリリースしている。

²⁰⁰ パブリッシングリンク
「引用日:2011-12-23] 電子 出版物の企画・開発に関する事業及び携帯電話向け電子配信サービスに関する事業等 201 ソニーの LIBRIe は、コンテンツの少なさから日本では失速するが、アメリカにおいて、「SONYReader」としてプラットフォームを定着させ成功している。逆に、日本にこのデバイスと SONY ストアとして、電子書籍販売のプラットフォームが入ってきた形と

ービスを開始した。この二つのサービスは、すでに終了している。さらに 2007 年 11 月に は千代田 Web 図書館202が電子書籍貸出サービスを開始した。それとほぼ同じ形のシステ ム構成で、2011年1月から堺市立図書館203が電子書籍貸出サービスを開始した。また、 2010年12月には、総務省の2010年度「新ICT利活用サービス創出支援事業」204採択事 業の一環として、鎌倉市と採択事業者であるビジネス支援図書館推進協議会、日本ユニシ ス、ミクプランニングが共同で実施した電子書籍プロジェクトがモニターを募集し、電子 書籍の実証実験を実施した。そして,2011年3月に,オープンした萩市立萩図書館205が, 電子書籍の貸出サービスを始めた。鎌倉市立図書館と同じように、市民モニターを募集し て,2011年7月から静岡県立中央図書館が「電子図書館体験プロジェクト」206を開始, 2011年10月から,札幌市中央図書館が電子図書館実証実験を開始207し,タブレット端末 の貸出も行う。こうした,一連の電子書籍の公共図書館での貸出サービス実証実験,ある いは、実際にサービスを展開するところなどが、特に2011年に入って顕在化してきた。

電子書籍の公立図書館での提供については、堺市立図書館が西日本でいち早く DNP グ ループ、丸善 CHI グループが提供する公共図書館向け電子書籍貸出サービスを実施して いる²⁰⁸。市場では Kindle, iPad, での電子書籍購入が普及しているが, Kindle などのフ ァイル形式は公立図書館のシステムでは提供できない。また、自前のサーバーにファイル を保存し、インターネット上の認証システムで、電子書籍をダウンロードする方法では、

なっている。

²⁰² 千代田 Web 図書館 .[引用日:2011-12-23]">https://weblibrary-chiyoda.com/>.[引用日:2011-12-23] ²⁰³ 堺市立図書館 .[引用日:2011-12-23]堺市立図書館の電子 図書館のページは、.[引用日:2011-12-23]であ る。

²⁰⁴ 『平成 22 年度「新 ICT 利活用サービス創出支援事業」に関する提案の公募』 http://www.soumu.go.jp/menu news/s-news/01ryutsu02 01000001.html>.[引用日: 2011-12-23]の中で電子出版の動向として、「電子出版に関する技術的課題の解決、電子出 版ビジネスの基盤となる技術の確立、民間による標準規格の策定やルールの確立が急務」 であるとして提案を公募している。

²⁰⁵ 萩市立萩図書館 http://hagilib.city.hagi.lg.jp/[引用日:2011-12-23]

^{206 「}静岡県立中央図書館、「電子図書館体験プロジェクト」を開始」2011年7月22日 18730[引用日:2011-12-23]

^{207 「}電子図書館実証実験,札幌市中央図書館でも実施へ」2011年8月3日 http://current.ndl.go.jp/node/18812[引用日:2011-12-23]

²⁰⁸ 佐久間素子「堺市立図書館における電子書籍提供サービスについて」『図書館雑誌』 105(6),2011.6, pp.384-386. 「電子書籍貸出サービスを開始した堺市立図書館にインタビ ュー」カレントアウェアネス·E,No.186 2011.1.20. 〈http://current.ndl.go.jp/e1133〉.[引 用日:2014-09-01]

サーバー容量と回線の負荷、システム開発等の問題で、予算化することが困難である。

2010 年以降の図書館での電子書籍の状況を見ていくと、図書館での電子書籍を含めた デジタルコンテンツ提供は、ベンダーが図書館向けの著作権処理済みのコンテンツを用意 し、それを流通させるシステムが一般的となってくるであろうと考えられる²⁰⁹。

電子書籍の流通についての調査研究は、2010 年度新 ICT 利活用サービス創出支援事業として図書館におけるデジタルコンテンツ利活用検討委員会から『図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト報告書』(2011年3月)²¹⁰が出されている。その中で、日本図書館協会による「公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン」の策定を求めている。図書館における電子書籍の流通は、こうした調査研究が示すように、著作権関係、市場との利害関係によって、なかなか進まないのが現状である。

4.1.1 日本における公共図書館の電子書籍提供サービス

日本の図書館への電子書籍提供のビジネスモデルを見てみよう。図書館流通センターが図書館向けに提供しているビジネスモデルが、TRC-DL²¹¹である。当初は、著作権の許諾済の公衆送信権契約したコンテンツを、図書館がアクセス権購入するという契約であった。また、電子書籍を閲覧するための専用のビューワをパソコンにダウンロードしていたが、2014年4月からのモデルでは、HTML5準拠のブラウザに対応するシステムへ変更し、そのダウンロードの必要がなくなっている。電子書籍は、JIS X8341²¹²に準拠していることで、高齢者、読書困難者へのアクセシビリティの強化を図っている。もう一つのモデルとして、2013年10月に株式会社KADOKAWA、株式会社講談社、株式会社紀伊国屋書店の3社共同で、日本電子図書館サービス(JDLS: Japan Digital Library Service)²¹³という

²⁰⁹ この方向性については後述するが、米国の電子書籍ベンダーの再大手、OverDrive 社の図書館向け電子書籍提供システムを見ても、日本の公共図書館もこのベンダー依存の方向に進むであろうと推測できる。

^{210 「}図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト 報告書」

.[引用日:2014-11-27]

²¹¹ TRC-DL https://www.trc.co.jp/solution/tredl.html [引用日:2014-11-27]

²¹² 情報技術標準化研究センター 情報アクセシビリティ国際標準化委員会 普及・適合 性評価技術部会 (WG3)「高齢者・障害者等設計指針:情報通信における機器,ソフト ウェア及びサービス 規格の概要」(2007年1月)

http://www.jsa.or.jp/stdz/instac/commitee-

acc/WG3/Docs/Guide_X8341_20070111.pdf>.[引用目:2014-11-27]

²¹³ 日本電子図書館サービス .[引用日:2014-11-27">http://www.jdls.co.jp/>.[引用日:2014-11-27]

準備会社を設立し、2014 年 8 月に事業会社化された。この事業の対象者は、公共図書館、大学図書館、学校図書館である。この日本電子図書館サービスは、電子書籍貸出の実証実験を、山中湖情報創造館 214 (実施期間:2014 年 10 月 14 日 2015 年 3 月 31 日)、稲城市立図書館 215 (2014 年 12 月 1 日 2015 年 3 月 31 日)の 2 館で実施している。

2013年出版の『「電子書籍に関する公立図書館での検討状況のアンケート」実施報告書』 216によると,「電子書籍サービスを実施および検討中図書館は,全体の46%」と,公共図 書館での電子書籍に関するニーズが増えている。日本の電子書籍市場の状況は後述するが, 拡大傾向にあるといえよう。しかし、米国に比べて、公共図書館向けの電子書籍提供にま では、その拡大傾向が及んでいないのが現状である。そのため、図書館での要望は増えつ つあるが、電子書籍提供システムの導入にまで至っていない図書館が大半である。JDLS はこの要因として、パブリックドメインの出版物が多いこと、コンテンツの数が少ないこ とを挙げている。コンテンツを提供する出版社の、不正コピーに対する懸念と、利用の対 価に関する権利者への還元が、コンテンツの少ない要因と考えられる。JDLS は、配信許 諾・公衆送信権契約を出版社、あるいは取次店と結び、図書館へは、コンテンツのアクセ ス権の販売を行うのであるが、出版社との公衆送信権契約までに至る条件として、電子書 籍アクセス権を1年から2年の期限付きライセンス契約とし、契約更新ができる方法をと っている。また, ①ワンコピー・ワンユーザ型(最大貸出制限回数を設けている) ②ワン コピー・マルチユーザ型(一定期間に複数貸出が可能であり、主に学校へのモデル)③都 度課金型の3つの契約方法を用意している。図書館は、こうした制限付きアクセス権の概 念によって、これまでの文化的な財産としての図書館蔵書という概念からの転換を迫られ ることになる。おそらく、コンテンツの備品としての購入というものではなく、一つのサ ービス形態の事業費目としての契約(通信費を含めた委託契約), あるいは, オンラインデ ータベースと同じような, 使用料という契約になる可能性が高い。もっとも, 図書館がこ の料金を払って, 利用者が非来館で無料利用できるという点では, 契約の形態, 資料とし ての蔵書の概念が崩れていても、同じ情報を利用者が得ることができる。しかし、コンテ

²¹⁴ 山中湖情報創造館 .[引用日:2015-03-14]

²¹⁵ 稲城市立図書館 .[引用日:2014-03-14]

²¹⁶ 電子出版制作・流通協議会 『「電子書籍に関する公立図書館での検討状況のアンケート」実施報告書:公立図書館電子書籍サービスをめぐる,今後の期待と課題を分析』インプレス R&D,2013.

ンツを増やすための妥協点とは言え、期間限定的な点と、貸出回数の制限という点は、利用者にも制限付き情報であり、図書館が、情報を自由に得られる情報拠点という考え方からは、一歩後退していることになる。また、コンテンツの所有の帰属に関わって、図書館蔵書としての継続性も揺らいでいる。内容的に、多くは紙書籍の電子版であり、電子で提供できなければ、紙資料で提供できる場合がほとんど(一部資格試験問題系を除けば)である。そこに付加価値を見出すとすれば、非来館で閲覧が可能ということと、高齢者や障害者対応(文字拡大機能と、読み上げ機能)が可能であるというところであろう。

一方、大学等の機関向け(法人向け)電子書籍提供サービスとしては、紀伊国屋書店のBookWeb Pro が提供する NetLibrary、京セラと丸善が提供する Maruzen eBook Library があり、これらはアクセス数に応じた価格での契約となる。

4.1.2 米国における公共図書館の電子書籍提供サービス

米国における公立図書館での電子書籍貸出サービスは、OverDrive や NetLibrary などによって提供されているモデルを導入しているケースが多い。電子書籍の購読費用は、州図書館予算で賄われており、連邦政府の補助金がその経費に使われている。予算面においても、日本が各図書館の一般会計予算の中の資料費から捻出している状況とは異なっている。この、OverDrive、In. (本社:米国オハイオ州)の公立図書館向け電子書籍サービスは、2014年5月現在、世界36ヶ国で28,000館の図書館、学校、および大学に向けて提供しており、その利用の実態については、2012年の1月から8月の利用調査よって報告されている²¹⁷。OverDrive 社は、電子書籍の他に、オーディオブック、音楽、映像も用意している。その契約は、タイトルの買い取り、または、年間購読という形態をとっている。2015年1月8日のOverDrive 社の発表によると、2014年の公共図書館と学校でのOverDrive グローバルネットワークから借りられたデジタル資料の件数は1億3700万件で、2013年より33%増加している。内訳は、電子書籍が1億500万件(対前年度比+32%)、デジタルオーディオブック3,200万件(対前年度比+38%)となっている。また、貸出に伴うモバイル機器のチェックアウト件数が対前年度比43%の増加となっており²¹⁸、図書館の

²¹⁷ Browsing eBooks Grows Exponentially in Libraries and Schools http://company.overdrive.com/news/browsing-ebooks-grows-exponentially-in-libraries-and-schools/.[引用日:2014-09-01]

²¹⁸ "eBook Use Up 33% in 2014 in Libraries through OverDrive"

電子書籍利用が、パソコンからモバイル端末へと移ってきていることが窺える。

こうした図書館向け電子書籍の問題点としては、著作権処理に伴う高額な契約があげられよう。その点は、日本においても同じ状況であるが、揃えているタイトル数(2010年当初では DNP は約 4,000 冊)、顧客の館数の桁が違っている。米国では、こうした電子書籍を読むために電子書籍専用端末やタブレット端末が普及しており、2014年3月の報告によると、16歳以上の全体の24%(紙書籍読者も同じ)は、電子書籍専用端末の Kindle かNook、16歳以上の全体の35%(紙書籍読者29%)はタブレット端末を使っている²¹⁹。

米国の公共図書館の電子書籍提供サービスで、もう一つ別のモデルを取り上げてみよう。それは、いわゆる「ダグラス郡モデル」といわれるものであり、ダグラス郡図書館(Douglas County Libraries:DCL)が 2011 年 3 月にそのモデルを発表している。これは、電子書籍ファイルを出版社から買い取り、貸出しようとするモデルであり、現在行われているアクセス権購入とは、全く違うものとなっている。また、このモデルが使用するシステムは、Adobe 社の 'Adobe Content Server'を中心としたシステムであり、OverDrive 社が使用するシステムと同じで、 DRM による電子書籍を貸出できるものである。さらに、Library Services and Technology Act (LSTA)から 209,460 ドルの助成を受け、ダグラス郡図書館(Douglas County Libraries:DCL)と、コロラド州の図書館コンソーシアム(Colorado Library Consortium;CLiC)との電子書籍の実験プロジェクト"eVoke 2.0: Colorado Statewide eBook Pilot Project"が 2014 年 10 月までの期間で行われた220。この図書館コンサルタントとプロジェクトディレクターによると、eBook パイロットプロジェクトでは、すべての図書館のために、将来的に有効なインフラストラクチャを構築し、それを維持するための職員、専門知識 、電子書籍の配信などについて、積極的に課題と対峙し、解決策を見つけるとしている。

.[号]用日:2015-1-14]

²¹⁹ Pew Research Center, March 2014, "From Distant Admirers to Library Lovers: A typology of public library engagement in America."

http://www.pewinternet.org/files/2014/03/PIP-Library-Typology-Report.pdf.[引用日:2014-12-01]

²²⁰ Douglas County Libraries and CLiC move forward with Statewide eBook Pilot Project

http://douglascountylibraries.org/files/docs/presskit/042814%20LSTA%20Media%20Release 2.pdf>.[引用日:2014-09-01]

4.2 公共図書館における電子書籍提供ルートの現状

電子書籍導入に関する契約の問題点は3点ある。

1 点目はベンダーによる囲い込みの問題である。堺市立図書館の電子書籍貸出システムは、クラウドコンピューティングによる DNP サーバーからのコンテンツの閲覧であり、NEC の電子図書館システムへのアクセスの権利と通信費が NEC 開発費に含める一体型契約であるため、次回リプレースでのベンダー囲い込みによる一者随意契約に迫られる可能性がある。その場合は非常に高額なリプレースとなる可能性があるが、現実的には、それが、一社随意契約の理由として成り立たないであろう。その時に、これまでのコンテンツのアクセス契約の保障が問題となる。また、選書という側面から見れば、コンテンツ閲覧が DNP サーバーへのアクセスということであるため、一社によるコンテンツ品揃えの中からの選択という、限定的な選書となってしまう問題がある。このことは、市民にとって、電子書籍による知る自由が、契約によって、制限される状況にあると考えられる。

2 点目は、コンテンツの権利主張の問題である。もし、NEC との契約を解消した場合、 DNP との連携が他社と成立するのか、また、買い切り契約をしているコンテンツへのアク セスの権利主張ができるのかという問題である(バックファイルに言及する契約条項はない)。

3点目は、図書館向け電子書籍のコンテンツ数が今後、増えていくかどうかという可能性の問題である。電子書籍のコンテンツ数は、ベンダーによって決まるが、著作権者と出版社がどのベンダーを選択するかによって左右される。また、図書館での貸出については、現行著作権法において、デジタルコンテンツの公衆送信権に関する権利制限規定が存在しないため、著作権者の公衆送信に関する許諾が必要となる。したがって、これに対応した許諾処理経費の高さが、コンテンツのライセンス料金の高さに反映している。

コンテンツの価格については、Bailey、Timothy P. "Cost Differentials between E-Books and Print" in *Academic Libraries. College & Research Libraries*. (2013年10月受領、プレプリント)で、米国大学図書館における電子書籍と冊子体の価格差調査(図表 4.2-3)で、LC 分類別の印刷資料に比べて E-book の平均価格差は、人文科学系が21.55ドル、社会科学系が,18.30ドル、自然科学系が23.53ドル、合計では、19.17ドル高く、割高な電

図表 4.2-3: Field Price Differentials

出典: Bailey, Timothy P. "Cost Differentials between E-Books and Print" in Academic Libraries. College & Research Libraries. October 17, 2013 . <http://crl.acrl.org/content/early/2013/10/23/crl13-542.full.pdf>

LC Classification	Humanities	Social Sciences	Science	Total
# Print Titles	45	203	16	264
Average Print Price	\$51.99	\$54.42	\$64.29	\$54.60
Average E-Book Price	\$73.54	\$72.72	\$87.81	\$73.78
Mean Price Differential All	\$21.55	\$18.30	\$23.52	\$19.17

4.3 公共図書館の電子書籍利用実態

堺市立図書館の電子書籍の利用実態について、2013 年度の窓口アンケート調査(図表 4.3-2) 222を基に見てみよう。2013 年度末の 1 日だけの調査で、かなりバイアスがかかっているようであるが、窓口調査で、電子書籍のみの利用を聞いたものが、この時の調査しかないため、この調査を使うしかない。それによると、電子書籍を利用したことがあるという人が、8%と 1 割に満たない。「利用していない」と「知らなかった」を合わせると 90.9%と 9 割を超えている。これは、電子書籍提供が市民に普及していないことを表す数値ではないだろうか。その原因を特定するためには、インターネットを普段から使っているかどうか223を把握する必要もある。しかし、電子書籍提供が市民に普及していない原因が、図書館の電子書籍のコンテンツ内容なのか、アクセシビリティの問題なのか、広報の問題なのかということを考察するには、それに対応した統計数値がないため困難である。このアンケート調査の回答年齢層は、60歳代以上が 49.2%と約半数である。アンケート結果で、電子書籍利用の年齢層で最も多いのが 50歳代であるが、60歳代以上は電子書籍利用が少

²²¹ カレントアウェアネス-E No.249 http://current.ndl.go.jp/e15062013.11.21.[引用日:2014-1-20]

[&]quot;Cost Differentials between E-Books and Print in Academic Libraries" October 17, 2013 http://crl.acrl.org/content/early/2013/10/23/crl13-542.full.pdf.[引用日:2014-1-20]

^{222 「}平成 25 年度堺市立図書館利用者アンケート調査の結果:単純集計」

.[引用日:2014-12-18]

²²³ 参考数値でしかないが、同じ「平成 25 年度堺市立図書館利用者アンケート調査の結果:単純集計」で「図書館からのお知らせは主に何でお知りになりますか。」という質問に「図書館ホームページ」というのが、20.5%であり、相対的には、ネット利用が少ないと考えられる。

なくなっている。電子書籍コンテンツは、比較的時代小説が多く、非来館的なサービスであり、高齢者のニーズに合っているにもかかわらず、後述する一般的な年齢別インターネット利用統計と同じように、高齢者のインターネットあるいはデジタル資料の利用が少ないことが明らかになっている。

一方, 堺市立図書館のこの3年間の電子書籍利用年齢層(図表4.3-2)を見ると,40歳代が最も多く,30歳以上が約8割を占める。この30歳代から50歳代は,会社員であるとすれば,おおむね中堅層と管理職層に該当する世代であり,昼間働いていた場合,土日祝日以外は,図書館の開館時間帯に通常利用しにくい年齢層である。また60歳代以上は,比較的時間的な余裕があると考えられるが,高齢になるに従い,自宅から離れた遠い図書館施設に行きづらいということも考えられる。

実際の追跡調査をしているわけではないため、この分析は推測の域を出ないが、そうであるならば、電子書籍貸出サービスは、当初の目的であった、非来館者サービスとして有効なサービスではないかと考えられる。

現段階で、正確な分類別の利用統計が出ていないため、確実なことはわからないが、著作権が消滅しパブリックドメインになった小説類のコンテンツ数と、概数で9類の貸出が多いことから、利用人数の4分の1を占める高齢者を中心に、小説類が貸出されているのではないかと考えられる。次に利用が多いのは、3類の社会科学系であり、資格関係やビジネス書を中心に会社員のスキルアップとして借りられていると考えられる。ただし、現在、筆者の推測域にあるため、これらを具体的に実証するデータを入手できれば、もう少し正確な分析を試みることができると考えている。

図表 4.3-1:「電子書籍提供サービスの利用状況」(堺市立図書館)

出典:『平成25 (2013) 年度堺市立図書館利用者アンケート調査の結果』

	利用したこと がある	利用していない	知らなかった	無回答
電子書籍	8.0%	73.1%	17.8%	1.1%

	利用	したことがある	利用	していない	矢	らなかった		無回答
10 歳代	14	7.00%	67	3.70%	50	11.20%	0	0.00%
20 歳代	11	5.50%	77	4.20%	20	4.50%	0	0.00%
30 歳代	23	11.60%	205	11.20%	89	20.00%	4	14.30%
40 歳代	44	22.10%	294	16.10%	71	16.00%	1	3.60%
50 歳代	32	16.10%	202	11.10%	48	10.80%	4	14.30%
60 歳代	43	21.60%	551	30.30%	87	19.60%	6	21.40%
70 歳代以上	31	15.60%	423	23.20%	78	17.50%	10	35.70%
無回答	1	0.50%	4	0.20%	2	0.40%	3	10.70%

図表 4.3-2:電子書籍利用年齢層(2011年1月1日~2013年12月31日)

年齢	貸出人数	割合
0~6	189	1.80%
<i>7</i> ∼12	141	1.30%
13~15	136	1.30%
16~18	76	0.70%
18~22	158	1.50%
23~29	581	5.50%
30~39	1,917	18.20%
40~49	2,807	26.70%
50~59	1,869	17.80%
60~69	1,809	17.20%
70~79	798	7.60%
80~89	38	0.40%
90~	0	0.00%
合計	10,519	100%

4.4 DNP・CHI グループの図書館向けプラットフォームの分析

DNP は電子書籍流通分野を 2 つの属性に分けている。それは、①流通ライセンス分野、②販売・流通分野である。この流通ライセンス分野は、創作者側のコンテンツホルダとして、著者と出版社がある。そしてそのライセンスを管理する部門として、ASP サービス (Application Service Provider Service)を提供する取次的な役目を持つ株式会社モバイルブック・ジェーピー (Mobile Book.jp) 224、デジタル化とインフラ構築は DNP である。

²²⁴ MobileBook.jp .[引用日:2011-12-23] モバイルブック・ジェーピーは電子出版流通プラットフォーム事業(取次事業)に参入。

販売・流通分野は、サービス提供部門(営業)である丸善株式会社225(以下:丸善と記述) と株式会社図書館流通センター²²⁶(以下:TRCと記述)が分担し、図書館あるいは顧客が エンドユーザーという構造になっている。このモバイルブック・ジェーピーは、紙の書籍 と同じように、生産者から販売に至るまで、ライセンス管理等の取次としての役割に特化 している。丸善はすでに丸善 CHI グループの完全子会社化しており, 同じく TRC も DNP の子会社である。それぞれの役割を担う会社同士は、すべて契約関係でこの流通構造が成 り立っている。大手印刷会社が書籍をデジタル媒体変換したデータを持っており、著作権 者、出版社との契約が成立すればすぐにデジタル加工されたコンテンツを、この流通シス テムに乗せることが可能である。これは,いわゆる水平分業型の構造となっている。この 構造は、出版社、印刷会社、取次、小売(営業)という従前の流通構造を維持することに よって、全ての契約関係のところでマージンが引かれ、もともとの創造者である著者や編 集者を抱える出版社の取り分が少なくなるという懸念が発生する。これに関連して,田代 の試算による分析がある(図表 4.4-1) 227。田代は、単価設定が書籍の場合 1,000 円を想 定し、それよりも低価格に設定している。アップルやアマゾンに支払う手数料として「配 信・決済料」30%であり、出版社の損益をプラスにするためには、著者印税を10%しか払 えないというケースを試算している。すなわち,紙の書籍と変わらない印税率になるとい うことである。印税の計算については、確実な資料が公開されておらず、この田代の試算 もあくまで参考程度にしかならない。米国の電子書籍の印税の実態については、大原のル ポに「E ブックの印税は、試行錯誤の末、約 25%という数字が伝えられているようだが、 実際にはもっと幅がある。新刊本では15%、バックリストと呼ばれる刊行から1年以上経 った既刊本ではもっと高く、35%ぐらいの数字を聞くことが多い。」228としており、これら の印税率も過渡期的要素が強いとして、不確定な部分を指摘している。もし、デザイン・ DTP など出版社が支払う諸経費をすべて著者自身が負担するのであれば、印税率は上がる と考えられるが、諸経費を差し引くとやはり現実的には紙の書籍と変わらないのである。 すると、著者自身が、米国における垂直統合型のプラットフォームの手数料 30%、印税 70%

²²⁵ 丸善株式会社 + [引用日:2011-12-23]
226 株式会社図書館流通センター .[引用日:2011-12-23]
227田代真人『電子書籍元年: iPad&キンドルで本と出版業界は激変するか?』インプレスジャパン, 2010.5, pp.177-179.

²²⁸ 大原ケイ『ルポ電子書籍大国アメリカ』アスキー・メディアワークス, 2010.9, p.92.

という言葉に捉われ、二の足を踏んでいることで、日本の電子書籍流通基盤に、コンテン ツが集まりにくいのではないかと考えられる。

2014年に DNP、日本ユニシス、丸善、TRC は共同で電子図書館サービスを提供している229。2014年4月に、それらは、もう一つの公共図書館向け電子書籍提供モデルとして、クラウド型電子図書館サービスを開始した。それは、DNP が、2011年に生活に役立つ情報を提供するリクルートの関連会社であったオールアバウト230と資本・業務提携を行い、オールアバウトの筆頭株主となり、さらに、DNPとオールアバウトとの連携で、契約期間中は読み放題の 'ホールセール年契約'で、販売価格を全て卸売先に帰属する流通モデルを提供している。2014年現在オールアバウトの書籍 20,000冊の内、図書館への提供は約3,000冊となっている。カーリルが独自に 2014年10月26日現在の電子書籍を提供する図書館の電子書籍の出版社別延べ書誌数の統計(図表 4.4・2)を集計している231。電子書籍に ISBN が付いているもののみの集計で、そのためバイアスはあるが、これを見る限りでは、オールアバウトが46.7%と大半を占めている。続いて、青空文庫が13%、グーテンベルク21が10、6%となっている。青空文庫とグーテンベルク21は著作権切れの資料であり、それが全体の5分の1を占めている。この結果を見ても、図書館向けの電子書籍がいかに流通しにくいかがわかるであろう。

²²⁹ DNP ニュースリリース (2013 年 10 月 29 日)

[引用日:2014-11-27]

²³⁰ "All About" [引用日:2014-11-27]">1-27]

²³¹ カーリルのブログ「カーリルが図書館・電子書籍サービスとの連携を開始しました」 http://blog.calil.jp/2014/10/ebook.html [引用日:2014-11-27]

図表 4.4-1:電子書籍における売り上げとコストの内訳

(出典:田代真人『電子書籍元年:iPad&キンドルで本と出版業界は激変するか?』)

売り上げ

単価	部数	売り上げ(単価×部数)
750 円	5,000 部	3,750,000 円

コスト

内訳	コスト率	コスト額
配信・決済料	売り上げの30%	1,125,000 円
著者に支払う印税	売り上げの 10%	375,000 円
デザイン・DTP 費	固定	400,000 円
出版社の経費	固定	1,350,000 円
合計 (総コスト)		3,250,000 円

出版社の損益

売り上げ	コスト	損益 (売り上げーコスト)
375,000 円	3,250,000 円	500,000 円

図表 4.4-2:日本の公立図書館向け電子書籍サービス 出版社別の比率 (のべ書誌数ベース:上位) 38,547 タイトル

出典:カーリルのブログ「カーリルが図書館・電子書籍サービスとの連携を開始しました」より

	書誌数(タイトル)	割合(%)
株式会社オールアバウト	18,000	46.7%
青空文庫	5,000	13.0%
グーテンベルク21	4,103	10.6%
平凡社	1,071	2.8%
PHP研究所	973	2.5%
法研	769	2.0%
地域資料		8.7%
その他	_	2.5%

4.5 電子書籍提供サービスとコストパフォーマンス

電子書籍提供サービスについて、コストの面から考察する。堺市における電子書籍に関わるコストパフォーマンスを考えるに当たり、この3年間の直接的な経費比較(図表4.5-1)をしてみたい²³²。直接関わる経費と考えるのは、資料費、人件費、図書館情報システム運用に関する経費に限定する。ただし、人件費は、教育委員会事務局の正規職員の総人件費に図書館の正規職員の人数割を当てているため概算である。労働時間的には、その約3分の1がカウンター業務にあたるため、貸出に関わる人件費は全体の3分の1と判断した。そこから割り出すと、1冊あたりの貸出に要する経費は3年間の平均で、紙媒体資料

²³² 試算するに当たり使用した資料: 堺市財政局財政部財政課『平成 22 年度 決算説明資料』2011.8. 『平成 23 年度 決算説明資料』2012.8. 『平成 24 年度 決算説明資料』2013.8.

の場合 79 円になる。

この表からは、人件費がかなりの額を占めることがわかるが、電子書籍の貸出に職員の労働時間はシステムの管理と選書のみに当たるため、ほぼ、軌道に乗れば労働的な負担がないと考え、人件費をゼロベースとしている。しかし、電子書籍は貸出冊数が相対的に少ないことから、1 冊の貸出に要する経費は 853 円と紙に比べて 10.8 倍になってしまう。すなわち、電子書籍の場合、貸出冊数の増加が、コストのかからない効率的なサービスとなる。電子書籍の貸出冊数を増やすためには、資料的にはコンテンツ数を増やし、さらに、コンテンツも多様な構成にする必要があると考えられる。しかし、コンテンツ数を増やすと、電子書籍に充てる資料費がその分増加するため、電子書籍の契約拡大によって貸出冊数を伸ばすことができるとしても、比例的にコストが下がるわけではない。また、利用者側から考えると、貸出冊数を増やすためには、閲覧できる情報端末の範囲をスマートフォンや、i-Phone 等にも拡大する必要がある (堺市では後発で実施している) と考えられる。

2014年12月16日の朝日新聞の夕刊に、「電子図書館便利なのに」という記事が掲載された233。2014年8月に電子書籍提供システムを導入した三田市立図書館や西日本で初めて導入した堺市立図書館等の取材をしている。非来館者サービスで、保管場所もいらないし、電子書籍は貸し出ししても傷まないし、アクセスは24時間常時OKにもかかわらず、公立図書館での導入はわずか1%にしか過ぎない。その原因として、図書館向けタイトル数の不足と、コンテンツの価格が、紙の本の1.5倍から数倍であることと、通信費用にランニングコストがかかるということをあげている。少なくとも図書館向けに電子書籍コンテンツが増えるためには、その契約方式の多様化や、出版社の動きが重要な鍵となる。「日本電子図書館サービス」や2014年5月にOverDrive社と提携した株式会社メディアドゥ234の動向から、今後の電子書籍ビジネス戦略を考えている出版社や取次の方向性が予測できる。おそらくそれは、米国の図書館向け電子書籍流通の仕組みを取り入れる方向にある。

^{233 「}電子図書館便利なのに」『朝日新聞』2014.12.16 夕刊 1 面

 $^{^{234}}$ 株式会社メディアドゥ .[引用日:2014-11-27]は、2014年11月から 2015 年3月まで、実証実験として「慶應義塾大学メディアセンターの蔵書検索システム及び共通認証システムと OverDrive の電子図書館システムをシームレスに連携させるシステム検証を実施」するとしている。

.[引用日:2014-11-27]">http://www.mediado.jp/corporate/1133/>.[引用日:2014-11-27]

図表 4.5-1: 堺市立図書館の 1 冊貸出にかかる直接的なコスト試算

				費(円)	
		平成 22 年度	平成23年度	平成24年度	合計
資料費(電子書籍以外)	A	101,637,573	106,513,892	121,816,067	329,967,532
資料費(電子書籍)	В	3,229,069	4,386,707	4,682,539	12,298,315
人件費(教育委員会全体から 人数割り概算)	С	596,854,041	558,416,928	529,716,344	1,684,987,312
人件費(短期臨時職員賃金・ 非常勤職員報酬等)	D	101,850,001	114,553,660	96,733,567	313,137,228
図書館情報システム借上料	Е	8,698,268	17,414,460	17,414,460	43,527,188
図書館情報システム保守料	F	9,704,898	7,938,000	7,938,000	25,580,898
図書館情報システム回線使用 料	G	6,739,130	7,345,218	7,368,383	21,452,731
図書館情報システム開発委託 料(繰越明許費)÷5	Н	15,750,000	15,750,000	15,750,000	47,250,000
図書館システムネットワーク 工事 (繰越明許費) ÷5	Ι	2,291,381	2,291,381	2,291,381	6,874,143
1 冊貸出にかかる図書館情報 シ ス テ ム コ ス ト SUM(E:I)/M	J	9.4	10.6	10.4	10.1
貸出冊数(個人)	K				
電子書籍以外		4,607,949	4,772,469	4,886,106	14,266,524
電子書籍]		4,550	3,742	6,295	14,587
合計 M		4,612,499	4,776,211	4,892,401	14,281,111
1冊貸出のためのコスト					
電子書籍以外 (A+(C+D)//K+J	3)	82	80	77	79
電子書籍 B/L+J		719	1183	753	853

4.6 クラウドコンピューティングにおける問題点

堺市立図書館の電子書籍貸出システムは、図書館の基幹業務システムと通信回線により DNP サーバーのコンテンツサーバーを結ぶ ASP (Application Service Provider) ²³⁵を利用したシステムである。電子ジャーナルの場合も同様のアーキテクチャであり、図書館側サーバーの維持管理のコストと人員は全くかからないという点においては便利である。また、今後ほとんどのシステムがクラウドコンピューティング²³⁶へと移行していくであろう

²³⁵ 'Application Service Provider' とは、サーバーでさまざまなアプリケーションソフトを提供する業者のことである。

²³⁶ 図書館システムにおけるクラウドコンピューティングについては,吉田大祐「クラウドコンピューティングの概要と図書館」『図書館雑誌』105(4)(通巻 1049 号) 2011.4,

ということが予測できる。この ASP システムでは、利用者は、ID (利用者番号) とパスワードでログインし、DNP サーバーのサブ認証システムから目的のコンテンツの貸出手続きを受けることになる。同時に堺市立図書館のサーバーには利用者 ID と貸出コンテンツのアクセスログが残り、同じく DNP 側サーバーにも利用者 ID と貸出コンテンツのアクセスログが残る。契約書において利用者の個人情報保護について記述されているとはいうものの、このアクセスログが、クラウド側に残るということが、果たして、個人情報を扱う(読書記録が個人の思想信条にも関わることがある。)図書館において、また、不特定多数の登録者の個人情報を扱い、暗黙のセキュリティ神話が存在する公共施設において、安易に図書館情報システムの枠の中に、外部サーバーへのアクセスを、組み込んでしまっていいものであろうか。読書の秘密保持という図書館の自由の観点から、少なくとも公共施設としては、システムのセキュリティについて、技術的な面と契約的な面から認識している必要があるのではないかと考える。これは、個人情報に関わるデータについて、外部サーバーのクラウドコンピューティングを利用した場合におけるシステム上の問題点と同じジレンマが存在する。

こうした個人情報に関わる問題を示したクラウドコンピューティングの一つの指針として、『クラウド(ネットワーク)におけるプライバシー:個人情報をクラウドに移すための法的枠組』²³⁷がある。これには、個人情報をクラウドに移転する場合の、特に、法的に留意すべき事項が述べられている。ASP型の電子図書館システムは、個人情報をクラウドコンピューティングに移しているわけではないが、認証サブシステムからクラウドを利用することで、利用者が公共ではないサーバーへアクセスしていることについてのセキュリティ上の問題点が検証されていない。したがって、このシステムにおける個人情報保護に関わるセキュリティへの危惧(サイト内検索に Google を使っていることも、この問題点にあたる。)は常に存在する。

_

pp.209-211 にクラウド活用の効果と課題が示されている。

^{237 『}クラウド(ネットワーク)におけるプライバシー:個人情報をクラウドに移すための法的枠組』 http://www.mofo.com/files/Uploads/Images/110207-Privacy-in-the-Cloud.pdf>.[引用日:2011-12-23] February 14。2011, Privacy in the Cloud: A Legal Framework for Moving Personal Data to the Cloud—By Christine Lyon and Karin Retzer

5. 出版市場における電子書籍の動向

この章では電子書籍における市場の動向,及び図書館を取り巻く電子書籍出版の状況を 米国と日本とで比較検討する。

ここで取り上げる電子書籍の定義付けは、非常に難解である。『電子書籍の流通・利用・ 保存に関する調査研究』では、「電子書籍」を含む概念として電子出版を取り上げている。 その中で、5種類の意味を上げている。第1は、「電算写植システム (CTS) による文字情 報のデジタル化によって編集電子化が進展した」こと,第2は,「CD-ROM のようなデジ タル化された出版コンテンツをデジタルパッケージ化した出版形態」のこと,第3は,8 センチ CD-ROM を活用した小型電子ブックプレーヤー」のこと,第4は,「インターネッ ト経由で出版コンテンツを配信するオンライン出版」のこととしている。第5は、オンデ マンド本のことであるがこれが電子出版とは呼ばないとしている。さらに,「電子出版は電 子ジャーナルと電子書籍に便宜上,区分される」とし,「書籍をスキャニングしたりテキス ト入力したりしてデジタル化したものだけが「電子書籍」なのではない。」また、「(1)電子 技術を利用してディスプレイで読む電子辞書 (2)単行本など紙で出版された資料をデジ タル化し,オンライン配信で提供されるもの (3)「ケータイ小説」のようにもともとデ ジタルコンテンツ(ボーン・デジタル)としてオンライン配信で提供されるもの (4)貴重 書や郷土資料など図書館の所蔵資料をデジタル化したもの (5)「Yahoo! Japan 辞書」の ように検索エンジンに搭載されたもの (6)「JapanKnowledge」「化学書資料館」 「NetLibrary」のように出版されたコンテンツを統合的に検索し、閲覧することができる もの」の 6項目の形態があり、図書館での取り扱いの課題としている238。これらの電子書 籍の定義分析を踏まえ,以下,電子書籍の公共図書館での提供,国立国会図書館の資料デ ジタル化の進展, 市場の動向, 国の施策, 著作権問題について論及していく。

5.1 市場の日米比較

市場における出版統計では、全米出版社団体 Association of American Publishers (以下: AAP と記述) ²³⁹が 2012 年第 1 四半期時点の書籍販売状況が、部数・売上高で電子書籍がハードカバー本を超えた。ハードカバー本の 1~3 月の売上高 2.29 億ドル (約 181 億

²³⁸ [前掲] 注 30, pp.7-8.より抜粋引用

²³⁹ Association of American Publishers http://www.publishers.org/>.[引用日:2011-12-23]

円),電子書籍は 2.82 億ドル (約 223 億円) ソフトカバー本は 2.99 億ドル (約 236 億円) であった。AAP によると、2012 年の米国での商業出版社純収益は前年比 6.2%増 (70 億ドル増) (内,電子書籍が占める割合は 22.55%) となった。すなわち、紙と電子はともに相乗効果で売り上げを伸ばしているという状況である。この統計は、出版社サイドの売上であり、小売となると、その約 2 倍といわれている。また、BookStats2013²⁴⁰では、2012年の米国の書籍全体(プリント版と電子書籍)での市場規模(出荷)は 150 億 4900 万ドル (約 1 兆 5000 億円)、電子書籍市場規模(出荷)は 30 億 4200 万ドル (約 3000 億円)、電子書籍は一般書籍全体に対して、約 20%である。一方、日本は小売りでの統計であり、単純に比較できないが、出版科学研究所によると、2012年の年間で、一般書籍は 8013 億円、電子書籍市場は、729 億円という規模であり、電子書籍は全体の約 8%である。市場でも電子書籍販売の日米格差が生じている。

5.2 米国における垂直統合型のプラットフォーム

市場における電子書籍の代表的なビジネスモデルは、米国のアップル、アマゾン、グーグルである。また、SONY、バーンズ&ノーブルなども独自のビジネスモデルを展開している。概ね米国の電子書籍販売形態は、垂直統合型²⁴¹をとっている。

アップル は、音楽市場では ipod、携帯市場では、iphone が先行して、顧客要求を満たしていた。さらにその成功事例²⁴²を、ipad に展開し、タブレット型パソコンを市場に送り込むことで、新たな顧客を創造した。「ハードウェアの物理的な特性(大きさ、重さ、デザインなど)やタッチパネルによる独自の操作性、音楽ダウンロードサイトから続く iTunesアカウントによる大規模な顧客ベースと安定的な販売サイトの運営、さらには専用アプリケーションでの操作性の提供、それにとどまらずユーザーが求めるコンテンツの品揃えと品質の提供という一貫したサービスを提供している。こうした一貫した体制であるため、

²⁴⁰ BookStats2013 .[引用日:2014-1-20]

²⁴¹ 垂直統合とは、付加価値の源泉となる工程を企業グループ内で連携することであり、 製作、流通 (通信)、販売までを、自社グループで完結させる形を指す。これに対する形 が、後述する水平分業である。この水平分業は、他社との連携であり、この場合、各社に 利益配分がなされる。

²⁴² Comparing top lines: Apple vs. Microsoft 2011.9.29

日: 2011-12-23]参考として、アップルとマイクロソフトの売上推移比較がある。アップルは製品ごとの推移を示している。それによると、iphone の急成長と、新しいデバイスとして登場した、ipad の成長の推移がわかる。

いってみればすべてが純正品で設計されているため、消費者にとっては難しいコンピューター環境の構築から開放され、他社製品を組み合わせて起きるような操作の難しさやサポートの難しさを排除することができる。」²⁴³ということをアップル製品のコンセプトとしている。すなわち、アップルは、ipodの音楽市場において、多くのカスタマーのクレジット ID を確保したことが、ビジネスのベースとなっている。これら一連の戦略の中で、App Store²⁴⁴を立ち上げ、汎用的に電子書籍の販売ビジネスモデルを展開している。

アマゾンは、Kindle をデバイスに、通信機能をそれに持たせる形で、電子書籍に通信費 を含ませ、通信における課金を意識させず、しかも購入が容易であるという戦略を、電子 書籍販売のビジネスモデルとしている。書籍のオンライン販売をスタートとするアマゾン は,「インターネットというメディアの特性を販売に活かしたり, 販売効率を最大化するた めの様々な定量的なデータに基づいたりするようなマーケティングにたけていたりするば かりか、物流にともなう倉庫業務の最適化についてもビジネス課題の解決策のベストプラ クティスとして取り上げられるほどである。(中略) 出版物, 映画, 音楽などの商品を売り 手企業からお預かりして、アマゾンのストレージに置き、それを適切にお客様に配送する という基本的なことが事業の核」245であるとしている。アマゾンは,こうした書籍のオン ライン販売をスタートとしたことにより,多くのカスタマーのクレジット ID を確保した ことがビジネスのベースとなっている。また、米国における紙の書籍は、重量が重く、高 額なハードカバー、読み捨てられるペーパーバックという本の文化的諸相がある。それに 比べて、Kindle は、重量が軽く、数千冊の蔵書が通勤電車の中でも、どのような場所でも、 しかも片手で読むことができる。その Kindle を読書専用デバイスとしたアマゾンの販売 戦略は成功した²⁴⁶。Kindle の登場は,アマゾンが提供する電子出版プラットフォーム Kindle Direct Publishing (KDP) ²⁴⁷という出版販売サービスも提供している。

 $^{^{243}}$ インターネットメディア総合研究所編『電子出版ハンドブック 2011 』インプレス R&D, $^{2011.3}$, p.36. (OnDeck 2011 年 2 月 3 日号掲載)

²⁴⁴ App Store >.[引用日:2011-12-23]

^{245 [}前掲]注 243 (OnDeck 2011年1月18日号掲載) p.40.

²⁴⁶ "Amazon.com Now Selling More Kindle Books Than Print Books"

http://phx.corporate-ir.net/phoenix.zhtml?c=176060&p=irol-

newsArticle&ID=1565581&highlight>.[引用日:2016-11-27](2011.5.19.)アマゾンは,2011年4月以降,紙の書籍の売り上げが落ちていない中で,紙の書籍 100 に対してKindle 本は 105 冊の割合で売れていると発表。

^{247 2011} 年 1 月 21 日に KindleDTP (Digital Text Platform)

.[引用日:2011-12-23]から、Kindle

2010 年当時の米国の Kindle ユーザーの年齢層(図表 5.2-1)を見てみると、30 代が29.6%と最も多く、20 代が24.5%と次に多い。10 代が少ないのは、Kindle の購入価格にもよるのであろう。20 代 30 代で両方を合わせると 54.1%になる。この年齢層は、堺市立図書館の電子書籍利用者の年齢層と比べると、10 歳はスライドして若い世代が中心ということになる。堺市立図書館の電子書籍利用者の年齢層を上げている要因は、電子書籍ラインアップが、ビジネス・スキルアップと、パブリックドメインの時代小説が多いということ、さらに、閲覧環境が PC であり、若者が使いやすい携帯、読書専用リーダー、タブレット端末(2011 年の導入当時は、まだタブレット端末に対応していなかった)ではないというところに、あるのではないかと考えられる。

次に、著者と出版社との契約方式について、アップル、アマゾン、グーグルについて比較してみよう。アマゾンはグーグル、アップルの電子書籍市場参入以前は、出版社とホールセール契約248を結んでいた。一方、アップルは、それまで採っていた iTunes ストアの契約モデルと同じエージェント契約を、電子書籍販売にも適用していた。このエージェント契約249は、出版社にとっては、販売価格の決定権と、販売手数料としてアップルに 30% (出版社のロイヤルティは 70%ということになる)支払うという、メリットのある契約方法だった。そのため、この契約方法に出版社が流れ、大手出版社がアマゾンとこのエージェント契約についての交渉を行い、アマゾンもエージェント契約に切り替えたという経緯がある250。米国型のこうした契約方法によって、いわゆるディストリビュータ251としての機能を持つアップルやアマゾン、グーグルの垂直統合型の電子書籍販売戦略は、出版社と共存できるシステム、いわゆる Win-Win のプラットフォームである考えられる。ただし、

Direct Publishing に改名された。同時に、今まで米国、UK がロイヤルティ 70%対象であったが、カナダにも適用されるようになった。

²⁴⁸ ホールセール契約は、卸売契約の方式であり、末端の販売価格は出版社の決定権の範疇にない。

²⁴⁹ エージェント契約は、委託販売契約であり、出版社が決めた価格で委託販売する方式である。

²⁵⁰ "Pricing of E-Books Draws Increased Antitrust

Scrutiny"<http://online.wsj.com/article/SB1000142405274870427180457540518185806 1108.html>.[引用日:2017-11-27]2010年8月3日「Pricing of E-Books Draws Increased Antitrust Scrutiny」(The Wall Street Journal) 米国コネチカット州検事総長事務局、リチャード・ブルメンソール(Richard Blumenthal)司法長官は、2010年8月2日に米国Apple。Amazonが出版社と結んでいるエージェント契約が電子書籍価格を高く設定しており、反競争的で、独占禁止法違反である可能性があるとして、両社を調査していることを明らかにした。

²⁵¹ ディストリビュータは、販売代理店のこと。

この垂直統合型のビジネスモデルによって,著者や出版社の囲い込みが起こる可能性がある。

アップル、グーグル、アマゾンの他にも、SONY(ソニー)が電子書籍市場の一角を担っている。ソニーは、過去に日本での LIBRIe(リブリエ)252の販売を行ったが実績が伸びず、2009 年に販売を終了している。そのリブリエの姉妹機種として 2006 年に Reader253を北米市場で発売開始した(日本では、2010 年 12 月に発売開始)。電子書籍専用デバイスは、通信機能を付加するとデバイスからのコンテンツが入手しやすくなり、それによってビジネスとして成功した。Reader は Kindle と同じような読書専用デバイスであるが、米国における SONYReader は、Wi・Fi 内蔵の通信機能が付いているデイリーエディションが販売されていた。日本ではこの通信機能付きのデイリーエディションが 2011 年 11 月に発売される。この日本版は、電子書籍コンテンツの購入が Reader Store(SONYReader は紀伊国屋書店254とも提携している)、電子書籍配信のプラットフォームは booklista255である。

米国における電子書籍リーダーの販売と電子書籍サイトを運営するリアル書店が、バーンズ&ノーブル (Barnes & Noble) ²⁵⁶である。バーンズ&ノーブルは、書店として米国で初めてテレビ CM、初のベストセラー40%引きなどで売り上げを伸ばした全米最大の書店チェーンである。バーンズ&ノーブルは、Kindle 発売の 2 年後に、ヌック (nook) ²⁵⁷を

²⁵² リブリエの閲覧可能なファイル形式は、ソニーが独自開発した BBeB (Broad Band eBook) であり、電子書籍配信サイト Timebook Town (ソニーが全額出資) より、60 日間のレンタルという形式であった。コンテンツの少なさや、レンタル形式、独自のファイル形式などが、生産終了の要因ではないかと考えられている。

²⁵³ Reader - [引用日:2011-12-23]

 $^{^{254}}$ 紀伊国屋書店ウエブストアでは、電子書籍専用アプリとして Kinoppy .[引用日:2015-03-22]を用意し、デバイスの環境を選ばない方法で、販売拡大を図っている。

²⁵⁵ booklista .[引用日:2011-12-23] booklista は、ソニー・KDDI・凸版印刷・朝日新聞社の合弁会社であり、電子書籍流通(取次)事業、プラットフォーム事業、電子書籍コンテンツ販売事業、プロモーション支援事業など、電子書籍配信プラットフォームを提供・サポートしている企業。

²⁵⁶ Barnes & Noble .[引用日:2011-12-23]

²⁵⁷ Nook .[引用日:2011-12-23]は、液晶バックライト操作画面とコンテンツ表示の電子ペーパーを交互に見る仕様である。2010 年後半からカラー液晶端末の nook Color を発売した。OS は Android である。対応フォーマットは EPUB (プロテクトなしまたは Adobe DRM) , PDF。その他文書がXLS, DOC, PPT, PPS, TXT, DOCM. XLSM. PPTM. PPSX. PPSM. DOCX. XLX. PPTX, 画像は JPG, GIF, PNG, BMP, 音声 MP3, AAC, 動画 MP4 に対応している。

発売している。また、デジタル戦略として、2009 年 3 月にフィクションワイズを買収、同年 7 月、電子書籍サイトを立ち上げ、無料アプリ B&N eReader をリリース、書店内に無料無線 LAN を配備し、店内でヌックから電子書籍をダウンロードできる環境を整えた。 2009 年 10 月、読書専用デバイスとしてヌックを販売した。バーンズ&ノーブルはリアル書店の強みを生かし、無線 LAN をはじめ、書店でさまざまな付加価値をつけながらヌックを販売している。こうした、オンラインによる電子書籍の普及が一因となり、また、リーマンショック 258後の経済不況も影響して、2011 年 2 月 16 日、全米 2 位の大型書店チェーン 'Borders (ボーダーズ)'が 'Chapter11 (連邦破産法 11 条)'の適用を申請し、倒産した。それによって約 640 の店舗が閉店し、ますます米国民の電子書籍への需要が高まると予測された 259。

米国の電子書籍市場の拡大の可能性として、日本で電子書籍元年と言われた 2010 年を中心に見てみよう。その傾向は、図表 5.2-2「米国電子書籍市場規模の推移」(出典: AAP (The Association of American Publishers²⁶⁰))、図表 5.2-3「出版物のカテゴリー別の売り上げ規模」(出典:『電子書籍ビジネス調査報告書 2011』²⁶¹)により読み取れる。「米国電子書籍市場規模の推移」では、2009 年、2010 年と全書籍売上高における電子書籍が占める割合が、2 倍以上に増えてきている。それに比べて、プリント版の書籍売上高は、少しずつ減少傾向にある。「出版物のカテゴリー別の売り上げ規模」では、分類別で、電子書籍が2010 年の対前年比 164.4%と大幅な拡大傾向にある。電子書籍に次いで増えているのが、オーディオブック(ダウンロード)の 38.8%である。さらに、1 年後の 2012 年 2 月 27 日のニュースによると、AAP に報告された米国出版社の収益の内、電子ブックは、2010

_

²⁵⁸ リーマンショック: 2007年のサブプライムローン問題から,資産価格が暴落し,その損失を抱えたリーマンブラザーズが,2008年9月15日に,連邦破産法第11章の適用を連邦裁判所に申請した。このリーマンブラザーズの破綻を契機に,世界金融危機へと拡がっていった。

^{259 &#}x27;Borders (ボーダーズ)'倒産に伴う影響については、南徹「米国の書店チェーン倒産による読書環境の変化と日本の電子書籍ビジネス:ボーダーズの閉店に遭遇して」『情報学』8(2),2011,pp.23-31. http://dlisv03.media.osaka

cu.ac.jp/infolib/user_contents/kiyo/111S0000001-0802-3.pdf#search="">.[引用日:2014-11-27]に詳しく論じられている。

²⁶⁰ The Association of American Publishers "Actual Reported sales" .[引用日:2014-11-27]">http://www.publishers.org/press/24/>.[引用日:2014-11-27] AAP Publishers Report Strong Growth in Year-to-Year. Year-End Book Sales Wednesday。 16 February 2011

 $^{^{261}}$ インターネットメディア総合研究所『電子書籍ビジネス調査報告書 2011 』インプレス R&D インターネットメディア総合研究所, 2011 , 2011 , 2011

年の4億4630万ドルと比較して2011年は9億6990万ドルの収益を上げ、伸び率は117%であった(図表5.2-4)。しかし、2011は印刷本の内、成人向きのハードカバーが12億9320万ドルとペーパーバックが11億6560万ドルの収益は、それぞれ-17.5%と-15.6%と下落したとなっている。262そして、2014年4月2日のニュースでは、電子書籍の収益は、2012年の12億5000万ドルから2013年に939.6ドル上昇し、約13億ドル越えの収益を上げ、対前年度比3.8%の上昇となっている263。2011年の伸び率から鈍化はしているが、いわゆるオンラインで入手できる電子書籍市場が、毎年拡大してきている。出版点数としてはどうであろうか。『出版年鑑』2014-1(資料・名簿)264によると、ハードカバー、ペーパーバック、オーディオブック、電子書籍別にみた電子書籍の割合は、2010年(最終)25.3%、2011年(最終)41.6%、2012年(中間)49.3%となっており、電子書籍が大幅に伸びてきている。電子書籍とオーディオブックの出版点数を合わせると、2012年(中間)ではすでに紙の書籍を上回っている状況である(図表5.2-5)。米国は国土が広く、マーケットとしては、身近に書店が存在しないケースが多いという事情から、オンラインショッピングで購入できる電子書籍が、出版マーケットの構図を塗り替える勢いになってきたと考えられる。

アマゾンは,2010年7月19日,同社の販売部数について,kindleによる電子書籍コンテンツが,紙の書籍の販売部数を上回ったと公表²⁶⁵している。すなわち,電子書籍販売市場は,全米において拡大していく可能性が大きいと考えられる。

⁻

²⁶² Publish Your Own Ebooks "Ebook Sales Up 117% In 2011"

 < http://www.publishyourownebooks.com/ebook-sales-up-117-percent-in-2011/[引用日:2014-12-02]

 $^{^{263}}$ THE BOOKSELLER "US e-book sales grew 3.8% in 2013, says AAP"

Published April 2, 2014. By Lisa Campbell http://www.thebookseller.com/news/us-e-book-sales-grew-38-2013-says-aap.[引用日:2011-12-2]

²⁶⁴ 出版年鑑編集部『出版年鑑』2014-1 (資料・名簿),出版ユース社,2014,pp.339-349. による出版点数の統計は、アメリカの統計年鑑『ライブラリー・アンド・ブックトレード・オールマナック (The Library and Book Trade Almanac)』2013 年版に拠る。

²⁶⁵ "Kindle Device Unit Sales Accelerate Each Month in Second Quarter; New \$189 Price Results in Tipping Point for Growth" http://phx.corporate

ir.net/phoenix.zhtml?c=176060&p=irol-newsArticle&ID=1449176&highlight=>.[引用日:2011-12-2]

図表 5.2-1 「Kindle ユーザー調査 2010」回答者年齢分布

調査対象:米国在住の Kindle ユーザー 調査期間:2009 年 12 月 N=425

出典:電通総研「Kindle ユーザー調査 2010」

年齢	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代以上
割合	3.3%	24.5%	29.6%	17.4%	25.2%

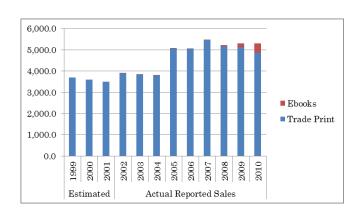
図表 5.2-2 米国電子書籍市場規模の推移

出典: AAP (The Association of American Publishers)

Actual Reported Sales

	Trade	Ebooks	Total	ebook Share
	Print	EDOOKS	Trade	of Total
2002	3,897.70	2.1	3,899.80	0.05%
2003	3,838.30	6	3,844.30	0.16%
2004	3,794.70	9.3	3,804.00	0.24%
2005	5,058.50	16	5,074.50	0.32%
2006	5,036.40	25.2	5,061.60	0.50%
2007	5,457.90	31.7	5,489.60	0.58%
2008	5,158.00	61.3	5,219.30	1.17%
2009	5,127.10	169.5	5,296.60	3.20%
2010	4,864.00	441.3	5,305.30	8.32%

Millions of Dollars



図表 5.2-3 出版物のカテゴリー別の売り上げ規模

出典:『電子書籍ビジネス調査報告書 2011』(インプレス R&D, 2011, p.211)

出典: AAP (The Association of American Publishers)

売上金額単位: 百万ドル

		· 🗆 // 1//
分類	2010年度売上金額	前年度 比
成人向けハードカバー	US\$1,570.00	-5.10%
成人向けペーパーバック	US\$1,380,0	-2.00%
成人向け大衆書	US\$673.50	-6.30%
子供/青少年向け書籍	US\$546.60	-5.70%
オーディオブック (ダウンロード)	US\$81.90	38.80%
オーディオブック(パッケージ)	US\$137.30	-6.30%
電子書籍	US\$441.30	164.40%

図表 5.2-4: "AAP Ebook Growth 2002-2011"

出典: Publish Your Own EBooks "

http://www.publishyourownebooks.com/ebook-sales-up-117-percent-in-2011/

Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
\$million	2.1	6	9.3	16	25.2	31.7	61.3	169.5	441.3	969.9

図表 5.2-5: 米国の出版点数の推移

出典: 『出版年鑑』 2014-1 (資料・名簿) 出版ニュース社 2014

	2010 4	年(最終)	2011 년	年(最終)	2012年(中間)		
	出版点数	形態別割合	出版点数	形態別割合	出版点数	形態別割合	
ハードカバー	69,389	26.2%	69,132	18.4%	69,018	15.8%	
マスマーケット・ペーパーバック	4,430	1.7%	4,411	1.2%	4,283	1.0%	
トレード・ペーパーバック	110,977	41.8%	132,450	35.3%	128,904	29.6%	
オーディオブック	13,324	5.0%	13,400	3.6%	18,738	4.3%	
電子書籍	67,145	25.3%	155,979	41.6%	215,113	49.3%	
合計	265,265	100.0%	375,372	100.0%	436,056	100.0%	

5.3 米国における読書専用端末利用の動機分析

紙媒体による読書についてニコラス・G・カーは、「読むためのデヴァイスとして、本はコンピュータに対して圧倒的な優位性を持っている。本は砂が入るなどと気にせずにビーチへ持っていくことができる。ベッドに持ちこんでも、うとうとして床に落としたらどうしようなどと思うことはない。読みかけのページを開いてテーブルの上に置けば、数日後そのままの状態でそこにある。コンセントを探したり、バッテリーが切れてしまうのではとやきもきすることもまったく不要だ。」266と言う。しかし、出版流通の側面から、続けて、「本もデジタル・メディア革命に巻き込まれずにはいれないであろう。デジタル生産・分配の経済的利点ーインクや紙を大量に購入せずに済み、印刷代金もゼロ、トラックに重い箱を積んだりする必要もなく、返本も生じないーは、あらゆる点で、他のメディア企業の場合同様、出版社や取次業者にとっても抵抗しがたい魅力である。」267と言及している。すなわち、紙媒体の読書は非常に快適なものであるが、作り手の側から供給する経済性を考えた場合、デジタル・メディアに移行していくことは、間違いないであろうということである。さらに、読書専用端末の性能も進化してきており、EInk社268開発の荷電粒子感応

²⁶⁶ ニコラス・G・カー『ネット・バカ インターネットがわたしたちの脳にしていること』篠木直子訳,青土社,2010,pp.142-143.

²⁶⁷ [前掲]注 266, p.143.

²⁶⁸ Eink [引用日:2011-12-23]SONY Readerは、ディスプレイ

フィルム,いわゆる電子ペーパー²⁶⁹によって,ほぼ紙媒体と同じような目の疲れない読書環境を提供できるようになっている点も指摘している。電子書籍の利点として,マーカーや書き込みも可能となってきている点,単語などにリンクが張られていることにより,別の著作等に飛んだり,SNSとして,ネット上で読書と同時に電子書籍を通じてコミュニケーションを図れたりという点などがある。それは,明らかに紙媒体の読書とは異なり,あちらこちらにリンクで飛びながら,別のものを読んだり,さらにツイッターなどでつぶやいたりと,一つの電子書籍で,さまざまなことをしながら読書ができるわけである。このことをカーはジャグリングに例えている。彼はそのことが,われわれの脳にもたらす影響に言及しようとしているのである。

紙媒体とは、違った読書経験ができる電子書籍の世界であるが、そのことを踏まえて、 米国の電子書籍販売のプラットフォームを利用して、電子書籍を読もうと考える市場心理 を分析してみたい。

統計として Kindle 利用者のアンケート統計 (図表 5.3·1) があるので、そこから読み取ることが可能である。購入動機として、「持ち運びに重くない」という点と、「欲しい本がすぐ手に入る」という点が多い。Kindle は通信機能があり、その場ですぐにダウンロードすることができるという利点がある。そういう意味では、国土が広く、通勤等は車を使用し、大都市以外では近郊に書店がない米国の事情を考えると、価格面でも紙の書籍よりも安く、ネットで入手できるメリットから、Kindle が普及したと考えられる。

電子書籍普及のためには、軽くて持ち運びやすく、通信機能が付いているデバイスの存在がやはり鍵を握っている。読書のライフスタイルは PC 上では理想的ではないのであろう。そのため、Kindle、SONYReader、iPad、Nook というデバイスが全米市場で成功し、それらが流通してきたことによって、電子書籍の需要が増えていったとも考えられる。

図表 5.3-1 Kindle の購入動機・理由 (複数回答)

[電通総研「Kindle ユーザー調査 2010」を元に作成]

に Eink の 16 階調グレースケールが可能な電子ペーパー 'Pearl'を採用。

^{269 「}マイクロカプセル型電気泳動方式:基材面にコーティングされた透明なマイクロカプセルの中に、帯電した白と黒の粒子があり、電圧を掛けて顔料粒子を移動させることで表示します。」(tml: 2011-12-23] 米国 Eink 社と提携したトッパンの Eink 電子ペーパーの説明)

位:%)

気に入った本を持ち運んでも重くない	74.6
欲しい書籍をいつでも手に入れられる	69.6
書店で買うよりも価格が安いと思った	45.4
紙を使わないので環境に良いと思った	37.2
書店に行くための時間が省けそう	34.8
新しいデジタルガジェットをなるべく購入	27.1
周囲の人が使っていて興味を持った	22.1
新カテゴリーの登場にわくわくしたので	21.6
周囲の人に自慢できると思った	17.4
とりあえず経験してみたかった	16.5
当てはまるものはない	2.8

5.4 日本型の水平分業型・合従連衡型と独立型のプラットフォーム

一方,日本型の電子書籍販売プラットフォームはどうであろうか。日本の市場は、従来の紙媒体書籍の流通販売プラットフォームである水平分業型を引きずった形での、合従連衡型270の電子書籍販売プラットフォームという形態をとっている。日本における電子書籍取次271という新たなビジネスモデルは、大手印刷会社が必要としたことから生まれたものである。さらに、出版社、電子書籍販売会社にとっても、コンテンツのデジタル化、売上管理の作業軽減のために、電子書籍取次が必要な存在とされた。電子書籍ビジネスモデルを展開するには、1989年から DTP (Desktop publishing) に取り組み、オンデマンド出版などを可能にしてきたデジタル化技術を持ち、出版物のデジタルデータを持っている大

²⁷⁰ 合従連衡 (がっしょうれんこう) とは、故事成語から転じて、状況に応じて各企業が結び、また離れる様子を表している。

²⁷¹ 代表的電子取次事業者:モバイルブック・ジェーピー(前掲 URL,大日本印刷グループ,他に ASP 事業サイトシステム構築,運営サポート,コンテンツ提供などの事業),ビットウェイ .[引用日:2011-12-23]凸版印刷より分社),デジブックジャパン .[引用日:2011-12-23]凸版印刷系の電子書籍取次)

手印刷会社が電子書籍ビジネスモデルを展開する有利な条件を備えていた。そこで、コン テンツのオーサリング、配信を代行する業者を立ち上げる必要性が出てきた。すなわち、 大手印刷会社は、自ら中心となり、通信会社、出版社、取次を取り込み、連携、分業しな がら、利益をそれぞれに配分するという共存方法を選択した形272をとっていったのである。 しかし、大手印刷会社が、書店や出版流通に関わる会社を子会社化していった動きは、垂 直統合型への移行とも考えられる。また、この形とは別に、出版社、大手書店が直接経営 する電子書籍販売サイト273も存在する。それらプラットフォームが、エンドユーザーの欲 求からみた場合、満足を得られるかどうかは、「配信のストアにおけるコンテンツの件数」 「課金の方式と金額」「アプリケーションの使いやすさ」というところがポイントになるで あろう。各社ごとに利益分配が軽減される垂直統合型は、著作者にとっては印税率の面か ら、かなり魅力的なものであり、グーグル、アマゾン、アップルが日本の電子書籍出版流 通に本格参入した場合、多くは著作物の電子化契約を出版社と正式に交わしていない著作 者にとって、電子書籍を出版契約する選択肢が増えることになる。果たして、どのプラッ トフォームを選択するかということについては、著作者が、そこに価値を見出すかという 点にある。著作者は日本型の出版社と編集者との関係を、そう簡単には断ち切れないとこ ろもあり、著者の利益にとって最も良い方法を選択するため、様子を窺っているところで あろう²⁷⁴。

²⁷² 大日本印刷・NTT ドコモ・丸善 CHI ホールディングスの共同出資会社であるトゥ・ディファクト .[引用日:2011-12-23]が運営する電子書籍販売サイト honto .[引用日:2011-12-23]などがある。">http://hon-to.jp/>.[引用日:2011-12-23]などがある。

²⁷³ たとえば、出版社の電子書籍サイトは、小学館 eBooks

| 引用日:2011-12-23], 書店系の電子書籍サイトは、 紀伊国屋 BookWeb
| 引用日:2011-12-23]などがある。

^{274 2014}年4月25日に改正著作権法が改正され,第79条第1項の「文書若しくは図画として出版すること」の中に「電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し,当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。」が付け加えられ,電子書籍における出版権が認められるようになった。さらに,第80条第1項に出版権の内容が規定されている。これは、いわゆる海賊版を取り締まるための改正であった。この第80条第1項の内容は,出版権者の権利として,「記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む」としており,著作権者は,自由意思による電子書籍販売の阻害要因になるという懸念をもっていた。また,日本ペンクラブは,この改正に関わって議論された内容について,「独立した電子出版権創設に関する「中間まとめ」に対する意見表明(文化審議会著作権分科会出版関連小委員会「中間まとめ」に関する見解)」(2013年10月17日)を出し,反対の立場をとっていた。

日本における独立型としては、電子書籍等のコンテンツ販売に歴史がある'ボイジャー' 275が挙げられる。自社開発のフォーマット'ドットブック (.book)'とビューア'ティー タイム (T-Time)'を使い、電子書籍販売サイトの'理想書店'276を運営する。ボイジャ ーの萩野は、1992年から電子書籍ビジネスに参入している。1992年当時は 'エキスパン ドブック'といわれていたが、現在のように市場が開拓されておらず、電子書籍の読者も ほとんどいない状況であった。創業者たちが映画関係出身ということもあり,活字,音楽, 映像のコラボレーションを図ってきた。萩野は電子書籍による可能性と出版社の役割につ いて、「出版社はうまく電子書籍を活用すべきです。忘れ去られているが、しかし価値のあ るもので,紙の本では世に出せなかったものを電子書籍で出せる。たとえば絶版本ですよ。 それから埋もれてしまった作品を発掘したり。それは本来出版社の大事な役割ではないで すか。(中略) 規格, 端末, ビューアなどで読める本の制限がある今の状況はおかしい」277 と述べている。誰でも読めるべき本で、デバイスの環境等によって、規制があることに対 して疑問を呈している。また、絶版の書籍に関しては、クリス・アンダーソン(Chris Anderson) によって提唱された、いわゆる 'ロングテール (The Long Tail) '278のロング テール部分にあたる絶版書籍を,電子にすれば検索可能となり,ヒットすれば入手するこ とができる。リアル書店の本棚のようにブラウジングできないが、ベストセラーと同じよ うにフラットな状態で購入手続きができる効果が期待される。ボイジャーが'T-Time'と いう独自のビューアを使いながらも、萩野は、電子書籍の将来的な規格は、世界的に統一 されていくであろうと考えている。ボイジャーは、2011年12月から Books in Browsers 方式による新しい読書システム 'BinB(ビー イン ビー)'を公開し,電子書籍ストア 'BinB store' ²⁷⁹をオープンしている。

ボイジャーの他にも, 1995年から運営している株式会社パピレスによる'電子書店パピ

²⁷⁵ 'ボイジャー ' <http://www.voyager.co.jp/>.[引用日:2011-12-23]

^{276 &#}x27;理想書店' .[引用日:2011-12-23]

 $^{^{277}}$ 「Interview 萩野正昭 ボイジャー社長 (特集 電子書籍入門--読み方・買い方はこう変わる!)」『週刊ダイヤモンド』 99 (42) p.45.

²⁷⁸ ロングテールとは、よく売れる商品もあまり売れない商品も、ネット上ではフラットな環境で、売れなかったものも収入源となるという考え方である。ロングテールの部分が「たくさんあるが、あまり売れない」ものである。ロングテールの形は、恐竜の形に例えられる。

^{279 &#}x27;BinB store' .[引用日:2014-11-27]

レス²⁸⁰がある。和書約 10 万点, 洋書約 8 万点 (2010 年現在)を揃えている。またこの会社は、電子書籍のレンタルとして 'Renta!' ²⁸¹も運営している。

日本の電子書籍市場は、2010年の電子書籍元年といわれた時を概観してみると、2010年3月末時点(2009年度)には約574億円(前年比27.6%増)であり、同年出版界の総売上額1兆9750億1310万円(同3.2%減)、内訳は、書籍8830億8170万円(同3,4%減)、雑誌1兆919億3140万円(同3,1%減)である282。出版界の総売上額に占める電子書籍売上額の割合は2.9%である。書籍売上額に占める電子書籍売上額の割合は6.5%である。前述の米国における全書籍売上高に占める電子書籍の売上高の割合は、2009年が3.20%、2010年が8.32%であり2009年だけを比べた場合、日本の方が電子書籍の売上高割合は高くなっている。しかし、内容的には、日本の場合、携帯電話を中心とした、コミックの売り上げが、652億円中492億円と、市場規模の大半を占めている。米国がコミック以外で大幅に拡大しているのに比べると、コミック以外の書籍の販売戦略については、日本が出遅れてしまった状況である。

さらに、2014年の本稿執筆中の入手できる最も新しい統計の『電子書籍ビジネス調査報告書 2014』 283によると「日本の 2013年度の電子書籍市場規模は前年比 28.3%増の936億円、電子雑誌を合わせた電子出版市場は 1,000億円超え」(図表 5.4·1)となっており、この 4年間で相当高い伸び率を示している。また、インプレスの市場予測では、2013年の図書と雑誌の合計が 1013億円、2018年には 3340億円(予測)とされており、2014年以降の 5年間で、3.3倍の伸び率と予測されている。'hon.jp'の日本国内で配信される電子書籍・電子雑誌の推計(図表 5.4·2) 284では、総配信タイトル数は、2014年で72万点(内新たなプラットフォーム向け配信タイトル数 68万点)、2016年度予測で、120万点(内新たなプラットフォーム向け配信タイトル数 120万点)となっており、この 2年間で総配信タイトルは 1.7倍(内新たなプラットフォーム向け配信タイトル数 120万点)となっており、この 2年間で総配信タイトルは 1.7倍(内新たなプラットフォーム向け配信タイトル数 120万点)となってお数 1.8倍)という伸び率予測であり、携帯電話向け等はなくなり、スマートフォン、タブ

²⁸⁰ '電子書店パピレス' .[引用日:2011-12-23">12-23]

²⁸¹ "Renta!" < http://renta.papy.co.jp/>.[引用日:2011-12-23]

²⁸² 統計数値の出典は,『出版年鑑 2011 年版』(出版年鑑編集部編,出版ニュース社)である。

²⁸³ インプレス総合研究所,落合早苗『電子書籍ビジネス調査報告書 2014』インプレス総合研究所,2014.

²⁸⁴ hon.jp Day Watch「2014 年, 日本国内で配信される電子書籍・電子雑誌は推計 72 万 タイトル」.[引用日:2014-12-19">http://hon.jp/news/1.0/0/6104/>.[引用日:2014-12-19]

レット端末などの新たなプラットフォーム向けが 100%と予測されている。ICT 総研調査によると、日本の電子書籍ストアの利用率は、2014年10月時点で、図表 5.4·3 のとおりであり、楽天 Kobo が Kindle をわずかに上回っている。また、'1年以内に電子書籍ストアを利用したことがある'と答えているのは、23.3%である²⁸⁵。第1位になっている楽天 Kobo 電子書籍ストア²⁸⁶は、2012年に楽天が立ち上げた電子書籍販売ストアであり、同じくデバイスとして Kobo も販売している。購入した電子書籍はクラウド型であるため、デバイスが壊れても電子書籍を読むのに全く困らない。また、別の PC でもスマホでも無料アプリさえダウンロードしておけば、どれでも読めるため、消費者としては非常に便利である。楽天は、2015年3月19日に OverDrive 社の全株式を取得し子会社化した。海外の電子書籍市場と教育機関や図書館向けの市場の戦略を取り込み、日本の楽天の市場で展開することで、日本において、楽天が電子書籍市場で一歩リードすることが予測された。

図表 5.4-1:電子書籍・電子雑誌の市場規模予測

出典: インプレス総合研究所,落合早苗『電子書籍ビジネス調査報告書 2014』インプレス総合研究 所.2014.

http://www.impress.co.jp/newsrelease/2014/06/20139361000.html

(単位:億円)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	度	度	度予測	度予測	度予測	度予測	度予測
電子書籍市場	729	936	1,250	1,640	2,060	2,420	2,790
電子雑誌市場	39	77	140	240	350	450	550
合計	768	1,013	1,390	1,880	2,410	2,870	3,340

²⁸⁵ 「電子書籍ストアの利用率, 楽天 kobo が Kindle をわずかに上回る: ICT 総研調査 (2014/10/16 17:06)」

.[引用日:2014-11-27]

²⁸⁶ 楽天 Kobo 電子書籍ストア | 引用日:2014-11-27|

図表 5.4-2: 日本国内で配信される電子書籍・電子雑誌のタイトル数(2015 年以降は予測) 出典: hon.jp Day Watch「2014 年,日本国内で配信される電子書籍・電子雑誌は推計 72 万タイトル」 http://hon.jp/news/1.0/0/6104/>

(単位:万点)

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年(予 測)	2016 年(予 測)
総配信タイトル数	15	22	26	38	60	72	92	120
うち新たなプラットフォー ム向け配信タイトル数	0	0	8	27	45	68	90	120

図表 5.4-3:電子書籍ストアの利用率

出典:「電子書籍ストアの利用率, 楽天 kobo が Kindle をわずかに上回る: ICT 総研調査 (2014/10/16 17:06)」

アンケート回答者数 n=4,409 無料コンテンツのみの利用も含む

*「電子書籍ストア」は、電子書籍コンテンツを販売しているインターネット上の店舗

1年以内に電子書籍ストアを利用したことがある	23.3%
1年以内に電子書籍ストアを利用したことはない	76.7%

楽天 Kobo 電子書籍ストア	6.6%
Kindle ストア	6.5%
honto	3.7%
iBookstre	3.4%
Reader Store	3.4%
LINE マガジン	2.9%
Google Play ブックス	2.8%
eBookJapan	2.6%
BookLive!	2.4%
BOOK☆WALKER	1.8%
その他の電子書籍ストア	6.5%

5.5 電子書籍の一般認知度と利用状況

電子書籍利用率の推移(図表 5.5·1) を見てもわかるように、2014年5月時点で、抽出調査の74%は「利用したことがない」と「知らない」であり、しかも、有料の電子書籍利用はわずか10.4%である。いくら経年変化で利用が増えたとはいえ、日本の電子書籍市場は、まだまだ、紙書籍市場にとって代わっている状況とは言い難い。デバイス別(図表 5.5·2) でみると、2012年から2014年の経年変化で、パソコンからスマートフォンに変わってきており、電子書籍専用端末は、他のアプリケーションの汎用性に欠けるため、約18%の利用率である。

では、電子書籍元年といわれた 2010 年前後の消費者意識はどうであっただろうか。現実に購入にあたっての適正価格としてみた場合、電子書籍の購入金額は、どの程度が適当

であると考えられるのか、すなわち、いくらであれば買うのかということである。また、電子書籍は、紙の書籍と違いどのような便利さを感じているのか、それぞれ Kindle 利用者と比較してみたい。図表の 5.5·3 と 5.5·4 は、限定的で特殊な集団からの抽出ではあるが、国立国会図書館職員向けにアンケート調査をした結果である²⁸⁷。電子書籍の購入金額では、無料というのが 71.4%と 7割を超えて圧倒的に無料のコンテンツ利用が多い。ネットワークのコンテンツは無料なら利用するという傾向が強いようである。そして、1,050 円以下は 84.1%ととなり、ほとんどは、消費税を除けば、0 円から 1,000 円までなら購入すると考えられるのである。この金額を見てみると、アマゾンが当初設定した 9.99 ドルという電子書籍販売価格は、Kindle 普及のためには的確な戦略であったのではないかと言える。調査対象が国立国会図書館の職員ということで、高額な電子書籍購入も数件あるが、研究のための購入とも考えられる。一般の不特定の抽出ではないため、対象者の属性に関係する結果と考える方が正しい見方であろう。

電子書籍の便利さについてはどうであろうか。、電子書籍の便利な点、(図表:5.5-4)として、「保管に場所をとらない」というのが18.9%と最も多い。ついで、「検索できる」13.7%、「いつでもどこでも読める」10.8%、「ごみが出ない」8.9%、「紙の書籍よりも安い」7.3%という結果になっている。読書用のデバイスさえあれば、クラウドにアクセスして、購入した電子書籍を読むということが一般化しているため、重量としてはデバイスの重さだけで、数百数千冊と持ち運ぶことができ、通信環境があれば、どこでも読めるし、どこでも購入できる。しかし、利用する人が、それだけの冊数を持ち運ぶことについて、どれだけ必要としているかは疑問である。全文検索機能は確かに紙の書籍では不可能であり、電子書籍は、用途として調べ物や、研究論文に使うに当たって、非常に便利である。また、物として電子であるため、紙の書籍に比べるとエコなコンテンツでもある。そしてやはりここでも、紙の書籍よりも安いという認識を持っている。紙のような出版流通による中間マージンも少ないであろうし、紙を使わないため、印刷も製本もいらないと考えるのが一般的な意識であろう。また、ファイルに変換し、メタデータをつけるという作業だけで商品として出来上がるという認識があるのであろう。基本的に無料コンテンツが多く、実際によく購入されている文芸書も紙の書籍より定価が安く設定されている。ここでは図表を引

 $^{^{287}}$ [前掲]注 30, 実施方法:ウェブで実施, 実施期間は 10 月 22 日 \sim 11 月 5 日, 対象職員数:904 名, 回収数:373 名, 回収率:41.3%

用していないが、この調査は、「電子書籍の不便な点」もアンケートをとっている。結果は、「目が疲れる」というのが最も多い。ほかに現在もデメリットと考えられる項目として、「画面が小さい」とか、バッテリーの問題も挙げられている。画面は、iPad などのタブレットなら画面も大きくなっているし、ページめくりもスムーズである。データが消える心配も挙げられているが、クラウドへのアクセスならば、購入したコンテンツはデバイスが変わっても読めるようになっている。調査当時よりもクラウドコンピューティングが進んできており、技術的な面も進んでいるため、2008年当時の調査結果から、かなり利用者の意識も変わってきているであろうと考えられる。

電子書籍利用の魅力として、野村総合研究所(NRI)が実施したインターネットネットによる一般アンケートの結果²⁸⁸によると、「収納の省スペース化」27.5%、「廃棄の簡略化」23.8%が多く、次いで「電子書籍での図書館での利用」17.2%が挙がっている。これは、現実的には、図書館での電子書籍利用がそれほどあるとは思われないが、ネットワークを利用して貸出を無料で受けられるという点で、メリットとして挙げているのであろうと考えられる。さらに特徴的な項目が、音楽コンテンツと同じように「部分購入・部分保存できる」ということが挙げられている。そして、文字情報だけではなく、「画像・映像・音楽コンテンツとのリンク」ができること、「印・コメントの共有ができる」こと(コミュニティでの情報共有)など、次世代のコンテンツとしてのメリットを感じているという利用者もいる。おそらく、電子書籍市場が拡大してくれば、この画像・映像・音楽と融合したコンテンツが増えてくるであろうし、電子書籍からリンクされた SNS によるコミュニティ形成も増えてくるであろうと考える。

市場には需要があり、一方、供給側では、出版流通のビジネスモデルとしても、(取次店や小売書店が中抜き状態で淘汰されていく問題点を別にして)前述のカーが指摘したように、紙媒体の在庫管理等のリスクを払拭できるものとして、出版市場では、電子書籍の販売に移行しやすい状況にあると考えられる。この需要と供給の関係からも、紙の書籍は電子書籍へと移行し、そのマーケットが逆転するという要素が十分に内在していると言えるのである。そのための外堀を埋める条件としては、①ネットワーク社会における通信の高速化、②通信費用の低価格化、③デバイスの普及、④電子書籍のフォーマットの統一化や

²⁸⁸ 野村総合研究所情報通信コンサルティング部編『これから情報・通信市場で何が起こるのか IT 市場ナビゲータ 2011 年版』東洋経済新報社, 2011.1, p.58.

互換性の確保などのいわゆるインフラ整備が不可欠となる。そういうインフラ整備について、米国、韓国、中国などと比較した場合の、日本政府の国家的 IT 戦略の対応の遅れについては後述することとする。

図表 5.5-1:電子書籍利用率の推移

出典: インプレス総合研究所,落合早苗『電子書籍ビジネス調査報告書 2014』インプレス総合研究所,2014. http://www.impress.co.jp/newsrelease/2014/07/20140715-01.html

(単位:%)

	2011年	2012年	2013年	2014年
有料の電子書籍利用者	3.8	3.9	7.9	10.4
無料の電子書籍のみの利用者	14.1	11.0	15.0	15.6
知っているが利用したことはない	73.1	67.2	65.5	64.5
知らない	9.1	17.8	11.6	9.5

図表 5.5-2: 有料の電子書籍利用者が閲覧に利用する端末(複数回答)

出典:インプレス総合研究所,落合早苗『電子書籍ビジネス調査報告書 2014』インプレス総合研究 所,2014.

http://www.impress.co.jp/newsrelease/2014/07/20140715‐01.html

(単位:%)

			(=== . 7 0 /
	2012年	2013年	2014年
	n=211	n-832	n-897
スマートフォン	37.7	51.8	54
タブレット	24.6	34.8	46
パソコン	49.3	33.8	32.8
電子書籍専用端末	9	18.2	18.1
フィーチャーフォン	11.3	9.3	4.1
その他	0.1	0.5	1.4

図表:5.5-3 電子書籍の購入(金額過去1年間)

出典:図書館研究リポート No.11 (NDL Research Report No.11)「電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究」編集・発行 国立国会図書館関西館図書館協力課,2009,p.197のデータより作成

単位%

無料のものしか読んでいない	71.43
~525 円	3.97
526~1,050 円	8.73
1,051~3,780 円	5.56
3,781~6,300 円	5.56
6,301~12,600 円	1.59
12,601~25,200 円	1.59
25,201~63,000 円	0.79
63,001 円~	0
無回答	0.79

図表:5.5-4 電子書籍の便利な点(複数回答可)

出典:[前掲書]「図書館研究リポート No.11」p202 のデータより作成

(単位:%)

保管に場所をとらない	18.9
検索できる	13.7
いつでもどこでも読める	10.8
ごみがでない	8.9
紙の書籍より安い	7.3
いつでもどこでも買える	6.2
品切れがない	5.7
持ち運びしやすい	5.4
過去の名作を買える	5.1
文字を大きくできる	2.7
ブックマークが便利	2.4

`	1 1
暗いところでもよめる	2.2
人目を気にせず買える	2.2
片手で読める	1.9
書き下ろしが読める	1.6
新刊情報が得られる	0.8
ランキング情報が得られる	0.5
フルカラーで読める	0.3
最新のベストセラーを買える	0
コミュニティ機能がある	0
その他	3.5

6. 電子化資料と著作権及び公共貸与権の問題

著作権処理をベンダーが済ませたコンテンツ提供とは別に、通常、電子書籍の公共図書館での貸出は、著作権法上の制限を受けており、例えば、イギリスにおける電子書籍も館内での閲覧のみとなっている。イギリスにおけるオーディオブックと電子書籍についても、公共貸与権289の登録によって、2015年6月までの登録で2016年度から支払いが発生するという通知が、2014年8月にPLR(Public Lending Right)より出されている。しかし、この公共貸与権が及ぶ範囲は、図書館外での貸出(ダウンロード)に限られている。現在の著作権法上の制限から実際はこの支払は発生しないとなっている。著作権法と公共貸与権は、根本的に目的も仕組みも違う。情報のオープンアクセス化に向かう方向にある現状で、日本において、この公共貸与権を制度として組み込むべきではなく、著作権法の改正を重ねることによって著作権者への権利制限を拡大することで、図書館でのデジタル情報の利活用を拡大していくべきであろうと考える。

公共図書館の電子書籍提供サービスの利点は、非来館者に対して容易にサービスが提供できることである。しかし、図書館に来館しなくても閲覧できるとなると、出版社との利害対立の問題があり、図書館は、'ディレイド・セールスモデル'、'シングル・ユーザーモデル'、'利用回数制限モデル'、'イン・ライブラリー・チェックアウトモデル'などの制限付きの提供モデルをとっているケースもある290。そうした、権利者側の強硬な姿勢とおりあいをつけるいくつかの妥協策をとらなければ、図書館での電子書籍提供サービスの安定的な実施が危うくなりかねないという問題がある。

6.1 米国におけるデジタル資料の著作権問題

著作権者側の利害は米国においても同じことであり、グーグルの電子書籍販売戦略の端緒は、2004年から始まったグーグル・プリント(現在は Google Book s (グーグル・ブックス))であろう。米国における著作権のフェアユース的考え方によるグーグルの事業「ラ

²⁸⁹ UK PLR extended to audio-books and onsite loans of ebooks http://www.plr.uk.com/allaboutplr/news/UpdateAudioEbooks.pdf>.[引用日:2014-09-01]

^{290 「}電子図書館がたった 12 館:遅れる日本の電子書籍サービス」(Business Journal 2012.12.24) http://biz-journal.jp/2012/12/post_1216.html [引用日:2014-11-27]

イブラリー・プロジェクト」²⁹¹では、ニューヨーク公共図書館、ハーバード大学図書館、スタンフォード大学図書館、ミシガン大学図書館、ボドリアン図書館等と提携し、それら図書館の蔵書をスキャンし、ブックサーチによる検索を可能としている。パブリックドメインは全文が閲覧可能となり、それ以外は一部閲覧可能となった。利用者は、自宅からブックサーチを検索することで、これらの図書館が所蔵する資料の全文あるいは一部を閲覧できるようになる。さらに、グーグルエディションにおいて、クラウド上の電子書籍アクセス権を売る形態となっている。このグーグル・ブックスに関わる訴訟で、2008年10月のグーグル・ブックス和解案では、著作権保持者または作家が、自著についての全収益の63%を受け取ることになっていた。

しかし、この「Google の書籍全文検索サービス「Google Book Search (Google Books)」をめぐり、Google と米国の作家団体 Authors Guild などが合意した集団訴訟の和解案について、米ニューヨーク南地区連邦地方裁判所の Denny Chin 判事は米国時間 2011 年 3月 22日、両者が作成、提出した修正和解案を認めないとする判断を下した。Chin 判事は「書籍の電子化や、ユニバーサルな電子図書館をつくることは多くの人に恩恵をもたらす」と一定の理解を示したが、「著作権者の許可なく Google が多くの利益を得るこの修正和解案では、同社の立場が極めて有利になり、公正さや妥当性を欠く」と結論を下した。一方で判事は「著作権者が承認した書籍のみを対象にすることで多くの反対意見は取り除かれる」との考えも示した。」292米国の作家団体 Authors Guild 293と AAP が起こした集団訴訟で、2008 年 10 月、Google が一定の金額を払うことなどを条件に両者は和解294したが、そ

^{291 「}ライブラリー・プロジェクト」

<http://www.google.co.jp/googlebooks/library.html>.[引用日:2011-12-23]この時点での,提携図書館:慶應義塾大学,バイエルン州立図書館,Committee on Institutional Cooperation (CIC),ハーバード大学,ゲント大学付属図書館,カタロニア国立図書館,ニューヨーク公立図書館,オックスフォード大学,プリンストン大学,スタンフォード大学,カリフォルニア大学,マドリッドコンプルテンセ大学,ローザンヌ大学図書館,ミシガン大学,テキサス大学オースティン校,バージニア大学,ウィスコンシン大学マディソン校

²⁹² ITpro (Nikkei BP net) 2011.3.23,「Google Books めぐる集団訴訟,連邦地裁が修正和解案を認めず」.[引用日:2011-12-23]">2011-12-23]

²⁹³ Authors Guild
294グーグルブックサーチに関して、フェアユースと著作権の問題については、小泉直樹「グーグル・フェアユース・表現の自由」『世界』(802) 2010.3、pp.84-90、日本におけるこの和解問題については、明石昇二郎「グーグルはなぜ撤退したのか」「グーグル検索

の和解案を却下した判決が下されたわけである²⁹⁵。その後、米ニューヨーク連邦地裁は 2011 年 7 月 19 日、Google Book Search 和解当事者たちから状況ヒアリングを行なったが、修正案が期限までに提出されなかったため、同年 9 月 15 日に再度延期され、状況ヒアリングが行なわれた。しかし、修正案は再び提出されなかったため、Authors Guild と AAP とが交わした三者和解案は、破棄されることになり、法廷闘争に持ち込まれることになった。このとき、グーグル側は、オプトイン方式への和解案修正を拒否している。The Authors Guild は、2011 年 12 月 12 日、クラスアクション当事者確認申請書²⁹⁶を米ニューヨーク連邦地裁に提出したが、ここに AAP は加わっていないようである²⁹⁷。2012 年、AAP と Google との間で和解が成立。和解内容は、Google は図書館資料のデジタル化を実施できるが、米国の出版社が希望すればデジタル化された図書をから削除することができるという、いわゆるオプトアウト²⁹⁸は変わっていない。Google と米国の著作者団体 Authors Guild との間で争われていた訴訟で、2013 年 11 月、裁判所は、Google ブックスはフェアユースにあたるとし、Authors Guild の訴えを棄却している。Authors Guild は控訴予定であるが、現段階では、フェアユースが優先されたものとなった。

名和は、グーグルがオプトインを採らない理由として、法外なコストがかかるためとしている²⁹⁹。著作権に関する基本条約「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」

上問題が多いグーグルブック検索」『エコノミスト』87 (64) 2009.11.24, pp.36-37, 麻田 真衣, 許斐 健太「グーグル「ブック検索」, 日本出版界への波紋」『週刊東洋経済』 (6197) 2009.4.18, pp.26-27.の記事がある。

²⁹⁵ 米ニューヨーク南地区連邦地方裁判所判決文 2011年3月22日,

http://www.authorsguild.org/advocacy/articles/scott-turow-on-

google.attachment/google-books-opinion-

^{6724/}Google%20Books%20Opinion%2005_CIV_8136.pdf>.[引用日:2011-12-23]

²⁹⁶ 提出した「クラスアクション当事者確認申請書」

 < http://thepublicindex.org/docs/motions/990-memorandum-in-support.pdf>.[引用日:2011-12-28]

²⁹⁷ 記事の出典: hon.jp Day Watch 2011-12-14 09:43:37「Google Book Search 裁判が再開,米作家団体 The Authors Guild が当事者確認書類を裁判所に提出」

.[引用日:2011-12-28]"> 1.0/0/2959/>.[引用日:2011-12-28]

[「]Google ブックスをめぐる訴訟、再開に向けた動きが始まる」カレントアウェアネス・ポータル 2011 年 12 月 28 日、http://current.ndl.go.jp/node/19836[引用日:2011-12-28] 「Class Action Filed in Google Books Case」Information Today 2011-12-19,

http://newsbreaks.infotoday.com/NewsBreaks/Class-Action-Filed-in-Google-Books-Case-79495.asp.[引用日:2011-12-28]

²⁹⁸ ここでいうオプトアウトとは、企業が著作権者の許諾なく、書籍をデジタル化し、それを認めないとして意義のある時は著作権者あるいは出版社自らが申し出なければならないシステムのことである。この逆で、事前に許諾を得る方法がオプトインである。

²⁹⁹ 名和小太郎『著作権 2.0 ウェブ時代の文化発展を目指して』NTT 出版, 2010.7,

(通称:ベルヌ条約) 300にはオプトアウトという概念はない。ベルヌ条約は、内国民待遇であり、条約加盟国においては、著者の国や刊行された国に関係なく、例えば、米国内では米国の著作権法に従うことになる。さらにオプトアウトに関して、名和は、「グーグルの方式は、もとはと言えば一私企業の設けたものにすぎない。にもかかわらず、その適用範囲は米国全域へと拡大している。さらにベルヌ条約を介して日本へ、そして地球規模へと拡大するリスクもあった。2009 年末におけるベルヌ条約加盟国は 164 にのぼる。一私企業でしかないグーグルは、このようにして正統的な著作権 1.0 の秩序を崩してしまった。」301と指摘する。そして、グーグルの行動様式は、「サイバースペース」におけるアナーキズムに似ているとし、また、レッシグの理論を引用し302、「技術的なコード」が「法律的なコード」に替わるということに例えている。

電子化における訴訟例としてもう一つ、ジョージア州立大学の電子リザーブ訴訟問題がある。これは、2008年にケンブリッジ大学出版、オックスフォード大学出版、セージ出版社が、ジョージア州立大学で、学生用として使用するテキストの一部を電子化し学生たちに提供しようとしたことに対して、著作権侵害の訴えを起こしたものである。裁定は、一部を著作権侵害と認めたが、その他はフェアユースにあたるとした。しかし、オンライン提供可能な分量に厳しいスタンダードが示されたことなどが指摘される。出版社側は、裁判所のフェアユースに該当するとの判断に対して、非難する声明を発表したが、支持する声も小さくはない。日本の著作権法には、一般的なフェアユースという法理念が定められておらず、個別の権利制限規定を手掛かりに考えるほかはない。著作権法35条第2項等の規定をのぞき、公衆送信権(米国には存在しない)の時代に見合った公共的な権利制限についても、法改正が必要とされる。

p.10.

^{300 &}lt;a href="http://www.wipo.int/treaties/en/ip/berne/trtdocs_wo001.html">.[引用日:2011-12-23]

^{301 [}前掲]注 299, pp.15-16, 名和がここでいう著作権 1.0 とは 19 世紀末の知的環境が色濃くしみついたベルヌ条約の概念を指す。この著作のタイトルでもある著作権 2.0 は, グーグルがオプトアウトという方法で, 現行著作権法の組み換えを要求してきたことに対して, この新しい方法を, ウェブ 2.0 にならって, こう呼んだ。

³⁰² ローレンス・レッシグ (Lawrence Lessig) 『CODE: インターネットの合法・違法・プライバシー』山形浩生・柏木亮二訳 翔泳社,2001. (原著: Lawrence Lessig "Code and Other Laws of Cyberspace" Basic Books,2000.) 同著者『CODE VERSION2.0』山形浩生訳, 翔泳社,2007. (原著: Lawrence Lessig "Code: Version 2.0" Basic Books,2006.) が出版されている。

6.2 クリエイティブ・コモンズの可能性

デジタル資料の円滑な流通の具体案を考えるにあたって、クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons) 303による可能性を考察してみたい。クリエイティブ・コモンズは、前述のローレンス・レッシグ (Lawrence Lessig) が創始者であり、情報を共有するためのハードルとなる知的財産法や著作権法における法的な問題を、クリアするためのプロジェクトである。クリエイティブ・コモンズでは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといわれる、'All rights reserved'と 'public domain'の中間的な存在である 'Some rights reserved'を規定している。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスには図表 6.2-1 (出典: Creative Commons Japan ホームページ「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは (CCライセンスの種類)」304) の6種類が規定されている。

³⁰³ CreativeCommons >.[引用日:2011-12-23] (米国),特定非営利活動法人クリエイティブ・コモンズ・ジャパン(日本)

.[引用日:2011-12-23]">11-12-23]

クリエイティブ・コモンズについて論じたものに、野口祐子「多様化するコンテンツと著作権・ライセンス」『ブックビジネス 2.0』 pp.141-178、野口祐子『デジタル時代の著作権』(ちくま新書 867) 筑摩書房、2010.10、渡辺智暁、野口祐子「オープンアクセスの法的課題:ライセンスとその標準化・互換性を中心に」『情報の科学と技術』60 (4) 2010、pp.151-155.がある。

^{304 「}クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは (CC ライセンスの種類)」

.[引用日:2011-12-23]

図表 6.2-1: CC ライセンスの種類

出典: Creative Commons Japan ホームページ「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは (CC ライセンスの種類)」



表示

原作者のクレジット(氏名,作品タイトルと URL)を表示することを守れば、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高い CC ライセンス。



表示--継承

原作者のクレジット(氏名,作品タイトルと URL)を表示し、改変した場合には元の作品と同じ CC ライセンス(このライセンス)で公開することを守れば、営利目的での二次利用も許可される CC ライセンス。



表示—改変禁止

原作者のクレジット(氏名,作品タイトルと URL)を表示し、かつ元の作品を改変しない条件で、営利目的での利用(転載,コピー,共有)が行える CC ライセンス。



表示—非営利

原作者のクレジット(氏名,作品タイトルと URL)を表示し、かつ非営利目的であれば、改変したり再配布したりすることができる CC ライセンス。



表示—非営利—継承

原作者のクレジット(氏名,作品タイトルと URL)を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせの CC ライセンスで公開することを守れば、改変したり再配布したりすることができる CC ライセンス。



表示—非営利—改変禁止

原作者のクレジット(氏名,作品タイトルと URL)を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを守れば、作品を自由に再配布できる CC ライセンス。

6.2.1 CC ライセンスの特徴

この CC ライセンスは、「コモンズ証」「ライセンス」「メタデータ」の 3 つの要素からなっている。「コモンズ証」は説明文である。「ライセンス」は、国によって違う著作権法において、法律専門家による各国の法律に合うように記述された条項である。「メタデータ」は、コンテンツに付随する、その説明的な情報である。メタデータによって検索が可能となり、CC ライセンスの情報もそれによって認識できるのである。

ただし、このクリエイティブ・コモンズの提唱する著作権者の意思表示は、非営利のも

のには有効に作用するが、営利目的のものには、別途許諾が必要となってくることが課題である。したがって、クリエイティブ・コモンズがもたらす効果としては、概ね非営利の著作物については許諾を事前に回避しているため、その共有にあたっては、時間的に短縮されるということが考えられる。この非営利のカテゴリーに入るものは、前述の一定期間の配信制限をする必要があるとした「経済的損失が発生するであろうと考えられるもの」から除外されることになり、時間的な制約がなく利用でできるという可能性が出てくるのである。

6.2.2 CC ライセンスの付与状況

2014年にクリエイティブ・コモンズのライセンス付与状況が 'State of the Commons' ³⁰⁵で発表された。それによると、CC ライセンスは、2006年が 50万件、2010年が 400万件、2014年が 882万件と増加傾向にある。さらにライセンスごとの統計では、CC0:4%、CC BY: 19%、CC BY-SA: 33%、CC BY-ND: 2%、CC BY-NC: 4%、CC BY-NC-SA: 16%、CC BY-NC-ND: 22%となっている。CC を付与した出版状況の大陸別の割合としては、北米 37%、ヨーロッパ 34%、アジア・太平洋 16%、南米 10%、アラブ諸国 2%、アフリカ 1%となっており、やはり、北米が最も多く、次いでヨーロッパとなっている。

6.2.3 日本における CC ライセンスの活用

日本においては、2008年に知的財産戦略本部から「知的財産推進計画 2008:世界を睨んだ知財戦略の強化」(2008年6月18日)が出されており、その中で、「コモンズの取組を促進する」として「2008年度から、各企業等が保有する知財権について、相互運用性の確保等によるイノベーション促進やコンテンツ・環境技術等の相互利用の促進を図るため、既存の知財権制度の利用を前提に、パテント・コモンズ、クリエイティブ・コモンズ等の自主的な取組を促す。(文部科学省、経済産業省)」306とし、クリエイティブ・コモンズの活用による知財の相互利用・流通の促進を図っている。

^{305 &#}x27;State of the Commons' https://stateof.creativecommons.org/report/>.[引用日:2011-12-23]

³⁰⁶ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2008:世界を睨んだ知財戦略の強化」(2008年6月18日),p.74. http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/2008keikaku.pdf.[引用日:2014-12-11]

クリエイティブ・コモンズのプロジェクトあるいはその仕組みを,図書館における電子 書籍提供システムの中に組み込むには、クリエイティブ・コモンズによる共有化が困難で あり、その活用を期待することができない営利目的の電子書籍流通システムについて、別 途検証し、新たなシステム構築が必要である。しかし、無料で利用されることが目的の著 作物については、クリエイティブ・コモンズは著作物の利用に効果があるため、本稿執筆 時の 2014 年ではネット上におけるコンテンツ利用のクリエイティブ・コモンズの普及が 目立つようになってきている。また、文化庁は、2007年から2010年にかけ、独自のライ センス「CLIP システム」の策定を検討してきたが、その普及の可能性が低いと判断し、 2013年3月26日の第8回コンテンツ流通促進シンポジウム『著作物の公開利用ルールの 未来』において、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを支援していくとし、今後、連 携を進めていくとしている³⁰⁷。また, 2013 年 1 月 28 日に, 経済産業省はオープンデータ を実現していくための実証用サイト「Open DATA METI」(8版) 308を公開した。経済産 業省はこのサイトで、白書や統計データなどをクリエイティブ・コモンズ・ライセンスで 公開しており, 統計が, CC-BY 表示 (EXCEL 形式), 白書が, CC-BY-ND:表示 - 改 変禁止(本文は HTML 形式, データは EXCEL 形式)としている。こうして, オープンデ ータ,オープン・ガバメント309の潮流の中で,民間のクリエイティブ・コモンズ・ライセ ンスが一般的に普及してきている。

_

³⁰⁷ 文化庁第8回コンテンツ流通促進シンポジウム『著作物の公開利用ルールの未来』 http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/seminar/contents_sympo8/index.html>.[引用日:2014-12-11]

^{308 「}Open DATA METI」(8版) .[引用日:2014-12-11]
309 オープン・ガバメントは、政府が持っている情報をオープンにし国民に還元していこうとする動きであり、2009年のオバマ大統領の提唱した政策のオープン・ガバメント・イニシアティブ"Open Government Initiative"

>.[引用日:2014-12-11] があり、また、国際的イニシアティブのオープン・ガバメント・パートナーシップ "Open Government"

Partnership"
- [引用日:2014-12-11] が拡がりを見せている。

6.3 公貸権制度導入による可能性

先にも述べたとおり、公貸権310は、著作者が持つ貸与権311の権利制限によって被る損害に対して、著作権者に報酬請求権を与え、政府または公共機関等がその補償金を支払うという制度である。主にヨーロッパを中心にこの公貸権制度がとられている312。また、公貸権に依拠せず、著作権法によって報酬請求権を認めている国もある313。これまでの考察から、電子書籍の図書館での提供については、特に商業出版物について著作権者へのインセンティブが必要であると考えられる。そのインセンティブの一つの方法として、貸与によって著作権者の被る損害を、補償金によって補填する制度である公貸権の導入を取り上げる。電子書籍は、公共図書館からの公衆送信が貸与にあたる。公貸権導入によって、無料の原則を維持しながら、電子書籍を公共図書館で貸与する選択肢について考察してみたい。

6.3.1 公貸権について

公貸権は排他的な権利ではなく、あくまで報酬請求権である。その点が著作権法と違う 点であり、著作権の権利制限による公共図書館での貸出に対して、貸与権の権利主張をで きるものではない。貸与に関わって、電子書籍における公共図書館での貸出(公衆送信) を著作権の権利制限にするという前提があれば、権利者は、それに対して補償金請求がで きるのである。国または自治体が費用負担と権利者への還元をする仕組みの公貸権制度の 導入までには、ヨーロッパ諸国で 20 年から 90 年を要しているため、複雑な制度設計とか

³¹⁰ 公共貸与権については、南亮一「「公貸権」に関する考察:各国における制度の比較を中心に」『現代の図書館』40(4)2002.12、pp.215-231、同著者「動向レビュー 公共貸与権をめぐる国際動向」『カレントアウェアネス』(286)2005.12.20、日本図書館協会、国立国会図書館関西館図書館協力課編、pp.18-21.

<http://current.ndl.go.jp/files/ca/ca1579.pdf>.[引用日:2011-12-23], 前田章夫「公共貸出権(Public Lending Right) について (シンポジウム「図書館サービスと著作権」、< 特集>第 43 回研究大会)」『図書館界』54 (2), 2002.7, pp.58-65, において概要と各国の導入状況などが説明されている。

³¹¹ 著作権法(貸与権)第26条の3 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)を その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物 の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

³¹² 「貸与権及び貸出権並びに知的所有権分野における著作権に関係する権利に関する 1992年11月19日の欧州理事会指令」Council Directive 92/100/EEC of 19 November 1992 on rental right and lending right and on certain rights related to copyright in the field of intellectual property(通称:「92年貸与権指令」)において、EC 全加盟国に 貸与権を設けることが義務付けされている。

³¹³ ドイツ,オーストリア,オランダなどが著作権法の枠内で補償金制度を実施している。

なりの調整が必要なことが窺える。算出方法として、イギリス式のサンプル図書館の貸出数を基にする方法と、フィンランド、ノルウェーなどの図書館の蔵書数に基づく方法とに分かれている。予算は、ほとんどの国で国が負担しており、ドイツ、オランダは図書館の設立母体、オーストリアは地方自治体が負担している。公貸権の制度的なことを考えれば、一律国家的な枠組みを作った方が、地方自治体の負担軽減にもなり、各自治体間の格差もなくなると考えられる。

6.3.2 公貸権制度導入の国際的評価

公貸権制度の導入について、国際図書館連盟(International Federation of Library Associations and Institutions:以下 IFLA と記述)著作権等法的問題委員会(Committee on Copyright and other Legal Matters:以下 CLM と記述)は、2005年4月に一定の見解を表明している314。それによると、「(1)公衆への著作物の貸与は文化と教育に欠かせないことから、誰もが自由に無料で利用できる公衆に開かれた図書館サービスを危うくするような貸与権(lending right)の原則には賛成しない、(2)公貸権は文化への報償制度であり、また著作者の経済的・社会的な支援制度であって、その財源を図書館予算から拠出したり、図書館利用者の負担としてはならない、との見解を表明している。また、(a)公貸権制度の費用は、国・自治体が図書館予算とは別途に措置 すべきこと、(b)基礎的な公共サービスを犠牲にしないと公貸権制度の費用をまかなえない発展途上国では、貸与権を認めるべきでないこと、(c)公貸権を 導入する場合には、文化支援の枠組み、あるいは著作権法とは別の法制度のもとで著作者が補償を受ける権利とすべきこと、また図書館員を含むすべての利害関係者の緊密な協力のもとで法制化すべきこと等を勧告している。」315というものである。

この当時は、紙資料での図書館資料を想定しており、図書館での電子書籍提供における 著作権法上の問題まで踏み込んでいない。そのため、IFRACLMは、図書館資料提供につ いての無料の原則を崩しかねない公貸権導入に懸念を示しており、補償金の費用について

2005.04.20: http://current.ndl.go.jp/e318>.[引用日:2011-12-23]

³¹⁴ Committee on Copyright and other Legal Matters (CLM) The IFLA Position on Public Lending Right http://archive.ifla.org/III/clm/p1/PublicLendingRigh.htm. [引用日:2011-12-23] 「公貸権に関する IFLA の立場」(カレントアウェアネス-E No.57 2005.4.20) http://current.ndl.go.jp/e318. [引用日:2011-12-23] 315 「公貸権に関する IFLA の立場」カレントアウェアネス-E E318 No.57

は、図書館予算ではなく、国家または自治体が負担することを主張している。また、著作権法とは別の法制度で運用すべきともしている。そうしてみると、ドイツ、オーストリア、オランダなどの著作権法の枠組みの中で、実施している国の場合、この表明と矛盾しているのである。日本は、こうした公貸権の法制度はなく、著作権法第 26 条の頒布権により、著作権法第 38 条 5 において、映画の複製物の貸与について、補償金制度316が存在するのみである。

6.3.3 公貸権制度の管理

ョーロッパにおける公貸権制度の管理機関としては、基金の管理運営団体によるところが多い。イギリスでは、報酬の受領は、登録申請日に欧州経済地域内に居住する著作者としており、財産権として譲渡及び相続が可能であるとしている。電子書籍の公共図書館での貸与を考えた場合、このイギリス方式の公貸権317の導入が現実的には基本となるである

316 著作権法第 38 条 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で 政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うも のを除く。)は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この 場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二 十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

³¹⁷ イギリスの公貸権制度については、株式会社シィー・ディー・アイが受託した「諸外国の公共図書館に関する調査報告書(平成 16 (2004) 年度文部科学省委託事業/図書館の情報拠点化に関する調査研究)」2006.3.

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/06082211/006.pdf.[引用日: 2011-12-23]pp.104-106.の報告が詳しい。それによると「UKでは、著作権法とは別に 1979 年に公貸権法 (Public Lending Right Act 1979) を定めている。この公貸権法のも とで、1982年に、図書館の資料貸出し冊数に応じて補償金を支払うことを規定し、 200,000,000 ポンドの資金をもって、制度の運用を開始した。公貸権の適用範囲は、市民 が借りることを前提とした図書館の所蔵する資料であり、ブックモービル(BM)などの 資料も含まれる。公貸権の存続期間は,言語や美術などの著作物の保護期間と同じ,著作 者の生存期間プラス 70 年である。現在この制度は、文化・メディア・スポーツ省により 所管されている。」(同報告書 p.105.) と報告されている。また、イギリスの電子書籍 と公貸権の最新動向では、カオリ・リチャーズ「CA1754-動向レビュー:英国における公 貸権制度の最新動向:「デジタル経済法 2010」との関連で」(カレントアウェアネス No.309, 2011.9.20, http://current.ndl.go.jp/ca1754.[引用日:2011-12-23]) におい て,2010年の「デジタル経済法」(Digital Economy Act 2010) との関わりから電子書籍 における公貸権制度の問題, リーマンショック後の公貸権制度の財源である中央基金の補 助金の削減問題,公貸権事務局 (Public Lending Right Office) 自体の廃止と新しい団体 へと引き継がれたことなど,最近の動向が報告されている。

う。この制度は、登録制であるため、著作権者は管理機構となる団体及び所属する著作権 者団体に届け出る必要があり、それがない場合は、法的な適用を受けない。費用の負担は 利用者に及ぶことがないため、図書館資料利用に際しての無料の原則は維持される。ただ し、なし崩し的に電子書籍以外に適用される可能性もあり、そうなると財政的な負担が大 きくなってしまい、知の拡大再生産に支障をきたすことも考えられる。さらに、この制度 は、導入までの準備に数十年というかなりの年数が必要であること³¹⁸と、基金のための予 算的な措置、著作権法の改正、管理機関の設立、対象図書館、対象資料などの適用範囲を 規定しなければならず、非常に複雑な仕組みの構築は必至なのである。その準備の間に、 前章で論証したように電子書籍市場規模は確実に拡大していくであろうし、この制度を電 子書籍に限定して適用するのであれば、法的措置の準備が急がれる。

6.3.4 公貸権制度の問題点

公貸権制度を、長尾構想に替わるものとして捉えた場合、市場の電子書籍を公共図書館で所蔵することの可能な仕組みが出来上がるが、クラウド上での閲覧、すなわちアクセス権の購入ということが前提となると、この仕組み自体が崩れてしまう。また、社団法人日本文芸家協会が2002年6月6日に「図書館による無償の図書貸し出しによる著作者の経済的損失への補償制度としての公貸権実現と国家基金設立」を文部科学省と文化庁に要望したときの内容のように、新刊本の貸与を一定期間猶予するということを考えた場合、クリエイティブ・コモンズとの組み合わせによる方法をとることにより、貸与の一定期間猶予不要の著作物は、迅速に提供できるという可能性も出てくるのである。

公貸権制度は、著作権のうち、著作者固有の権利である著作者人格権³¹⁹を制限する可能性がある。そのため、この制度を導入した国は、登録制を採っている。登録することにより、経済的な補助を受けられる代わり、貸与に関して一定著作権の制限を受けるという著作権者側から見たデメリットがある。そのため、非登録の場合は、現行著作権法の電磁的資料における権利は守られることになる。著作権者に、公貸権制度における登録の選択権

³¹⁸ 南はこの原因として,「図書館における貸出しと著作者や出版社の経済的利益の損失との因果関係に対する疑問や,制度が導入された際の業務増大への不安感,財政的な影響および支出の困難さを解決する必要があったためではないか」([前掲]注 310 『現代の図書館』40(4)2002.12,pp.218-219)と分析している。

³¹⁹ 著作者人格権には、公表権(著作権法第 18条)、氏名表示権(同法第 19条)、同一性保持権(同法第 20条)があり、著作財産権とは違い、他人に譲渡することができない。

があるということは、この制度により、貸与による知の円滑な流通を図ろうとしたときの、権利者へインセンティブから期待できる効果を得るためには、現行の著作権法の権利制限の改正も同時に実施する必要がある。さらに、クリエイティブ・コモンズとの組み合わせを考えた場合、公共図書館での貸与のための有効な方法となるためには、電子書籍出版における出版社との契約段階で、著作権者の意思表示を盛り込むという方法をとる必要がある。こうした、新たな枠組みを構築するためには、著作権上の環境整備が不可欠な要素となるのである。

しかし、日本における公共貸与権導入の議論については、図書館での資料の貸出が、商業出版を圧迫しており、無料で借りることで、本を買わないという理屈から発生しているのであるが、公共図書館のこの半年の新刊書で借りられた割合は、2015年に堺市立図書館で抽出した統計(図表 6.3.4·1)によると、個人利用者だけを見ると、5.13%という結果が出ている。ある時期を切り取った統計にしかすぎないが、政令指定都市立図書館でさえ、約5%であり、裏返すと約95%は新刊書ではない。しかも、2週間貸出、予約の取り置き1週間、最大3週間が一人の貸出に要する期間として、1冊について限られた人数にしか貸出できないということも考えないといけない。したがって、この数字を見る限り、図書館の貸出のほとんどが新刊書の貸出であるような出版業界の主張320について、その根拠のあいまいさが浮き彫りにされるのではないだろうか。公共貸与権による効果が、どれだけ希薄なものであるかということも、こうした数値の根拠から示されるべきであると考える。

^{320 「}本が売れぬのは図書館のせい? 新刊貸し出し「待った」」(朝日新聞 DIGITAL 2015 年 10 月 29 日) <

http://www.asahi.com/articles/ASHBW64R4HBWUCVL01B.html>.[引用日:2015-12-6] に、全国図書館大会「出版と図書館」分科会における新潮社社長の発言について掲載されている。

図表 6.3.4-1: 堺市立図書館における貸出冊数全体の内の新刊資料の割合

	条件					
貸出期間	2015年6月1日~6月30日					
貸出種別	個人+団体(延長を含む)					
利用者範囲	事務用・協力貸出を除く					
資料種別	雑誌・AV・電子書籍を除く					
新刊とするもの	2015年1月以降が発行年月のもの					
		全体合計	うち個人利用者			
	上記条件での貸出総数	356,894	350,707			
	上記条件での新刊貸出数	18,049	17,992			
	貸出に占める新刊の割合	5.06%	5.13%			

7. 国立国会図書館の電子図書館構想と公共図書館

この章では、国立国会図書館の電子図書館構想について考えていく。

2009 年度の補正予算により国立国会図書館の資料電子化が大きく進むこととなる。それまでに、国立国会図書館が歩んできた電子図書館構想における資料電子化に焦点を絞り、その流れとポイントとなるトピックの問題点を検証する。さらに、2010 年から 2011 年 9 月までの動向と今後の予測から、国立国会図書館の電子化資料等を公共図書館において利活用する方法を考察する。

7.1 パイロット電子図書館実証実験以降の成果

パイロット電子図書館実証実験は、1994 年から始まった情報処理振興事業協会(IPA) 321が、国立国会図書館と共同で推進した実験システムである。このプロジェクトには、二つの柱があった。一つは「電子図書館実証実験システム」であり、もう一つは、「総合目録ネットワーク利用実験システム」である。後者は、総合目録のネットワークを構成し、そのシステムを構築するものである。その前年の 1993 年には、ホームページ閲覧ソフト 'Mosaic'が開発され、それに伴い、インターネット利用が増加しつつあった。1994 年には、米国で、デジタルライブラリーの研究開発をするプログラムである DLI (Digital Libraries Initiative) 322が始まった。1995 年には、「情報社会に関する関係閣僚会合」がブリュッセルで開催され、G7電子図書館プロジェクト323が始まり、同年の IT 市場では、Windows95 が発売されている。インターネットがこれを境に日本において一般家庭に急速に普及し始めた。その前年 1994 年の IPA の実証実験プロジェクトは、こうしたネットワーク社会の到来を見越し、情報のネットワーク共有の準備をしていたといえる。大学図

³²¹ IPA (情報処理推進機構) .[引用日:2011-12-23]2004年1月5日に設立された独立行政法人情報処理推進機構 (Information-technology Promotion Agency。Japan) が情報処理振興事業協会の業務等を承継

 $^{^{322}}$ DLI (Digital Libraries Initiative) < http://memory.loc.gov/ammem/dli2/ >[引用日:2014-11-27]

³²³ 植月献二「CA996・GII 電子図書館プロジェクト:情報社会に関する G7 関係閣僚会合」カレントアウェアネス No.188, 1995.4.20. http://current.ndl.go.jp/ca996.[引用日:2011-12-23]この中で「11 の共同プロジェクトが打ち出された。(1) 各国の情報化計画に関するデータベース構築, 2) 広域ネットワークの相互運用性の実験, 3) 遠隔地を結んだ教育や訓練, 4) 電子図書館, 5) 電子博物館・美術館, 6) 環境・天然資源管理, 7) 緊急危機管理, ネットワーク開発促進, 8) 世界的な医療・福祉への協力体制, 9) 政府情報ネットワーク, 10) 中小企業の電子取引ネットワーク, 11) 海事情報ネットワーク。)」と紹介されている。

書館間は NACSIS-ILL が稼働しており、 NACSIS-ILL をとおしてネットワークがつながっている状況であった。一方、公共図書館については、それまで、ILL(Inter Library Loan) は FAX 通信または、パソコン通信を通じて情報をやり取りしていただけであり、図書館の蔵書検索システムも、業務システムの機械化はされていたものの、多くは館内 OPAC が整備されていなかった。この時点で、公共図書館と大学図書館との情報システムの進化に格差が生じている。こうした公共図書館の情報システムの遅れを背景にして、パイロット実証実験システムの一つの柱は、この'総合目録'構築と、それに伴う ILL のネットワークを通した仕組みの構築に置かれていた。

もう一つの柱であった'電子図書館実証実験システム'について概観する。この実証実験において、国立国会図書館は、国立国会図書館関西館(以下:関西館と記述)での電子図書館システムの基盤技術を準備した。このプロジェクトの目的は、図書館がこれまで収集・蓄積してきた知的財産を、電子化によって、保存・利用を図ることであった。これまでの紙媒体の印刷物や、マイクロフィルム等を、電子化してデータベースに蓄積するのであるが、このプロジェクトにおいて、国立国会図書館と民間提供の約1,000万ページの資料を、画像データ・テキストデータで電子化していった。その資料の内訳は、図表7.1-1のとおりである。

この表からわかることは、関西館構想の実証実験が、国立国会図書館所蔵の貴重書と、大部分はパブリックドメインの資料、著作権の発生しない資料等が中心であるということである。実験段階であるため、ここでは、電子化におけるファイル形式、画像解像度、保存媒体などが最も問題とされた。そこでは、ファイル形式や動作環境が、汎用的なものであるのか、解像度によって、文字等が判読できるのかなどの検証実験が行われていた。その後、この実証実験で取り扱われた NDL 所蔵貴重書と明治期刊行図書については、近代デジタルライブラリー324に引き継がれてゆく。

³²⁴近代デジタルライブラリー .[引用日:2011-12-23] 国立国会図書館が所蔵する明治・大正・昭和前期刊行図書のデジタル画像を収録する。

図表 7.1-1:電子図書館実証実験システムにおいて電子化した資料(富川直毅「パイロット電子図書館プロジェクトについて」表 1 より抜粋) 325

	資料種別	分量
1	NDL 所蔵貴重書	約7,100枚
2	明治期刊行図書(NDL 所蔵)	約 21,000 冊
	·列伯朔川州J区音(NDL /川敞)	約 600 万ページ
3	第2次世界大戦前後の刊行図書(NDL 所蔵)	約3,000冊
3	第2次世外入我们该《月月四音(NDL///)咸/	約 75 万ページ
4	国内刊行雑誌(NDL 所蔵)	24 タイトル
4		約 100 万ページ
5	Issue Brief(国会審議用調査資料)	260 ∰
9	Issue Difer(国云省城/市侧且真州)	約 6,000 ページ
6	憲政資料(三島通庸関係文書)	約7,000点
7	出版社から原資料の提供を受けた資料	18 タイトル
'	山水江がつが貝がり延供を文りた貝が	約 160 万ページ

7.2 国立国会図書館の電子図書館構築の流れ

国立国会図書館は、1996年度に「電子図書館構想策定のための作業指針」(平成8年10月21日 国図企第84号)を定め、2年後の1998年5月に「国立国会図書館電子図書館構想」326を策定した。1990年代には、情報ネットワークが急速な進展を示す中で、出版物の電子化による保存と、電子出版物、電子化資料のネットワークを通じた提供を主な目的に、国立国会図書館が'ファースト・リゾート'327としての役割を果たすべく、この構想が策定された。さらに、1999年2月に、納本制度調査会から国立国会図書館長へ「21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方:電子出版物を中心に」328という答申が出されている。この納本制度調査会は、1999年4月に改組改称され、2011年の現在に至るまで、納本制度審議会として会議が開かれている。それまでは、パッケージ系資料は納本の対象とされていたが、オンライン資料は対象外とされていた。しかし、デジタル・ネットワーク社会の進展によって、オンライン上でしか存在しない資料も増えてきており、知識の蓄積のため、それらを収集対象にすることが必要になってきた。そして、オンライン資料についての議論が一定まとめられ、2010年6月7日、第19回納本制度審議会において、「オ

³²⁵富川直毅「パイロット電子図書館プロジェクトについて」『情報の科学と技術』46 (1) 1996, p.46 326 「国立国会図書館電子図書館構想」 http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/ndlelc-jpn.pdf>.[引用日:2011-12-23]

^{327 &#}x27;ファースト・リゾート'とは、'最初の拠り所'という意味である。

^{328 「21} 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方:電子出版物を中心に」

.[引用日:2011-12-23]

ンライン資料の収集に関する制度の在り方について」329が国立国会図書館長に対して答申 された。この答申は、いわゆるオンライン資料の納本によって想定される諸問題について 書かれており、個別の事例で言及している内容となっている。その中で、収集対象となる オンライン資料の定義・範囲が示されている。また,資料を保存活用するために, DRM (Digital Rights Management) 330の解除の義務付けされている。さらに、さまざまなフ ォーマットとその再生環境に対応するために、保存に当たっては、マイグレーション331の 問題があること、納本に当たっては、利益を含まない必要経費の補償金の支払いが必要で あることなどがうたわれている。また,国立国会図書館,関西館,国際子ども図書館の館 内閲覧に関しては、出版社の経済的損失補填はしないという、有形の紙資料と同じ取り扱 いであることが示されている。電子納本とは別に、電子図書館に関連して、2000年に「電 子図書館サービス実施基本計画」332の策定,同年 '貴重書画像データベース'333開始,国 際子ども図書館開館、 '絵本ギャラリー' 334提供開始という流れがある。2001年には、明 治期刊行図書電子化作業開始。2002年には、国立国会図書館関西館が開館し、'近代デジ タルライブラリー'が提供開始されている。2003 年のユネスコ第 32 回総会335において 「デジタル遺産の保存に関する憲章(Charter on the Preservation of the Digital Heritage)」³³⁶が採択されたことを背景に、各国がデジタル情報の保存を喫緊の課題とす

^{329 「}オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/s_toushin_5.pdf>.[引用日:2011-12-23]

³³⁰ DRM (Digital Rights Management) は、デジタル化されたコンテンツの著作権保護を目的に機械的処理され、複製等に制限を加える著作権保護技術の総称である。しかし、この処理がされていない資料を納本の対象とすることによって、ほとんどの商業出版に関わる資料は対象外となってしまうという弊害がある。

³³¹ マイグレーションとは、プログラムやデータの移行、変換作業のことである。

^{332 「}電子図書館サービス実施基本計画」

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_standardproject.html>.[引用日:2011-12-23]
333 '貴重書画像データベース'は 2011 年 4 月 4 日から '国立国会図書館デジタルコレクション 古典籍資料 (貴重資料等)' <http://dl.ndl.go.jp/#classic>.[引用日:2015-03-16] に移行された。

^{334 &#}x27;絵本ギャラリー' .[引用日:2015-03-16]">http://www.kodomo.go.jp/gallery/>.[引用日:2015-03-16]

 $^{{\}rm http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001331/133171e.pdf\#page=80>.[引用日:2011-12-23]}$

^{336 「}デジタル遺産の保存に関する憲章(Charter on the Preservation of the Digital Heritage)」 http://portal.unesco.org/en/ev.php

URL_ID=17721&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html>.[引用日:2011-12-23], 日本語仮訳:http://www.mext.go.jp/unesco/009/005/003.pdf>.[引用日:2011-12-23]

る中,2004年に「国立国会図書館中期計画2004」337が策定され、その中で、図書等のデ ジタル化, web アーカイブを含むオンライン情報資源の収集, アクセスや保存のための情 報(メタデータ)の付与などを,計画の目標として掲げている。そして,近年もっとも大 規模な資料の電子化事業として、2009年、国立国会図書館蔵書の電子化に 125億 9800万 円の補正予算が措置された。この予算額は、それまでの 2000 年度から 2009 年度当初予算 までの10年間の合計約14億円の電子化予算に比べると、急激な増額であった(図表7.2-1)。その後,2010年10月8日『「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」につい て』338が閣議決定され、「デジタル・コンテンツの利用促進(内閣府、経済産業省、国立国 会図書館)」として、その中で、「地域の雇用創出に資する国立国会図書館所蔵資料のデジ タル・アーカイブ化及び書籍等のデジタル化の推進に関わる事業の前倒し等を通じて、デ ジタルコンテンツの利用環境を整備・改善する。」と定められている。当時, 日本経済は, デフレ経済から抜け出せず, 完全失業者数は302万人, 完全失業率は4.6%(平成23(2011) 年2月確定値)339と、依然、完全失業率は高い値を示している状況であった。そのため、 こうした社会的な背景を抱えていた政府にとっては、国家施策として、公共事業の補正予 算措置により、雇用創生による失業者対策を図ってくことが、経済政策の大きな課題であ った。すなわち、この国立国会図書館の125億9800万円の補正予算の使い道の目的には、 そうした雇用創生ということも含まれていたのである。

こうした大規模なデジタル化ののち、インターネットで検索できる '国立国会図書館デジタルコレクション'340は、2014 年 11 月 27 日現在で 917,838 件に達している。

^{337 「}国立国会図書館中期計画 2004」

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_plan2004.html>.[引用日:2011-12-23] 2004 年 2 月 17 日策定

^{338 『「}円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について』

.[引用日:2011-12-23]

図表 7.2-1: 国立国会図書館「資料ディジタル化予算の推移」

(単位:億円)

※2000 年度から 2009 年度当初予算までの合計 14 億円

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009 (当初)	2009 (補正)
予算	1.1	1.5	2.3	2.5	1.3	0.4	2.3	0.8	1.3	1.3	126

7.3 長尾構想の分析

長尾真が国立国会図書館館長に就任したのは、2007年のことである。いわゆる長尾構想 (長尾私案)(図表 7.3-1)は、国立国会図書館に法定納本された出版物について、アクセシビリティを高め、利用者負担を無くし、無料の原則を守りながら、国民が利用できるようにし、知識の入手を可能にして'知の拡大再生産'を図っていくことが、基本的な目的である。

長尾は、著作権のうち、公衆送信権に関わって、「利用者が最寄りの公共図書館に来れば 国立国会図書館に蓄積されている全ての電子化された図書・資料が閲覧できるようにする 必要がある。そのためには国立国会図書館から公共図書館に対してディジタルデータの送 信をせねばならず、そのために公衆送信権に制限をかける必要が出てくる。これは著作権 者や出版社に損害を与える可能性があるので、公共図書館は何らかの基準で補償金を支払 うなどの工夫が必要となる。これは国民の知る権利の保障であるから、国としてそのため の予算の手当てをする必要があるだろう。」341と考えている。補償金は、映画の場合、民事 契約により支払われる。著作権とは全く違うが、国家が損害を補填する意味合いは、公共 貸与権的なアーキテクチャである。公共貸与権については後述する。

国立国会図書館や公共図書館は「無料の原則」によって、資料の閲覧・貸出に際して、対価を徴収することはできないが、それがデジタルコンテンツになると、インターネットが利用できるネットワークのインフラとデバイスがあれば(法的縛りがなく、電子書籍を含むデジタル情報を、図書館から自由に配信できる状態にあるならば)、利用者は自宅にいながら、無料で情報を手に入れることができることになる。糸賀は、特に商用オンラインデータベースについて、「従量制の料金体系をもった資料に図書館が対応しようとすると、可変費用が増大することによりその点で影響を受ける。個人的にはそうした環境下では「限界費用」分だけは利用者に負担してもらうという選択肢があってもよいのではないか」342

³⁴¹ 長尾真,遠藤薫,吉見俊哉『書物と映像の未来』岩波書店,2010, p.14.

³⁴² 糸賀雅児「地域電子図書館構想と<無料原則>のゆくえ(特別研究例会報告)」(文

と論じており、さらに、市場で成立するサービスについても、政府や地方公共団体がそこに関わる場合、同種のサービスを無料で提供するわけにはいかないと主張している。国立国会図書館による利用者のデバイスへの電子書籍無料配信を考えた場合、単純にその利用者が閲覧した電子書籍を購買しないという前提で考えるのであれば、著作権者や出版社は、経済的な損失を受けることが考えられる。また、これは知識の流通とは別に、知を創出する側のビジネスモデルが崩壊してしまう可能性もあるため、非常にデリケートな問題を含んでいる。しかし、これはあくまで、その購買しないという前提自体に実証性、論理性がなく、正確な論理ではない。さらに、商業的出版とそれ以外との区別もなされておらず、後述するオープンアクセス化の論理や動向も踏まえていない。長尾構想では、例えば、利用者の図書館までの交通費を想定して、自宅まで送信することによる著作権者や出版社の損失を、交通費程度の課金による利用者負担で、貸出サービスを提供するとしている。ただし、国立国会図書館は無料の原則があるため、長尾構想では、デジタル化した資料と電子納本された資料を、電子出版物流通センター(仮称)に無料貸出した後、そのセンターが、電子書籍の流通管理と収入金の管理をし、そして、収入金は著作権者、出版社に還元するというシステムを想定している。

長尾構想に関して、一つの論争がある。出版界の専門紙『新文化』紙上における論争であるが、出版流通対策協議会会長の高須次郎がオンライン出版物の納本に関して、いわゆるグーグル・ショック後に、長尾構想が前提としてあり、長尾構想そのものが、国策としてオンライン系電子資料の納本とその利活用が、グーグルに対抗する一つのビジネスモデルと考えており、そのことが出版業界に損害を与えるものであると批判した343。そのことを受けて、湯浅俊彦が、長尾構想はグーグル・ショック以前の2008年4月の段階ではじめて出てきたビジネスモデルであり、非営利事業体として電子出版物流通センター(仮称)があるのであって、国立国会図書館は、電子書籍を無料で提供していくもので、利益を得ようとしているわけではないと反論した344。この論争は、国立国会図書館の資料デ

責:村岡和彦)『図書館界』51(4) 1999.11, pp.220-224.この特別研究例会報告を受けて,北克一「図書館サービスの公共経済学的視点:糸賀雅児氏の提言」1999.11, pp.226-230.で,糸賀提言の分析がされている。

³⁴³ 高須次郎「電子納本と長尾国立国会図書館長構想の問題点」『新文化』第 2872 号, 2011.2.3.

³⁴⁴ 湯浅俊彦「誤解されている長尾構想」『新文化』第 2876 号, 2011.3.3.

ジタル化に関して、ステークホルダーとしての出版流通対策協議会345との利害対立構造を浮き彫りにしているケースと言えよう。特に出版やジャーナリズムに関わる者たちにとっては、国家の言論規制と必然的に対立しないといけない使命感があり、国家主導の電子書籍流通に対して、どこか懐疑的な意識があるのではないかと思われる346。こうした利害対立の分析は、村上、杉本、北の論文『国立国会図書館電子図書館構想の変遷と課題:合意形成過程としてみた「長尾構想」を中心に』347に詳しく論じられている。国立国会図書館は、2010年1月施行の著作権法改正前に、「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」を開催し、その第一次合意事項(国図企 090319001 号 2009年3月23日)348を公表している。その中に、国立国会図書館所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とすること、資料の'テキスト化'の実施については、あらためて、関係者との協議によること、民間の市場経済活動を阻害することがないよう十分に留意することが基本合意として記されている。そのため、関係者の制害調整の協議を経てからでないと、今後の国立国会図書館のデジタル資料の活用ができないことになっている。電子書籍については、明らかに紙の書籍とは違い、DRM等の処理をしない限り、元のデータを変えることなく、いくらでも複製が可能

であり、再配分することも可能である。そのため、図書館での提供を考えた場合、営

³⁴⁵ 出版流通対策協議会(略称・流対協) .[引用日:2011-12-23"> は、1978年末、公正取引委員会の橋口委員長が「本の再販制廃止」発言をしたことに対して、反対の意思表示をした出版社 80 社によって、1979年1月に結成され、①出版再販制度の擁護、②差別取引の解消、③小規模出版の流通確保、という三つの活動方針を掲げている。2011年現在 98 社が会員である。

³⁴⁶ 湯浅俊彦『出版流通合理化構想の検証 ISBN 導入の歴史的意義』ポット出版 2005.10 に、日本図書コード、ISBN (国際標準図書番号) 導入に伴う、国立国会図書館 と出版界の議論が詳しく記されている。また、同著者「ISBN 論争から見た日本の出版流通:書誌情報・物流情報のデジタル化から出版コンテンツのデジタル化へ」『図書館界』 58 (6), 2007.3、pp. 306-318.では、2007 年から国際基準の変更に合わせて ISBN を 13 桁化する方針が決まったことと、ウェブ上のコンテンツへの ISBN の付与についての論争が記されている。

³⁴⁷ 村上泰子, 杉本節子, 北克一「国立国会図書館電子図書館構想の変遷と課題:合意形成過程としてみた「長尾構想」を中心に」『図書館界』62(2)(通巻 352 号) 2010.7, pp.128-137.

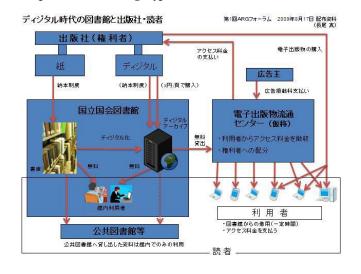
^{348 「}資料デジタル化に関する協議」

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization_consult.html>.[引用日:2014-11-27], 「国立国会図書館所蔵資資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項」 <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization_agreement01.pdf>.[引用日:2014-11-27], 2009 年度当初のメンバー構成:

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/kyogikai_meibo0903.pdf>.[引用日:2011-12-23]

利を目的として流通する電子書籍については、権利者側の経済的な損失補填の主張が出てくることは自明のことである。したがって、権利者に対するインセンティブとして、課金還元の方法、または、税制的な措置による方法によって、利害調整を図ることが必要であろうと考えられる。ただし、これはあくまで、商業出版物に当てはまる論理であり、すべてに同じ論理を適用すると、'知の拡大再生産'に支障をきたしてしまいかねない。

図表 7.3-1: 長尾私案「ディジタル時代の図書館と出版社・読者」 http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g100317a07j.pdf



8. 電子書籍の利活用における日本政府の政策的動向

8.1 電子書籍流通に関わる国の施策

日本において電子書籍は、何度か今年こそ「電子書籍元年」と言われたが、そのたびに 失速してしまったという経緯がある。一度目は 1998 年、100 社余りが寄り集まり、当時 の通産省から補助金を受け、「電子書籍コンソーシアム」³⁴⁹を立ち上げ、事業化しようとし たが、2 年後解散した。二度目は、2002 年、様々な電子書籍販売サイトが立ち上がり、ケ ータイ小説も出てきた。三度目は 2004 年、ソニーが「リブリエ」、松下が「シグマブック」 という電子書籍専用リーダーを発売したが、2007 年に撤退した。そして、2010 年が 4 度 目である。

2009 年には国立国会図書館の電子化事業によって,2011 年現在で蔵書 90 万点がデジタル化された。また,2010 年は,市場の刺激,海外からの影響を受けて,欧米や韓国に比べて遅れていた国政レベルでの電子書籍の流通に関わる会議である総務省,文部科学省,経済産業省の副大臣・大臣政務官による共同懇談会として,作家,出版社,通信事業者など関係者を招集した「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」350 (以下通称:三省懇と記述)が立ち上げられた。総務省は IT 戦略に基づくインフラの整備,文部科学省は,デジタル・ネットワーク社会の図書館のあり方と,デジタル教科書351に向けた環境整備,さらに,文化庁と関連して著作権の環境整備,経済産業省は,電子出版物の円滑な市場流通の整備を主な目的としており,「知の拡大再生産」を共通理解として,連携を図ったのである。三省懇は,2010 年 6 月に報告書352を出している。

^{349 「}電子書籍コンソーシアム」 .[引用日:2011-12-23]eBOOK Japan 電子書籍コンソーシアム ブックオンデマンドシステム総合実証実験

^{350 「}デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/shuppan/index.html>.[引用日:2011-

^{12-23]}構成員は、 [引用日: 2011-12-23]のとおりであり、長尾国立国会図書館長も入っている。

³⁵¹ 文部科学省「学校教育の情報化に関する懇談会 (第 10 回)」における配布資料「デジタル教科書・教材,情報端末WG 検討のまとめ」2011.2.4.

<http://jukugi.mext.go.jp/archive/468.pdf>.[引用日:2011-12-23]参考文献として、中村伊知哉『デジタル教科書革命』ソフトバンククリエイティブ、2010.10。伊勢呂裕史「主な国のデジタル教科書・教材の動向 (特集 日本の情報教育の現状と課題)」『教育展望』57 (9)。2011.10、pp.40-44.などがある。

^{352 「}デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 報告」http://www.soumu.go.jp/main_content/000075191.pdf.[引用日:2011-12-23]この報告の概要には、「知の拡大再生産の実現」「オープン型電子出版環境の実現」「『知のインフラ』へのアクセス環境の整備」「利用者の安心・安全の確保」の4つの柱があ

その報告書は、電子出版物の図書館での貸与について、先行的な米国の事例を参考にしな がら、「図書館が出版社等に一定の利用料を支払う」「電子出版は、物理的な品切れや絶版 はなくなるため,図書館の役割がない」「一定期間経過後に電子出版のデータを消去したり, 貸与回数を制限したりという技術的な仕組みを検討し、国立国会図書館による電子出版の 貸与が許容可能かどうか検討する必要がある」「つくり手、売り手側が主体的に提供できな い電子出版物に限って、図書館で貸与すべきである」などのさまざまな考え方を認識した 上で,「当該貸与を可能としている出版物のつくり手, 売り手側の要求条件や利用者側の要 求条件の在り方(アクセスエリアの制限、新刊本の電子貸出禁止期間設定、ライセンス数 の制限、図書館と書店の棲み分け等)などを調査整理し、技術的な裏付けを考えていくこ とは、我が国における図書館による電子出版の貸与を考える上で有効と考えられる。この ため、今後関係者により進められる図書館による電子出版に関わる公共サービスの具体的 な運用方法に係る検討に資するよう、米国等の先行事例の調査、図書館や出版物のつくり 手、売り手等の連携による必要な実証実験の実施等を進め、こうした取組について国が側 面支援を行うことが適当である。」353としている。そのことを受けて,この報告が示した課 題に関して提案を募集し,委託先を選定の上,プロジェクトを推進するため,電子出版環 境整備事業(新ICT利活用サービス創出支援事業)354が2010年8月27日より開始され ている。前述した鎌倉市における電子図書館プロジェクトもその一環である。

る。その方向性とアクションプランとして、①「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議(仮称)」の設置 ②個々の出版物の特性に応じた契約の円滑化に向けた実証実験の実施 ③出版社への権利付与に関する検討 ④「電子出版日本語フォーマット統一企画会議(仮称)」の設置 ⑤海外デファクト標準への日本語対応に向けた日・中・韓連携 ⑥「電子出版書誌データフォーマット標準化会議(仮称)」の設置 ⑦「デジタル・ネットワーク社会における図書館のあり方検討協議会(仮称)」の設置 ⑧サービスの高度化に向けた実証実験の実施という8項目が示されている。

^{353 [}前掲]注 352, p43.

^{354「}総務省:電子出版環境整備事業(新 ICT 利活用サービス創出支援事業)」

<http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/shinict.html>.[引用日:2011-12-23]この事業における公立図書館の電子書籍利活用については、ビジネス支援図書館推進協議会と株式会社ミクプランニングとの共同プロジェクト「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト」として、図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト(概要版)
http://www.unisys.co.jp/unicity/pdf/soumu-project1.pdf>[引用日:2011-12-23]、図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト(報告書)

.[引用日:2011-12-23],公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)概要

.[引用日:2011-12-23]が出されている。

また,文化庁主催では,「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」³⁵⁵も 14 回 開催され,2011 年 12 月 21 日に報告³⁵⁶を出している。

欧米,中国,韓国では,世界的なクラウドコンピューティングの流れの中で,インフラの整備,情報流通の整備,国民のIT環境利用の整備というIT戦略が2008年ごろを中心に計画され,継続的に推進される中で,日本政府の政策は継続性に欠けていた。そのことによる情報流通への影響について考えてみる。

8.2 日本の電子書籍流通に関わる IT 戦略の停滞

アマゾンを皮切りに、大容量サーバーの大量の空き容量を、仮想化技術によって、外部の利用者や企業などに、使った時間に応じて課金するシステムで、仮想マシンとして提供するなどの新たなビジネスモデルが、2006年ごろから始まった。クラウドコンピューティングによるビジネスモデル357である。クラウド型電子書籍としては、2011年1月に、凸版印刷がインテルの協力により、トッパングループ株式会社ビットウェイの子会社として、株式会社 BookLive を設立し、同年2月に「BookLive!」358をオープンした。デバイス環境に応じたビューワーソフト BookLiveReader をダウンロードし、購入した電子書籍は、BookLive!が提供する「My書庫」で管理される。こうしたクラウド型の電子書籍へ

133

^{355 「}電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/index.html>.[引用日:2011-12-23] 構成員は、

.[引用日:2011-12-23]のとおりである。

^{356「}電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」報告は、

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf">http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/gaiyou.pdf>.[引用日:2012-2-16] である。この報告は,2012年1月10日に公表されている。その概要を見ると,国会図書館のデジタル化資料について,各家庭までの送信を目標としつつ,「一定の範囲,条件のもとに公立図書館等で利用可能となるよう,著作権法の改正を行うことが適当。」としていることと,テキスト化による全文検索を可能とすること,また,デジタル化資料の民間事業者等への提供については,「国会図書館と民間事業者等が連携した新たなビジネスモデルの開発が必要。」とし,「環境整備のための関係者間における協議の場等を設置することや,有償配信サービスの限定的,実験的な事業の実施なども検討することが必要。」であるとしている。

 $^{^{357}}$ クラウドコンピューティングのシステムとしては、SaaS(インターネット経由のソフトウェアパッケージの提供。),PaaS(インターネット経由のアプリケーション実行用のプラットフォームの提供。),HaaS または IaaS(インターネット経由のハードウェアやインフラの提供。)がある。

³⁵⁸ BookLive! .[引用日:2011-12-23">11-12-23]

のアクセスには、高速通信回線によるインフラ整備が不可欠な要素となる。

新しいネットワーク技術の進展に伴い、韓国の IT 戦略に始まり、米国、英国、フランス などが、新たな IT 戦略を 2008 年ごろから打ち出してきた。日本は 2000 年ごろから光通 信網の整備が進んでおり、 e-Japan 戦略359を早くに打ち出した。そして、高度情報通信ネ ットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に関わる基本方針を定めるため、 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (「IT 基本法」)」360が 2000 年 11 月 29 日に 成立し、2001年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本 部)」³⁶¹が設置された。しかし内実は、NTT などの民間主導でブロードバンドによるデジ タル・ネットワーク化が進んでいくこととなる。そして,2006年1月18日の「IT新改革 戦略」362に取り組もうとしたが、その後、短命内閣が続いた。この状況を関口和一は、「こ の間,政府のIT 戦略を担う IT 担当の特命大臣の顔ぶれもころころと替わった。2000 年 に始まった「IT 戦略会議」時代から数えると、自民、民主両政権合わせ、10年間で IT 担 当大臣が 15 人も替わった。(中略) 頻繁にトップが替われば, 一貫した情報通信性政策な ど採ることはできない。(中略) IT 戦略を推進する「IT 戦略本部」の求心力でさえも大幅 に低下してしまった。」363と指摘する。継続した IT 戦略が実施されないことで,その結果, 諸外国の継続的な戦略に後れを取ってしまうこととなったのである。

民主党が政権を握ってからは、日本における情報インフラ整備の戦略として、総務省が ブロードバンドサービス促進のため「光の道」構想の実現に向けた検討を発表し、2009年 10 月から「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」でこの構想の実 現に向けた議論を進めてきた。そして、2010年5月18日に、『「光の道」構想実現に向け

³⁵⁹ E-Japan 戦略は、2004 年に u-Japan 政策へ移行し、「ユビキタスネットワーク整 備」、「ICT 利活用の高度化」、「安心·安全な利用環境の整備」という3つの方向性を打ち 出した。 < http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict/u-japan/>>.[引用日:2011-12-23] 360 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (「IT 基本法」)」

http://www.kantei.go.jp/jp/it/kihonhou/pdfs/honbun.pdf>.[引用日:2011-12-23] 361 「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部)」

.[引用日:2011-12-23]">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>.[引用日:2011-12-23]

^{362 「}IT新改革戦略」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>.[引用日:2011-12-23] 363 関口和一「グローバル時代の情報通信産業と政府の役割」『未来を作る情報通信政策 世界に学ぶ日本の針路』国際大学グローバル・コミュニケーション・センター編著、 NTT 出版, 2010.12, pp.9-10. また, この中で, 海外の IT 戦略についても概要が記載さ れている。

て:基本的方向性』364を打ち出した。その議論の中で、FTTH(Fiber To The Home)365 の技術を想定し、2015 年を目途に、すべての世帯にブロードバンドサービス利用を実現させることを盛り込んでいる。同年 7 月からこの構想について意見募集を開始し、同年 12 月 14 日に『「光の道」構想に関する基本方針』366を発表したのである。その間とそれ以降の状況としては、FTTH 契約数(図表 8.1-1)は、年々増加しているが、増加率は次第に緩やかになってきている傾向にある367。2009 年夏に、民主党政権が誕生し、原口総務大臣就任とともに、次々と IT 戦略の足固めがなされ、政策が進むかに思われたが、民主党の内閣も次々に替わり、「光の道」構想は、政府主導ではなく、民間のタスクフォースによって、牽引されていくことになるのである。

光通信網は整備されたものの、民間の「設備競争なくして利用者利益なし」という考えをベースに、全世帯の FTTH 普及を目指すことになる。

また、モバイル端末の普及のためには、移動通信システムの通信インフラ整備の拡大が必要である。例えば、大容量のブロードバンド通信を実現させた UQ コミュニケーションズによる WiMAX (ワイマックス、Worldwide Interoperability for Microwave Access: 2.5GH 帯利用) 368や、公衆無線 LAN (Wi-Fi (ワイファイ、wireless fidelity)) 369、イー

^{364 『「}光の道」構想実現に向けて:基本的方向性』

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000066358.pdf>.[引用日:2011-12-23]
365 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(2011年度第2四半期(9月末))」

<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/saigai/01kiban04_02000030.html>.[引用日:2011-12-23]その中で、「FTTH アクセスサービス」は、「光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス(集合住宅内等において、一部に電話回線を利用するVDSL等を含む。)」であると説明されている。FTTH に関しては、具体的な統計数値は、その「別紙」(<http://www.soumu.go.jp/main_content/000139223.pdf>.[引用日:2011-12-23]pp.7-9)に「FTTH の契約数は 11 年 9 月末で 2、142.3 万(前期比 2.4%増)と増加が続いている。」とされ、FTTH 契約数の推移等の統計データが公表されている。

^{366 『「}光の道」構想に関する基本方針』

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000094806.pdf>.[引用日:2011-12-23]
³⁶⁷ 2010 年からは、第 3.9 世代移動通信システム(「IMT-2000」規格を高度化したもの)の契約が出てきており、モバイル WiMAX や LTE などこれに該当する。デジタル方式の携帯電話やその通信方式である。さらに、次世代の 4G(第 4 世代の無線移動体通信)も普及しだしている。LTE-Advanced、WiMAX 2 が該当する。

³⁶⁸ WiMAX http://www.uqwimax.jp/service/wimax/>.[引用日:2011-12-23] 369 無線 LAN を利用したインターネットへの接続サービスを利用できる場所,ホットスポット,アクセスポイントとも呼ばれ,鉄道駅や空港,ホテル,喫茶店やファストフードなどの飲食店などがそのポイントとなる。公共施設でも提供しているところがある。フレッツ・スポット (NTT 東日本,NTT 西日本),Mzone (NTT ドコモ),ホットスポット

モバイル³⁷⁰が提供する PocketWi-Fi などのどこでもインターネット通信が可能な環境整備が,エンドユーザーのニーズを高め,いわゆるプラットフォームやコンテンツ市場拡大のポイントとなると考えられる。

図表 8.1-1 ブロードバンド契約数の推移(万契約)

出典:総務省『平成26 (2014) 年版 情報通信白書』371

総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(2013 年度第4 四半期(3 月末)」により作成

http://www.soumu.go.jp/menu news/s-news/01kiban04 02000081.html

http://www.souma.go.jp/mena_news/s news/o1kibano4_02000001.html							
(年末)	合計	FTTH	DSL	CATV	FWA	BWA	3.9G
平成 16	1,869	243	1,333	290	3	0	
17	2,238	463	1,448	325	2	0	
18	2,574	793	1,424	357	1	0	
19	2,875	1,215	1,271	387	1	0	
20	3,033	1,502	1,118	411	1	1	
21	3,302	1,780	974	531	1	15	
22	3,494	2,022	820	567	1	81	3
23	3,953	2,230	670	591	1	230	230
24	6,099	2,385	542	601	1	531	2,037
25 年度末	8,973	2,535	447	602	1	746	4,641

8.3 通信規制の問題

スマートフォンなど、3G/LTE 回線で通信できる iPhone・iPad についても、2014年現在、月間通信総量 7GB 制限がかけられている。通信総量が月間で 7GB を超えると、極端に通信速度が遅くなる。これはスマートフォンユーザーの増加に伴い、通常でも都市部を中心に通信回線が混み合っているからであり、通信料の公平性を保つという理由もあり、上限を設けることで通信量の抑制効果がある。また、通信速度を遅くすることで全体の通信量を削減するという効果もある。しかし、動画やソフトのダウンロードなどには相当の通信量があるため、一部ハードユーザーは 7GB を超えるケースがよくある。この通信量の

⁽NTT コミュニケーションズ), BB モバイルポイント (ソフトバンクテレコム), ソフトバンク Wi-Fi スポット (ソフトバンクモバイル), livedoor Wireless (ライブドア), Wi2 300 (ワイヤ・アンド・ワイヤレス), eo モバイル (ケイ・オプティコム), UQ Wi-Fi (UQ コミュニケーションズ), au Wi-Fi SPOT (KDDI/沖縄セルラー電話) などが有料でサービスを提供している。

³⁷⁰ イーモバイル .[引用日:2011-12-23]">1-12-23]

^{371 『}平成 26 (2014) 年版 情報通信白書』

.[引用日:2014-12-01]

設定基準は、毎日スマートフォンでメールや、動画視聴、アプリ、SNS、ツイッターなどを使う平均的ユーザーの総量が 7GB 程度になるということである。したがって、よくこの制限の超えるユーザーなどは、7GB 制限の総量を回避するため、Wi-Fi を使うことが増えており、そのためにも、図書館など公共施設等での公衆無線 LAN の普及が望まれる。

これらの IT 戦略は、クラウドコンピューティングに対応したインフラ整備となり、その進捗状況が、電子書籍を含む、ネットワーク系コンテンツ市場の販売流通にも大きく影響してくることになる。

8.4 国立図書館の日米比較

電子書籍流通については、国立図書館の役割が大きい。ベンダーによる電子書籍貸出は、電子ジャーナルと同じく、囲い込みの問題もあり、一社依存になりやすい。そのため、独占的な価格高騰という弊害もありうることである。そのため、国家的な政策として、米国では議会図書館(The Library of Congress: LC)、日本では国立国会図書館による資料デジタル化政策によるイニシアチブが重要な課題となる。

資料のデジタル化については、歴史的資料を中心に、LCでは、電子図書館事業(National Digital Library: NDL)が 1994年10月に開始された。それはLCの蔵書だけではなく、全米を対象とした、アメリカンメモリーの保存と利用というプロジェクトである。この全米デジタルライブラリーは、学校、図書館で利用されている。

同じく日本の国立国会図書館の資料デジタル化事業も,近代デジタルライブラリーから, 大規模な資料デジタル化による蔵書の閲覧提供が可能となり,また,国立国会図書館がデジタル化した資料のデータを図書館等に送信することに関する「著作権法の一部を改正する法律」(平成24(2012)年法律第43号。平成24年6月27日公布)³⁷²が,2013年1月1日に施行され,絶版等で入手困難な資料を全国の図書館等に送信することが,2014年1月からできるようになる。絶版などの入手困難な資料という条件付きであることは,やはり,著作権側との交渉の結果(蔵書のデジタル化も,目次以外は画像という取り決めも交

^{372 「}著作権法の一部を改正する法律」(2012 年法律第 43 号 2012 年 6 月 27 日公布) http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html>.[引用日:2014-1-20]

渉の結果である。³⁷³)であろう。長尾構想³⁷⁴の実現はなかなか進まないが、著作権者への 利益配分ができる方法、インセンティブの方法を考えなければ、電子書籍の納本と資料の デジタル化が進んでも、エンドユーザーに流通しないのである。

8.5 各国の国立図書館の蔵書デジタル化政策

一方、情報のデジタル化に関して、各国の国立図書館の所蔵図書等のデジタル化に目を向けると、三省懇の報告の中で示された図を表に変換したのが「各国出版物デジタル化の状況」(図表 8.5-1)³⁷⁵である。この表は、2010 年時点での事例であるため、この論考執筆中の2011 年 9 月時点では、例えば、すでに日本の国立国会図書館の90万冊デジタル化は終了しているとか、他でも、さらに事業が進行している可能性がある。この表から、EU、中国、米国ではすでに1000万点を超える図書館等の蔵書をウェブ公開している。韓国と日本は、著作権法の公衆送信権の縛りにより、ウェブ公開は、パブリックドメインの資料のみに限られている。すなわち、パブリックドメインにとどまらず、著作権期限内ではあるが、ロングテール部分のウェブ公開できるアーキテクチャを構築することが、知の流通(知のエコシステム)のためには、重要な政策課題なのである。

³⁷³ 国立国会図書館は、2010年1月施行の著作権法改正前に、「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」を開催し、その第一次合意事項(国図企 090319001 号 2009年3月23日)を公表している。その中に、国立国会図書館所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とすること、資料の「テキスト化」の実施については、あらためて、関係者との協議によること、民間の市場経済活動を阻害することがないよう十分に留意することが基本合意として記されている。

³⁷⁴ 長尾構想は,「日本出版学会 2008 年度 春季研究発表会」(2008 年 4 月 26 日,日本大学法学部)特別シンポジウム,基調講演「ディジタル図書館サービスと出版界」において,長尾真(国立国会図書館長)が示した「公共図書館の新しいビジネスモデル」が端緒である。

^{375 [}前掲]注 352, p11, 図 13

図表:8.5-1 各国出版物デジタル化の状況

出典:「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 報告」p11, 図 13 より表に変換。

	● ヨーロピアナ (EU 版オンライン図書館) において, EU 各加盟各国の図書館, 博
EU	物館,文書館等100以上の機関が参加し、各機関でデジタル化した資料600万点を
	ウェブ公開。 1,000 万点の公開を目指している。
フランス	● フランス国立図書館において、98 万件のデジタル化データをウェブ公開(内 40
	万件はテキスト化)。
	● ドイツ国立図書館において、著作権消滅の資料を中心にデジタル化
ドイツ	● 著作権保護期間中の資料のデジタル化について調査。
	● 2010年にドイツデジタル図書館のプロトタイプを公開予定。
	● 中国国家図書館において、デジタル化資料 72 万冊をウェブ公開し、約 1000 万冊
	を LAN で提供。
中国	● 対象資料には、現代の中国語資料の他、音声データ、学術講座、展示なども含ま
	れる。
	● 国立国会図書館において,デジタル化した明治・大正期の国内刊行図書 15 万冊を
日本	ウェブ公開。約90万冊のデジタル化を予定。
韓国	● 韓国国立中央図書館において,所蔵資料38万冊,1億ページをデジタル化し,ウ
	ェブ提供している。(うち,17万冊,5300万ページについては著作権保護期間内に
	あるため、図書館の専用端末でのみ提供)。
アメリカ	● 米国議会図書館において,所蔵資料(総計1億4,000万点)のうち,米国の「歴
	史資料」をデジタル化・ウェブ公開。文書,写真,動画,音声録音等,1,500 万点を
	デジタル化済み。
	● Google 社は Google ブックサーチにより、700 万冊の出版物をデジタル化。

8.6 電子書籍の規格フォーマットの問題

電子書籍市場が乱立している日本では、独自のフォーマットと DRM 処理によって、デバイスが違えば、読めないというケースが一般的である。さらに、前章でも述べたように、日本では、10 代の若者層を中心に、いわゆるガラパゴス化した携帯電話による、コミックのコンテンツ配信のビジネスモデルが、早くから電子コンテンツ市場を牽引してきた感がある。各配信会社、通信、コンテンツ作成の会社がそれぞれ分業連携し、課金は通信費から天引きされる仕組みの日本に比べ、米国型では、携帯市場も垂直統合型であり、携帯電話の機器、通信、アプリ販売まで一つの企業によって契約がなされることになっている。日米での携帯電話ビジネスモデルを比較した場合、10 代の若年層には、通信会社の通信費(使い放題の定額制が普及している)から支払われる方式の方が、使いやすい。このプラットフォームが、電子コミックの市場を拡大した要因であると考えられる。ただし、コンテンツの規格はやはり統一されておらず、それぞれに互換性はないという問題点が残されている。

規格としては、EPUB (Electronic PUBlication)は、国際電子出版フォーラム (International Digital Publishing Forum, IDPF³⁷⁶) が普及促進しているフォーマット の規格で、デファクトスタンダード(de facto standard)であり、デジュレスタンダード (de jure standard) 377ではないが、世界的に電子書籍市場のフォーマットは EPUB に収 束しつつあり、標準規格となりつつある。2011年5月には、EPUB3.0378の規格により、 日本語縦書き対応が可能となった。アップル、アマゾン、グーグルはすでに EPUB3.0 に 対応しており、日本でも、大手電子書籍販売会社がこれを採用することで、市場の規格は EPUB へと流れていくであろうと考えられている。これは、市場の主導で、国家的な電子 書籍規格の動向が決まるという意味を持っており、それに収束していく結果が予測される のである。しかし、EPUB の中身は、ウエブページである XHTML (Extensible HyperText Markup Language) と CSS (Cascading Style Sheets) であり, それに目次データとメタ データを合わせて ZIP で圧縮したものである。2010 年からは、次世代の出版コンテンツ の模索が始まっている。それは、いわゆる「リッチ・メディア」のコンテンツの実現であ り、 HTML5 形式を使った電子書籍である。基本的に、Web ブラウザを搭載したデバイス に対応できる。EPUB3 はこの HTML5 を使うのであるが、「リッチ・メディア」化によっ て,HTML5 の電子書籍へと移行することが考えられる。これは電子書籍という形態にこ だわらずに、サウンドも動画も融合した、新たなコンテンツへと進化していくと予測され る。

日本の政策は、ファイル形式の違いが、電子書籍の流通の阻害要因と考え、ドットブックなど様々な電子書籍フォーマットに互換性を持たせるため、中間フォーマットの開発を模索しているが、情報コンテンツの世界は、それとは別に次世代のファイル形式へと進んでいるのである。

8.7 電子書籍流通に関する会議での利害調整の問題点

出版流通対策協議会は、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議(第11回)」

³⁷⁶国際電子出版フォーラム "International Digital Publishing Forum"

<http://idpf.org/>.[引用日:2011-12-23]

³⁷⁷ デファクトスタンダードは、市場の実勢によって標準とみなされるようになった規格であり、デジュレスタンダードは公的機関や標準化機関によって標準とされた企画である。

³⁷⁸ EPUB3.0 http://idpf.org/epub/30.[引用日:2011-12-23]

(2011年8月26日開催)に向け、出版者の権利について権利付与を求める要望書³⁷⁹を出している。この内容は、出版販売に対しても出版社に、演奏や実演と同じように著作隣接権³⁸⁰を認めてほしいということである。電子出版に対して、著作隣接権という権利を出版社に与えるべきか、また与えるのであればどのような権利内容にするのかという問題まで言及しなければならない。これは、出版社が電子書籍の出版に際して、著者が自費出版したり、あるいはグーグルやアマゾンから出版したりという、いわゆる中抜きによるリスクを回避することと、電子書籍の違法複製行為、いわゆる海賊版の防止が目的と見られている。後者の権利は著作隣接権付与によって多少強化されるにとどまるが、前者は、著者との利害対立と、出版社による囲い込みの問題が内包されており、電子書籍の出版流通に支障を及ぼす可能性もあると考えられる。

³⁷⁹ 出版者の権利について権利付与を求める要望書

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/11/pdf/shiryo_2.pdf>. [引用日:2011-12-23]

³⁸⁰ 著作隣接権は、文化庁のホームページ

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosaku_rinsetuken.html>.[引用日:2011-12-23]を参照。そこで記されている定義は、「著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者(実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者)に与えられる権利」としている。その発生は、「実演、レコードの固定、放送又は有線放送を行った時点で発生する(無方式主義)。」、保護期間は、「実演、レコード発行、放送又は有線放送が行われたときから 50 年間」である。著作権法第 4 章が著作隣接権についての条文である。

9. 電子書籍流通に関わる図書館の課題と展望

9.1 電子書籍流通の問題点整理

公共図書館の電子書籍貸出サービスについては、堺市立図書館における事例を取り上げた。また、国立国会図書館では、資料のデジタル化によって、その活用が議論の対象となり、長尾館長による私案である長尾構想を検証してきた。さらに、電子書籍マーケットの現状を概観し、最後は日本の電子書籍流通に関わる国家施策の動向の課題と問題点を検証した。それらを総合的に判断し、公共図書館における電子書籍の利活用のモデルを考えていきたい。

9.1.1 電子書籍の流通が内包する問題点

糸賀は、「コンテンツ強化専門調査会(第5回)」381(資料 2-6)の中で、「Contents(最新刊は市場に任せる、図書館は絶版・品切れの良質出版文化を支える)Cost(経費を誰がいくらで負担するのか。電子書籍は外部サーバーに蓄積されたデータにアクセスする限り「図書館資料」(図書館法第3条)とは言えないから、「無料原則」(図書館法第17条)が適用されないと解釈できる)Copyright(電子書籍は「貸出し」といっても、「貸与」(著作権法第38条4項)ではなく、「公衆送信」(同第23条)に該当するから権利者の許諾が必要)」382の3つのCが図書館での電子書籍の提供について、課題であるとしている。すなわち、この課題克服と関係者の理解とコンセンサスを得ることにより、公共図書館での電子書籍利活用が可能であると考えている。では、問題点の整理とその解決方法から、モデルを考えていくことにする。

電子書籍は、文字情報だけではなく、音楽、画像、動画を融合することが可能である。 その例が、「Alice in wonder land iPad」³⁸³であり、「歌うクジラ」電子版³⁸⁴であり、「死ね

^{381 「}コンテンツ強化専門調査会(第5回)」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/2011/dai5/gijirok u.html>.[引用日:2011-12-23] コンテンツ強化専門調査会(第5回)議事録担当府省:総務省,文化庁,経済産業,2011年1月17日開催

^{382 「}公共図書館による書籍の電子配信に関する意見発表」糸賀雅児(慶應義塾大学) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/2011/dai5/siryou2_6.pdf>.[引用日:2011-12-23]

^{383 「}Alice in wonder land iPad」 http://itunes.apple.com/us/app/alice-for-the-ipad/id354537426?mt=8#[引用日:2011-12-23]

^{384 「}歌うクジラ」電子版 http://www.ryumurakami.com/utaukujira/pc.html.[引用 日:2011-12-23]サイトのトップページには、「その壮大なる世界観よりインスパイアされ

ばいいのに」385である。

さらに、HTML5 の登場が、次世代の電子書籍のフォーマットを変えていく可能性がある。ファイル形式が PDF や XML、EPUB などで、本をめくるようなユーザインターフェースで読むものが、電子書籍であるというイメージになっているが、HTML5 によって、情報コンテンツは様変わりしてしまう。文字と映像と音の世界が一つのコンテンツの中で、融合し、それを、iphone やスマートフォンで見たり聞いたりすることが普及してくるのではないかと考えられる。公共図書館は、そうした、文字や画像情報だけではないコンテンツを、電子書籍として、どのような形で提供するのかということが問われることになる。公共図書館では、タブレット型のデバイスを貸出することになり、テキストであり、映像であり、音楽であり、さらに様々なリンクが張られているという、そのすべてによるコンテンツを扱うことになるのではないだろうか。

公共図書館において電子書籍を提供するシステムを考えるに当たって、構造的な、公共図書館の役割について押さえておかないといけない。日本で発行された資料のほとんどは、国立国会図書館が所蔵しており、行政が発行した資料(①国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館による収集の問題、②Web ベースの資料のアーカイブの課題がある。)も大部分はそこにある。そこでデジタル化事業によって、デジタル化した資料は、ウェブサーバーに乗せてしまえば、いつでも各世帯からアクセスが可能となり、アクセスそのものに一定の規制をかけない限り、基本的にインターネットから、自由に閲覧ができる。それが現状で簡単にできない理由は、電子書籍やデジタル資料が、大きなマーケットを抱えているビジネスモデルとなるからである。いわゆる知識のマーケットと言ってもよい。ただし、すべてがマーケットの利益に直結するものではない。前述した、ロングテールのほとんどの部分は、すでにその役目を果たし、知の保存と無料の利用に耐えうるものである。ロングテールのへッド部分は、インターネットで無料提供すれば、出版ビジネスの知の創出部分、出版流通部分が経済的に立ち行かなくなる可能性がある。

た美しいアートワークと荘厳な音楽。それらを全て融合し、全く新しい小説が今ここに誕 生した。」と記されている。

^{385 「}死ねばいいのに」 1005/special/[引用日:2011-12-23]

9.1.2 電子書籍利活用の課題とその対応のセグメント化

公共図書館における電子書籍利活用について、いくつかの側面から課題と対応を考えて みたい。

利用者から見た電子書籍提供についての要求と課題についてあげてみる。

- 1 点目は、電子書籍として通読したい読者層は、携帯端末 (iphone やスマートフォン) またはタブレット型端末か読書専用端末で、読みたいという傾向がある。
- 2 点目は、オンライン資料は、無料、あるいは千円以下の小額で利用されるべきものという意識がある。アンケート調査でもメリットとしてあったように、利用者は、公共図書館での無料閲覧を希望している。
- 3 点目は、学術系資料の利用者は、オンライン資料が全文検索でき、さらに、必要な部分のダウンロードができる環境を必要としているということである。

こうした要求に対しての対応を考えてみよう。一点目は、公共図書館において、電子書籍へリモートアクセスした場合、デバイスは PC ではなく、タブレット端末を貸し出すということが考えられる。また、消費者は、オンライン資料の価格は、紙の書籍に比べ、低価格での利用を市場では求めている。公共図書館の閲覧は無料公開する必要があるが、各家庭の PC への配信については、非来館で簡単に閲覧できるということから、著作権に伴う費用負担は資料費に上乗せせざるを得ない。しかし、学術系のデジタル資料は、学術の知の拡大再生産の必要性から、PC による閲覧とそこから複写(紙によるプリントアウトかファイルのダウンロード)できる環境を提供することが優先されるべきである。また、学術系のオープンアクセス資料については権利者側の許諾の意思表示方法をシステム化することで、営利目的のデジタル資料と区別する必要があろう。

次にベンダーによる図書館向け電子書籍プラットフォームの課題はどうであろうか。

1 点目は、ベンダーによる図書館向け電子書籍プラットフォームでは、著者・出版社と図書館の間にコンテンツ制作部門の会社、コンテンツ管理と配信管理をする取次会社、エンドユーザーの窓口となる営業部門の会社による水平分業の形態をとることが一般的である。そして、図書館向け電子書籍は著作権処理が必要となり、その処理がスムーズにいかず、コンテンツ数が増えにくい傾向にある。

2点目は、図書館向け電子書籍へのアクセスは ASP によるクラウドコンピューティング によるため、サーバー間の認証システム連携が必要であり、それは、ライセンス契約であ

るため,ベンダーの契約継続の必要性がある。

3 点目は、公共図書館で貸出提供できるコンテンツは主題分野が限定的であり、著作権 処理のため定価が高額とならざるを得ない点である。さらに、それはアクセス権の購入の ため、オンラインデータベースと同じ形態となり、図書館予算としては、資料費(備品) というよりも使用料に近い。

こうした各課題についての解決策を考えてみたい。

図書館で提供する電子書籍の著作権処理のためには、権利者側へのインセンティブとな る課金還元方式が必要である。課金はコンテンツへのアクセスに対する従量課金制か、定 額契約による方法が考えられる。これは個別のコンテンツアクセス権の買い取りによる方 法とは別になる。すなわち,各大学等でとっている電子ジャーナルの契約方法と同じ形態 となるが、電子書籍の場合、館内での利用ではなく、個人の端末への認証システムによる 配信が必要となる。これは、図書館の web サーバーへのアクセスを経由して、ベンダーの コンテンツサーバーにアクセスする方法を採ることになる。コンテンツには、一般市場流 通価格に著作権者への権利処理に関わる金額が加算されるため、コンテンツ価格は市場価 格よりも高くなる。この電子ジャーナルと同じような契約方法には,ビッグディールの問 題,これは,値引きを見込んだ一括契約というパッケージ契約であり,必要タイトルだけ を買うわけではないので、毎年値上がりをして、その金額を払い続けなければならないと いう価格高騰による問題が発生する。米国の大学などは、この契約をやめるところも多く なってきている。各自治体の契約方法としては、予算枠があるため、従量課金制をとりに くいであろう。したがって,定額契約をとることになる。また,タイトルを保持するため の継続契約を採らざるを得なくなるベンダー依存の問題もある。さらに、図書館がベンダ ー提供のコンテンツの窓口になることについて北は,「学術情報が急速にデジタル化して いく今日において,図書館がデータベース・ベンダーやディストリビュータに対する組織 の契約窓口に留まるなら,図書館のこの方面に対する役割は縮小していく。図書館は付加 価値のある役割を求められる。」386と指摘する。

電子書籍の契約として、こうした課金制による方法を採った場合の利点として、提供タイトル数が増える可能性がある。電子書籍は電子ジャーナルと違い、パッケージ契約を採る方法の場合、図書館による選書の過程をパッケージの中に反映させることも必要である。

³⁸⁶ 北克一「図書館活動,電子資料と著作権」『図書館界』54(2)2002.7, p.70

この民間のベンダーによる電子書籍提供システムには二つの方法が考えられる。一つは、ベンダーが著作権処理した図書館提供可能コンテンツを、購入とともに図書館のサーバーにダウンロードし、図書館サーバーを通して、貸出提供する方法である。この方法を採った場合、保存のためのミラーサーバーが必要、マイグレーションによる保存を考えなければならないことと、図書館提供のコンテンツが、個別の著作権処理の必要があり、コンテンツが増えていかない可能性がある。二つ目は、ベンダーのサーバーに保存されたコンテンツのアクセス権を購入する方法である。この場合、図書館ホームページがユーザインタフェースの窓口となり、図書館による選書を反映させた、複数のベンダー契約による従量課金制の方法(ただし、予算枠から超過した金額は、利用者負担を図る。)をとることが考えられる。この方法による民間のベンダー契約が、電子書籍の提供として、現実的には持続可能な方法と考えられる。この営利目的のデジタル資料の提供以外に、現在もベンダーがサービス提供している公共図書館所蔵の地域資料等のデジタル化とそのネットワーク配信については、これまでほとんどの公共図書館で、懸案となっていた事業であるため、利用価値があり、推進していくべきものである。

次に、国立国会図書館のデジタル化資料を公共図書館で活用するための課題について考えてみたい。

1 点目は、国立国会図書館のデジタル化資料を入手困難な絶版資料に限り公共図書館で閲覧できるようになったが、それ以外のデジタル化資料は対象外である。また、利用者への直接送信は、出版流通の経済的側面から、課金制にする方法も考えられるが、無料の原則の理念からすれば、本来無料で貸出できることと、複写も可能にする制度設計を考えるべきである。

2 点目は、国立国会図書館が、電子納本制度により、電子資料を収集していかなければならない、そのための法整備が必要であるが、納本制度審議会において、電子納本制度について実現の方向で審議中である。納本された電子資料は、統一的なファイル変換後、資料の属性(例えば、一般的なベストセラーに属するもの、学術情報のためオープンアクセスが望ましいものなど、概念的な線引きが非常に難しいという課題がある。)に応じて、すぐに公共図書館に送信できるものと、一定期間経済的影響がなくなるまでの間、送信規制するものに分ける必要がある。

3点目は、資料電子化についてファイル形式や、保存方法の問題など、国立国会図書館

の電子図書館政策の課題を解決していくことが必要である。さらに、国立国会図書館の電子化資料の全文検索化が望まれる。また、ファイル形式は進化しており、市場主導で進んでいくことは避けられない。対処法としてのファイル変換を可能とする中間フォーマットの検討が急がれるが、EPUBにデジュレスタンダードの動きがあり、国立国会図書館の資料も早急にフォーマットの検討をし、実施に移す方向を探るべきである。

こうした課題に対して、国立国会図書館のデジタル化化資料を公共図書館で活用するための運用方法について考えてみよう。

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(第 12 回) 387において出された案件のパブリックコメント388が実施され、「『デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスのあり方に関する事項』に係るまとめ」(2011 年 9 月) 389に対する結果概要」として結果がまとめられた。その中で出された意見として、概ね、社団法人日本書籍出版協会と一般社団法人日本映像ソフト協会の意見は、デジタル資料の公共図書館等への送信について、「慎重に検討すべき」というスタンスである。それ以外の意見は、「早急に公衆送信に対応すべき」という意見であった。このパブリックコメントからも、権利者側の意見と図書館側の意見との利害対立が窺える。この利害調整は、図書館等におけるデジタル資料提供について、権利者側にインセンティブを与える方法をとる以外にない。そのため、非営利による著作権処理団体を設立し、そこに課金還元の手続きを一括処理するシステムを構築する。しかし、むしろそれに関わる費用は、無料のアクセシビリティ確保による効

^{387 「}電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(第 12 回)

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/12/index.html >.[引用日:2011-12-23] 2011 年 9 月 30 日開催

^{388 「}電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめに関する意見募集の実施について(意見募集要領)」

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/12/pdf/sanko_1.pdf>.[引用日:2011-12-23]募集期間:2011年9月26日~2011年10月14日 389 「『デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスのあり方に関する事項』に係るまとめ」(2011年9月1日決定)

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/11/pdf/shiryo_1.pdf>.[引用日:2011-12-23]この中で,国立国会図書館から地域の公共図書館に対して,送信されたデータの利用方法として,送信先におけるプリントアウトを認めないことでおおむね意見が一致している。また,国立国会図書館からの送信サービスに関わる対象出版物を,「基本的に相当期間重版していないものであるとともに,電子書籍として配信されていないなど一般的にその出版物の存在の確認が困難である「市場における入手が困難な出版物」等とすることが適当であると考えられる。」としている。さらに,「段階の制限をしないことが適当である」としている。

果を考えれば、利用者ではなく国が負担すべきと考える。

9.2 公立図書館での電子書籍提供拡大の可能性

米国が日本と大きく違うところは、インセンティブの磁場の強さである。2013年10月,3Mは、図書館がWebサイトで電子書籍を販売できるソリューション(3Mクラウドライブラリー390)でKoboとの提携を発表した。図書館利用者が同じく電子書籍が購入できるというもので、公共図書館と、出版社側との利害共有である。これも囲い込みの一つで、米国でも議論の対象となっているが、出版文化と図書館の共存を図る方法であり、電子書籍を、公共図書館が中心になり、流通させていくための方向への誘因である。日本にはそういったインセンティブが見られない。

わが国に存する誘因、つまりインセンティブは、公共貸与権的な出版側、著作権者への利益還元発生の可能性である。国立国会図書館前館長時代の長尾真の長尾構想のような電子資料流通の別組織が有料配信を取りながら、著作権者へ利益還元する仕組みも、知識の流通を円滑にしようとしたものである。公共貸与権は欧州を中心に実施されているが、その実現には複雑な構造と数十年という準備が必要となる。電子書籍の流通を考えた場合、その方向で検討すべきである。

デポジットの情報は、国立国会図書館のデジタル資料の活用であろう。それによって、通常の商業ベースに乗る電子書籍も含めて、各家庭に流通できる仕組みを構築することが、各自治体の資料費コストも抑えられる有効な方法である。デジタル資料は、DRM (Digital Rights Management) 処理されていなければ、いくらでも再配分が可能となる。そのため、国立国会図書館の電子書籍貸出に伴う著作権者、出版社側への実質的な利益還元システム構築が、公共図書館でのデジタル資料提供の効率的方法である。

全ての人に情報をオープンにし、多様性の中から、図書館資料の資料提供の環境を 作り出すこと。それが、環境に依存するインセンティブを効果的にする。

電子書籍の公共図書館での提供については、利用者の求める資料を提供するために、今の日本のようなベンダー方式を改良しなければならない。すなわち、公共図書館が、

³⁹⁰ 3M クラウドライブラリー
| 引用日: 2014-1-20]

ベンダーの多様な契約方式を可能にし、一社依存にならずに、できるだけ複数の契約ができるようにする仕組み、及び、イノベーションを可能にする仕組みを構築することで、多様性の中で公共図書館での電子書籍提供が可能になる。

もう一つの問題点として、図書館資料として保存されるべきであることの契約ベンダーと図書館との認識の違いであろう。現実問題として、電子書籍を出版している出版社と公共図書館が契約しているベンダーとの契約内容と、図書館とベンダーとが交わしている契約内容の乖離である。例えば、出版社が倒産したとした場合、電子書籍を非公開とするような契約が交わされている場合が一般的である。その時に、その電子書籍のアクセス権を図書館がベンダーから購入していた時に、ベンダーから非公開にしてほしい旨の通知がある。しかし、図書館は、資料費で購入している図書館資料であるため、そのような申し出には応じられない。まして、その書誌を選定して図書館の蔵書としているからには、ベンダーから代替資料を用意されても応じられない話となる。もう一点は、電子書籍の閲覧環境がバージョンアップし、HTML5で直接ブラウザから閲覧できるようになったようなときに、それ以前のビューアソフトから閲覧できた電子書籍が、全く閲覧できない、電子書籍自体のバージョンアップもできないということになった時、代替資料で対応するのかどうかである。こうしたことは、紙資料では起こりえなかったデジタル・ネットワークを介しての資料提供にのみ起こりうる問題であり、図書館資料としての保存機能を問われる問題として、今後、考えていく必要があるう。

10. デジタル・ネットワーク環境を活用した双方向の図書館サービスへの転換10.1 公立図書館の"learning web"事業

公立図書館における web を活用した事業は、ホームページから一方向発信型の情報提供である。また、双方向型として、Facebook などの SNS を利用した情報発信も実施されているが、東京都立図書館の例を見れば、投稿などへの返信には対応していない³⁹¹。一般の人を対象にした(もちろん学生も含んで誰でも) E-learning は、OCLC のレポート"At a Tipping Point: Education, Learning and Libraries" ³⁹²にもあるように MOOC(Massive open online course: 大規模公開オンライン講座) ³⁹³が普及はじめている。無料のオンラインによる大学レベルの教養講座的内容の講義の動画配信である。誰でも登録すれば受講することができ、修了すれば修了証がもらえる。英語圏ではすでに新たな学習形式として、大学での活用が進んでいるが、同時に無料配信ということもあり、大学教育のあり方に変革をもたらす要素を含んでいる。

米国の主な MOOCs は、Udacity(ユダシティー)³⁹⁴、Coursera(コーセラ)³⁹⁵、edX (エデックス)³⁹⁶というサイトがある。Udacity は、セバスチャン・スラン(Sebastian Thrun)、デイビッド・ステーブンズ(David Stavens)、およびマイク・ソコルスキー(Mike Sokolsky)により設立された営利教育的組織である。Coursera は、スタンフォード大学コンピュータサイエンス教授、アンドリュー・ネグ(Andrew Ng)とダフニー・コーラー(Daphne Koller)によって創立された教育技術の営利団体である。2013年2月に東京大学と大規模公開オンライン講座(MOOC)配信に関する協定を締結している³⁹⁷。東京大学は 2013 年秋に実証実験として、英語による講義で、「戦争と平和の条件(Conditions of

³⁹¹ 東京都立図書館 facebook ページ運用ポリシー

³⁹³ MOOC
| 同用日:2014-11-27 MOOC の東京大学での実証実験論文に、荒優,藤本徹,一色裕里,山内 祐平「MOOC 実証実験の結果と分析: 東京大学の2013年の取り組みから」『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』No.8,東京大学,2014,p83-100 がある。

³⁹⁴ Udacity .[引用日:2014-11-27">11-27]

³⁹⁵ Coursera https://www.coursera.org/>.[引用日:2014-11-27]スタンフォード大学コンピュータサイエンス教授 Andrew Ng と Daphne Koller によって創立された教育技術の営利団体

³⁹⁶ edX <https://www.edx.org/>.[引用日:2014-11-27]

³⁹⁷ Coursera の東京大学のページ<https://www.coursera.org/utokyo>.[引用日:2014-11-27]

War and Peace)」と、カブリ数物連携宇宙研究機構 機構長・特任教授 村山斉による「ビッグバンからダークエネルギーまで(From the Big Bang to Dark Energy)」を配信している。edX は、マサチューセッツ工科大学とハーバード大学によって創立された。ハーバード大学のマイケル・サンデル教授の(Michael J. Sandel)"Justice"もここで講座を開いている。2013年5月に京都大学、2014年2月に東京大学が参加している。こうした無料オンライン公開講座は、ベンチャー企業や、大学などが投資し、運営されている。

この MOOC の講座を受講して、終了証をもらったとしても、その修了証の効力が、大学の単位認定(米国の一部大学では、単位認定しているところもある³⁹⁸。)にはなっていない現実がある。こうした、オンライン教育については、スクーリングすることなく学習できるため、その学習内容の習得に関わる質的な問題など、評価が確定していないところがある。しかし、この大学の単位認定については、ACE(American Council on Education:米国大学評議会)と Coursera の共同プロジェクトが、Coursera を受講学生に ACE 発行の単位授与が可能であるか、評価・検証している。また、一方では、大学の講義形態として、経費削減に利用される懸念も存在している。しかし、こうしたオープンな無料学習講座は、お金がなくても受けられるということもあり、こちらも無料の図書館の利用者用インターネットパソコンを使って受講すれば、貧困層にとっては学習機会を得るという効果が大きいといえるであろう。³⁹⁹

2014年7月、アカデミック・リソース・ガイド株式会社は、指宿市立指宿図書館とくまもと森都心プラザ図書館と共同で MOOC の試験提供を開始している。MOOC のプラットフォームには、 gacco⁴⁰⁰を採用している。個の試験提供の規格は、学習のために、大学等が近隣になく、講義を身近で受けられない環境にあるケースでは、こうした遠隔の E-learning が有効な手段と考えられて実施されたものである。

こうした、講義の無料配信は、公立図書館も可能であり、特に地域文化の動画配信、地

³⁹⁸ コロラド州のオンライン大学 Colorado State University-Global Campus が, Udacity のコースを完了した学生に対し単位与えているが, MOOCs の講義を授業内容に活用しようというのが, 大半である。

 $^{^{399}}$ MOOCs の社会的インパクトについては、船守美穂「MOOCs が高等教育へ与えるインパクト」 『リクルートカレッジマネジメント』 183,2013,pp.44-49.

<http://souken.shingakunet.com/college_m/2013_RCM183_44.pdf>.[引用日:2014-11-27]で、オンライン教育の法制化の動向を含め、オンライン教育が及ぼす社会的影響を分析している。

⁴⁰⁰ gacco 400 gacco 400 gacco

域産業の動画配信,さらに産業振興のための情報を動画配信することで、図書館へ来館しなくても情報を得ることができるサービスとなる。MOOCは、大学の履修と同じような形式で、受講が修了し、認定試験に合格すれば認定証が交付される。公立図書館では、こうした、履修形式をとることは、受講者のインセンティブになる。生涯学習としてみた場合、履修の形式をとる必要はないが、MOOCと連携することで、認定証の交付は可能である。米国では、学校に対する許認可を、日本のように国家機関として文部科学省が与えるということになっていないこともあり、民間の認定協会の認定によって公共図書館が窓口になって、高校の卒業資格を得られる学習プログラムが組まれているところが増えている。シンシナティ・ハミルトンカウンティ公共図書館401では、"Career Online High School⁴⁰²"というプログラムが用意されている⁴⁰³。日本における学校の許認可制度が違うため、現行の制度では、図書館で学校としてのプログラムは組めないであろうが、高等学校教育の補助的機能として、学校教育と連携することで、図書館のホームページからの学習情報発信ができるのではないかと考えられる。

10.2 ICT 活用に伴う就業形態の変化と図書館

日本の社会は、東日本大震災を経験し、首都圏への通勤困難者が増えたことを契機にして、在宅で勤務できるシステムが求められた。また、少子高齢社会へと移行し、それに伴って、仕事は現役のまま親の介護世代が増えていく、または、子育てについて、自分の両親に見てもらえない世代が増えていく状況にある。そうした社会状況にあって、通勤困難な世代が増える傾向にあり、職場とネットワークを構築したパソコンを通して自宅で仕事をするシステム、テレワーク404への移行が考えられている。こうした ICT を活用した就業

⁴⁰¹ THE PUBLIC LIBRARY OF CINCINNATI AND HAMILTON COUNTY http://www.cincinnatilibrary.org/.[引用日:2014-12-11]

 $^{^{402}}$.[引用日:2014-12-11] 403 今井福司「米国の公共図書館における高等学校の卒業資格取得プログラム」(カレントアウェアネス-E,No.271 2014.11.27.).[引用日:2014-12-11]">http://current.ndl.go.jp/e1631>.[引用日:2014-12-11] に、"Career Online High School"をはじめ、米国での高等学校卒業資格取得プログラムを紹介している。

⁴⁰⁴ 国土交通省が窓口となりテレワークのページ

^{(&}lt;http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/index.html>.[引用日:2014-11-27]) がある。また、社団法人日本テレワーク協会では、THE Telework GUIDEBOOK 「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック」

形態の変化によって、図書館の情報提供システムもこのテレワークのシステムに組み込む 方法を考えていかなければならない。

テレワークでは、通常の通勤形態をとらないため、環境的な面、労働者の生活環境への適応などで効果があり、これまでの復帰したときのギャップがある育児休業や、介護休暇等をとらなくても、自宅等で就業し続けることができることが利点である。米国では、在宅勤務と、自宅と職場の両方勤務を合わせて、Onsite Worker と呼ばれている。こうしたテレワーカーへの図書館のサービスは2通り考えられる。一つはテレワークシステムへの情報提供システムの連携であり、一つは、テレワークオフィス(セキュリティを確保したインターネット接続端末と作業スペース)の提供である。

^{(&}lt;http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/guidebook/guidebook_gaiyou.pdf>.[引用日:2014-11-27] (概要版)) を出している。

11. 能動的図書館サービスの展開(図書館 2.0)と地域産業の活性化

11.1 地域産業活性化のための図書館の役割

失われた 20年のデフレ経済からの脱却を旗印に、2013年、いわゆるアベノミクスの第三の矢の一つとして、「産業競争力強化法」が公布され、2016年1月20日に施行された405。まず、ここで指摘されているのが、2012年度の開業率の統計で、日本4.6%、フランス15.3%、イギリス11.4%、2010年度の統計で、日本4.5%、フランス18.7%、イギリス10.0%、米国9.3%、ドイツ8.6%であり、日本の開業率が相対的に非常に低い状況にあるという点である406。同法では、「創業期」「成長期」「成熟期」「停滞期」といった事業の発展段階に合わせた支援策により産業競争力を強化する内容になっており、合わせて、産業促進のための計画と、規制改革といわれる規制緩和、新規事業分野の規制(いわゆるグレーゾーン)の明確化、税制措置、などが示されている407。一方、各自治体では産業振興のための施策を打ち出しており、例えば堺市においては、堺市産業振興アクションに則して、産業振興計画を実施している。例えば、堺市産業支援ナビで連携している機関は、堺市、大阪府立大学、公益財団法人堺市産業振興センター、堺商工会議所、さかい新事業創造センターの5つがあげられている。もちろん堺市の中には、堺市立図書館も含まれるが、こうしたビジネス支援の連携が図書館にまでは及んでいないのが現状である。

開発された製品を図書館で使うことの効果はどうであろうか。例えば、堺市に本社を置くロボット技術開発をしている企業を考えてみたい。医療の分野でのロボット開発として、軽量な「手指リハビリロボット」を開発した株式会社アールテクスについて見てみると、「手指リハビリロボット」は、比較的手に入りやすい 10 万円程度の価格で、家庭でも使えるというものである。「リハビリの指導を行う作業療法士が自ら装着して見本となる動作を行うだけで、その動きを簡単に記憶・再生する」408というもので、例えば、この製品を、

^{405 &}lt;a href="http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/>.[引用日:2014-11-27]

⁴⁰⁶ 中小企業庁「産業競争力強化法に基づく創業支援の促進について(「創業支援事業計画」)」平成 26 年 8 月 http://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/files/a03.pdf>.[引用日:2014-11-01]

^{407 「}産業競争力強化法の概要」

http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/pdf/gaiyo140117.pdf> df>.[引用日:2014-11-27]

^{408 「}夢に向かって, 挑戦し続ける」『さかい IPC PRESS』(Vol.22) 堺市産業振興センター,2012. 1,p.1 http://www.sakai

ipc.jp/bizsupport/showcase/ipc22_interview1.html>.[引用日:2014-11-27]

実際に使ってみるとなると、その会社に問い合わせるか、商品展示されているところに行くことになる。しかし、2013 年度統計で253 万人の来館者がある来館者が多い図書館にこうした製品があれば、試しに使う機会が増えることになる。さらに、図書館ホームページ上からリンクを張ることもできれば、展示製品としてホームページで紹介することも可能である。また、そこで、SNS を活用できれば、利用者のその製品に対する感想も会社にフィードバックできる。リアルなスペースでは、実物に触れることができ仮想スペースでは、自宅で製品情報に触れることができる。一つの例として、米粉ベーカリーを貸出して、「米粉米」の普及に努めている原村の図書館の取り組みがある409。4 台の米粉ベーカリーが用意されていて、「米粉のレシピ」も貸出されている。人口約7千人の村での取組として、地域の産業活性化に役立っている。

11.2 公立図書館のメイカー・スペース

米国におけるメイカースペースの目的の一つとして、ヤングアダルトへの学習スペース、モノづくり学習、科学教育という側面がある。ヤングアダルト図書館サービス協会(Young Adult Library Service Association(YALSA))は、図書館のメイカースペースのための手引書 'Making in the Library Toolkit⁴¹⁰'(2014)を 3 月 9 日から 15 日の期間提供した。そのヤングアダルトへの科学技術関連の学習機会の提供ということが主な目的である。いわゆるハッカースペースでは、コンピュータのプログラミングから、デジタル伝送システムとしての 3D プリンタの使い方に至るまで、ヤングアダルト向けに情報提供している。

米国ではこうしたメイカースペースが、公共図書館において普及している。早くは、2011年のナショナル・パブリック・ラジオ (npr: National Public Radio)の記事⁴¹¹でも紹介されているが、アレンカウンティ公共図書館 (The Allen County Public Library) ⁴¹²の南

⁴⁰⁹ 原村「米粉のベーカリー、貸し出し再開いたしました」

.[引用日:2014-11-27]

http://www.ala.org/yalsa/sites/ala.org.yalsa/files/content/MakingintheLibraryToolkit2 014.pdf

^{**}Ii "Libraries Make Room For High-Tech 'Hackerspaces'" December 10, 2011. National Public Radio http://www.npr.org/2011/12/10/143401182/libraries-make-room-for-high-tech-hackerspaces.[引用日:2014-11-27]記事によると、ライブラリーディレクター "Library director" のジェフ・クルル "Jeff Krull" は、図書館は、"the learning business and the exploration business and the expand-your-mind business," を提供するとしている。

⁴¹² The Allen County Public Library http://www.acpl.lib.in.us/home>.[引用日:2014-

側駐車場(障害者がアクセス可能)のメイカーステーションが知られている。アレンカウンティ公共図書館は、TekVenture と、1 年間(2014 年現在も継続中)その駐車場で動作するように協定を結び、TekVenture に所属する 50 フィートトレーラーによって、メイカーステーションを開設し、3D プリンタやコンピュータ制御のパワーツールを使ってモノづくりができる413(図表 11-2.1)。この記事では、メイカースペースをハッカースペース "hackerspaces414"と記述している。ワークショップは自由であるが、登録が必要で、料金として、3D プリンタの使用は 1 時間当たり 1.00 ドル(おそらく 3D プリンタを使えば、かなりの時間が必要であろう。)となっている。

デトロイト公共図書館の 'HYPE Makerspace' ⁴¹⁵ではヤングアダルトの,発明,創造性,学習,DIYへの興味を実現できるスペースとして,活用されている(図表 11.2-2,図表 11.2-3)。そこには,毎週,専門のインストラクターが付きレクチャーしている。そこでは,自分の自転車を自分でメンテナンス,修理の技術,エレクトロニクスの技術,精密なDIY,グラフィックデザインの技術,裁縫技術,Arduinoロボット工学などを学ぶことができる。

都市としてのデトロイトは、2013年に債務超過により財政破綻状態にあり、ミシガン州の連邦地方裁判所に連邦倒産法第9章適用を申請416したことでも知られる通り、これまでの自動車産業の都市として発展してきたときから比べて、産業は衰退し、失業率も20倍近くになり、さらに、子どもの貧困、治安の悪化が社会問題化している。こうした財政が破綻した都市においては、財政再建の問題、市民の就職の問題を解決していくことが最重要課題となっている。デトロイト公共図書館におけるHYPEティーンセンター内のHYPE Makerspac における取組は、デトロイトの都市が抱える問題の解決の一助となり得る可能性があり、次世代を担うティーンの育成を目指している。

11-27]

TekVenture "TEKVENTURE MAKER STATION" http://tekventure.org/maker-station/>.[引用日:2014-11-27]

⁴¹⁴ メイカースペース (makerspace) も、ハッカースペース (hackerspaces) の一つであり、ハッカースペースはそれの上位概念として捉えられたり、メイカースペースと同義語として捉えられたりする。ハッカースペースは、コンピュータで、共通の興味を持つ人々のコミュニティであり、知識共有の場であり、ワークスペースである。

^{&#}x27;HYPE Makerspace' < http://www.detroitpubliclibrary.org/hype/hype-makerspace>.[引用日:2015-11-20]

⁴¹⁶ 米ミシガン州の連邦裁判所は, 財政破綻したデトロイト市の再建計画を, 2014 年 11 月 7 日に承認している。

米国のメイカースペースのアンケート調査が実施され,143の図書館員(公共図書館 51%,大学図書館 36%, 学校図書館 9%) から回答が集まり、一部公開されている。マイアミ大学 Gardner-Harvey Library の図書館長、John Burke によって 2013 年 10 から 11 月に実施された web 調査である。417回答者の 41%は、メイカースペースを現在提供している、36%が計画している。メイカースペースの資金調達方法として、図書館予算 36%、補助金29%、寄付金 14%、母体からの追加融資 11%、現地投資家などから 11%となっている。

ALA も 2014年 6 月にメイカースペースの支援を表明いている。「メイカースペースは,地域コミュニティ・メンバーに彼らの将来設計をし,ハックし,且つ,作る能力を与える強力な学習するスペースである。」とし,ALA 会長のバーバラ・ストリプリング氏は「図書館は、メイカースペースによってコミュニティとのそれらの関係を変革することができ,すべての年齢のコミュニティ・メンバーに,消費者としてだけでなく,情報のクリエータである権限を与える」と表明している418。こうしたファブリケータを使うことで,設備投資資金のやりくりに努力を要する中小企業やベンチャー企業が新しいモノづくり技術で製品のイノベーションや新たな製品開発ができ,企業の活性化を図ることができる。地方に多いこうした企業が、安価に3Dプリンタなどのファブリケータの使い方を体験できたり,それに付随する情報も入手できたりするところが,不特定多数の気軽に立ち寄れる図書館であり,それによって地域の企業の活性化に効果があるのではないかと予測できる。

総務省は『「ファブ社会」の展望に関する検討会報告書』を 2014 年 6 月に出している。 419 「デジタルファブリケーション」は、レーザーカッター、ミリングマシン、3D プリンタ など、コンピュータと接続された工作機械を用いて、 デジタルデータから、材料に加工を 施す技術を総称したものである。その機器をデジタルファブリケータと呼ぶ。このデジタ

^{**}Ibrary Journal" August 25, 2014 .[引用日:2014-11-27] その中で利用されている Top15 は、Computer workstations 67%、3D printing 46%、Photo editing 45%、Video editing 43%、Computer programming/software 39%、Art and crafts 37%、Scanning photos to digital 36%、Creating a website or online portfolio 34%、Digital music recording 33、3D modeling 31%、Arduino/Raspberry Pi 30%、Other 30% (included knitting、Legos、etc.)、Animation 28%、High quality scanner 28%、Tinkering 26%である。

⁴¹⁸ ALA News "American Library Association supports makerspaces in libraries" 2014.6.13. http://www.ala.org/news/press-releases/2014/06/american-library-association-supports-makerspaces-libraries.[引用日:2014-11-27]

^{419 『「}ファブ社会」の展望に関する検討会報告書』(2014年6月 総務省情報通信政策研究所) http://www.soumu.go.jp/main_content/000299339.pdf>.[引用日:2014-11-27]

ルファブリケータを利活用した製造の革新を想定して、総務省は、ICFT (Information Communication Fabrication Technology) を利活用した社会の実現を目指しており、情報、通信、製造が連携した技術により、新たなものづくり社会が実現すると考えている。これによって、情報と物質との結びつき、ネットワークにおける情報の転送による遠距離でも可能なものづくりが実現する。 420

2008 年から 2011 年にかけて,低価格の個人用 3D プリンタが開発され,普及の兆しを見せ始めた 2011 年に,米国ニューヨーク州の公共図書館 Fayetteville Free Library が,3D プリンタを利用者が使える作業スペースを開設した。 421 この 3D プリンタの世界的市場予測が,図表 11.2-4 のとおりの伸び率で,2017 年には出荷台数が 31 万 5 千台,売上額は 27 億ドルと予想されている。 422 低価格個人用が開発されたとはいっても,3D プリンタを,コミュニティの住民が実際に購入するケースは,ほとんどないであろう。公共図書館の作業スペース(メイカースペース:makerspace)で,こうしたファブリケータを使い,ものづくり体験をすることで,地域の産業に新たなイノベーションの可能性が出てくる。 423 世界的な広がりを見せ,活動しているものづくり体験の市民工房の世界的ネットワークがファブラボ(FabLab)である。日本においてもファブラボジャパン 424 が活動しているが,米国のように図書館に組み込まれたファブラボは,2014 年の本稿執筆時では存在しない。

⁴²⁰ ファブ社会については、田中浩也「ウェブ社会からファブ社会へ」『情報処理』 54(8)、情報処理学会,2013.7.に、その動向が詳しく記されている。同著者で参考文献として、『FAB に何が可能か「つくりながら生きる」 21 世紀の野生の思考』フィルムアート社,2013. 『FabLife (Make:Japan Books) デジタルファブリケーションから生まれる「つくりかたの未来」』 オライリー・ジャパン,2012.がある。

^{421 &}lt;http://www.fflib.org/make/become-a-maker>.[引用日:2014-11-27]

[「]世界 3D プリンター市場予測を発表」(2014 年 1 月 9 日 IDC Japan 株式会社) http://www.idcjapan.co.jp/Press/Current/20140109Apr.html>.[引用日:2014-11-27]このデータソースは「Worldwide 3D Printer 2012-2017 Forecast and Vendor Shares」(IDC #244304)である。

⁴²³ 米国の公共図書館での FabLab の設置の動向は依田紀久「様々な創作活動を育む場所:メイカースペースを公共図書館に」(カレントアウェアネス・E No.229 2012.12.28 E1378)に紹介されている。このレポートの中で,ウェストポート公共図書館の「メイカーフェア」,メイカースペースをテーマとした連続ウェビナーの紹介,デトロイト公共図書館の H.Y.P.E. (Helping Young People Excel) ティーンセンターのメイカースペース,フェイエットビル図書館の導入のきっかけとなったシラキュース大学情報学大学院の学生であったブリトン(Lauren Britton Smedley)の提案型のリサーチペーパーについて紹介されている。

⁴²⁴ FabLab JAPAN .[引用日:2014-11-27]

日本の公共図書館では、2015 年 8 月に塩尻市立図書館(えんぱーく)で、「3D プリンター体験講座」を開催 425 、山中湖情報創造館 mmc(マルチメディアコーナー)では 3D プリンタを導入し、さまざまな催しなどで活用されている 426 。

また、豊中市の蛍池公民館では、2014年3月24日に子どもたちなどを対象にした講座「3Dプリンターの実演とものづくりの話」が開催され、新事業開発研究所のスタッフによる説明が行われ、そのあと3Dプリンタを実際に使って、キャラクター「マチカネくん」のミニチュアをつくるという催しが開催された。こうした取り組みは、子どもたちへのものづくりの啓発にもなり、大人にとっては、ふだん使えないものを使うことで、生涯学習の一環にもなる。

メイカースペースで取り上げられるデジタルファブリケータの一つとして、エスプレッソ・ブック・マシーン(Espresso Book Machine)がある。デジタル情報の資料をプリントアウトし、製本まで行うオンデマンド出版できるマシーンである。2009年にはグーグルブックスの内、パブリックドメインの資料について米オンデマンドブックス(On Demand Books)社が、印刷製本できるような提携を結び、米国の大学や公共施設などで利用できるようにしている。日本でも2012年に富士ゼロックスが同じく米オンデマンドブックス社が開発したエスプレッソ・ブック・マシーンと組み合わせて、オンデマンド出版のための製本機を開発し、1350万円で売り出している427。各出版社は、注文があり次第、クラウド上の自社のデジタル出版のデータをこのマシーンでオンデマンド出版できるというものである。ワシントン D.C.公共図書館の Martin Luther King Jr. Memorial Library のデジタル・コモンズでも、このエスプレッソ・ブック・マシーンが設置されている。2012年3月、広島大学図書館がいち早くエスプレッソ・ブック・マシーンを設置し、機関リポジトリ等で電子的に保存された論文を印刷製本できるようにした428。また、学位論文の出版販売も可能にするというものである。これまで、学位論文を紙媒体で出版するということに

^{425「}長野県の塩尻市立図書館, 3D プリンターを導入し, 体験イベントを開催」

.[引用日:2015-11-01]

 $^{^{426}}$ プレスリリース 2015 年 8 月 14 日「 山中湖情報創造館 mmc(マルチメディアコーナー)に、 3D プリンターを導入しました。」 http://www.lib-

yamanakako.jp/_userdata/press20150814.pdf>.[引用日:2015-11-01]

⁴²⁷ FUJI xerox「国内初 「電子書籍出版システム」新発売」

<http://news.fujixerox.co.jp/news/2011/1031_e_book/>.[引用日:2014-11-27]

^{428 「}広島大学図書館における Espresso Book Machine の導入」(カレントアウェアネス-E 1379 No.229 2012.12.28) http://current.ndl.go.jp/e1379>.[引用日:2014-11-27]

なると、分量や部数にもよるが通常は 100 万円以上の経費を著者が負担しなければならない。通常は学生ということで、大学からの助成も使えるが、大学で印刷出版してしまえば、 学生の負担は極端に減るのではないだろうか。

しかし、メイカースペースのサービスを自治体の財政削減が迫られる状況下で、教育委員会の中の図書館部の枠内予算以外の枠外予算化措置していく(その後、事業として継続した枠内予算として組み込む)ためには予算措置のハードルを越えなければならない。このファブリケータと言われるデジタル伝送装置を情報の一つと捉え、情報として市民に提供していくことが、図書館という従来の紙資料に縛られた意識が強い図書館以外の部局である財政当局を説得できるかが、まず重要なハードルとなるであろう。そのため、図書館に関心の高い議員が海外視察等で、その必要性と効果を認めたうえで、図書館が議員を巻き込み、予算措置の追い風にするという方法も考え得る。

図表 11.2-1 アレンカウンティ公共図書館のメイカーステーション 出典: TekVenture "TEKVENTURE MAKER STATION" http://tekventure.org/maker-station/>.[月]用日:2014-11-27]



図表 11.2-2: デトロイト公共図書館の 'HYPE Makerspace'

出典: www.3ders.org 3D printer and 3D printing news

http://www.3ders.org/articles/20130621-chicago-public-library-to-open-free-maker-space.html



図表 11.2-3

出典: Maiker Fair Detroit July25-26 2015

http://www.makerfairedetroit.com/2013/02/22/tinker-hack-and-invent-with-hype-and-mt-elliott-

Photo Courtesy of the Detroit Public Library's HYPE Maker space $\,$



図表 11.2-4:世界 3D プリンタ市場予測:2011~2017

出典: IDC Japan

http://www.idcjapan.co.jp/Press/Current/20140109Apr.htm



11.3 ビッグデータの利活用

11.3.1 ビッグデータについて

図書館における個人データの取り扱いは、個人情報に内包された、貸出履歴から個人の思想信条にまで及ぶ可能性がある。2013 年 4 月からのJR大阪駅の駅ビル「大阪ステーションシティ」で通行人の顔をカメラ約 90 台で撮影し、その特徴を登録して同一人物を自動的に追跡する実験について、実験データをJR西日本に提供するという顔認証技術の精度を確かめるのが目的の実験が、プライバシーの観点から、批判を受け中止になるという事件があった。顔認証は、実際に個人を特定できるものではなく、データ変換前の顔データも削除される条件であったが、顔データの収集自体と、一企業にデータを渡すことなどに批判が集中した。実験としてはマーケティングに非常に有効なデータ実験となるはずであった。こうしたプライバシーの問題は、今後も議論になる問題であるが、個人情報保護法が、このビッグデータ活用と経済再生への期待から、改正の方向に向かっている状況である。また、図書館経営のマーケティングにとっても、このビッグデータは、有効なデータとなる。災害時などにおけるビッグデータの活用、オープンデータの活用が有効であることが言われている。東日本大震災時における、ツイッター、OpenStreetMap(OSM)情報(OSM の活動では、震災の 8 時間後に災害マップを作成など)が非常に役立ったという例がある。429これらのデータを公立図書館のサイトをワンストップサービスとして情報収

429 OpenStreetMap (OSM) は、OpenStreetMap japan (<http://osm.jp/>.[引用日:2014-

集できれば、即時性のある有効な情報を得る人が増えることが考えられる。

11.3.2 データサイエンティストと公共図書館

こうしたビッグデータを分析する専門家として、データサイエンティストの存在が挙げられる。データサイエンティストについては、確実な定義は存在しないが、一般的には、データを収集し分析する専門家を指すが、日本におけるデータサイエンティストは、企業の課題を見つけ、その解決のための仮説を立て、データをもとに論証し、事業展開のためのアクションプランを立てていく専門家のことであり、近年、その需要が高まってきている。2013年5月に「一般社団法人データサイエンティスト協会」430が発足した。この協会はデータ分析のプロの育成を目指し、企業の枠を超えたグローバルな人材開発をしようとしている。一方、国の施策としては、文部科学省委託事業、データサイエンティスト育成ネットワークの形成として、採択課題「次世代 IT 基盤構築のための研究開発「ビッグデータ利活用のためのシステム研究等」の「アカデミッククラウド環境構築に係るシステム研究」「データ連携技術等に係るフィージビリティスタディ及び予備研究」「ビッグデータ利活用によるイノベーション人材育成ネットワークの形成」の3種類の事業、4つの研究課題を掲げている431。

こうした、ビッグデータの利活用には、それを収集分析するデータサイエンティストの存在とビッグデータのアクセシビリティ、アベイラビリティがキーポイントである。ビッグデータのオープンアクセス化について、OECD(経済協力開発機構)では、2014年の「第

^{11-27])}のホームページによると「道路地図などの地理情報データを誰でも利用できるよう,フリーの地理情報データを作成することを目的としたプロジェクト」である。また,東日本大震災後の活動分析として,早川知道,伊藤孝行「日本の OpenStreetMap のコミュニティ活動と東日本大震災後の活動についての調査分析」(『情報処理学会研究報告. ICS, [知能と複雑系]』2014-ICS-175(5),2014.3.7,pp.1-11.)の中で,東日本大震災のクライシスマッピング時に,衛星写真等を元に,道路や建物など基本的なデータの入力を実施したことが報告されている。

^{430 &}lt;http://www.datascientist.or.jp/index.html>.[引用日:2014-11-27]

⁴³¹ 次世代 IT 基盤構築のための研究開発「ビッグデータ利活用のためのシステム研究 等」採択課題 http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/attach/1336515.htm.[引用日:2014-11-27]

4 回知識経済に関するグローバルフォーラム」において、経済発展のためのインターネット上でのビッグデータの活用について、そのオープンアクセス化の必要性がテーマとして取り上げられた。総務省では、オープンデータ戦略の推進⁴³²を図っているが、ビッグデータのオープンデータ化は、公共部門の管理するビッグデータに限られ、その活用目的も民間のビッグデータとは違ったものになる。また、研究成果等のオープンアクセス化については、2013 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構は、科学技術の知識の流通のために、

「オープンアクセスに関する JST の方針」⁴³³を出し、機関リポジトリ等を利用して、一定期間のオープンアクセス化を推奨している。世界的な潮流として、ビッグデータの利活用や研究成果の論文について、オープンアクセス化が進もうとしている状況である。2008年の調査⁴³⁴で、大学においてこうしたデータ分析のトレーニングを受けた割合が図表11.3.2-1である。日本はわずか、3,400人で、100人当たりでは、2.66人にとどまり、データサイエンティストの将来的な需要を洞察できていない結果となっている。

インフォメーション・プロフェッショナルあるいは 'Cybrarian' (サイブラリアン) 435 と呼ばれるライブラリアンに求められるスキルとして,このような,データサイエンティストの資格が付加価値として重要な位置を占めるようになると予測できる。

_

⁴³² 総務省「オープンデータ戦略の推進」

.[月] 用日:2014-11-27]

⁴³³ オープンアクセスに関する JST の方

.[引用日:2014-11-27]

 $^{^{434}}$ McKinsey Global Institute $^{\lceil}$ Big data: The next frontier forinnovation, competition, and productivity $^{\rfloor}$

<http://www.mckinsey.com/insights/business_technology/big_data_the_next_frontier_f or_innovation>.[引用日:2014-12-18].

⁴³⁵ スタンフォード大学図書館長の Michael A. Keller (マイケル・ケラー) による, Cyber と librarian を合わせた造語で,「情報科学の知識をもって, デジタルコンテンツを活用することができる図書館司書」のことである。

図表:11.3.2-1:米国のビッグデータ分析トレーニングの状況

The United States graduates the largest number of people with deep analytical training

	Total Thousand	Graduates
		per 100
		people
United Stats	24.73	8.11
China	17.41	1.31
India	13.27	1.12
Russia	12.3	8.66
Brazil	10.09	5.32
Poland	8.78	23.03
United Kingdom	8.34	13.58
France	7.77	12.47
Romania	4.97	23.12
Italy	4.9	8.25
Japan	3.4	2.66
Germany	3.32	4.05
Turkey	1.84	2.64
Netherlands	1.25	7.58
Spain	1.23	2.71

	Total Thousand	Graduates per 100 people
Czech Republic	0.95	9.21
Bulgaria	0.92	12.15
Switzerland	0.76	9.93
Portugal	0.75	7.04
Belgium	0.71	6.66
Greece	0.66	5.97
Denmark	0.61	11.21
Slovakia	0.5	9.25
Norway	0.41	8.61
Lithuania	0.37	11.16
Austria	0.37	4.47
Sweden	0.29	3.16
Latvia	0.27	12.01
Hungary	0.21	2.06
Other	0.55	4.86

11.4 地域の活性化に役立つオープンデータの利活用

政府や、地方公共団体、公共機関などが持っているデータは、原則、何らかの理由で公開できないものを除き、公開していこうという動きが、近年、日本だけではなく欧米諸国でも活発である。こうした、オープンデータの動きは、ウェブ公開が基本であり、誰でもが、自由にデータを活用することができる制度設計が必要である。さらにこうしたオープンデータは相互に活用できるように特定のソフトやアプリケーションに依存せずに、機械で判読可能なようにデータの構造を整備しなければならない。そこから出てきた概念が、リンクト・オープン・データ(LOD: Linked Open Data)である。その概念は、ウェブを巨大な知識データの集積とすることが目的である。Web 上にある様々なオープンデータを集めることから、機械で読み取るためのWeb 上の記述方法(RDF: Resource Description Framework⁴³⁶)を設計し、Web で公開する方法を定義しなければならない。その設計と定義づけを目的に、特定非営利活動法人リンクト・オープン・データ・イニシアティブが 2012年8月28日に設立された。

_

⁴³⁶ RDF (Resource Description Framework) は、メタデータを記述することを目的に W3C によって規格化された、セマンティックウエブを実現するための構成要素の一つである。

11.4.1 オープンデータの日米の政策比較

日本におけるオープンデータの促進については,2011年の『知識情報社会の実現に向け た情報通信政策の在り方<平成 23 年諮問第 17 号 中間答>:申東日本復興及び日本再生 に向けた ICT 総合戦略』(平成 23 年 7 月 25 日 情報通信審議会) 437において,「広く情 報を公開し,情報相互間の連携を生み出すいわゆる「オープンデータ」という概念がほと んどないことが挙げられる。」という課題をあげている。その後,政府は,2014年(改定) に「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」(平 成 25 年 6 月 25 日 平成 26 年 6 月 19 日改定 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議 決定)を出した。その中で、「単なる事実や数値データは、それ自体としては、著作物とは ならず、著作権の保護対象にはならない。」とし、オープンデータとその二次活用の推進す ることで、ビジネスや公共サービスに役立てるとしている。また、日本における産官学共 同でオープンデータの流通を図る事業に「オープンデータ流通推進コンソーシアム」438が ある。欧米各国の政府のオープンデータの「基本方針」とその後の「実施計画及び実施体 制」は図表 11.4.1-1 のとおりである。この出典資料は,「第 5 回 政府の電子行政オープ ンデータ実務者会議」に出された資料の一部抜粋である。この資料でもわかるとおり,米 国政府のオープンデータは、そのポータルサイトである"DATA.GOV"439から、調べること ができる。2014年12月18日現在で134,490データが公開されている。また,2012年5 月 23 日のオバマ大統領が出した覚書 "Presidential Memorandum: Building a 21st Century Digital Government" (「大統領覚書: 21 世紀のデジタル政府の構築」) 440で,「デ ジタル政府を築くための包括的な戦略の開発を連邦最高情報責任者(CIO)に課した。」と し、「適用可能な政府情報をデフォルトでオープンにし、機械読み取り可能にするための新 しい標準を採用する」必要性を述べている。さらに、米国政府は、2014年5月9日に"U.S.

^{437 『}知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方<平成 23 年諮問第 17 号 中間答>:申東日本復興及び日本再生に向けた ICT 総合戦略』(平成 23 年 7 月 25 日 情報通信審議会) http://www.soumu.go.jp/main_content/000124544.pdf>.[引用日:2014-12-18]

^{438 「}オープンデータ流通推進コンソーシアム」 .[引用日:2014-12-18]">1 (中央の14-12-18]

⁴³⁹ DATA.GOV .[引用日:2014-12-18]">https://www.data.gov/>.[引用日:2014-12-18]

[&]quot;Presidential Memorandum: Building a 21st Century Digital Government" .[号]用日:2014-12-18]

OPEN DATA ACTION PLAN" (米国オープンデータ・アクションプラン) 441 を公表している。2013年 6月 17日から 18日に開催された,G8 首脳会合では,最終日に各国首脳が "G8 Open Data Charter" 「オープンデータ憲章」 442 に合意している。

図表 11.4.1-1: オープンデータに関する諸外国の取り組み

出典:「第5回 政府の電子行政オープンデータ実務者会議」参考資料4より抜粋

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/dai1/sankou4.pdf

	基本方針	実施計画及び実施体制
	■PSI 再利活用に関する EU 指令(2003)	■欧州オープンデータ戦略
171.1	・民間が政府保有の情報を利活用すること	(2011)
EU	を容易にした最初の指令であり、英国等の	欧州委員会のオープンデータへの
	取り組みへ大きな影響を与えた	取り組みを定義
	■キャメロン首相による	■公共セクター情報局
	「透明性アジェンダ」の発表(2010)	(Office of PSI) の設立(2006)
	「ビジネスや NPO が公共データを活用し	■Transparency
	て、革新的なアプリケーションやウェブサ	Board の設立 (2010)
英国	イトを作ることで、大きな経済的利益を実	・政府の透明性アジェンダを実現するため
	現することができる。」	の有識者会議。
		・透明性原則の制定「公共データは再利用
		可能で、マシンリーダブルな形式で公開さ
		れること」など
	■サルコジ大統領による	■Etalab の設立 2010)
	オープンデータに関する演説(2011)	・首相直下のタスクフォースとして設置さ
	「公共データの公開は、開発者とスタート	れ、各府省との調整を行う。
フラ	アップ企業のエコシステムを作り、市民の	・Etalab が各府省と会合を重ね、また民間
ンス	ための新しいサービスを生み出す。我々は	(業界団体, コミュニティなど) と相談し
	インターネットの起業家によって、国がま	ながら、どのデータをオープンにするかを
	だ提供していないサービスを創造する。」	決定。府省が出しやすいものや、重点分野
		に関するデータを集めている。
	■オバマ大統領が Open Government に関す	■デジタル戦略の発表
	る覚書を発表	(2012)
米国	(2009)	・これに基づき、数値データだけでなく文
	・ 政府の信頼性向上,民主主義の強化,政	書情報等の非構造化データも対象に公開を
	府の効率性と有効性の向上を掲げ、推進。	推進。

 $^{^{441}\,\,}$ "U.S. OPEN DATA ACTION PLAN" May 9, 2014

http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ostp/us_open_data_action_plan.pdf>. [引用日:2014-12-18]

^{*** &}quot;G8 Open Data Charter" . [引用日:2014-12-18] この日本語概要版は、"オープンデータ憲章(概要)"

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23_000044.html>.[引用日:2014-12-18]であり、その冒頭で、「世界は、データや情報を駆使した技術や社会メディアにより促進された国際的な動きの加速を目の当たりにしている。これは、より説明可能で、効率的且つ責任のある実効的な政府やビジネスを構築し、そして経済成長を促す大きな可能性をもたらす。」としている。

11.4.2 オープンデータの身近な取り組み

こうした、オープンデータが、中小企業や、地域コミュニティで二次利用され、活用されることで、地域経済を活性化できると考えられる。また図書館におけるオープンデータの活用と相互利用は、地域データの蓄積や観光にも役立つ。例えば、身近なところで、京都における地域と図書館司書有志のリンクト・オープン・データの取り組みとして、

'LinkData'443のサポートで、「ししょまろはんラボ」444の活動がある。そこでは、オープンストリートマップを使ったおすすめスポットの案内や、小説やマンガ・ライトノベル等の舞台とのリンクが図られており、小説やマンガを読んだ人が、その場所を訪れてみたい(またはその逆)時に、このようなツールがオープンにアクセスできれば、非常に便利である。また、国立国会図書館のレファレンス協働データベースの京都に関するレファレンスデータへのリンクとオープンストリートマップとの連携で、2014年6月から『図書館員が調べた京都のギモン:京都レファレンスマップ』を公開している。これも、知識と地図をマッチングさせた京都の一味違った観光案内となっている。こうした、身近な取組みによりオープンデータが、さまざまなリンクでつながることで、例えば「ししょまろはんラボ」であれば地域に関する知識が拡大され、ウェブからの知識の結びつきで、百科事典的な広がりが実現できる。

11.5 デジタル・ネットワーク社会におけるオープンアクセス化の進展

オープンアクセス化運動は、主に査読付きの学術論文を誰もがインターネットにアクセスしてみることができるようになることを目的としているが、そのオープンアクセス化445について概観してみたい。

11.5.1 米国におけるオープンアクセス化

米国のオープンアクセス化は、1998年設立の「学術出版・学術資源連合」(Scholarly

⁴⁴³ LinkData .[引用日:2014-12-18] は、オープンデータを加工し、テーブルデータを変換して、API 公開するためのサポートをしている。

⁴⁴⁴ ししょまろはんラボ .[引用日:2014-12-18]">18]

 $^{^{445}}$ オープンアクセス化の歴史については、時実象一「オープンアクセス運動の歴史と電子論文リポジトリ」『情報の科学と技術』55(10), 2005, pp.421-427.

http://www.tokizane.jp/Ref/TokiPDF/Tokizane-JKG-55-10.pdf>.[引用日:2014-12-18]参照

Publishing and Academic Resources Coalition: SPARC) の運動が極めて大きな影響を与えている。2005年2月3日に、前述した米国国立衛生研究所(NIH: National Institutes of Health) 446は、NIH 公開アクセス方針 (Policy on Enhancing Public Access to Archived Publications Resulting from NIH-Funded Research) 447を発表した。それは、SPARC の運動による成果であった。

2000 年から NIH の一部門である国立医学図書館の部署,国立生物工学情報センター (NCBI) が運営する PMC (旧称: PubMed Central) において,生物医学・生命科学のオンライン論文が,無料の全文アクセスフリーで公開されている。2004 年には,その助成を受けた研究成果の学術論文について,学術誌において出版された後,6 か月以内に公開を義務付けている。

2014年 11 月には、ビル&メリンダ・ゲイツ財団が、財団の助成による研究成果とその基礎データについてオープンアクセスにすることを明らかにした。この方針は、2015年 1 月 1 日から実施され、2017年 1 月 1 日までの 2 年間を移行期間とし、この移行期間中は、出版社に 1 年間のエンバーゴ(無料公開禁止)期間を設け、そののちオープンアクセスにするとのことである448。

米国のオープンアクセスの動向としては、公的機関や財団が、その助成に伴う研究成果 について、一定の公開猶予期間を設けて、そののちオープンアクセス化を義務付けるオー プンアクセスポリシーを設けているケースが一般的となっている。

美術館・博物館の収蔵品・展示品のオンラインによるオープンアクセス化も進んでいる。 2014 年 11 月 14 日に、米国スミソニアン協会の"Freer and Sackler Galleries" ⁴⁴⁹によるマルチメディアカタログが公開されたことにより、OSCI (Online Scholarly Catalogue Initiative: オンライン学術カタログイニシアティブ) ⁴⁵⁰の全参加機関のオンラインカタロ

⁴⁴⁶ 国立衛生研究所(NIH: National Institutes of Health) .[引用日:2014-12-18">http://www.nih.gov/>.[引用日:2014-12-18]

⁴⁴⁷ Policy on Enhancing Public Access to Archived Publications Resulting from NIH-Funded Research http://grants.nih.gov/grants/guide/notice-files/NOT-OD-05-022.html>.[引用日:2014-12-18]

⁴⁴⁸ Bill & Melinda Gates Foundation Open Access Policy

.[引用日:2014-12-18]

.[引用日:2014-11-27]

グへの移行が完了した。この 'Freer and Sackler Galleries'は、40,000 点に及ぶ収蔵品のウェブ公開を 2015 年 1 月から実施している。約 90%は著作権フリーであり、非営利目的であれば自由に利用できる。

この OSCI は、ゲッティ財団によって、印刷されたカタログを、誰にでも自由に利用できるウェブベースのカタログに移行する支援をしている。

11.5.2 日本におけるオープンアクセス化

一方、日本のオープンアクセス化の状況はどうであろうか。大学等における学術情報流通451の制度設計について、科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会によって審議され、2014年に「研究の革新的な機能強化とイノベーション創出のための学術情報基盤整備について:クラウド時代の学術情報ネットワークの在り方」(審議まとめ)(2014年7月)452が出されている。その中で、国立情報学研究所(NII)の運営する学術情報ネットワーク SINET (Science Information NETwork)453によるアカデミッククラウドを設計し、大量のデータ通信回線によるゲートウエイ機能をもったシステム構築が図られている。この NII の事業は、最先端学術情報基盤(CSI: Cyber Science Infrastructure)事業といわれるもので、「1. 情報基盤センターなどとの連携による、学術情報ネットワーク、認証基盤の整備2. 大学図書館、学会などとの連携による、学術研究・教育に不可欠な次世代学術コンテンツ基盤の整備」が重点取組としてあげられている454。その事業には、委託事業として大学における機関リポジトリ構築の支援も含まれている。日本は、論文数、被引用数が諸外国に比べて劣っており、その要因の一つに学術情報基盤の脆弱さが指摘されている。この遅れた基盤整備を進展させようという事業が、SINETである。SINETに関して

⁴⁵¹ 長澤公洋「学術情報流通の現状と課題」『情報の科学と技術』63(11), 2013.11,pp.443-451

<http://ci.nii.ac.jp/els/110009662001.pdf?id=ART0010138505&type=pdf&lang=jp&host =cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1418714332&cp=>.[引用日:2014-11-27] に, 2013 年までの学術情報流通に関しての日本の政策動向が論じられている。
452 に「研究の革新的な機能強化とイノベーション創出のための学術情報基盤整備について:クラウド時代の学術情報ネットワークの在り方」(審議まとめ)(2014年7月)
<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351114 1.pdf>.[引用日:2014-11-27]

⁴⁵³ SINET(Science Information NETwork) .[引用日:2014-11-27]

⁴⁵⁴ "最先端学術情報基盤 (CSI: サイバー・サイエンス・インフラストラクチャ)" .[引用日:2014-11-27">11-27]

は、日本学術会議情報学委員会から「提言 我が国の学術情報基盤の在り方について: SINET の持続的整備に向けて」(平成 26 年 5 月 9 日) 455が取りまとめられた。次世代のクラウドコンピューティングの進展を見据え、NII では、次世代システムの SINET5 において、学術情報基盤のクラウド化を進めようとしている。現在、NII では、2004 年の機関リポジトリ構築ソフトウェア実装実験プロジェクトから始まる委託事業として、学術機関リポジトリ構築連携支援事業の JAIRO Cloud (共用リポジトリサービス) 456を実施しており、機関リポジトリソフトウェア WEKO をベースに、共用リポジトリのシステム環境を構築している457。

11.5.3 学術情報のオープンアクセス化の実情

学術情報のオープンアクセス化については、機関リポジトリに公開する猶予期間を決めている国もある。SPARC(国際学術情報流通基盤整備事業) Europe、欧州広報部長のALMA SWANによると、欧州委員会(EC)は、公開猶予期間は、科学、技術、工学、医学分野の論文が 6 か月、人文科学と社会科学の論文が 12 か月としている。米国の州レベルの公開猶予期間は、連邦レベルの方針に合わせて最長 12 か月としている 458。

また、非営利団体の"Electronic Information for Libraries" (EIFL) 459の活動もあげられる。この団体は、図書館を通じたオープンアクセス化運動を展開しており、図書館を通じて、教育、学習、研究、および持続可能な地域開発のための知識へのアクセスを可能にして、発展途上国の情報格差を解消し、すべての人々が、それらの完全な可能性を達成す

⁴⁵⁵ 日本学術会議情報学委員会から「提言 我が国の学術情報基盤の在り方について: SINET の持続的整備に向けて」(平成 26 年 5 月 9 日)

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t192-2.pdf>.[引用日:2014-11-27]
456 学術機関リポジトリ構築連携支援事業 .[引用日:2014-11-27]">http://www.nii.ac.jp/irp/>.[引用日:2014-11-27]

⁴⁵⁷ 日本の学術機関リポジトリ構築の変遷については土出郁子,赤澤久弥;,呑海沙織「日本の大学図書館における学術機関リポジトリの変遷と課題」『図書館界』66(2) 2014.7,pp.188-196.を参照。

⁴⁵⁸ Alma Swan *"Time to align policy" "Advocacy: How to hasten open access"* Nature 495, 28 March 2013, pp.442-443.

jp/nature/specials/contents/scipublishing/id/comment-130328>.[引用日:2014-11-27] (日本語版)

るために、人々が必要な知識を得ることができるような社会を実現することを目的として いる。

オランダ教育・文化科学庁長官デッカー460は、オランダの出版物のうち、科学論文について、2019年までに 60%、2025年までに 100%オープンアクセスにする目標を掲げている。しかし、電子ジャーナルを取り扱う出版社と大学側との利害の対立もあり、学術情報のオープンアクセス化がなかなか進まない状況もある。最近の事例では、オランダに拠点を置く電子ジャーナルの最大手 Elsevier 社とオランダ大学協会(VSNU: Association of Universities The Netherlands⁴⁶¹)の交渉で、大学協会がオランダの大学図書館による学術出版物のオープンアクセス化を求めていたことに対して、2014年 11 月 4 日に暗礁に乗り上げたというニュースが発表されている⁴⁶²。一般的には、大学が出版社とのサブスクリプション契約⁴⁶³を更新する場合に、オープンアクセス契約に変更する場合が多いが、ビジネスモデルの大きな変化を望んでいないケースが出版社の傾向として見られる。一方、2014年 11 月 20 日のニュースでは、オランダ大学協会が、Springer 社と電子ジャーナルの公的助成を受けた研究成果のオープンアクセスに合意している。Springer 社は、オープンアクセス契約学術研究のオープンアクセスには積極的な働きかけを以前から行っており、このように、学術研究のオープンアクセスには積極的な働きかけを以前から行っており、このように、学術研究のオープンアクセスについては、出版社によって、方針が大きく分かれるところである。

教育関係資料のオープンアクセス化も進展してきており、研究授業案など、個別に教育委員会のページをあたれば、公開しているところもあったが、それでは、隣接する研究や資料などを見ることができなかった。国立教育政策研究所では、2014年12月15日から「教育情報共有ポータルサイト(CONTET(コンテット): Contents of Education for Teachers)」464を立ち上げ、授業などに役立つ国立教育政策研修所が作成した資料や、各教育委員会から収集した研究授業や教材・指導資料教育関係の資料など、3000以上のコンテンツを公開している。このサイトの機能は"教材・指導資料等コンテンツの共有機能""グル

⁴⁶⁰ Sander Dekker (Minister of Education, Culture and Science 2012-)

⁴⁶¹ VSNU .[引用日:2014-12-18]">181 日:2014-12-18]

^{**462 &}quot;Negotiations between Elsevier and universities failed" 4 November 2014. **Chttp://vsnu.nl/news/newsitem/11-negotiations-between-elsevier-and-universities-failed.html>.[引用日:2014-12-18]

⁴⁶³ 定期期間内の使用権販売方式

⁴⁶⁴ 教育情報共有ポータルサイト -[引用日:2014-12-18]

ープによる情報交換,交流機能""掲示板での情報発信・共有機能"⁴⁶⁵であるとしており,サイトを通じた情報交換やコミュニケーションの場であり,一つの同じ目的を持ったコミュニティを形成し,場の提供機能も持つものである。

文部科学省の推進するアクティブラーニングに、大学図書館、学校図書館の活用、ラーニングコモンズの活用の重要性が増している。また、2014年に学校司書の法制化もあり、図書館行政では、公共図書館の学校図書館支援、学校との連携強化が重点課題となっている。公共図書館での教員向けの資料の充実と学校への配送システムを実施している公共図書館も増えている。例えば、教員が、研究授業の担当に当たった場合、その授業案作成は、先輩教員などの実践例や、研究会などで情報収集を図ることが多いが、それは、授業や生徒指導、さらに学校の煩雑な事務仕事をこなしながら、時間の合間を縫ってやらないといけない。もちろん、それは評価もされれば、公開されることも考えられ、大変な労力である。教材探しに教員向けのこうした教育関係資料のオープンアクセス化は、公立図書館に行く時間がない日々繁忙な教員の資料情報収集・活用に非常に役立つものである。

一方,公共図書館において,高等学校教育や,大学教育を受けることができなかった市民に対して,図書館を窓口として,大学における学術情報基盤の活用サービスの情報リテラシーに取り組むことで,市民やコミュニティは,新たな研究イノベーションを展開できる可能性が出てくる。美術館・博物館の収蔵品のデジタル公開が進み,大学の学術情報の基盤整備が進められる状況にあって,こうしたオープンアクセス化に伴う情報提供サービスを実施するために,公共図書館でも相当台数のインターネット閲覧端末の環境と,市民が確実に必要な情報にたどり着けるように情報リテラシーが必要である。

11.6 エンベディッド・ライブラリアン

図書館司書が、自分が在籍する図書館にとどまらず、必要とされる部署に組み込まれる形で「埋め込まれた図書館員という意味を持つエンベディッド・ライブラリアン (embedded librarians) 466が、米国の大学図書館で一つの潮流となっている。また、コミ

⁴⁶⁵ 教育情報共有ポータルサイト「利用者登録について」

.[引用日:2014-12-18]

⁴⁶⁶ 鎌田均「「エンベディッド・ライブラリアン」: 図書館サービスモデルの米国における動向」 http://current.ndl.go.jp/files/ca/ca1751.pdf>.[引用日:2014-11-27]

ュニティの中で活躍する図書館員の事例も紹介されている⁴⁶⁷。エンベディット・ライブラリアンについて、デービッド・シューメイカー(David Shumaker: Catholic University of America's School of Library and Information Science)は、エンベディッド・ライブラリアンの地位に関して、4つの鍵を示している。

- ① 具体的情報ユーザ・グループのメンバーとの強い関係を構築すること
- ② 彼らの仕事と情報ニーズの理解に注目すること
- ③ 彼らの到達点を共有して、積極的に彼らの到達点の達成に寄与すること
- ④ グループにとって、不可欠のメンバーになること

シューメイカーは、エンベットされた図書館司書は、こうした 4 つの条件をクリアしなければならないとしている。また、コミュニティに埋め込まれた形でのレファレンスサービスの事例として、AmericanLibraries 誌に"Community Reference: Making Libraries Indispensable in a New Way"ダグラス郡図書館の事例が紹介されている。468地元の学校、市議会、地下鉄地区、経済開発協議会、さらには地元の女性緊急相談センターで郡全体にエンベッドされている。エンベッドされた図書館員は、会議に出席し、コミュニティ・リファレンスとして質問に対して回答するが、多くの場合、組織のリーダーシップを支援するだけでなく、グループの活動、目標、方向性についても関わり、グループの統合された一部になる。

すでに、大学図書館においては、サブジェクト・ライブラリアン(subject librarians)の存在があり、これらは、学部の専門知識を持ったものであり、なおかつ図書館職員としての情報のプロフェッショナルという地位にある。英米では、学部、学科等と連携したリエゾン・ライブラリアン(liaison librarians)と呼ばれることもある。公立図書館では、こうした、特別な専門知識と図書館司書としてのスキルを持った職員は、公立図書館では、法情報サービスや、ビジネス支援サービスなど、いわゆる特定の課題に対応したサービスの担当業務に携わる図書館職員ということになってくるが、日本の公立図書館の場合、必

⁴⁶⁷ Community Reference: Making Libraries Indispensable in a New WayPostedWednesday, June 13, 2012 - 11:00

.[引用日:2014-11-27]

⁴⁶⁸ Community Reference: Making Libraries Indispensable in a New Way .[引用日:2014-11-27]

ずしもその分野の専門的知識を持っているわけではない。大学図書館では, 教員がサブジェクト・ライブラリアンとして活動するケースがある。

11.7 Connected Learning

2014年8月,世界図書館情報会議(WLIC)・国際図書館連盟(IFLA)年次大会において、The Public Library as a Community Hub for Connected Learning が報告された。「"Connected learning"とは、特定の関心を持ち(interest-powered)、仲間の支援を得ながら(Peer-supported)学業に結びつけるような活動とのこと」469とされている。

日本における Connected Learning 470の概念は、まだ確立されていないが、デジタル・ネットワーク社会にあって、学校という枠を超えて、リアルな空間または、サイバースペースで、同じテーマを持つ学習者たちの相互協力で、学習成果を上げることを目的としている学習方法である。図書館はリアルな場の提供、または、Web 上における SNS によるコミュニティ形成の場の提供が可能である。また、Connected Learning におけるテーマは多岐にわたるが、その中にエンベッドされた図書館司書の情報支援によって、学習成果が得られる期待がある。

^{469 &}lt;a href="http://current.ndl.go.jp/node/26782">+ 1. [引用日:2014-11-27]

⁴⁷⁰ Connected Learning のレポート

.[引用日:2014-11-27]

- 12. 21世紀にふさわしい構造的コミュニティ・サービスをになう司書育成の課題
- 12.1 公立図書館の業務マニュアル化と職員のスキル

公立図書館が、持っている資源を活用し、さらに専門的知識を持った、司書の人的資源を活用する方法として、図書館の基幹業務をどのように効率化していくか、その業務のフレームワークの中で人的資源を活用していくかによって、情報の活用法が変わってくる。 実践例から、そのことについて考察したい。

図書館の研修体制から、業務のノウハウと専門知識のスキルアップを図る必要がある。 業務のノウハウは、直営でやってきたところにとっては業務マニュアルであり、それは長期的に図書館業務を遂行してきた自治体としての知的財産である。業務委託によって明らかなことは、その知的財産が、委託業者に限定的ではあれ、一部企業に流れるということである。

委託業務の入札あるいはプロポーザル (proposal) 方式の中で、見積もりを立てるために一定の仕様書を公開することになり、業者決定後は、業務マニュアルを提供することになる。そこに反映される内容は、いわゆる専門知識ではなく、例えば、レファレンス業務における個別ケースの対応ではない、定型的な業務のマニュアルということになる。細かなスキルが必要なものにつては、個別に研修や研究の蓄積が必要なため、委託業務のマニュアルにはそぐわない。

業務マニュアルは、図書館情報システムの変更、ILLの手続き上の変更等、常に変更が生じていくものであり、逐次改訂が加えられなければならない。専門知識を要する非定型業務といわれるものは、その業務マニュアルがシステムとして問題なく有効に運用されていて成り立つものであり、スキルと業務の手順とは明確に区別されるものである。たとえば、その業務の手順があり、あとはそこで働く人のスキルアップを図れば、まがりなりにも図書館を運営していくことができるということになる。最後にどうしても直営正規職員でないと無理な部分は、自治体のマスタープランへの反映と、予算の運用部分に直接関与できないところである。

12.2 職員研修の限界とスキルアップの横断的取組

職員の研修体制については、「これからの図書館像:地域を支える情報拠点をめざして

(報告)」471に基づき、図書館員の養成・研修のあり方をテーマに、これからの図書館の在り方検討協力者会議によって、文部科学省が「図書館職員の研修の充実方策について(報告)」(平成20年6月)472を出している。しかし、ここで記された研修内容は、地域コミュニティの活性化を意識した、高度なスキル習得というレベルではなく、館長レベルの図書館経営論が進化したものとなっている。図書館経制度・経営論については、大学での省令科目としてカリキュラムの中で必須科目に充てられている。専門職としての図書館司書がコミュニティに組み込まれた中で、埋め込まれた組織の一員として、企画運営にまで携わっていける行政的な仕組みを構築していかなければ、真にコミュニティの活性化につながっていかない。

また、日本の図書館運営は米国のように目的税で成り立っているわけではないため、図書館として直接の税による収入減はない。そのため、予算組の中で、政策的なロビー活動を展開しないと、重点施策の予算に関連して、図書館予算を組み入れることは難しい。「首長のもっとも必要としている政策は何か」を把握したうえで、議員への働きかけを行う努力が、予算取りには必要となってくる。こうした行政の組織としての人脈とスキルを構築するために、一定期間主張部局への異動が必要ではないかと考える。または、主張部局に属する議会図書室への配置も考えられる。または、行政内部に図書館司書が常駐する仕組み(エンベッドした司書など)を作ることで、行政職員と司書の双方の利益になると考えられる。その一つの例として、前総務大臣の片山善博が鳥取県知事時代に実施した図書館振興策は有名である473。片山は、2005年、鳥取県庁内に「県庁図書室」を設置し、行政のための情報拠点とし、政策形成のために必要な資料を用意することができるようにした。こうした、行政に組み込まれた形の司書の配置が、行政組織としての予算取りの手法に非常に役立つスキルとなる。

もう一つの方法として、同じ司書職集団の中で、長年にわたり仕事をしているとそれに

^{471 「}これからの図書館像:地域を支える情報拠点をめざして(報告)」

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm>. [引用日:2014-11-27]

^{472 「}図書館職員の研修の充実方策について (報告)」

.[引用日:2014-11-27]

⁴⁷³ 片山善博「図書館のミッションを考える」『情報の科学と技術』 57(4),2007,pp.168-173.

.[引用日:2014-11-27]

伴う弊害も増えてくる。自治体、あるいは館種の違う職員のバーター異動による、職員の 意識の活性化を図ることができる。バーター異動は、スキルの高い職員が選ばれることが 通例であるため、組み込まれた職場は、研修によるスキルアップ以上の自己啓発作用があ る。実際には、都道府県立と市町村立同士のバーター異動474、国立国会図書館への研修目 的の異動などが考えられる。

⁴⁷⁴ 大阪府立図書館と堺市立図書館において、「派遣職員の取扱いに関する協定」を結び、期間、身分、服務、分限及び懲戒、給与、旅費、公務災害補償、福利厚生等について定め、1998年度から 2009 年度まで、1 人 2 年間、自治体の籍はそのままで派遣という形で実施された。

13. 地方自治体行政と図書館行政の将来シナリオ

13.1 図書館経営の転換点

イギリスから始まった NPM (New Public Management) の思潮は、行財政改革と規制緩和に伴う行政の民間資本・手法の導入が地方自治にも浸透していった。これまでの税収が見込めなくなった地方自治にも、大きな変革をもたらした。特に 1999 年 7 月の地方分権一括法成立 (2000 年 4 月施行) 475地方自治の権限強化、規制緩和によって、民間資本、手法の導入が行政施設へ適用されていった。これに伴い図書館法の改正により、法第 19 条 (国庫補助を受けるための公立図書館の基準) が全文削除されたことを受け、2000 年 10 月 31 日に改正された図書館法施行規則において「公立図書館の最低基準」も全文削除された。この最低基準の削除によって、翌 2001 年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」がようやく告示された。

地方自治法の一部改正で 2003 年 6 月 13 日公布,同年 9 月 2 日に施行された指定管理者制度は,2004 年の適用範囲の公立図書館への拡大に伴い,図書館経営の地方自治体の責任の下で,指定管理者による管理運営が可能となった476。しかしながら,鳥取県の図書館行政を伸展させ,「地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)」(いわゆる「光交付金」)は,「地の地域づくり」への適用を図った総務大臣時代の片山氏は,平成23年1月5日の閣議後の記者会見で,図書館経営について行政が直営で責任を持つべきであると発言している477。しかし,この委託ではない行政処分に当たる指定管理者制度は,管理運営すべてを指定管理者が行うため,一度適用してしまうと,元の直営に戻すことは,図書館司書のスキルの蓄積を持つ,特に大きな組織の図書館では,不可能に近い困難さがある。

一方,管理運営とは別に,資料のデジタル化とその提供は,この 2000 年前後に急速に

⁴⁷⁵ 地方分権一括法は、全部で 475 本の関連法案からなる。同法により、機関委任事務が廃止され、法定受託事務と自治事務という制度に変わった。その後、2011 年 5 月 2 日、8 月 30 日並びに 2013 年 6 月 14 日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 1 次・第 2 次・第 3 次一括法)が公布されている。

^{476 「}地方自治法の一部を改正する法律の公布について (通知)」(総行行第 87 号 平成 15 年 7 月 17 日)

.[引用日:2014-11-27]

⁴⁷⁷ 片山総務大臣閣議後記者会見の概要(2011 年 1 月 5 日)

.[引用日:2014-11-27]

議論されてきた。長尾真の『電子図書館』478が刊行されたのが、1994年であり、その後インターネット利用が急速に増えていったいわゆるデジタル・ネットワーク社会へと変わっていった。図書館経営は、これまでの紙媒体、パッケージ資料に加えて、図書館資料とは定義されていないが、新たにネットワーク情報の窓口となることが期待されてきた。インターネット接続パソコンの設置と、さらに徐々にデータベース化されてきた新聞情報、雑誌情報を商用データベースで見られる環境が図書館にも求められてきた。図書館における資料電子化の流れは、一つは資料保存の観点からの蔵書のデジタル化であり、一つは、市場の電子資料(電子書籍)の貸出である。前者は、国立国会図書館の電子図書館構想で「電子図書館中期計画 2004」(2004年2月17日策定)で示された資料電子化事業の計画である。2010年に雇用対策の後押しもあり、大規模デジタル化事業が実施された。また、地域資料のデジタルアーカイブ促進事業もこれにあたる。後者は、千代田web 図書館における電子書籍貸出サービスに始まる電子書籍の公共図書館での貸出サービスである。これは、図書館に来館して貸出手続きを受けなくても、自宅のパソコンで電子書籍が閲覧できる、非来館者サービスである。

13.2 自治体の図書館政策と評価システム

日本の図書館法に基づく公立図書館は、教育委員会の所管となる。予算に反映させる図書館事業は、自治体のマスタープラン、それに基づく教育のマスタープランに項目として盛り込む必要がある。そのことで、事業は、予算取りの根拠を得る。

実際にマスタープランに掲載事業について、堺市立図書館の場合どのように予算に反映しているかその相関関係を見てみたい。

自治体は、行政評価システムを採用している。その中身は、基本的に予算に基づいた「計画」があり、それを「実行」し「評価」し、検証して次年度の事業計画へと反映させる、マネジメントサイクルに則っているのがほとんどである。また、行政評価システムに加えて、教育委員会所管の事務については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第27条「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」の点検評価とその公表が義務付けられている。こうした、一方は行財政改革479に関わるもので、一方は教育に関

⁴⁷⁸ 長尾真『電子図書館』岩波書店 1994.9 (岩波科学ライブラリー)

^{479 「}今後の行政改革の方針」2004年12月24日閣議決定の中に「(2) 地方行革の推進 (キ) 行政評価制度の効果的・積極的な活用」が盛り込まれている。また、この閣議決

わるものである。また、図書館法第7条に基づく図書館の運営に関わる評価もある。文科省は、地教行法に基づく事務の点検評価も図書館法に基づく評価も、どちらに依拠する評価でも同等にみなしている。いずれも、現行の評価はPDCAサイクル480を採用しているのが画一的である。近年、計画の前に「リサーチ」が入ることもあり、それを加えて「RPDCA」サイクルということもある。しかし、この3種類の点検評価を別々の部署(例えば首長部局と教育委員会事務局等)から照会があり、それぞれの部署に個別に出すシステム(実際は局の企画担当部署が集約し、それぞれの担当部署に提出する。)は、組織の評価にとって非効率的であり、さらに事業の一部を切り取った点検シートになるか、全体を浅くしたシートになるかに偏る点検評価となる。したがって、評価結果もバイアスを含んだものにならざるを得なくなる。

「RPDCA」サイクルでいうリサーチを「調査研究委託」として次の中長期的なプラン策定の前に実施する自治体もある。図書館でこの調査研究委託費が予算化され、調査を実施されるケースは、「図書館施設運営活性化調査研究事業」という事業で、今後の図書館のあり方を検討していくことを目的に予算化される。そこの調査研究委託、いわゆる課題解決型の図書館サービス、ビジネス支援の模索という日本の図書館の事情を背景にしているケースの場合である。当然のことであるが、その時期を切り取って統計数値等を分析するため、報告が出されてすぐにその調査を反映した事業を計画、実施していかなければならない。報告は、まず、調査の目的があり、それにそって、事業がどこまで可能か、または事業の方向転換に迫られるかになる。特に評価の方向性として、効率的な図書館経営の中で、事業を縮小することなく、時代を反映したサービスの展開を求められる。デジタル・ネットワーク社会では、デジタル情報の提供は、不可避の評価指標となる。

もっとも、事業を実施した社会的な効果あるいは変化についての測定は困難であり、それは様々な他の要因が関連しているからで、その手法を示したのが、インパクト評価とい

定では、民間事業者、指定管理者制度の積極的導入も謳われている。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/041224housin.pdf>.[引用日:2014-11-27]

⁴⁸⁰ PDCA サイクルとは、Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Act (改善) の 4 段階を通常毎年度ごとに繰り返すことで、新たな計画、事業実施とその評価、事業の改善をして、それを踏まえて、再び次年度の計画の事業計画を図るというマネジメントサイクルであり、行政評価にも多く取り入れられている。RPDCA サイクルは、改善と計画の前に、他の同レベルの行政であれば他の自治体等の事業など、例えば先進事例や成功例などを参考にする"リサーチ"を入れている。

われるものである。実際にその事業によってもたらされた効果のみを抽出し、事業を実施する前と、その後の差について評価しようとするもので、図書館の評価については、国際標準化機構(ISO)が、そのインパクト評価の方法と手順に関する規格(ISO 16439:2014 Methods and procedures for assessing the impact of libraries) ⁴⁸¹を刊行している。こうした、インパクト評価によって、公立図書館におけるデジタル情報を提供した後と、しなかった場合の効果の差を分析することで、効果的なデジタル情報の提供が図れると考えられる。ただし、その効果測定のためには、デジタル情報のセグメント化と、個別の情報による個別の効果測定をバイアスがかからない状況で行う必要がある。

PDCAサイクルで陥りやすいケースが、インプット、アウトプットについての評価指標の選定において、本来必要と考える新規事業の点検評価よりも、現状維持かそれよりも少し増加が見込める指標を選んでしまいやすいということである。これは、内部調整による本来の評価の目的を見失っていると言わざるを得ない。そこから出された数値は、市民に見栄えがいい数値の羅列である。実際、自治体が行政評価にしろ教育の点検評価にしろ、所管課が実施している事業(おそらくはグループ化された事業名)の中から、対前年度比で増加が見込める指標をとることは珍しくはない。このことによって、表面的には市民が目にするのは成功した事業のみということになり、では、失敗した事業は、市民が個別に情報公開請求しないと表面化しないことのなり、事業の計画実施についての問題点は葬り去られるという結果になってしまいかねない。この問題を回避するためには、すべての予算化された事業について検証を実施する必要があろう。

13.3 政令指定都市立図書館が実施した調査研究委託

平成 2004 年 7 月 30 日に生涯学習政策局が「図書館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における図書館の在り方について調査・検討を行う」482ことを目的に「これからの図書館の在り方検討協力者会議」483を立ち上げた。菅谷明子による「進化するニューヨ

[&]quot;ISO 16439:2014 Methods and procedures for assessing the impact of libraries" .[引用日:2014-11-27]

⁴⁸² これからの図書館の在り方検討協力者会議 設置要綱

.[月] 用日:2014-11-27]

^{483 「}これからの図書館の在り方検討協力者会議」

http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chousa/shougai/019/>.[引用日:2014-11-27]

ーク公共図書館(ルポ)」(『中央公論』114(8), 270-281, 1999-08) が 1999 年であり、ニューヨークの公共図書館が紹介され、『未来をつくる図書館』岩波書店が 2003 年であった。 時期的には、2000 年を挟んで図書館サービスの転換点でもあった。

堺市立図書館が実施した調査研究は、2005年に政策枠予算の「図書館の施設運営活性化調査研究事業」として、「図書館アンケート基礎調査」を実施し、報告書が出された。この調査は利用者のニーズを把握分析することが目的である。2006年には、「堺市立図書館における図書館ビジネスサービスモデル調査研究」「堺市立図書館資料作成・アドバイザリ業務」の2種類の調査委託業務が実施された。前者は、図書館資源を利用して、収益性が見込めるかということ、後者は、アウトソーシングの可能性についての調査である。ビジネスサービスモデルは、現在の図書館の交通アクセス的な位置、情報資源、課題解決型サービスに特化を想定した図書館機能等から、収益事業の事業化について可能性についての調査である。公共図書館は関数が増加していくにも関わらず、市区町村立図書館の専任職員数は2002年度から減少に転じ484、限られた正規職員の専門性を課題解決型図書館のサービス転換で見出し、一方では、この時期に文科省が法的に適用可能とした公立図書館への指定管理者導入で要員管理を実施しようと考えていた各自治体の姿が見て取れる。

13.4 図書館行政の意思決定に関わる教育委員会制度と地方自治の問題

教育委員会法(昭和 23 年法律第 170 号)は、新憲法の①教育行政の民主化、②教育行政の地方分権、③教育の自主性確保等の方針の下で、昭和 23 年に制定された。昭和 31 年 6 月、第 3 次鳩山内閣において、政治的中立性の確保と一般行政との調和の実現を目的として、教育委員会法が廃止され、現行の教育委員会制度を規定する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和 31 年法律第 162 号)が制定された。

予算案や条例案の議会への提出については、首長の専属権限とされているため(地方自治法第149条第1号・第2号、第180条の6第1号・第2号)、教育委員会は案を首長に申し入れ、議案としての提出を求めることになる。

中央教育審議会「地方分権時代における教育委員会の在り方について(部会まとめ)」(平

⁴⁸⁴ 『日本の図書館統計と名簿』2001 年度版での市区町村立図書館の専任職員数は 13,259 人, 同書 2012 年版の統計では, 市町村立図書館の 2002 年度の専任職員数が, 13,214 人と減少に転じ, 2003 年度が 12,921 人とさらに減少の一途をたどっている。

成17年1月13日)485において指摘されている問題点として,教育委員会が実質的意思決定を行っていない,地域住民とかい離しており地域住民の意向を反映していない,国や都道府県の示す方向性に集中してしまっているなどがあげられている。また,その要因として,意思決定の機会が月1回程度で,短時間のため十分な議論ができない,教育委員と首長の意思疎通に欠ける,教育委員会に財政的な権限がないため,財政支出を伴う施策は,教育委員会が独立して企画・実施することができないなどが指摘された。さらに,このまとめの中で,歳入と歳出を切り離すわけにいかないことから,教育委員会の総枠予算を設け,そこで,歳入・歳出を教育委員会の権限で執行できるように予算を組むことで,教育委員会の権限強化と教育行政が進展するとしている。

政令指定都市の堺市の場合もそうであるが、政令指定都市並みの規模の大きい組織になると意思形成過程がさらに複雑化している。一般的には市民の代表としての議員の働きかけや、市民受けのしやすい議会の要望、首長の政策優先順位等により予算が決まることがよくある。通常で行けば、予算案を各課で作成し、局総務の枠内予算で、シーリングがかけられ、決められた枠から出ることができないため、課内でやりくりしなければならない。それとは別に新規事業は枠外予算ということになるが、その事業の根拠や積算根拠は必須である。さらに局内で査定されたうえ、財政部局の査定もクリアしなければならない。この予算案の専属権限が市長ということからも、首長部局と教育委員会内部の合意形成は段階を踏んだ複雑な根回しが必要であることがわかる。しかも、政策の形成は、市のマスタープラン、教育プランに載せていかないと、事業として実施する根拠がなくなってしまう。

教育委員会に限らず、行政組織全般に日本の決裁システムは稟議方式であり、責任の曖昧さが以前より指摘されてきた。ラインと合議によって、どこで決裁文書が変更されていったかが特に電子化された現在のシステムではなおさら曖昧となる。したがって、決定書方式を採用する自治体も増えている。意思決定に必要な役職を横断的に決め、その責任のもとで事業や政策を決定する仕組みに変えていくことで、先進的な政策が実行できる意思決定組織となる。

⁴⁸⁵ 「地方分権時代における教育委員会の在り方について(部会まとめ)」(2005年1月 13日) 中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会

.[引用日:2014-11-27]

13.5 指定管理者制度導入に伴う問題

2003 年地方自治法が改正され、同法第 244 条の 2 第 3 項で、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定された。それ以後、この指定管理者制度の公立図書館への適用について、様々な議論がなされた。486

13.5.1 指定管理者制度の変遷

2004年7月23日、公立図書館に指定管理者の適用可能のニュースが流れた。内閣官房 構造改革特区推進室が,構造改革特区の第5次提案に対する各府省庁からの回答を発表し たのである。このなかで大阪府大東市から提案のあった「指定管理者制度を活用する公立 図書館の館長・専門的職員等の設置規定の弾力的運用」に対して、文部科学省は「現行法 の規定により対応可能」とした。措置の概要には、図書館法第13条、「地方教育行政の組 織及び運営に関する法律」第 34 条の規定を踏まえたうえで, 館長について,「教育委員会 は公務員たる職員については任命を行いますが,教育委員会が図書館の管理を指定管理者 に行わせる場合で、任命権の対象となる公務員たる職員がいないときには、地教行法第34 条は適用されません。すなわち、この場合、図書館に館長を置く必要はありますが(図書 館法第13条第1項),公務員でない館長については教育委員会が任命する必要はないもの です。したがって,指定管理者に館長業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせること はできるものと考えています。」とした。また司書については、「公務員でない専門的職員 等については教育委員会が任命する必要はないものです。したがって,指定管理者に専門 職員等の業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせることはできるものと考えていま す。」と述べた。487ただし、文部科学省は、地方自治法は一般法であることから、個別法の 図書館法 17 条に基づく無料の原則は、引き続き優先的に適用するとしている。この回答 を受けて,各自治体の公立図書館は,指定管理者制度の導入に向かうことになる。例えば,

⁴⁸⁶ 第 1 章の先行研究レビューでも示したように『図書館雑誌』(98(6)2004.6.) で「特集指定管理者制度と公立図書館経営」が組まれている。

 $^{^{487}}$ この当時の文部科学省の回答資料を入手することができないため、「JLA メールマガジン第 215 号」 $^{2004.7.28}$ を引用した。

堺市の場合,2004年1月段階で,「行財政改革計画素案」のパブリックコメントに指定管理者制度導入が盛り込まれていた。また,同年4月以降の新しい区域館の建設準備にあたり,その館の職員の配置計画がなされていない状況で,現行法のままで,公立図書館にも指定管理者制度適用可能のニュースを受け,館の運営について,指定管理者制度導入に向け,現実的な検討に入った。結果としては,地域住民,関係団体の反対,多数の正規職員の司書がいる中で,指定管理による新たなサービス展開が認められないこと,また,制度導入の判断には次期尚早ということなどもあり,「行財政改革計画素案」の中からは,「指定管理者」の文言が消え,代わって「委託化」の文言に変更となり,正規職員と短期臨時職員の直営での館運営と,今後の業務委託化に向けた検討ということにとどまった。

しかし、この当時、多くは指定管理者制度の導入に踏み切らざるをえない地方公共団体 の現状がある。21世紀に入っても、地方公共団体は、なお税収は減少し、しかも、地方分 権一括法によって、当初、税財源の移譲が少ないまま、交付税、補助金が削減され、また、 人件費の削減に迫られ、行財政計画、要員管理計画に基づく、絶対的な正規職員が不足し てきた状態であった。そのため、公立図書館、専門的スキルの継続性を犠牲にしながら、 多様な雇用形態を駆使して運営してきたところがある。もともと司書採用の少ない,ある いは、公立図書館勤務として採用していない自治体では、例えば、図書館の所管課となっ ている生涯学習課等へ異動するなどの方法で、公立図書館に館長不在の状況を作り出し、 そのまま指定管理者制度を導入してしまうケースが増えてきた。それは、あまりにも対処 療法的な方法である。公立図書館の運営は教育委員会の直営でなくなり、地方自治法第244 条の 2 第 5 項で「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」としているとお り, 行政処分の3年または5年が経過した時点を想定してみれば, その自治体の図書館経 営は、現実的に、監督する所管課の職員(概ね一人のケース)しか理解していないという 事態が起こり得る。この行政処分が継続した場合, あるいは, 指定管理者が変わった場合 であっても、自治体直営に戻すためには、すでに図書館の管理運営のノウハウや司書の専 門的知識を持っている職員はいないという状況下で、直営職員に代わって管理運営のノウ ハウや、契約臨時職員として相対的に低賃金で採用された司書を抱えた指定管理者が優位 な立場になってしまうことは想定しておくべきであろう。

さらに、指定管理者に管理運営をゆだねた場合、派生して、次のような問題が発生する。 独自にホームページを持つ図書館では気づかないであろうが、指定管理者がたとえば、そ の NPO 団体のページ内に独自にその施設の事業を UP したとしよう。そこで、一部、分館が指定管理になった場合、市運営の図書館のホームページとその NPO 団体の図書館のホームページが、並列して存在し、しかも、期限付きでの協定で、利害が関係するため、指定管理者を管理監督する所管課のページからその指定管理者のサイトにリンクを張ることができるが、それ以外の関係する課からリンクを直接張れないというケースが実際におこってくる。例えば、施設全体を指定管理にして、その中の分館がその管轄下にあれば、市運営の図書館ホームページからは、その所管課の当該施設案内(ほぼ更新されない固定ページが多い)の中のリンクを張られた NPO のページを見るしかないという、はなはだ、市民の利便性を無視したサイト情報となるのである。こうしたことから、それぞれ協定を締結した団体が別々であればその情報の分断性は予想がつくであろう。

また、情報セキュリティの面で考えると、たとえば、自治体の情報セキュリティポリシーの変更に伴って、その手順書も変更が加わり、図書館のその手順書も改正されたとき、取り扱う個人情報について処理手順に何らかの変更が加わり、業務量が大幅に変わった場合、指定管理者との協議の中で調整が必要になるということが起こりうる。そもそも、個人情報取り扱いについて、いくら誓約書があるにしても、民間事業者に図書館利用登録者の個人情報すべて取り扱える状況下で、もしも情報漏洩が発生した場合、その損害額と指定管理という選択をした責任問題は計り知れない。

13.5.2 非正規職員の労働条件の問題

一方、労働条件の問題も浮上してきている。受託業者は、落札するためにコストを削減することによって、人件費が不当に低く抑えられるというケースが考えられる。そのため、労働者が経費削減のしりぬぐいをさせられ、「ワーキングプア」の状態に陥る。そうした、労働条件の不当な問題解決のため、公契約基本法の制定に向けた動きや、地方自治体による公契約条例の制定などの動き出てきている。2009年には、「公共サービス基本法」(平成21年5月20日法律第40号)488が制定された。同法第11条で「安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものと

⁴⁸⁸ 公共サービス基本法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H21/H21HO040.html>.[引用日:2014-11-27]

する。」としている。また、2010年に総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用に ついて」(平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号) 489において, 「指定管理者が労働法令を 遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法 令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。」としている。 これらは、公共サービスの委託や指定管理者の労働条件に対して、国や地方公共団体の責 任を明確にしたものであり、受託、または協定を結んだ業者や NPO 団体などの不当な労 働条件を監督するものである。さらに,近年は,労働条件審査490を導入する地方自治体も 増えてきている。これは、指定管理者制度や入札等の公契約に対して、労働条件が適法・ 適正に実施されているかどうかを評価・検討するものである。このような動きは、無理な 低金額での入札を避け,受託者や指定管理者の人件費の正当な金額設定を実施させること によって、ワーキングプア問題の解決の一つの制度となる。しかし、依然最低賃金の引き 上げは厳しいものがあり、非正規職員が増える社会的・経済的構造の改革の問題に切り込 まない限り、根本的なワーキングプアの問題解決の効果については、疑問を持たざるを得 ない。さらに、こうした低賃金の問題は、専門的な知識、サービスを要する今後の図書館 経営に、それだけの人材の確保・育成にも大きく影響するものであり、専門的なライブラ リアンが活躍する米国の状況や、前述したメディカルライブラリアンの待遇・平均年収か らは比較にならないほど程遠い問題である。

地方公共団体の短期臨時職員の任用は地方公務員法第 22 条第 2 項に基づき, 6 カ月を超えることができず, 更新も 6 カ月を超えることができない。したがって, 最長 1 年ということになる。長期で任用するのであれば, 非常勤職員, 任期付き短時間などの任用方法をとらざるを得ない。そのため, 任期が切れた後の生活を考えた場合, 図書館で直営の短期臨時職員よりも, 委託先の契約職員, 派遣社員などを選択する方が, 相対的に長期間の雇用の保障が得られることがある。ただし,前述のように低賃金での雇用が圧倒的に多く, その問題を無視することはできないが, 図書館は, この条文の縛りによる短期臨時職員の人材確保について, 非常に難しくなっている実態がある。

⁴⁸⁹ 総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」

-[引用日:2014-11-27]

⁴⁹⁰ 全国社会保険労務士会連合会「公契約における"労働条件審査"について」

http://www.shakaihokenroumushi.jp/general-person/torikumi/index02.html.[引用日:2014-11-27]

13.5.3 指定管理者制度導入の実態とその問題点

さまざまな問題点を抱ええているにもかかわらず、2005 年には十分な検証が行われていない状況で、総務省は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成 17年3月29日)491において、指定管理者制度の活用を奨めていた。また、指定管理者制度が広範に進んだ状況で、2012年に「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成24年11月)(図表13.5-1)492を出している。文教施設は、「地縁による団体」が指定管理者になっている割合が、59.5%と過半数を占めている。しかし、指定都市だけに限ると、特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等が39.2%と最も多い。次いで公共的団体が20%である。指定都市立の文教施設は大規模であり、まして図書館情報システムとなると業務内容も複雑であるため、実績のある法人規模でないと、管理運営ができない状況であり、議会の承認も得にくい。

日本図書館協会は、2007年に2006年度までに指定管理者制度を導入した図書館67施設(47自治体)に指定管理者制度導入について、アンケート調査を実施している。その調査結果によると、指定管理者は出資法人が64%と最も多く、次いで民間企業26%、NPO10%となっている。導入の目的は、経費削減、人件費等の削減が19件と最も多く、次いで、図書館サービスの向上が18件である。493ここからもわかるように、コストの問題でサービスが切り捨てられる可能性もあり、いかに図書館サービスの向上が後回しにされているかということをもっと問題視すべきであろう。さらに、2014年度に日本図書館協会が47都道府県立図書館をとおして都道府県立及び市町村立図書館に調査した結果が出されている494。その結果を基に、自治体別にその導入の割合を出してみたのが図表13.5-2である。

_

^{491 「}地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(2005 年 3 月 29 日) 総務省 http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/100512_1.pdf>.[引用日:2014-11-27] 地方分権一括法の初年度は、地方自治体への税財源の移譲が 6500 億円、機関委任事務廃止によって根拠を失った補助金が約 1 兆円と地方交付税が約 3 兆円削減され、地方の反発を招いたが、国の負担を軽減し、権限移譲によって国の仕事を軽減することを可能にした。しかし、地方自治体運営は自己責任による疲弊をまねき、その活路として民間の資本と労働力に依存しようとしていた。

⁴⁹² 「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(2012 年 11 月) 総務 省自治行政局行政経営支援室

527.pdf>.[引用日:2014-11-27]

^{493 「}図書館における指定管理者制度導入についてのアンケート集計結果」(図書館政策 企画委員会)『現代の図書館』 45(1),2007.3,pp.41-51.

⁴⁹⁴ 日本図書館協会図書館政策企画委員会「図書館における指定管理者制度の導入の検討

2005 年度から導入館が毎年度平均 43.6 館増えている。2006 年 6 月には、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号)が制定された。この法律によって、官民の競争が行われ、いわゆる'市場化テスト'が実施されていった。公共図書館における導入状況は、特別区が 42%、と圧倒的に多く、政令市が次いで 17.4%であり、人口規模・自治体規模の大きい大都市図書館の導入割合が高い。指定管理者の内訳は、民間企業が 74.2%(図表 13.5·3)と、圧倒的に多く、ここでも市場化テスト等の影響が出ているのではないだろうか。しかし、むしろここで問題にすべきは、経費的な面とサービス面で、大都市の図書館で、官よりも民間企業のポイントが高かったという実態であろう。いかに日本の図書館が直営の専門職員でなくても、運営可能なサービスをやってきていたか、あるいは、人材が民間企業に流れていったか、民間企業がビジネスチャンスとして、これまでの図書館の委託業務の請負等によって、人材とスキルの周到な準備をしていたかということではないだろうか。これについては、サービスの評価分析を個別にやってみて論証するという材料が揃っていない中で、推論の域を出ないが、筆者の疑問点として残る部分である。

結果について 2014 年調査(報告)2014 年 8 月 25 日」『現代の図書館』52 (3) ,2014.9,pp.149-155.

図表 13.5-1:指定管理者制度導入施設の状況 (「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」より)

区分	1レクリエー ション・スポ ーツ施設	2 産業振興施設	3基盤施設	4 文教施 設	5 社会福祉 施設	合計
1 株式会社	4,191	1,744	10,237	1,158	515	12,799
	(28.7%)	(24.3%)	(44.4%)	(7.7%)	(3.8%)	(17.4%)
2 特例民法法人,一般社団·財団	4,692	916	10,237	2,346	1,194	19,385
法人,公益社団·財団法人等	(32.1%)	(12.8%)	(44.4%)	(15.5%)	(8.8%)	(26.4%)
3 地方公共団体4公共的団体6特	88	7	135	37	8	275
定非営利活動法人	(0.6%)	(0.1%)	(0.6%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.4%)
4 公共的団体	997	1,773	928	1,005	8,295	12,998
	(6.8%)	(24.7%)	(4.0%)	(6.7%)	(61.2%)	(17.7%)
5 地縁による団体71~6以外の団	1,308	1,454	2,416	8,983	2,273	16,434
体	(9.0%)	(20.3%)	(10.5%)	(59.5%)	(16.8%)	(22.4%)
6 特定非営利活動法人合計	1,135	224	210	612	655	2,836
	(7.8%)	(3.1%)	(0.9%)	(4.1%)	(4.8%)	(3.9%)
7 1~6以外の団体合計	2,191	1,051	3,929	961	617	8,749
	(15.0%)	(14.7%)	(17.0%)	(6.4%)	(4.6%)	(11.9%)
合計	14,602	7,169	23,046	15,102	13,557	73,476
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

図表 13.5-2:2013 年度までに指定管理者制度を導入した公立図書館の割合

出典:「図書館数 (2013 年度)」は『日本の図書館 2013 年版』日本図書館協会,2014,「2013 年度までに 指定管理者制度を導入した図書館」は日本図書館協会図書館政策企画委員会「図書館における指定管理者 制度の導入の検討結果について 2014 年調査 (報告) 2014 年 8 月 25 日」『現代の図書館』52 (3),2014.9

	都道府県	特別区	政令市	市	町村	合計
図書館数(2013年度)	60	224	282	2,066	596	3,228
2013 年度までに指定管理者制度を導入した図書館	4	94	49	199	50	396
指定管理者制度導入の割合	6.7%	42.0%	17.4%	9.6%	8.4%	12.3%

[※]都道府県立図書館の内2館は、施設管理のみが指定管理である。

図表 13.5-3:2013 年度までに導入した館の指定管理者の性格割合

出典:日本図書館協会図書館政策企画委員会「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2014 年調査(報告) 2014 年 8 月 25 日」『現代の図書館』 52 (3),2014.9

		特別区	政令市	市	町村	合計	割合
図書館数		94	49	199	50	392	
	①民間企業	91	38	144	18	291	74.2%
指定管理者の 性格	②NPO	2	0	24	14	40	10.2%
	③公社財団	0	11	25	13	49	12.5%
	④その他	1	0	6	5	12	3.1%

13.6 地方自治行政として地域コミュニティに寄り添う公立図書館

2014 年 6 月にコロラド州アスペンでパネルトークのイベント 'Public Library

Reimagined'が開催された。登壇者は、様々な年齢のコミュニティ・メンバーが、個人・専門の開発用の重要な技術を学習するメイカースペースなどの活動や、図書館は、コミュニティ・メンバーが新しいものを学習し、かつ新しい知識を獲得するために、発展的なサービスを提供していることを強調した。いくつかの図書館は、成人の学習者向けのオンライン高校 GED (General Educational Development) プログラムの学習支援をしていることも紹介されている。495そうした、先進的な米国のコミュニティセンターとしての図書館の役割を、日本の公立図書館でも実現可能とするためには、関連機関との連携の必要性もあり、指定管理者制度が抱える問題、日本の行政組織の問題、教育委員会の意思決定の問題など、政策実現に障害となる要因を変革していかなければならないであろう。

地域コミュニティの活性化を図るための図書館の役割として、デジタル・ディバイドの解消が大きなポイントとなる。情報弱者への支援がコミュニティのデジタル・ディバイドを解消すること、さらに、従来の資料の提供のみにとどまらず、求める情報のワンストップサービスとして機能し、貸出する資料の定義が、図書館法の定義の枠を超える必要がある。地域の産業の活性化のための、地元企業の開発製品の試用など、不特定多数が集まり、製品に付随する情報とともに付加価値をつけること、図書館の役割である。インフォメーション・プロフェッショナルとしての図書館司書の継続的な雇用形態を維持しなければ、スキルの蓄積は望めない。

司書のスキルは、自治体の組織の一員として、OJT で養われる部分、それ以前の、図書館情報学教育の中で養われる土台がある。司書の専門職制の地位を、米国並みに高め、コミュニティの中で活躍できる司書を育成していくことで、最終的に地域コミュニティの活性化に役立つと考えられる。

地域のコミュニティの活性化のためには、行政組織に司書が埋め込まれることと、地域 コミュニティに埋め込まれることによって、インフォーメーション・プロフェッショナル として、重要な役割を果たせる496。さらに、組織の一員として、政策決定、企画運営に携

⁴⁹⁵ OCLC Webjunction 2014.8.25. "Public Library Reimagined" Speaker: Sommer Mathis (Editor, Atlantic CityLab), Brian Bannon (Commissioner, Chicago Public Library), Tessie Guillermo (President & CEO, ZeroDivide), John Palfrey (President, Board of Directors of the Digital Public Library of America and Head of School, Phillips Academy). http://webjunction.org/news/webjunction/re-imagining-public-libraries.html>. [号用日:2014-11-27]

⁴⁹⁶ 米国図書館協会(ALA)会長のストリプリング(Barbara K Stripling)のイニシアティブとして、"Declaration for the Right to Libraries"「図書館を利用する権利に関す

わり、自らも重要な位置を占める必要がある。いくら情報に通じていてもそれを活用すること、必要な人に必要な情報を提供することができなければ、本末転倒である。司書の仕事は、基本的に対人間であり、そのためのコミュニケーションは、司書の資質として、不可欠のものである。

る宣言」のソーシャルメディア・キャンペーンを 2013 年 8 月から開始している。図書館が生活を変える"LIBRARIES CHANGE LIVES"として、コミュニティを育成し、役立つ図書館が宣言されている。日本語訳は:「「図書館を利用する権利に関する宣言:図書館が生活を変える」図書館は個々人に力を与える。図書館はリテラシーの向上と生涯学習を支援する。図書館は家族のつながりを強化する。図書館は偉大な平衡装置である。図書館はコミュニティを育成する。図書館は、わたしたちの知る権利を守っている。図書館は、わたしたちのこの国を強化する。図書館は、研究開発と学術を推進する。図書館は、わたしたちがお互いをよりよく理解するのを助けている。図書館は、わたしたち国民の文化遺産を保存する。(抜粋)(翻訳:山本順一)」 .[引用日:2014-11-27] また、ストリプティング会長の日本での講演「インフォプロと図書館の新たな役割」(2014年7月28日、会場:大阪府立中之島図書館別館)が動画配信されている。

.[号]用日:2014-11-27]

参考文献

第2章

- 1) 木村忠正『デジタルデバイドとは何か』岩波書店,2001.
- 2) 財団法人 C&C 振興財団『デジタル・デバイド:構造と課題』NTT 出版,2002.
- 3) 山野良一『子どもの最貧国・日本:学力・心身・社会におよぶ諸影響』 (光文社新書 367) 光文社、2008.
- 4) 浅井春夫『子どもの貧困:子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店,2008.
- 5) 子どもの貧困白書編集委員会『子どもの貧困白書』明石書店,2009.
- 6) 浅井春夫『社会保障と保育は「子どもの貧困」にどう応えるか:子育てのセーフティネットを提案する』自治体研究社,2009.
- 7) テス・リッジ 著、中村好孝、松田洋介 訳、『子どもの貧困と社会的排除』桜井書店、2010.
- 8) 松本伊智朗『子ども虐待と貧困:「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店,2010.
- 9) 阿部彩『弱者の居場所がない社会: 貧困・格差と社会的包摂』(講談社現代新書 2135) 講談社,2011.
- 10) 荒川区自治総合研究所『子どもの貧困・社会排除問題への荒川区の取り組み子どもの 未来を守る』三省堂,2011.
- 11) 日本弁護士連合会第 53 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会実行委員会『日弁連子どもの貧困レポート:弁護士が歩いて書いた報告書』明石書店、2011.
- 12) 「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決:日本の「子どもの貧困対策法」にむけて』かもがわ出版,2011.
- 13) 中塚久美子『貧困のなかでおとなになる』かもがわ出版、2012
- 14) 内田伸子『世界の子育て格差:子どもの貧困は超えられるか』(お茶の水女子大学グローバル COE プログラム格差センシティブな人間発達科学の創成) 金子書房,2012.
- 15) 全国学校事務職員制度研究会『元気がでる就学援助の本:子どもの学びを支えるセーフティネット』かもがわ出版,2012.
- 16) 保坂渉『ルポ子どもの貧困連鎖:教育現場の SOS を追って』光文社,2012.

- 17) 「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク『大震災と子どもの貧困白書かもがわ出版.2012.
- 18) 大山典宏『生活保護 vs 子どもの貧困』(PHP 新書 897) PHP 研究所,2013.
- 19) 鳫咲子『子どもの貧困と教育機会の不平等: 就学援助・学校給食・母子家庭をめぐって』明石書店,2013.
- 20) 大山典宏『隠された貧困:生活保護で救われる人たち』(扶桑社新書 166) 扶桑社,2014.
- 21) 山野良一『子どもに貧困を押しつける国・日本』(光文社新書 718) 光文社, 2014.
- 22) 「子どもの貧困特集」『SOCIAL ACTION 第 2 号』全国コミュニティライフサポート センター,2014.
- 23) 新井直之『チャイルド・プア:社会を蝕む子どもの貧困』TOブックス,2014.
- 24) 神代浩『困ったときには図書館へ:図書館海援隊の挑戦』悠光堂,2004.

第 3 章

- 1) 日本図書館協会図書館調査事業委員会『電子ジャーナルについて:報告書:2006年『日本の図書館』付帯調査』日本図書館協会,2008.
- 2) 後藤忠彦『デジタルアーカイブ入門』日本アーカイブ協会,2012.
- 3) 知的資源イニシアティブ『アーカイブのつくりかた:構築と活用入門』勉誠出版,2012.
- 4) 日本図書館情報学会研究委員会『電子書籍と電子ジャーナル』(わかる!図書館情報学 シリーズ 第1巻) 勉誠出版, 2014.
- 5) 「アーカイブ立国宣言」編集委員会『アーカイブ立国宣言:日本の文化資源を活かす ために必要なこと』ポット出版,2014.
- 6) 谷口知司『デジタルアーカイブの構築と技法』晃洋書房,2014.
- 7) 福井健策『誰が「知」を独占するのか: デジタルアーカイブ戦争』(集英社新書; 0756) 集英社, 2014.
- 8) 時実象-『デジタル・アーカイブの最前線:知識・文化・感性を消滅させないために』 (ブルーバックス; B-1904) 講談社, 2015
- 9) 長尾真『デジタル時代の知識創造:変容する著作権』(角川インターネット講座;03) KADOKAWA, 2015.

10) 岡本真, 柳与志夫『デジタル・アーカイブとは何か:理論と実践』勉誠出版,2015.

第4章~第9章

- 1) 日本図書館情報学会研究委員会編『電子図書館-デジタル情報の流通と図書館の未来』 勉誠出,2001.11.
- 2) 国立国会図書館関西館『図書館新世紀 国立国会図書館関西館開館記念シンポジウム記録集』日本図書館協会,2003.8.
- 3) 藤原良雄編集『図書館アーカイブズとは何か』(別冊 環 15) 藤原書店, 2008.11.
- 4) 国立国会図書館総務部『国立国会図書館開館 60 周年記念シンポジウム記録集 知識 は我らを豊かにする』国立国会図書館総務部, 2009.
- 5) 高鍬裕樹「デジタル環境下の図書館」(350 号記念特集「図書館・図書館学の発展-21 世紀初頭の図書館」 I 総論) 『図書館界』61(5), 2009.9, p.322-331.
- 6) 湯浅俊彦「出版流通と図書館-21世紀最初の10年間-」(350号記念特集「図書館・図書館学の発展-21世紀初頭の図書館」V図書館資料(情報源))『図書館界』61(5), 2009.9, p.519-527.
- 7) 石川幸憲『キンドルの衝撃:メディアを変える』毎日新聞社,2010.1.
- 8) 長尾真『電子図書館 新装版』岩波書店, 2010.3.
- 9) 柳与志夫『千代田図書館とはなにか:新しい公共空間の形成』ポット出版, 2010.3.
- 10) 西田宗千佳『i Pad vs キンドル-日本を巻き込む電子書籍戦争の舞台裏』エンターブレイン, 2010.3.
- 11) 山本 順一「2009(平成 21)年著作権法改正と図書館サービス」『図書館雑誌』104(3) (通号 1036) 2010.3, p.158-159.
- 12) 佐々木俊尚『電子書籍の衝撃:本はいかに崩壊し、いかに復活するのか?』ディスカヴァー・トゥエンティワン、2010.4.
- 13) スティーブン・ウインドウォーカー『Kindle 解体新書』日経 BP 社, 2010.5.
- 14) 林信行『i Pad ショック: i Phone が切り拓き, i Pad が育てる新しいビジネス』日経BP 社, 2010.6.
- 15) 「特集 活字メディアが消える日」『中央公論』125(6) (通巻 1514 号) 2010.6, p.151

-175.

- 16) 「特集 デジタル書籍に未来はあるのか」『本の窓』33(5)(通巻 296 号) 2010.6, p.2-21.
- 17) 『電子書籍の基本からカラクリまでわかる本』洋泉社, 2010.6.
- 18) Tim Mathe『クラウドセキュリティ&プライバシー リスクとコンプライアンスに対する企業の視点 THEORY/IN/PRACTICE』オライリー・ジャパン, 2010.6.
- 19) 中西秀彦『我,電子書籍の抵抗勢力たらんと欲す』印刷学会出版部,2010.7.
- 20) 植村八潮『電子出版の構図:実態のない書物の行方』印刷学会出版部,2010.7.
- 21) 高島利行[ほか]『電子書籍と出版: デジタル/ネットワーク化するメディア: 2010 年代 の「出版」を考える』 ポット出版, 2010.7.
- 22) 村瀬拓男『電子書籍の真実』毎日コミュニケーションズ, 2010.7.
- 23) 『「電子書籍」襲来で危機に晒される未来の「言論の自由」』『世界』806 号 2010.7, p.196-204.
- 25) 「特集 電子書籍を読む!」『ユリイカ』 42(9) (通巻 584 号) 2010.8, p.57-200.
- 26) 「特集 2 電子書籍は本の未来を変えるのか?」『ダ・ヴィンチ』17(9) (通巻 197 号) 2010.9, p.168-177.
- 27) 湯浅俊彦『電子出版学入門 改訂 2版』出版メディアパル, 2010.9.
- 28) 歌田明弘『電子書籍の時代は本当に来るのか?』筑摩書房, 2010.10.
- 29) 中村伊知哉,石戸奈々子『デジタル教科書革命』ソフトバンク クリエイティブ, 2010.10.
- 30) 「特集・電子書籍入門」『週刊ダイヤモンド』99 (42), 2010.10.16, p.28-95
- 31) 津野海太郎『電子本をバカにするなかれ:書物史の第三の革命-』国書刊行会,2010.11.
- 32) 萩野正昭『電子書籍奮戦記』新潮社, 2010.11.
- 33) 池澤夏樹[編] 『本は、これから』岩波書店、2010.11.
- 34) 高橋暁子『電子書籍(Kindle/iPad/Google Edition)の可能性と課題がよ~くわかる本』 秀和システム, 2010.11.
- 35) 川崎堅二, 土岐義恵『電子書籍で生き残る技術:紙との差, 規格の差を乗り越える』

2010.11.

- 36) 国民読書年記念国際シンポジウム「本を読むという文化―デジタル時代における展開 創造性とアクセスを育む手段としての著作権 」開催日:2010年12月1日・2日 http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/sympo1201.html [引用日:2011-12-23]
- 37) 西田宗千佳『電子書籍革命の真実:未来の本 本のミライ』エンターブレイン, 2010.12.
- 38) 戸田覚『電子ブック自炊完全マニュアル: あなたの本棚をデジタル化する方法』東洋 経済新報社,2010.12. 太田浩平「国立国会図書館蔵書電子化レポート」『月刊 IM』49 (12) (通巻第 479 号),2010.12, p.8-11.
- 39) 湯浅 俊彦「【連載】電子書籍から出版コンテンツデータベースへ 第1回 電子書籍を どのようにとらえるか」『月刊 IM』 49 (12) (通巻第 479 号), 2010.12, p.13-15.
- 40) 湯浅 俊彦「【連載】電子書籍から出版コンテンツデータベースへ 第2回 電子書籍を めぐる出版界と図書館界」『月刊 IM』50(1)(通巻第480号), 2010.12. 日本画像情報 マネジメント協会, p.13-15
- 41) 湯浅 俊彦「連載 電子書籍から出版コンテンツデータベースへ 第 3 回 電子納本制度と出版コンテンツデータベース」『月刊 IM』50(2)(通巻第 480 号), 2010.12, p.26-28
- 42) 「電子書籍は普及するのか (厳選 110 テーマ,最速 60 分で早読み! 2011 年大予測)」 『週刊東洋経済』(6301)2011.1,p141.
- 43) 太田 克史, 蓮見 清一 「侃々諤々 電子書籍と本の未来(厳選 110 テーマ, 最速 60 分で早読み! 2011 年大予測)」『週刊東洋経済』(6301)2011.1, p142-143.
- 44) 立入勝義『電子出版の未来図』PHP 研究所, 2011.1.
- 45) 堤祐司『電子書籍の作り方-EPUB,中間ファイル作成からマルチプラットホーム配信まで』技術評論社,2011.1.
- 46) 「ず・ぼん編集委員座談会 図書館と電子書籍 ただいま iPad 貸出中?」『ず・ぼん』 No.16 (図書館とメディアの本) 2011.1, p5-25.
- 47) 「インタビュー 津田大介 著作物をどんどん開いていこうよ 図書館員なら知って おきたい電子化が変える本の世界」[前掲書]『ず・ぼん』p26-43.
- 48) 野村総合研究所『2015 年の電子書籍 現状と未来を読む』東洋経済新報社, 2011.3.
- 49) 『電子出版への道』(OnDeck アーカイブ Vol.1) インプレスジャパン, 2011.4.

- 50) 「特集 1 サービス,端末,コンテンツは?電子書籍時代の幕開け」『日経パソコン』 (第628号) 2011.6.27, p.50-65.
- 51) 「[特集]電子書籍と電子図書館」『図書館雑誌』105(6)(通号 1051) 2011.6, p.368-386.
- 52) 杉山誠司,常世田良,家禰淳一「電子化の浸透下,図書館サービス・ポリシーを再確認する」『図書館界』63(2)(通号359)2011.7,p.196-203.
- 53) 間部豊「電子書籍・電子図書館に関する動向と今後の課題」『情報メディア研究』10(1) 2011, p.45-61.
- 54) 南徹「米国の書店チェーン倒産による読書環境の変化と日本の電子書籍ビジネス ボーダーズの閉店に遭遇して-|『Journal of Informatics』 8(2) 2011, p.23-31.
- 55) 特集「図書館電子化への課題」『ず・ぼん』No.17 (図書館とメディアの本), ポット出版, 2011.12.
- 56) 井上 靖代「アメリカの図書館は、いま。」(69)図書館での電子書籍貸出をめぐる議論(1) 『みんなの図書館』(433)、p.62-68、2013.5
- 57) 井上 靖代「アメリカの図書館は、いま。 (70)図書館での電子書籍貸出をめぐる動き(2) ョーロッパや IFLA の動向」『みんなの図書館』 (435), p.66-73, 2013.7
- 58) 植村 八潮「電子書籍がもたらす出版・図書館・著作権の変化 : 現状分析と今後のあり 方の検討」『情報管理』 56(7), p.403-413, 2013.10
- 59) 中田 宏「千代田 Web 図書館について」(特集 公共図書館と電子書籍のいま) 『図書館雑誌』107(12), p.764-765, 2013.12
- 60) 山崎 博樹「秋田県立図書館における電子書籍サービスの構築と課題」 (特集 公共図書館と電子書籍のいま) 『図書館雑誌』 107(12), p.762-763, 2013.12
- 61) 杉田 正幸「視覚障害者の電子書籍アクセスの現状と課題 」(特集 公共図書館と電子書籍のいま)『図書館雑誌』107(12), p.769-771, 2013.12
- 62) 時実 象一「米国公共図書館の電子書籍利用事情」(特集 公共図書館と電子書籍のいま)『図書館雑誌』107(12), p.766-768, 2013.12
- 63) 長谷川 智信「公立図書館における電子書籍サービスの導入状況について: 「電子書籍に関する公立図書館での検討状況のアンケート」から」 (特集 公共図書館と電子書籍のいま)『図書館雑誌』107(12), p.759-761, 2013.12

64) 間部 豊「公共図書館における電子書籍の導入状況について 」(特集 公共図書館と電子書籍のいま)『図書館雑誌』107(12)、p.756-758、2013.12

第 10 章

- 1) 松野良一『デジタル時代の人間行動』中央大学出版部,2011.
- 2) 日本テレワーク協会テレワーク白書 2013 編集委員会『テレワーク白書 2013』日本テレワーク協会、2013.
- 3) 金成隆一『ルポ MOOC 革命:無料オンライン授業の衝撃』岩波書店,2013.
- 4) 重田勝介『ネットで学ぶ世界の大学 MOOC 入門』実業之日本社,2014.
- 5) 田澤由利『在宅勤務(テレワーク)が会社を救う:社員が元気に働く企業の新戦略』東洋 経済新報社,2014.
- 6) 岡本 真, 河瀬 裕子, 下吹越 かおる『図書館×MOOC: オンライン大学講座で実現する学習プログラム提供』(特集 図書館の話題アラカルト) 図書館雑誌, 109(7) (通号 1100), 2015.07, pp.429-431.
- 7) 日経情報ストラテジー『ワークスタイル変革最前線:「2020年にテレワーク比率 10%」 あなたの会社は大丈夫?』日経 BP 社, 2015.
- 8) 村中孝史, 水島郁子, 高畠淳子, 稲森公嘉『労働者像の多様化と労働法・社会保障法』 有斐閣, 2015.

第 11 章

- 1) 南山泰之「向レビュー: データジャーナル: 研究データ管理の新たな試み」(カレント アウェアネス NO.325 (2015.9) 19CA1858) 国立国会図書館, 2015.9.20.
- 2) 林和弘「動向レビュー:世界のオープンアクセス,オープンサイエンス政策の動向と 図書館の役割」(カレントアウェアネス NO.324 (2015.6) 15CA1851) 国立国会図書 館 2015.6.20.
- 3) 是住久美子「ライブラリアンによる Wikipedia Town への支援」(カレントアウェアネス NO.324 (2015.6) 2CA1847) 国立国会図書館, 2015.6.20.

- 4) 経済産業省『(オープンデータを活用したビジネスモデルの構築に向けた実証事業)) 報告書 平成 26 年度電子経済産業省構築事業 平成 26 年度』経済産業省, 2015.
- 5) 大向一輝「動向レビュー: オープンデータと図書館」(カレントアウェアネス NO.320) 国立国会図書館, 2014.06.20.
- 6) 坂東慶太「ResearchGate -リポジトリ機能を備えた研究者向け SNS」(カレントアウェアネス NO.324 (2015.6) 5CA1848) 国立国会図書館, 2015.6.20.
- 7) 「国立国会図書館サーチ連携拡張に係る実施計画」国立国会図書館,2015.4.3
- 8) アカデミック・リソース・ガイド『ライブラリー・リソース・ガイド: LRG 第9号』
- 9) アカデミック・リソース・ガイド, 2014.
- 10) 時実象- [ほか] 『オープンアクセスの時代』 勉誠出版 2014.

第 12 章

- 1) 大谷康晴『研究文献レビュー:公共図書館職員の養成教育と継続教育』国立国会図書館, 2006
- 2) 山形八千代, 刈田朋子, 三浦太郎, 中村香織, 石井奈穂子「動向レビュー:図書館員 教育の国際動向」(カレントアウェアネスNo.277) 国立国会図書館, 2003.09.20.

第 13 章

- 1) 神奈川県図書館協会図書館評価特別委員会『公共図書館の自己評価入門』(JLA 図書館 実践シリーズ) 日本図書館協会 2007.
- 2) 柳与志夫「社会教育施設への指定管理者制度導入に関わる問題点と今後の課題:図書館および博物館を事例として」(レファレンス 62(2)(通号 733)) 2012.02, pp.79-91.

謝辞

本研究を遂行するにあたり、山本順一先生には、私が研究活動を始めたころに桃山学院 大学の共同研究にお誘いいただき、この博士後期課程において、すべてにおいて幅広い見 識と深い洞察、批判的思考の基本、また、皮相的な論考ではなく、哲学的な論証の必要性 を常に説かれ、堺市立図書館勤務の傍ら、本論文を仕上げるのに多大な励ましとひとかた ならないご指導をいただきました。ここに深謝の意を表します。

谷口照三先生には、経営学の立場から、図書館経営について違った角度からのご教授いただきました。常世田良先生には、今の日本の公共図書館が抱える課題と、様々なアイデアをご教授いただきました。

また、北克一先生には大阪市立大学大学院創造都市研究科在学中のときから公共図書館での電子書籍の利活用について専門的な立場から、常に正確な論証についてご指導いただきました。

最後に、志保田務先生には、大学時代に図書館学を学ぶ最初のきっかけを作っていただき、また、研究活動に背中を押していただき、いつもたくさんの機会を与えてくださいました。本研究においても、山本先生がアリゾナ大学留学の折に、谷口先生とともに、ご指導いただき、ここに感謝の意を表します。

お世話になった先生方には、未熟な実務家研究者としての私に対して、親身にご指導いただき、感謝いたします。